多賀城市文化財調査報告書第一五三集

多賀城市の歴史遺産

市川村

多賀城市教育委員会

序文

多賀城市では、市内各地域に残る歴史遺産の保全・活用を図るため、平成二五年度から、市内全域を対象とした文化財調査を行ってまいりました。この調査は、江戸時代に本市域に存在した一三の村ごとに実施し、平成二五・二六年度の八幡村からはじまり、市民の皆様の御協力をいただきながら、令和二年度ですべての地域の調査が完了いたしました。

地域の文化財は、人々の生活や風景に溶け込み、とても身近なものであるため、その価値や魅力に気付きにくいという側面があります。しかし、これらの文化財を通じて地域の歴史を知り、保存・活用を図ることで、郷土愛を育むより豊かな地域の歴史を描くことができると考えております。

本書で対象とした市川地区は、本市の北部に位置し、奈良、平安時代に中央政府の東北地方支配の拠点である多賀城が置かれた地域です。その大部分は特別史跡に指定され、長年史都多賀城としての魅力発信の中心地であると同時に、様々な制約が課されてきた地域でもあります。市川地区には信仰の中心となる寺社仏閣などが多く、棟札や奉納物といった資料が多数確認できました。また史跡として保存されてきたことから、墓標や供養塔などの石造物が大きな場所の移動もなく残されており、貴重な調査結果を得ることができました。本書は、その調査成果をとりまとめ、収録したものです。本書が地域の歴史をより深く知りたいと願う人々の期待に応えられれば幸いです。

結びとなりますが、本書を作成するにあたり、御協力いただきました方々に対し、心から御礼を申し上げ、挨拶といたします。

令和四年三月

多賀城市教育委員会
教育長　麻生川　敦

例　言

一　本書は、多賀城市内全域を対象とした歴史・民俗調査の報告書であり、その第七冊として作成したものである。

二　本書で対象としたのは江戸時代の市川村である。

三　調査は平成三一年四月から令和三年三月に実施した。埋蔵文化財調査センターの伊藤文昭、千葉孝弥（当時）、瀧川ちかこ、山極優子が担当し、仏像については、東北芸術工科大学の長坂一郎教授、白鷹町教育委員会の石井紀子氏に依頼し、その成果は「附章　仏像調査」として収録した。

四　本書の執筆は、第一一章を山極、第一二章を瀧川、附章を長坂・石井、それ以外を千葉が担当し、編集は山極が行った。

五　本書では頻出する『多賀城町誌』、『多賀城市史』の引用にあたり、『町誌』、『市史〇』の略称を使用した。

六　調査に関する諸記録及び資料は、多賀城市教育委員会が保管している。

七　本書の作成にあたり、次の方々より協力をいただいた。

宮城県公文書館
宮城県図書館
鹽竈神社博物館
古梅園（奈良県奈良市）
永広昌之氏（東北大学総合学術博物館協力研究員）
長坂一郎氏（東北芸術工科大学教授）
石井紀子氏（白鷹町教育委員会）
陸奥総社宮
玉川寺
市川地区の皆様

目次

序文
例言
目次
第一章　平成三一・令和二年度の調査概要……1
第二章　地図と写真に見る地域の変化……2
第一節　絵図……2
第二節　地図……8
第三節　航空写真……16
第三章　地理的・歴史的環境……18
第一節　地理的環境……18
第二節　歴史的環境……20
第四章　地名と屋敷名……22
第一節　地名……22
第二節　屋敷名……28
第五章　寺社仏閣……30
第一節　神社……30
第二節　寺院……54
第六章　石造物……58
凡例・分布と概要……58
第一節　板碑……62
第二節　近世・近代の供養塔……73
第三節　高低几号標・道標……140
第四節　石鳥居・幟立・石燈籠・手水鉢……153
第五節　記念碑・顕彰碑・沿革碑ほか……168
第六節　墓標……185
第七章　札類・扁額・絵馬……222
第一節　棟札・遷宮札……222
第二節　扁額……263
第三節　絵馬……264
第八章　金工……312
第一節　擬宝珠……312
第二節　懸仏……315
第九章　什器ほか……316
第一〇章　奉納品……318
第一節　舟形……318
第二節　足形……326
第三節　草鞋形……328

第四節　脛巾形……330
第五節　男根形……332
第一一章　民俗……342
第一節　地域の概要……342
第二節　人々のつながり……344
第三節　神社・寺院・小祠……348
第一二章　地誌・名所……356
第一節　地誌……356
第二節　名所……379
第一三章　近現代の市川の風景……388
参考文献……398
石造物一覧表……400
附章　仏像調査

第一章　平成三一・令和二年度の調査概要

旧市川・浮島村を対象として文化財調査を実施した。これらの二ヶ村は多賀城市中央部の丘陵部から沖積地にかけて位置しており、農業生産を基盤とした地域でありながら、塩竈街道が通過することで多くの人々の往来があった地域である。市川地区には近世以来の集落の中に神社や小祠など古い建造物がよく残されており、古代には多賀城が置かれ、近世には歌枕壺碑が注目されたこともあって多くの地誌等でも紹介されている。

石造物の調査は、中世・近世の石造物の調査から開始し、多賀城市史や昭和五七年に三崎一夫氏が作成した調査を行ったもの以外にも多くのものの拓本をとり、墓標関係では鹽竈神社の社人志賀家の墓地や、一七世紀前半に始まる佐藤家墓地の調査を行った。市外では奈良市で古くから墨の製造・販売業を営む古梅園において「つぼのいしぶみ道標」の調査を行い、その結果、中世の板碑、近世の供養塔、石燈籠、記念碑、墓標等三〇四基について資料化することができた。

荒脛巾神社や貴船神社では、多くの奉納物の調査を行い、神社の歴史や信仰のあり方を考える上で大きな成果を得ることができた。

仏像は東北芸術工科大学の長坂一郎氏、白鷹町教育委員会の石井紀子氏に依頼して、令和三年二月に玉川寺で調査を実施し、その成果は附章として本書に収録した。

民俗調査では、季節ごとの神社の祭礼や寺院の行事について記録し、地域や暮らしの変化について、四〇人から聞取り調査を行った。

宮城県公文書館では、近代の多賀城の保存に関わるもの、また実現には至らなかったが壮大な多賀城神社建設関係資料が保管されていたことから、それらについて調査を行い、資料化を図った。

古梅園（奈良市）

浮嶋神社

陸奥総社宮例祭

第１図　平成 31・令和２年度調査対象地域

浮島の三山塔

第二章　地図と写真に見る地域の変化

第一節　絵図

宮城縣管轄陸前國宮城郡市川村　　宮城県図書館蔵（59.5 × 40.5cm）

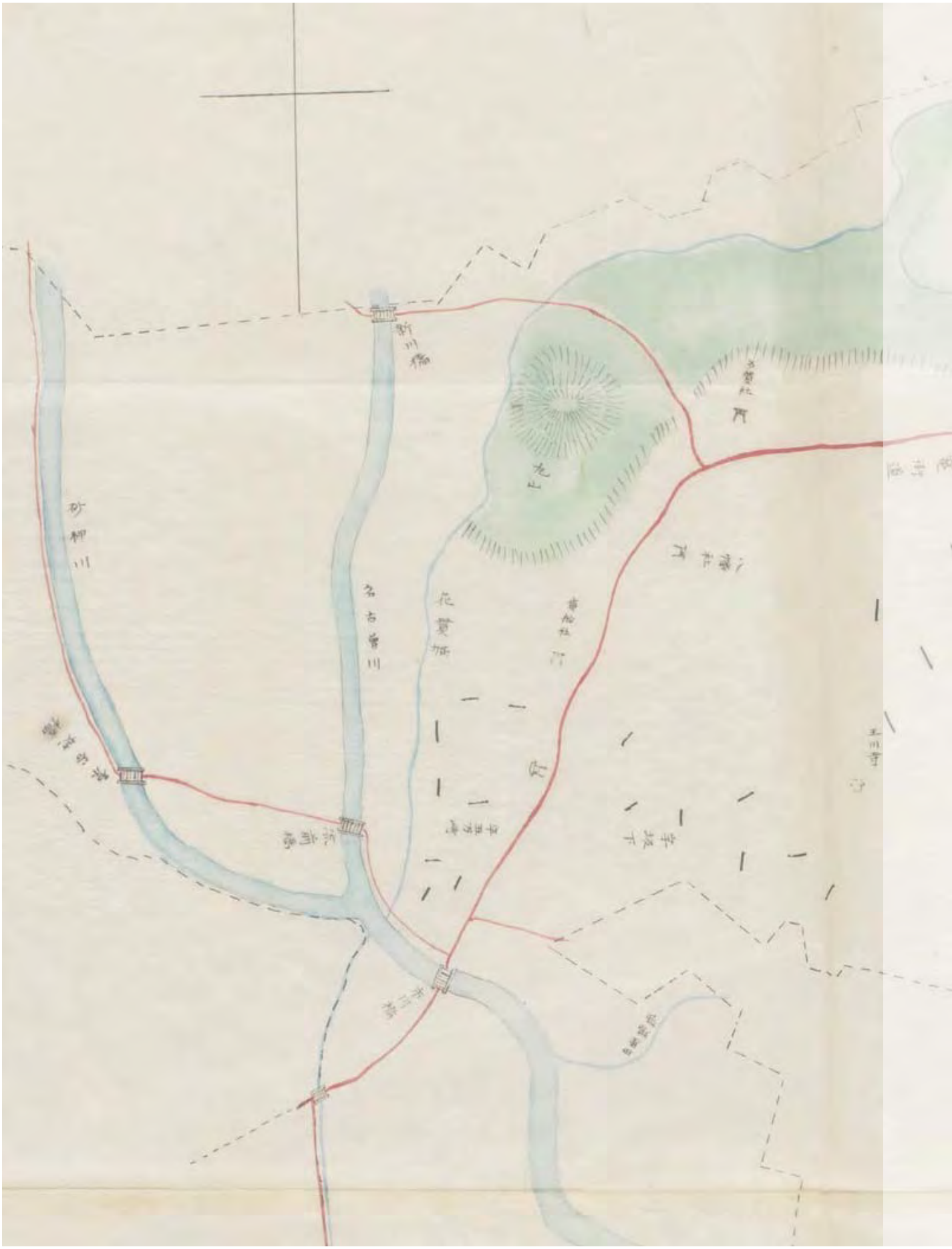
新川橋
名古屋川
花菱橋

宮城郡市川村繪圖　宮城県公文書館蔵（83 × 90cm）

多賀城古趾の図（83 × 90cm）

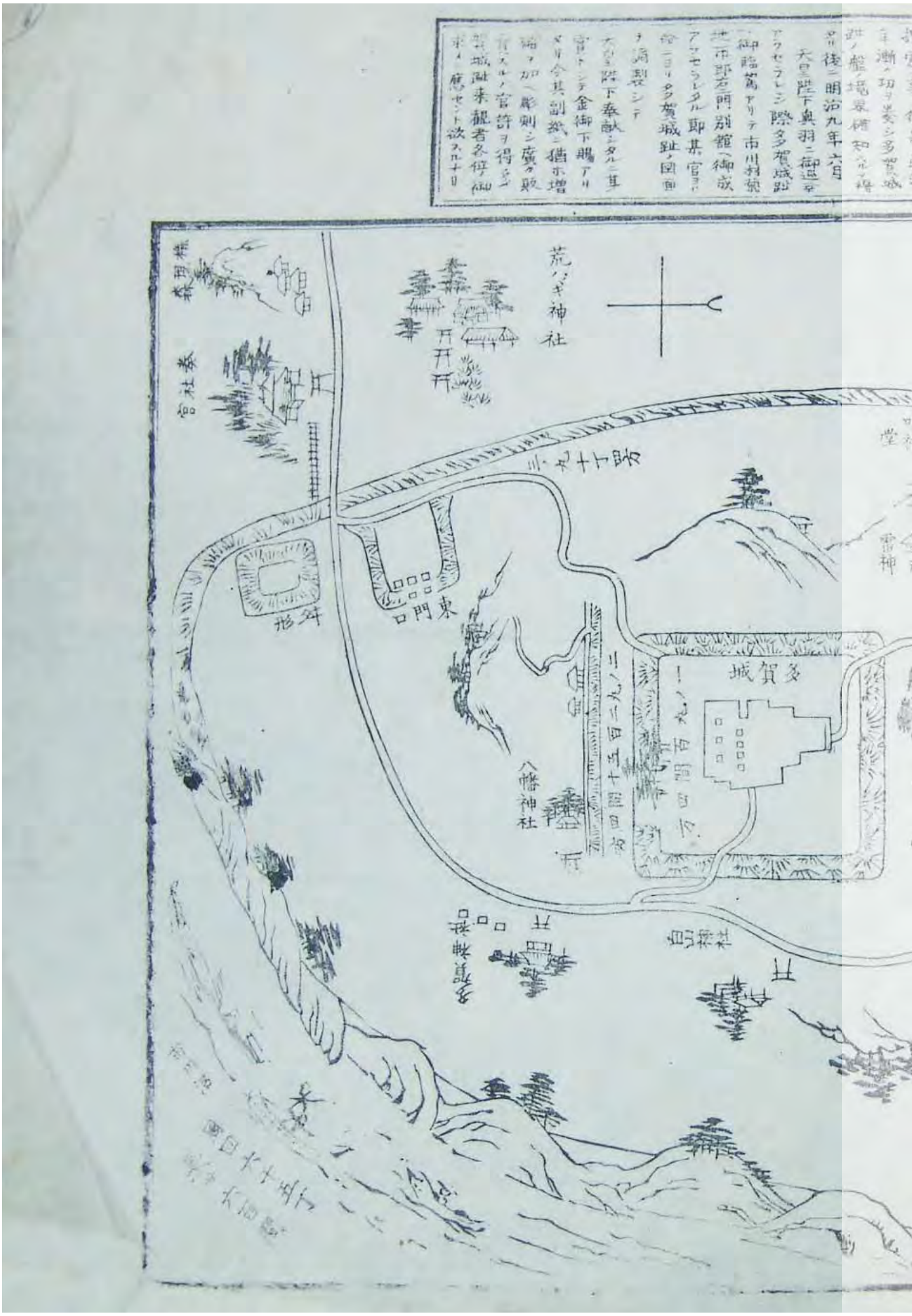
荒ノギ神社
東門
多賀城
八幡神社
雷神
多賀神社

市川地区周辺地図１（明治 24 年第二師団参謀部測量・製版）

0
500m

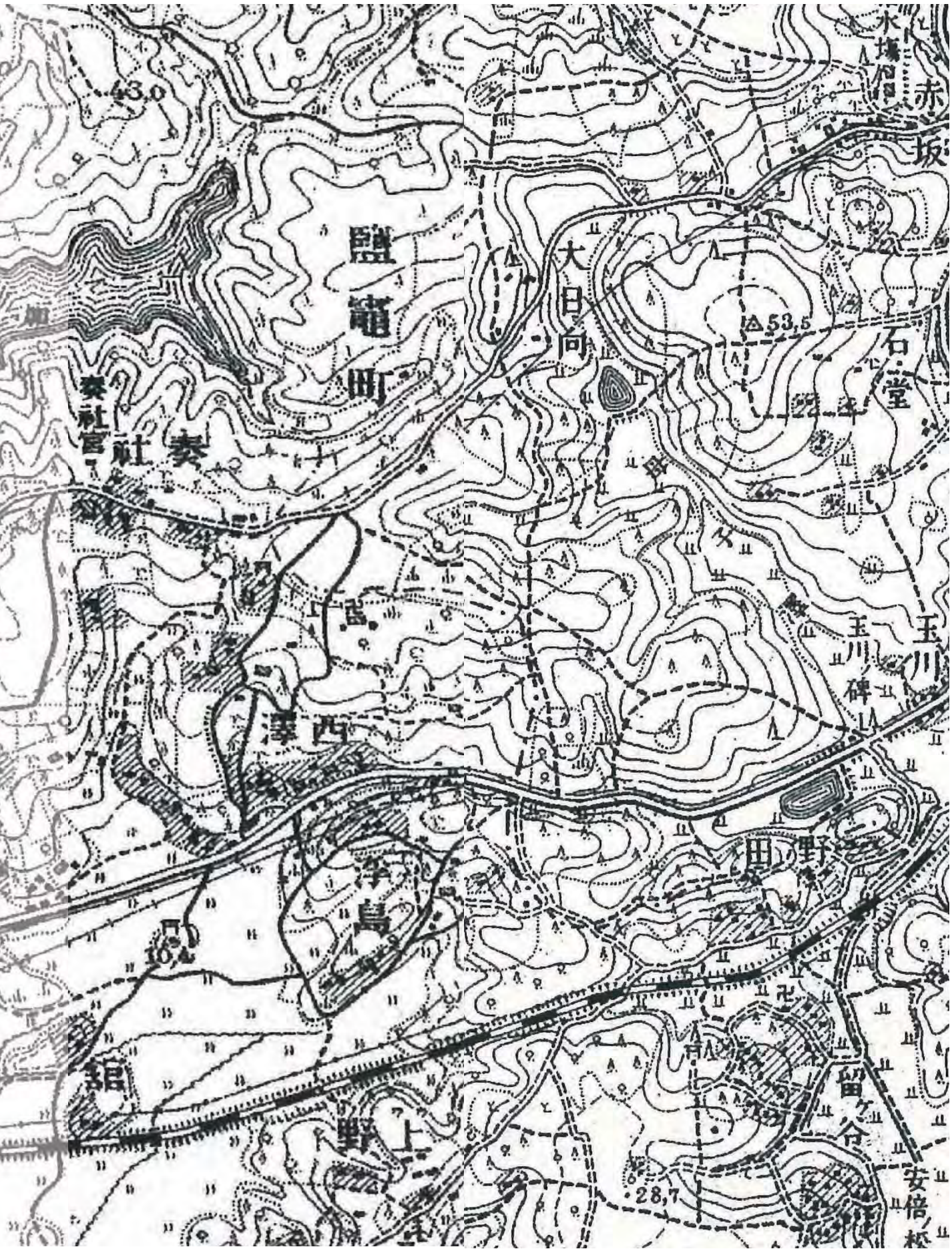

市川地区周辺地図２（昭和６年国土地理院発行）

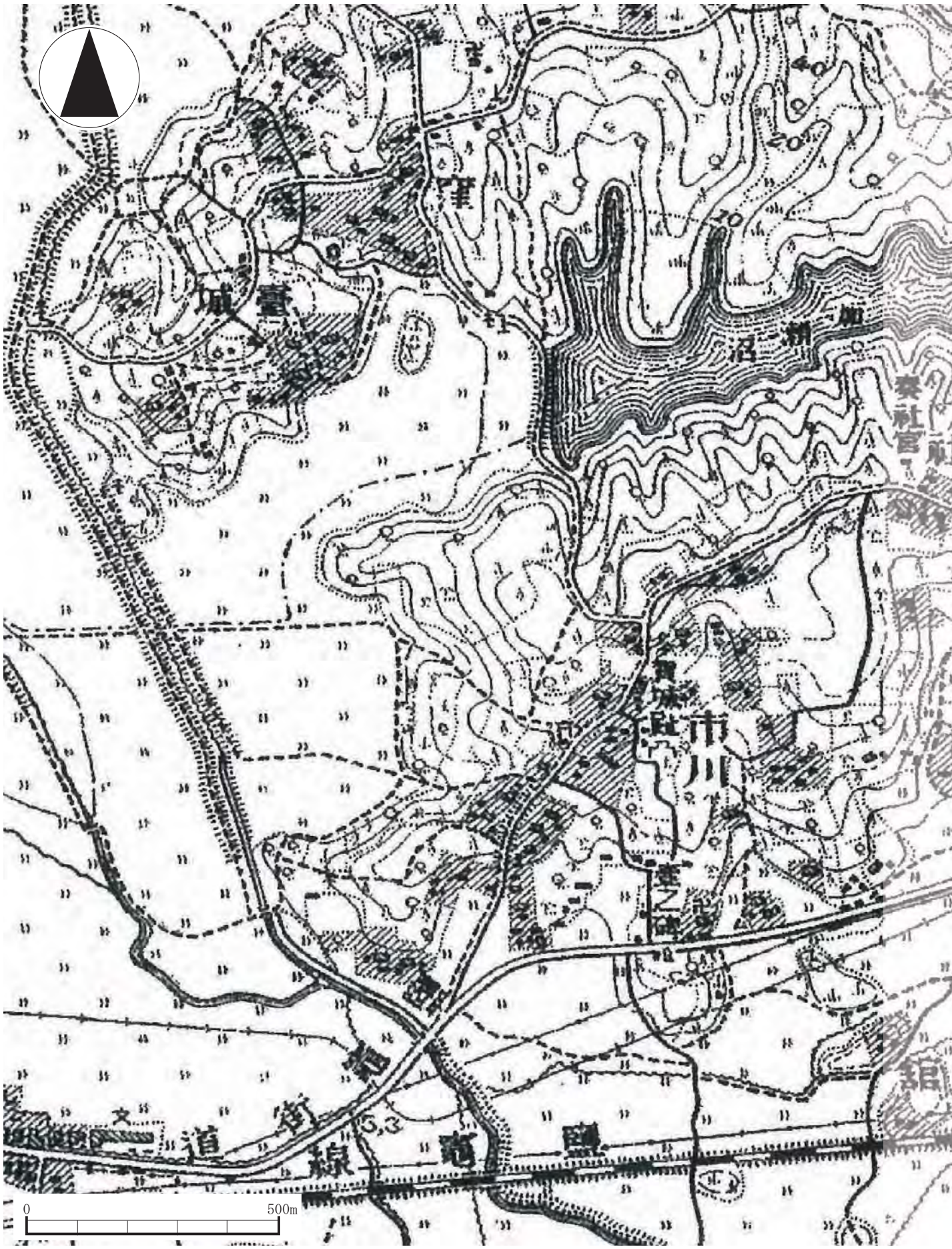
城臺
沼
市川
道
街
線
0
500m

市川地区周辺地図３（昭和 13 年）

名古曽川
王山
花木
0
500m

市川地区周辺地図４（昭和 44 年）

0
500m

第三節　航空写真

市川地区周辺航空写真１　（昭和 22 年米軍撮影）

市川地区周辺航空写真２　（昭和 36 年国土地理院撮影）

第三章　地理的・歴史的環境

第一節　地理的環境

旧市川村は、現在の行政区では市川であり、住所は大字市川、大字浮島字田屋場である。

「風土記御用書出」には、

一南ハ当郡田中村境当村分杉之崎と申所より
一北ハ当郡加瀬村境当村分浮谷地と申所迄
一東ハ当郡浮嶋村境当村分作貫と申所より
一西ハ当郡南宮村境当村分原谷地と申所迄

と四至を記している。

杉之崎は、市川村の南東部に位置し、明治初年の市川村絵図では、砂押川の左岸にあって、大行、軽臼、長泥の東側の「松崎囲」と表記された囲がそれにあたると考えられる。高平（浮島村）の西、丸山（高崎村）、花木（田中村）の北に接した位置にあり（註1）、現在は一帯が水田となっている。

北側の加瀬村とは、ほとんど加瀬沼の中に境界があるが、加瀬沼の西側の低湿地において「○○谷地」のような谷地に関する地名は「後谷地」があるのみである。「浮谷地」という字は「書出」以外では確認できない。

東側の作貫は現在も市川地区南東部に、西側の原谷地は北西部に地区名として現在も残っている。

市川地区の地形は、北半部が丘陵、南半部が低地と大きく二分され、北側には加瀬沼、西側には砂押川がある。

現在丘陵部の大部分は山林と耕地で、旧塩竈街道沿いに市川の集落がある。一方、南半部の低地については、市道新田浮島線北側の西半部は水田であるが、東半部は中央公園、県道の南側の城南地区は住宅地、商業地区として造成されているため、概ね平坦な地形となっているが、中央公園や城南地区が造成される以前は一面が水田であった。

北半部の丘陵は、塩竈方面から延び、最も高い多賀城跡東門付近で標高五二・六メートルである。現在加瀬沼となっている丘陵北側は、西方

市川地区航空写真（平成 10 年頃）

向に開く谷の入口を塞ぐことで造成した人工の溜池である（註2）。沼に面した北側は急斜面となっているが、南側と西側は概ね緩斜面となっている。

南半部の低地は、かつては自然堤防、旧河道、後背湿地が入り組んだ複雑な地形であった。発掘調査では、古墳時代から近代にいたる砂押川が複雑に重複している状況を確認しており、丘陵に近い地区は標高約四メートルであるが、城南地区南端部周辺では約二メートルと約二メートルの比高があった。八世紀後葉から一〇世紀にかけて、多賀城南面に形成されたまち並みが衰退するとこの低地は一様に湿地化したようで、近世に水田となって現代に至っている。

市川橋付近から政庁跡方面を写した絵葉書（大正 14 年～昭和 35 年）

市川橋付近から政庁跡方面を臨む（平成 30 年）

註１　昭和二六年の町制施行後のものではあるが「多賀城町地区別平面図」にそれらの位置関係が示されている。

註２　第六章石造物の「記念碑・顕彰碑・沿革碑ほか」に収録した「協心同力」碑に造成の経緯が記されている。

第二節　歴史的環境

市川地区で発見された遺跡で最も古いものは金堀貝塚である。縄文時代前期の貝塚で、ハマグリや海水魚の骨が採集されていることから、現在の海岸線から約五キロメートル内陸に位置する金堀は当時海水域であったことが知られ、海岸に近い丘陵部には集落があったと考えられている。弥生時代の遺跡は未発見であるが、五万崎遺跡では古墳時代前期の方形周溝墓が発見されており、高崎地区に含まれるが城南地区南端部の低地からは、杭を打ち込んで護岸した水路が見つかっており、砂押川の右岸の多賀前地区（山王）では同時代の水田が発見されている。中期・後期の遺跡は多賀城跡の南面に建設された県道泉塩釜線の調査で河川が発見されており、砂押川採集資料の中にも後期の土器が多数含まれている。市川から山王にかけて自然堤防が形成され、おおよそ平坦な地形となったのは後期頃と考えられる。

八世紀になると多賀城が創建され、鎮守府や陸奥国府が置かれたことで、軍事と行政を担う東北の拠点として整備されていく。神亀元年の創建以来段階的に整備が進められ、九世紀になると城外に方格地割が施工されてまち並みが建設されるなどさらなる広がりを見せるようになる。まち並みは一〇世紀後半頃には衰退したとみられ

政庁跡（東北歴史博物館提供）

古代都市多賀城（早川和子画）

るが、城内の官衙は一一世紀中頃まで存続したと考えられている。

中世になると多賀国府の名が史料上に現れるようになり、文治五年の奥州合戦で藤原氏を滅ぼした源頼朝は、平泉からの帰途多賀国府に立ち寄り、今後の施政方針を定めたことが「吾妻鑑」に記されている。鎌倉幕府の支配下に置かれた陸奥国には守護が置かれず、伊沢家景が陸奥国留守職に任じられた。家景は陸奥国府を拠点とし、その子孫は留守氏を名乗って特別行政区「高用名」を支配した。この時期の陸奥国府所在地については確定的ではないが、一二世紀の遺構、遺物は、古代に多賀城が置かれた市川の丘陵部から多数発見されており、有力な候補地と考えられる。

伊沢家景の墓（利府町）

鎌倉幕府滅亡後、建武新政によって多賀国府には義良親王を奉じた北畠顕家が下向した。南北両朝並立後、多賀国府は南朝方の拠点となるが、次第に北朝方が優勢となり、北朝内部の主導権争いを経ながらも常に争奪の対象となった。やがて北朝方の優位が確定すると衰退し、一四世紀後半頃に消滅したと考えられている。この時期の市川地区の様子については明らかではなく、国府の中心は七北田川流域に移っていたと考えられるが、依然として留守氏の支配するところであり、それは天正一八年（一五九〇）の豊臣秀吉による奥羽仕置まで続いた。留守政景は独立大名としての立場を失い、伊達政宗によって黒川郡に移されるが、これによって鎌倉時代から続いた留守氏と宮城郡の関りは途絶えた。

宮城郡東部の地域は伊達政宗の所領となり、港湾として栄えた塩竈は商業活動や娯楽の一大拠点として、多くの人々の往来で賑わった。市川は仙台から塩竈に通じる街道沿いの一集落であった。

また、四代藩主綱村の時に行われた領内の名所旧跡整備の結果、歌枕壺碑が注目され、俳聖松尾芭蕉をはじめ多くの文人墨客が市川を訪れて、地誌や紀行文にその足跡を残した。古代多賀城の面影を求める人々もあり、「封内土産考」（『仙台叢書』第三巻）には、古代多賀城の瓦「多賀瓦」で作った硯は風流人に喜ばれたと記されている。

地元住民の多賀城へ関心は、江戸時代後期には既にあったことが知られ、礎石の持ち出しを禁じ、畑への施肥を行わないという意識は、やがて所有地の一部を献上する住民も現れ、多賀城保全の意識は明治、大正、昭和を通じて醸成され、やがては多賀城神宮建設という構想に向かっていくこととなる。

多賀城碑の絵葉書
（大正 14 年～昭和 35 年）

第四章　地名と屋敷名

第一節　地名

市川村の地名については、安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」に小名として表示されているものがあり、小名とは表示されないが地名として表示されているものもある。

明治九年の「陸前国宮城郡各村字調書」には、村名、大字、小字がそれぞれ読み仮名を伴って書き出されており、字名に関する基本資料となっている（表１）。

昭和八年には三塚源五郎が『多賀城村聚落の機構　地名の研究』（私家版）を著し、主な地名の由来等について紹介している。三塚の研究には、安易な想像と見られる部分も含まれてはいるが、昭和八年当時の地域の様子を知る上で参考になる部分が多い。私家版であるため、漢字は当用漢字に、仮名遣いは現代語風に改め、句読点を補って可能な限り原文を引用した。

表１　市川村小字

	風土記御用書出		宮城郡各村字調書
	小名	小名以外	
原谷地			○
中谷地			○
西久保			○
五万崎			○
五反田			○
鯲田			○
花貫			○
長泥			○
軽臼			○
杉崎			○
大行			○
八反田			○
川田			○
田屋場			○
作貫			○
城前			○
坂下			○
金堀			○
丸山			○
後谷地			○
六月坂			○
大畑			○
大久保			○
伊保石			○
奏社			○
金沢			○
金山		○	
松葉		○	
立石		○	
山岸		○	
後口谷地		○	
沼畑		○	
浮谷地		○	

昭和四二年刊行の『多賀城町誌』には、町内の歴史が江戸時代の村単位でまとめられており（第四篇近世史　第七章江戸時代　六　区誌）、その中には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれている。

以下、「風土記御用書出」は「書出」、「陸前国宮城郡各村字調書」は「調書」、『多賀城村聚落の機構　地名の研究』は『研究』、『多賀城町誌』は『町誌』の略称により記述する。

市川（いちかわ）市川という川の名から起こった地名。昔多賀城のあった時代その川原で市が立ったためといわれている（『研究』）。上流は利府村名古曽という所より発したる名古曽川と同村菅谷より来る砂押川と浮八幡の所にて合流し、笠神大代を経て湊浜に注ぐ。もとは玉川と言ったこともあったようで、市川橋を玉川橋と書いているものもある。鴻の池の水源地である玉の泉といっていかなる旱天にも涸れない清水があるため、そこに建った寺を玉川寺といった。この寺は明治二〇年に火災にかかってから現在の地に移転した。

荒脛巾（あらはばき）「書出」では荒脛巾神社の小名としている。

以保石（いぼいし）・**伊保石**（いぼいし）小石が「イボ」のようについていた大石のあった所か（『研究』）。

砂押川

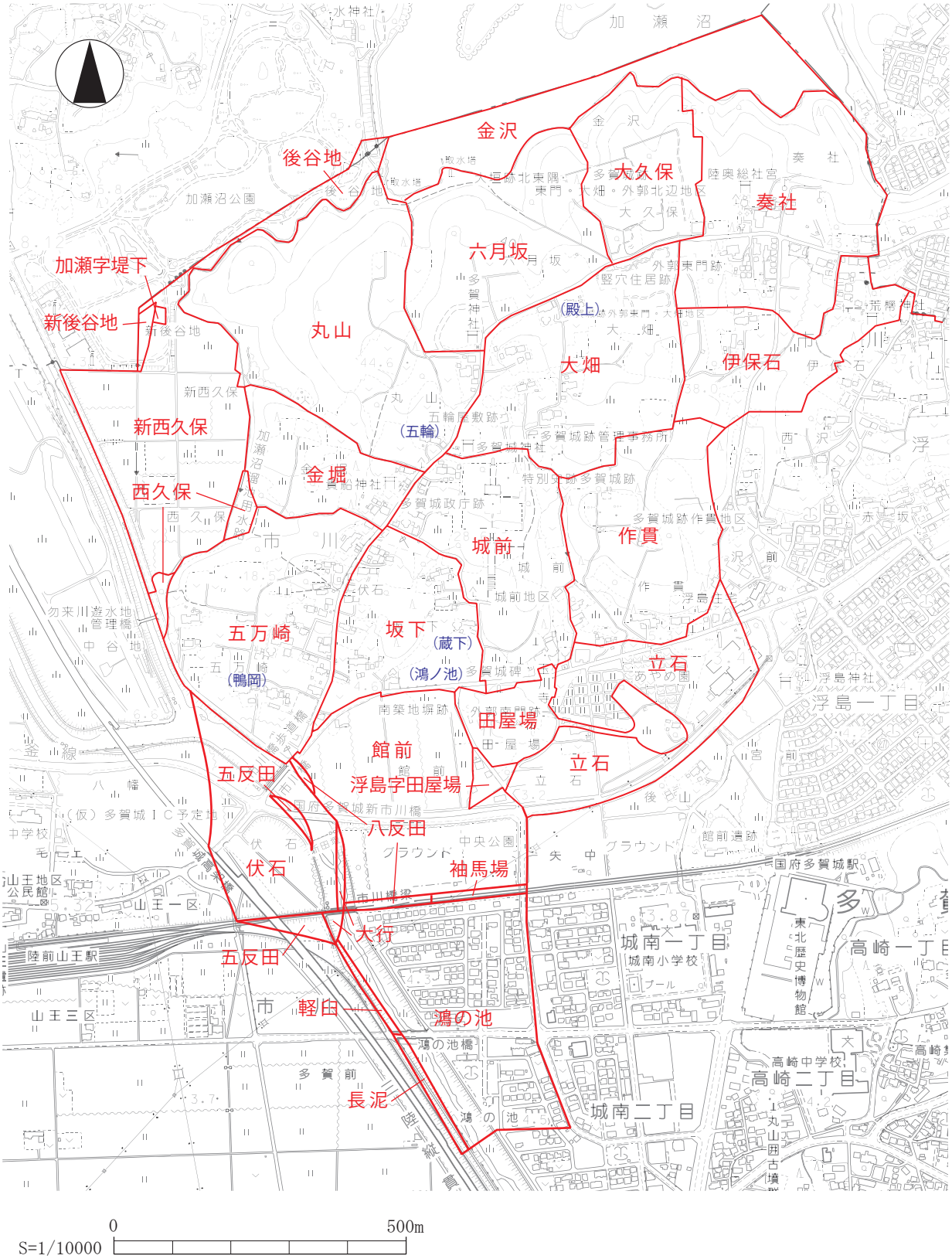
金沢
後谷地
大久保
奏社
六月坂
加瀬字堤下
新後谷地
丸山
大畑
伊保石
新西久保
金堀
西久保
城前
作貫
五万崎
坂下
立石
田屋場
館前
五反田
浮島字田屋場
八反田
伏石
袖馬場
大行
五反田
軽田
鴻の池
長泥
加瀬沼
加瀬沼公園
水神社
(殿上)
(五輪)
(蔵下)
(鴻ノ池)
(鴨岡)
浮島一丁目
城南一丁目
城南二丁目
高崎一丁目
高崎二丁目
国府多賀城駅
陸前山王駅
山王一区
山王三区
0
500m
S=1/10000

第２図　市川字名分布図

浮谷地（※）北側の加瀬村との村境（「書出」）。

後口谷地・後谷地（うしろやち）「書出」では、堤の項で「大堤」の名称の脇に「後口谷地」と添え書きしている。「当村幷当郡加瀬村田中村八幡村浮島村右五ヶ村入合　惣溜高弐百九貫三拾壱文」と記されたこの大堤は、東側に入り込んだ谷の出口をふさいで溜井（加瀬沼）とした堰堤であり、その背後に広がる谷地から生じた名称であろう。

大久保（おおくぼ）

大畑（おおはた）全部畑である。本村としては、畑の地名は東田中の沼畑とただ二か所のみである（『研究』）。

金山（※）「書出」では白山社の小名としている。白山社は現在貴船神社と呼ばれている神社と同一のもの（第五章第一節参照）。

金沢（かなざわ）金山、金澤、黄金澤（もとは小蟹澤）等、金に関係ある地名があるが、金を掘った形跡がない。現在も金属がありそうでない（『研究』）。

金堀（かなほり）

鴨岡（かもおか）八木氏の地。昔浮八幡の周囲が沼であった時代、鴨が群集してあった岡（『研究』）。

軽臼（かるうす）

川田（かわた）

蔵下（くらした）鴻ノ池の近傍。もと倉庫でも建ち連なっていた所か（『研究』）。「仙台金石志」には「玉泉寺の蔵ありし所なるへし」と記している。

鴨岡

鴻ノ池（こうのいけ）国府の池。今はやっと形だけ存している（『研究』）。

黄金澤（こがねさわ）「書上」の名水の項に「こかね沢清水」があり、「往古金ノ蟹住候由申伝候」と記している。

五反田（ごたんだ）

五万崎（ごまんざき）昔多賀城時代五万の大兵を集合した所といわれている。「延暦8年3月諸国の歩騎兵五万二千八百餘人多賀城に会し各道を分けて胆沢の戦地に進軍」と日本史に有るから、五万の兵を集合したということもまんざら伝説とばかりは言われない（『研究』）。「奥州名所図会」巻之二では挿図中の五万崎に「こまさき」の振り仮名がある。鹽竈神社の社人高橋大隅掾の覚書に「市川村胡麻崎と申す處に住居仕り候屋敷」との記載があり（古川　一九三〇）、この屋敷は五万崎屋敷とされてい

鴻ノ池

五万崎

る（高橋　一九八一）。

五輪（ごりん）五倫とも書く。佐藤熊之助氏宅西一丁程の所。丸塚二つ、一方には五輪あり。高官の奥方の墓との伝説、今は内神として五輪さまと崇めている。他の一つは三角形の無銘の石が立っている。多賀城時代の古墳であろう（『研究』）。

作貫（さっかん）東側の浮島村との村境（「書出」）。「書出」では「さくぬき」と読みが付されており、寛文一三年の人数改帳に「作之木屋敷」とあるものは作貫屋敷のことであろうから、もとは「さくぬき」と読んだのかもしれない。『百姓壱人前持高』には、作貫前に、上々田に区分される良好な田地が多く記されている。

坂下（さかした）塩竈街道が通る市川の丘陵部の坂道が山岸坂であることから、その坂の下という意味であろう。

城前（じょうまえ）多賀城内城址前（『研究』）。

坂下

五輪

新田（しんでん）大畑の内にあり。田わずかにあり。新開墾地という意か（『研究』）。

杉崎（すぎのさき）南側の田中村との村境。「書出」に「杉之崎」と記載。

勢至堂山（せいしどうやま）丸山東北ニ在ルナリ。相伝フ。昔シ山上ニ勢至堂アリ。今移シテ浮島村法性院ノ側ニ在リ。茲ニ其趾ヲ存ス（「鹽松勝譜」）。

奏社（そうしゃ）奏社宮のある所（『研究』）。「書出」では村鎮守奏社明神社の小名を「奏社宮」としている。

大行（だいぎょう）お行屋でもあった所か。もと市川のお行屋は現在の八木氏の前の市川べりにあった。大行といえる所はそれより少し下流になっている（『研究』）。

館（たて）「書出」では、古館の項で「多賀城跡」の名称の脇に「館」と添え書きしている。

立石（※）「書出」では、古碑の項で「壺碑」の名称の脇に「立石」と添え書きしており、「仙台金石志」では壺碑と呼ばれた多賀城碑が立石であるとされている。

田屋場（たやば）浮島にもあり、土地は続いている。その近傍浮島分に袖馬場、矢中等の地名があるから、昔多賀城時代矢場や馬場があった所であろう（『研究』）。

殿上（でんじょう）大畑の内、内城址の後方にあり、昔高貴の方の居館のあった所か（『研究』）。

鯰田（どじょうた）鯰の多くとれた地か（『研究』）。『市川村百姓壱人前持高』からは上々田や上田など良質の水田が多くあったことが知られる。

長泥（なかどろ）

中谷地（なかやち）

西久保（にしくぼ）　天明二年の「市川村本地蔵入当毛不作畝坪毛揃書上」に、畑地がなく田地のみの耕作地で半数近くが下田となっている「西窪(にしのくぼ)」がある。五万崎、金堀の丘陵部と、勿来川に挟まれた西久保のことと考えられる。

沼頭（ぬまかしら）「書出」の川の項で、「(市川の）川上は当郡森郷惣ノ関堤より出で、当村沼頭と申す所にて当郡加瀬村砂押川へ落ち合い、流れ来ると申し候事」とあり、砂押川に落ち合う市川とは勿来川のことであろうが、二つの川が合流するところを沼頭としている。

八反田（はったんた）『百姓壱人前持高』に記載された田地はほとんどが下田と下々田となっている。

花貫（はなぬき）高崎、東田中では花ノ木と書く。同じ地続きである。何か花の咲く木の存在したためか（『研究』）。『奥州名所図会』巻之一に「花の樹封彊　多賀城跡の南へつづきて、八幡の方へ往く道なり」、巻之二に「市川村（市川橋・諏訪小祠・花の木どて）共に、市川村の内なり」と記されている。封彊の読みは「どて（土手）」。

原谷地（はらやち）西側の南宮村との村境（「書出」）。

松葉（※）「書出」では八幡社の小名としている。八幡社は多賀城政庁跡の北側にあった。

丸山（まるやま）

山岸（※）「書出」では、坂の項に「山岸坂　長六十五間／國分原町より当郡塩竈江之通路」とある。五万崎、六月坂を経て陸奥総社宮の前を通る塩竈街道の坂道が山岸坂と見られる。

六月坂（ろくがつざか）急な坂で極寒に登っても土用の六月同様大汗が流れるから（『研究』）。

※は読み不明

松　葉

西久保

六月坂

山岸坂

このほか、天明二年（一七八二）に市川村の農民が一戸ごとに持つ田畑や屋敷地の調査を行った際の記録「市川村百姓壱人前持高」には、一二〇近い田畑の名が記されており、それも地名ととらえることができる。この資料によって、掲載された地名が江戸時代中期の天明二年には存在したことが知られる。また、この資料には田と畑それぞれが上々、上、中、下、下々の五段階に区分されており、下々田などは泥が深く収穫量が少ない田を指すと見られることから、名称の由来を考える際参考になると考えられる。

以下、同年の「宮城郡市川村新田御蔵入御給所取合百姓壱人前持高セ代改牒」で補い（※で表示）、地目ごとに書出すと以下のとおりである。

表２　天明２年　市川村百姓壱人前持高

名称	畑	田	その他
あかせき		●	
阿らはゝき	○		
あら町	○		
ありまち	○		
いかつち	○		
いかつち宮	○		
石塚	○		
いしつつ	○		
いせ堂	○		
壱本柳		○	
石苗代		○	
いほいし・いほ石	○	○	
上野た		○	
上野畑	○		
丑田（※）		○	
後谷地		○	
大きう		○	
大きた		○	
大くほ	○		
大土田		●	
大とめ		●	
おはた・大はた	○	●	茶畑
大道	○		
折窪（※）		○	
かかみた・鏡田	○	○	
かな沢・金沢	○	○	茶畑
からうす		○	
川おし・川押		○	
川越し		○	
川渕		○	
川まへ・川前		○	
きう田		○	
きう畑	○		
きき作・木々作	○	●	
きけ作		○	
北やち		○	
九蔵作	○		
小いち川		○	
小金沢	○	○	
国司やしき	○		

名称	畑	田
ごりん	○	
才布（※）		○
さいふか沼		○
さうさ（そうしや※）	○	○
さうさ宮	○	
作貫前	○	○
沢		○
しかとうけ	○	
下やち（下谷地※）		●
白とふけ・白峠	○	
城前		○
白山	○	
白山田		○
杉のさき・杉の崎・杉崎		○
すな畑・砂はた	○	
たい	○	
大工田		○
たていし	○	○
田はた	○	
たやは		○
ちきり		○
ちこくたないけ・地獄種池		●
ぢやうの前	○	○
ちん田	○	●
ちん畑	○	
津かた（塚田※）		○
寺前	○	○
天井（殿上か）	○	
とかりやち		○
どじゃう田		○
斗田		○
なかい	○	
長とろ		●
中やち・中谷地		●
流		○
ならい	○	
にし沢		○
にしのくほ（西窪※）		●
西屋しき		○
西谷地		○

名称	畑	田	その他
弐反田		○	
ぬま頭		○	
沼木		○	
沼はた・沼畑	○	●	
沼向		○	
はした		●	
橋本（橋元※）		●	
八反田		●	
花貫		○	
林下	○		
原		○	
はらた・原田		●	
はら町		○	
はらやち（原谷地※）		○	
はりた・はり田	○	●	
はりやち		○	
東	○		
東沢	○		沢
舟岡谷地		○	
ほりくほ		○	
ほりた		○	
堀之内	○		
まつ木・松木	○		
松葉	○	●	
まゝ下	○		
まる山・丸山	○	○	
丸山崎		●	
丸山沢		○	
みち畑・道はた	○		
南ついち・南津いち	○		
森	○		
やしきの内	○		
やまかけ		○	
山きし			茶畑
山崎	○	○	
六月坂	○	○	
ゑんかく	○	○	
■らうす		○	
■未		○	

○：下下田以外の田及び畑　●：下下田　※：「市川村本地蔵入当毛不作畝坪毛揃書上」の記載を参照

第二節　屋敷名

市川村には、寛文一三年から文政一一年まで九件の人数改帳が残されている。人数改帳はキリシタン禁令に基づいて、村の各戸ごとに寺院の檀家であることを証明するために作成されたものであるが、人頭のはじめに屋敷名が記されていることから、時期ごとの屋敷の状況が知られるとともに、屋敷名に冠された地名の上限年代を知る資料ともなりえる。

また、「書出」には次の七つの屋敷名と軒数が記載されている。人数改帳と比較して記載された屋敷名が少なく、逆に新屋敷という分家した家の件数が多く表示されている。

一　山岸屋敷　　壱軒
一　松葉屋敷　　壱軒
一　沼畑屋敷　　弐軒
一　新屋敷　　三十一軒
一　金子沢屋敷　　弐軒
一　五万崎屋敷　　壱軒
一　作貫屋敷　　弐軒

これらの資料をまとめたのが表３であり、江戸時代前期から後期に至る市川村の屋敷の分布と推移をうかがうことができる。作貫、黄金沢、坂下、六月坂、五万崎、城前など現在も地区名として残る地名は江戸時代前期に遡ることが知られる。

このほか、「書出」や人数改帳には見られないが、「奥州名所図会」初篇巻之一に五輪屋敷の記載があり、「多賀城跡より西北に当たれり。海道の傍、農家の宅地をいふなり。鎮守府将軍藤原恵美朝臣朝獦の五輪と云ふ塔あり（これを以て宅地の名とす）。塔石大いに古く、かけ崩れて、僅かに二石を残す。塔の前に小祠を建つ。」と記されている（第一節地名「五輪」の項参照）。

『大日本地名辞書　奥羽』の「『多賀城碑』の項に「立石とは即壺碑にて、碑の辺を立石屋敷といふ」と記されている。また「伏石とは、坂の中程、作貫屋敷（安之丞宅）の傍に「弘安拾年、勧請西阿」云々の倒碑あり」との記載もあるが、伏石がある場所は城前であり、誤記と考えられる。

「仙台金石志」には、玉泉寺が多賀城跡の南側にあった頃、蔵下や寺屋敷ともいう小名があった、と記されている。

金堀地区のほぼ中央で、二つの沢に挟まれた平坦地には「サイトウ屋敷」の通称があったという（宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所　一九七四）。

奥州名所図会（五輪屋敷）　仙台市博物館蔵

表３　屋敷の推移

	寛文13年 1673	延宝４年 1676	天和４年 1684	貞享５年 1688	延享３年 1746	安永３年 1774	享和４年 1804	文化14年 1817	文政11年 1828
荒屋敷	1	1	1	1	4		5	3	3
金山屋敷	1	1	1	1	1		1	1	1
西窪屋敷	2	2	1	1	1				
作貫屋敷 (佐之木屋敷)	1	1	1	1	3	2	4	2	2
新屋敷	4	4	7	6	16	31	14	11	11
小金沢屋敷 (金小沢屋敷)	2	2	2	2	5	2	3	3	3
坂下屋敷	1	1							
六月坂屋敷	1	1	1	1	1		1	1	1
沼畑屋敷	1	1	1	1	3	2	3	2	2
五万崎屋敷	1	1	1	1		1			
漆沢屋敷	1	1	1	1					
市川屋敷	1	1	1	1					
山岸屋敷	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松葉屋敷					1	1	1	1	1
城前屋敷			1	1	3		3	3	3
伊保石屋敷					1		1	1	1
西久保屋敷							1		

五万崎の屋敷（昭和 32 ～ 39 年）

第五章　寺社仏閣

第一節　神社

一　陸奥総社宮

陸奥総社宮は、市川の東端部に近い字奏社にある。八塩道老翁神、八塩道老翁女を祭神として祀っており（宮城県神社庁　一九七六）、鹽竈神社の末社とされる（註）。

本神社は仙台方面から鹽竈方面に通じる旧塩竈街道に面して立地している。神社周辺は標高約四七メートルとこの周辺では最も高く、境内の北側から西側にかけては広い範囲に山林が広がっている。塩竈街道に面した大正三年の石鳥居をくぐると、男坂、女坂と称される石段があり、石段を上った右手に手水舎、左手に絵馬殿がある。参道正面には拝殿、

陸奥総社宮

陸奥総社宮の絵葉書（大正 14 年～昭和 35 年）

陸前國塩竈神社末社宮城郡市川村鎮座村社奏社宮景色図（鹽竈神社蔵）

その奥に幣殿、本殿があり、拝殿の西側には手水鉢や石燈籠が移設されており、東側には樹齢約六三〇年の杉と、約二五〇年の白木蓮の古木がそびえている。

平成二六年度に実施した近世社寺建築調査によると、現在の本殿は一部に貞享期の建築意匠を残すが他は正徳、享保期以降の意匠、拝殿はアジア・太平洋戦争後の造作もあるが享保期頃の意匠も残していることが明らかにされた（多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会ほか二〇一七）。

この神社については、安永三年の「風土記御用書出」（以下「書出」）や、明治期の「神社由緒調」に収録された「神社調査書」（県庁文書）があり、「鹽松勝譜」などいくつかの地誌にも記事が散見される。境内には天和三年（一六八三）の手水鉢をはじめ、正徳元年（一七一一）、安永二年（一七七三）、元治元年（一八六四）、明治一五年（一八八二）、明治三六年（一九〇三）の石燈籠、大正一二年の鳥居など多くの石造物があり、造営に伴う棟札や擬宝珠銘など紀年銘資料も現存するなど、本神社の歴史を考える上では比較的多くの資料を有するということができる。

本神社については、安永三年（一七七四）、市川村肝入市兵衛によって提出された「市川村風土記御用書出」（以下「書出」と表記）に、「村鎮守　奏社明神社」として以下のような記載があり、一八世紀後半頃の状況が知られる。

一小名　奏社宮

一勧請　誰勧請と申す義、ならびに年月ともに相知り申さず候らえども、塩竈一宮十四末社の内に御座候事

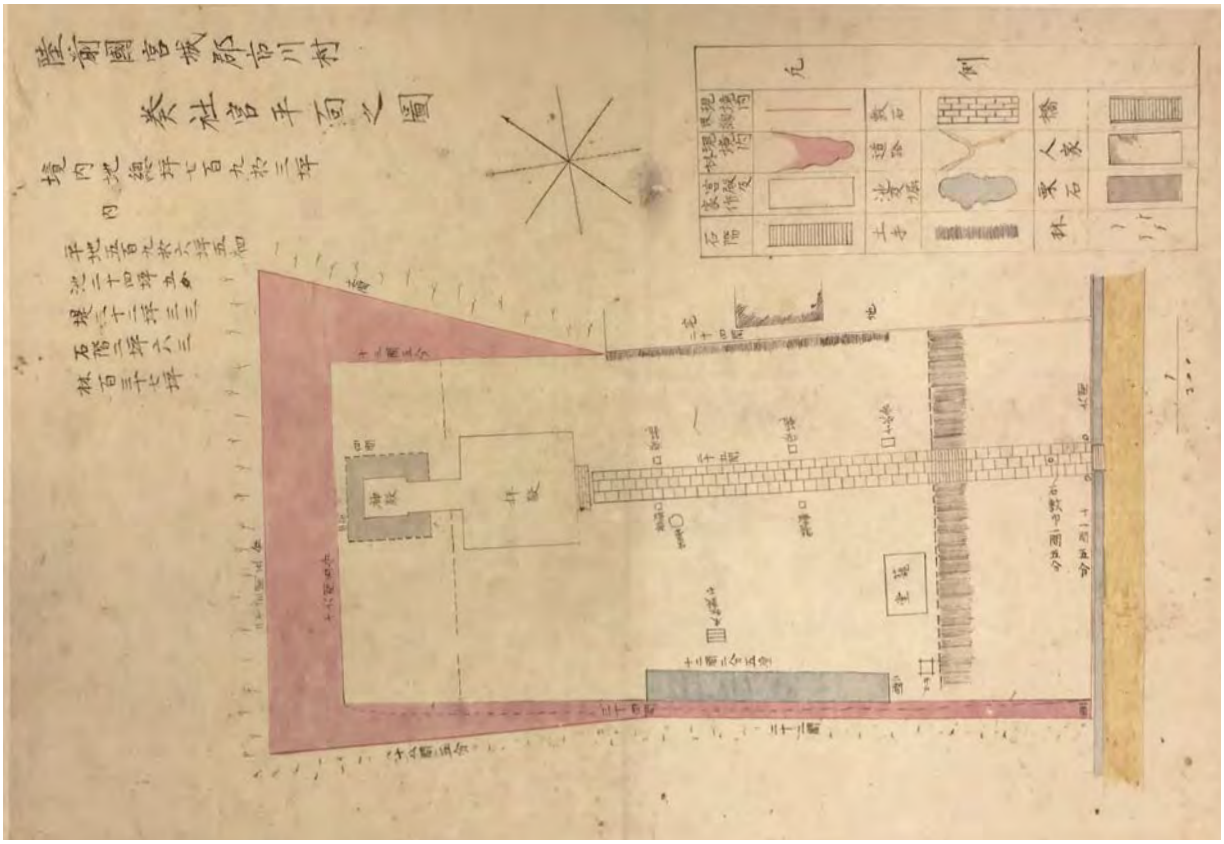

陸前国宮城郡市川村奏社宮平面之図（鹽竈神社蔵）

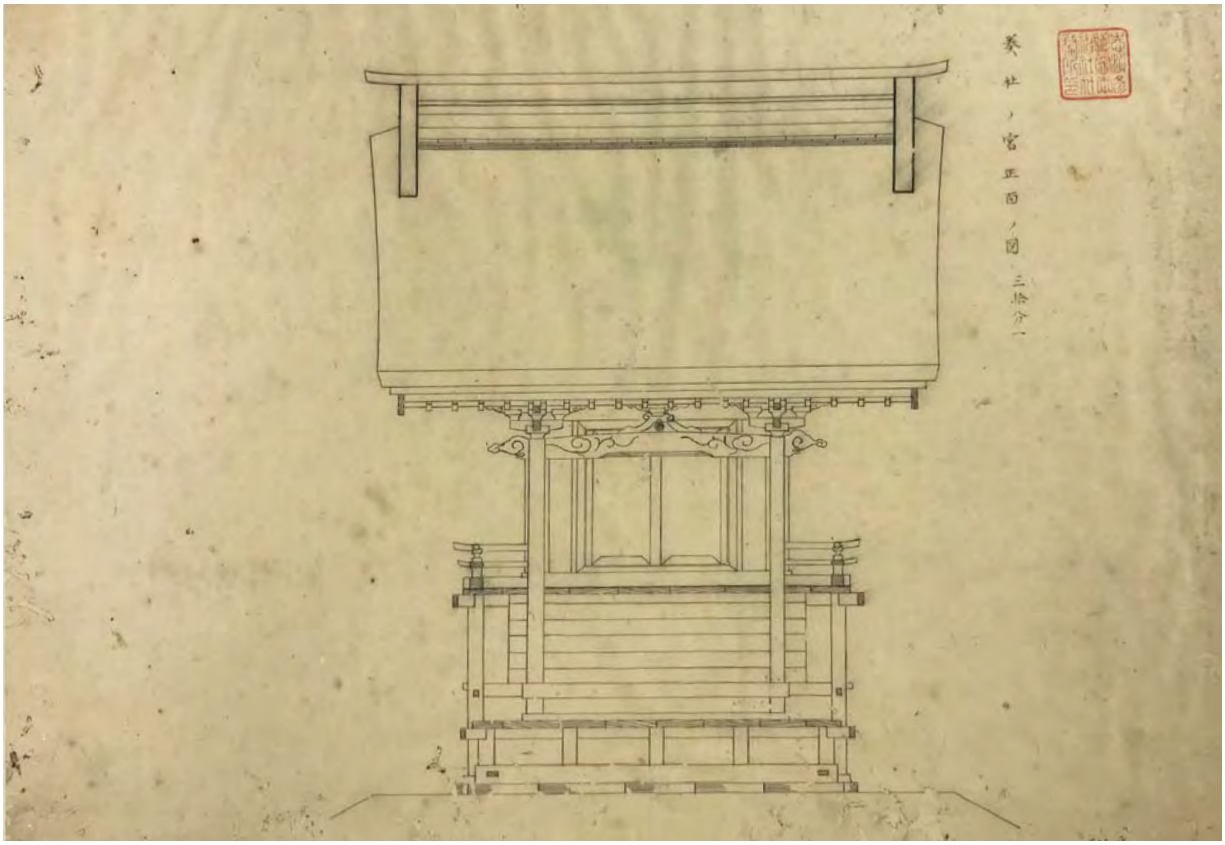

奏社ノ宮正面ノ図（鹽竈神社蔵）

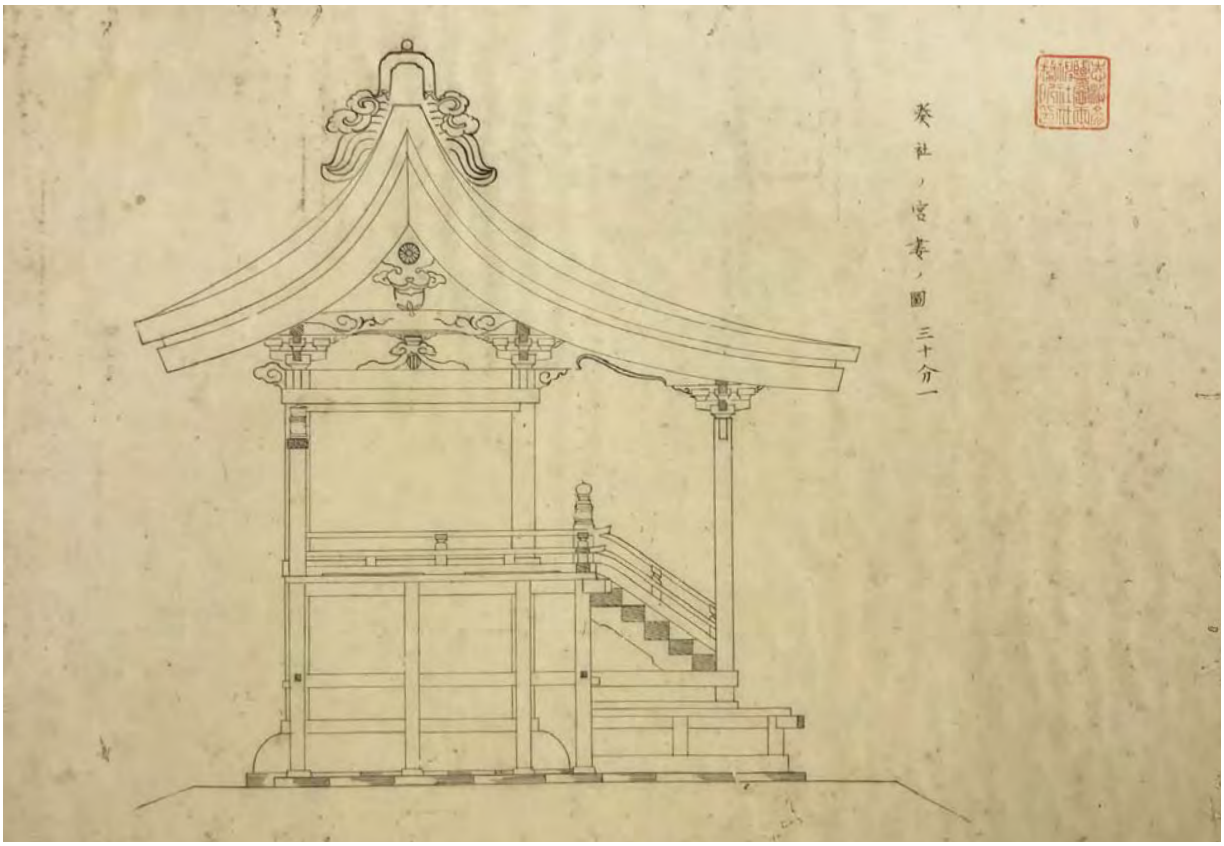

奏社宮妻ノ図（鹽竈神社蔵）

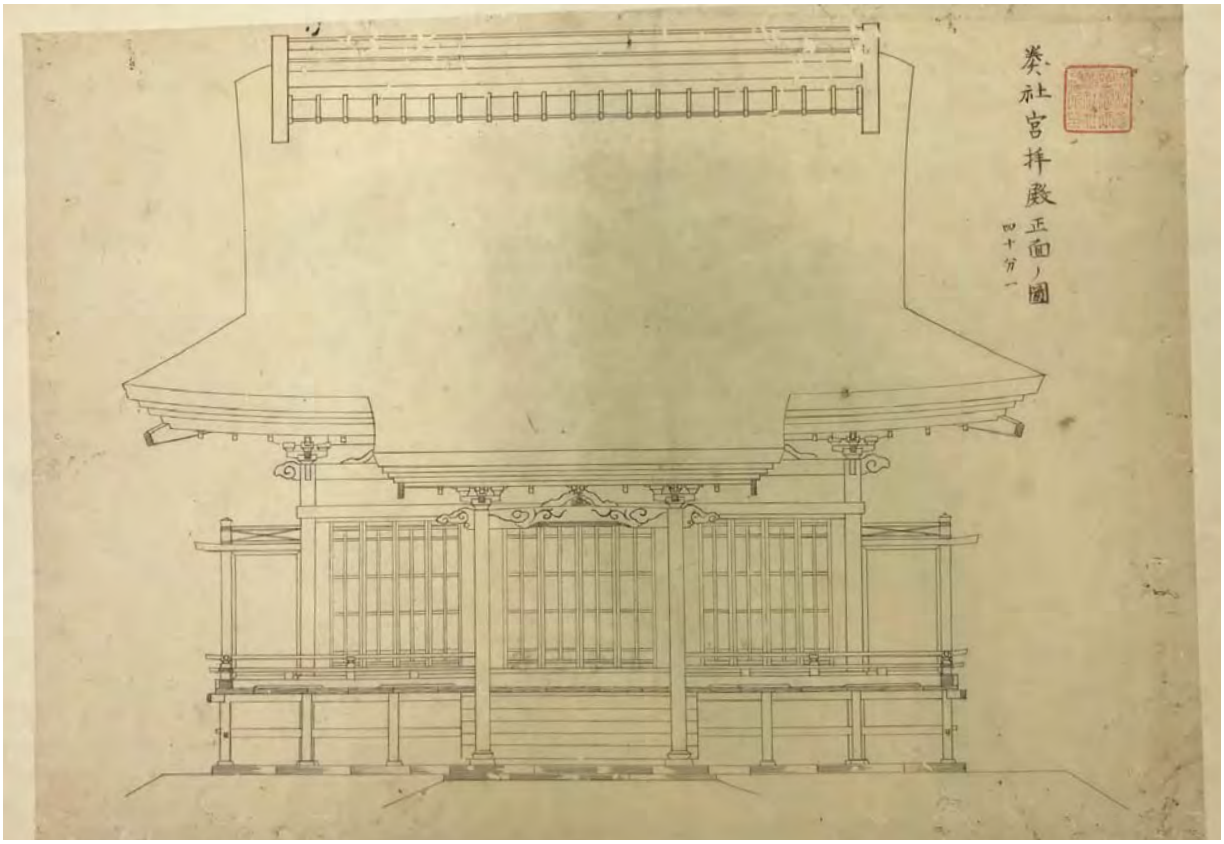

奏社宮拝殿正面ノ図（鹽竈神社蔵）

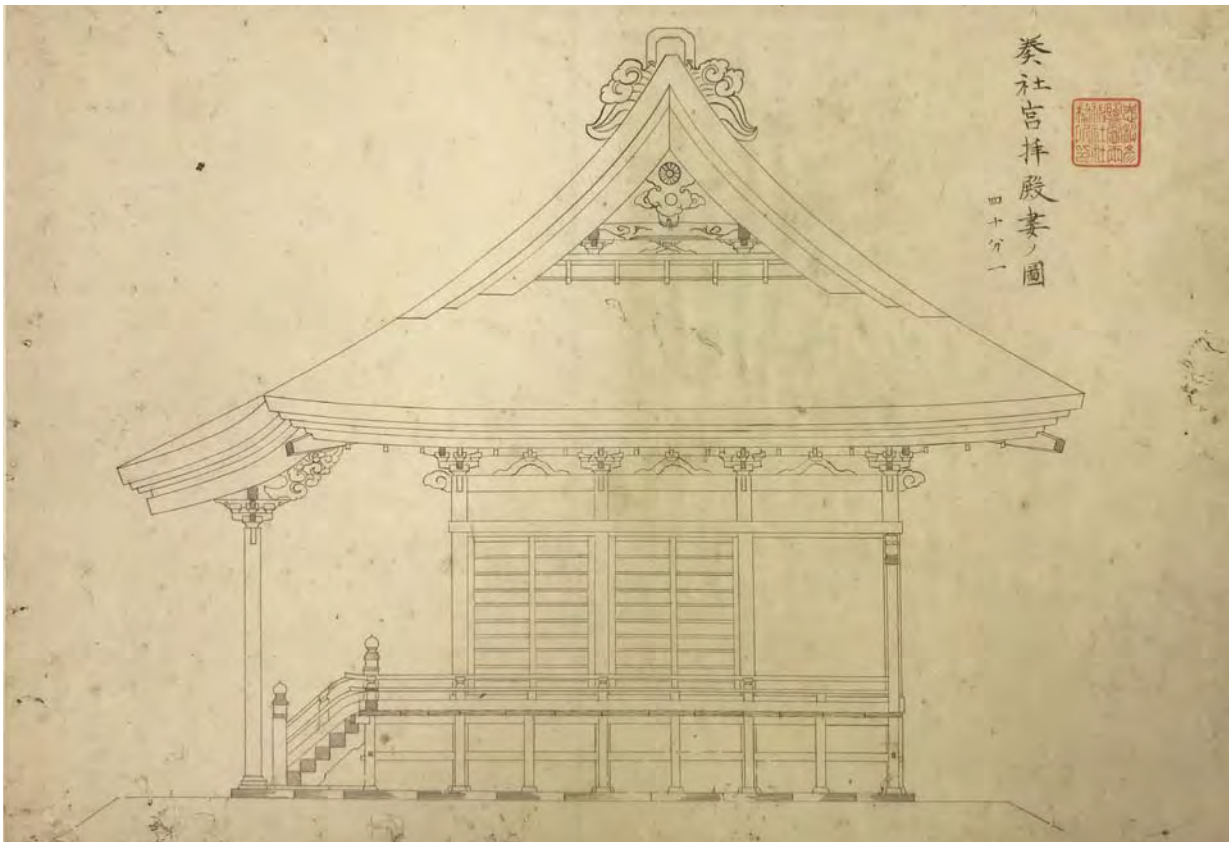

奏社宮拝殿妻ノ図（鹽竈神社蔵）

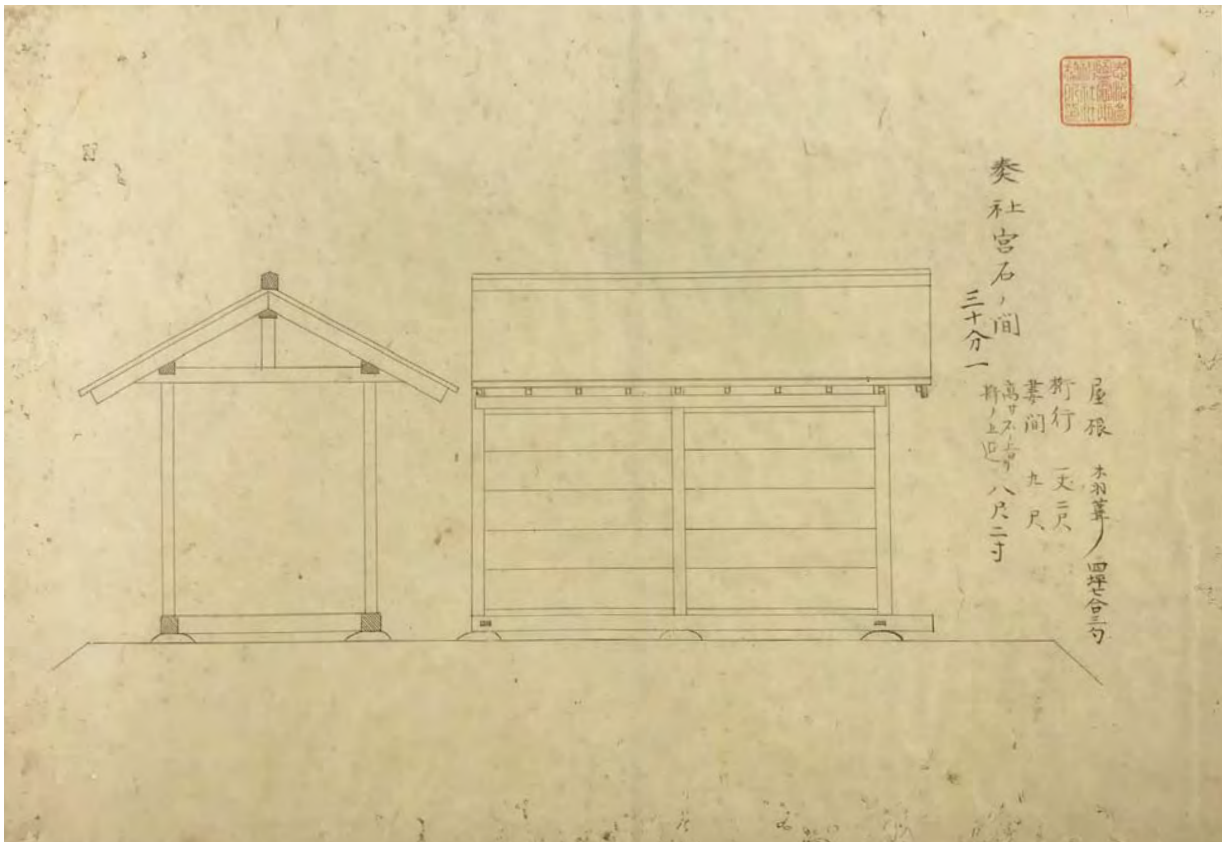

陸前国宮城郡市川村奏社宮平面之図（鹽竈神社蔵）

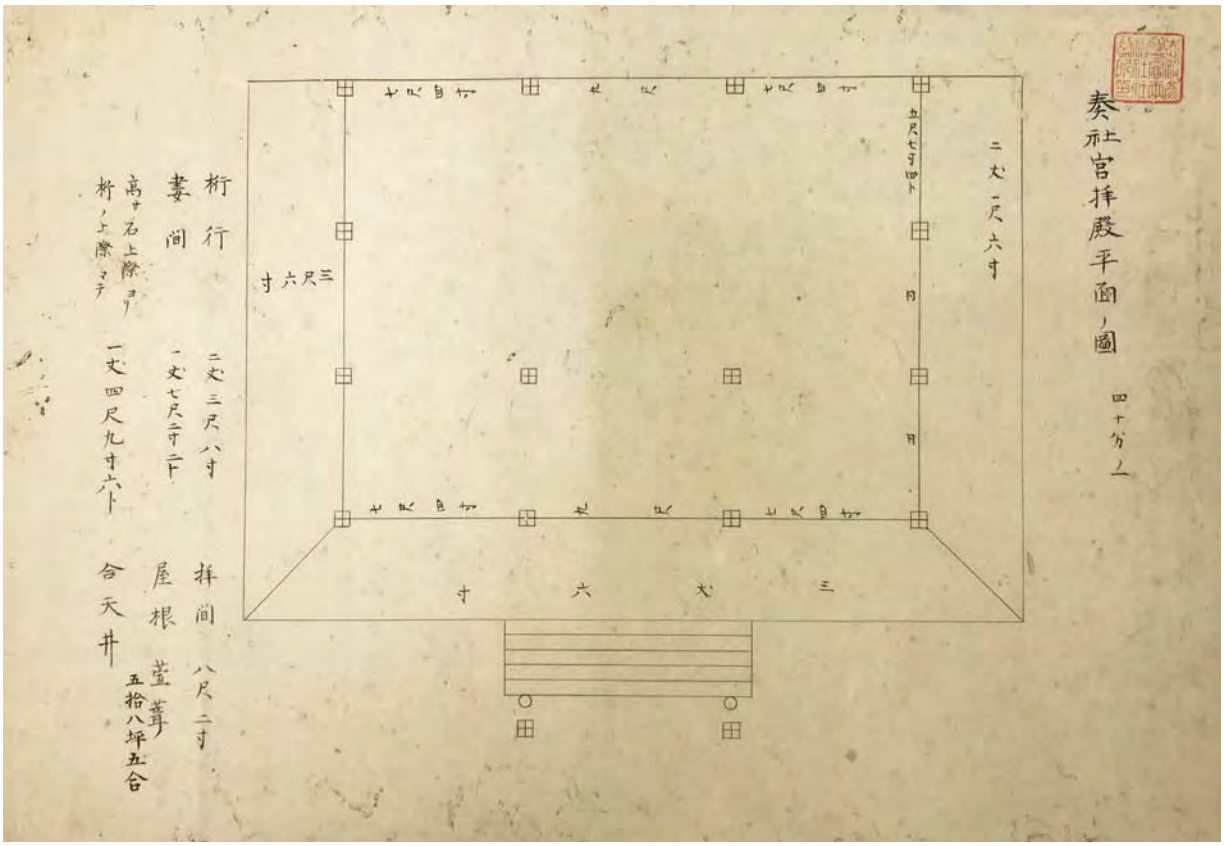

奏社宮拝殿平面之図（鹽竈神社蔵）

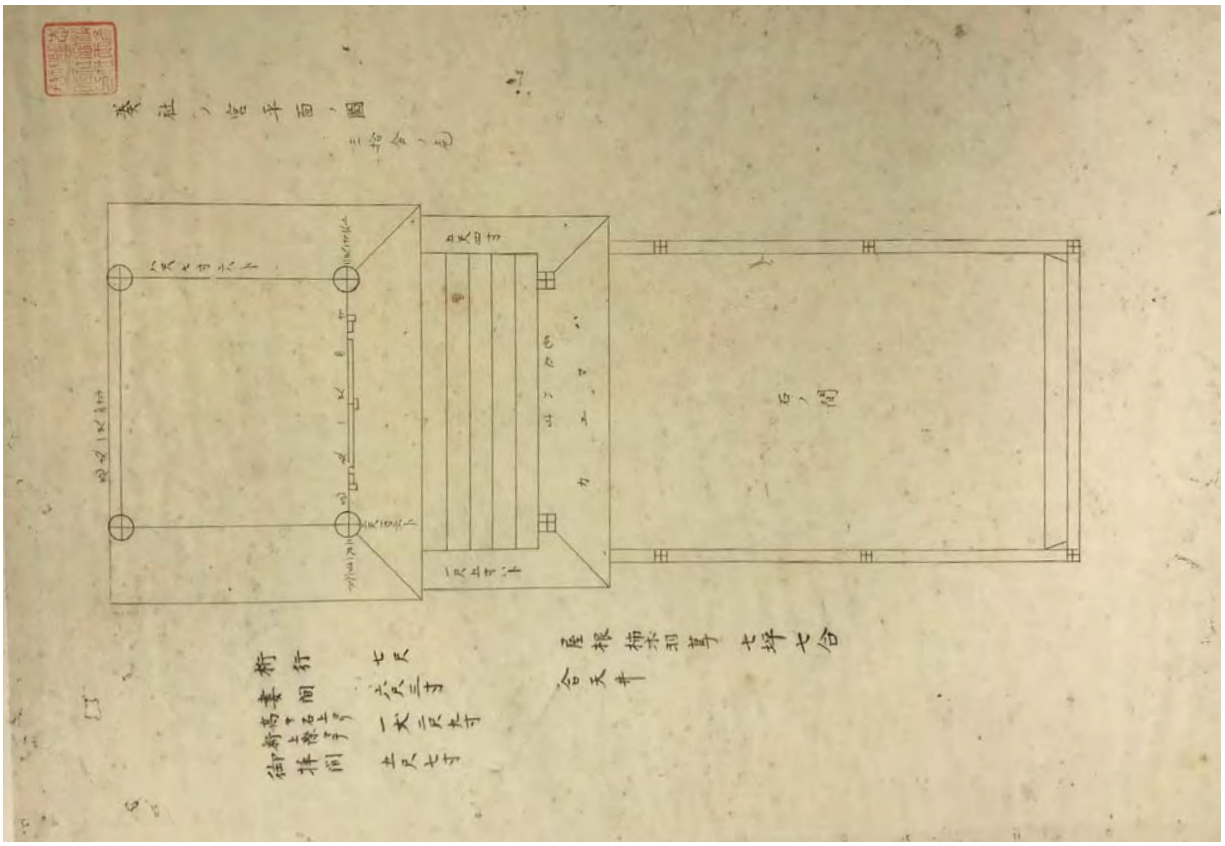

奏社ノ宮平面ノ図（鹽竈神社蔵）

一社地　竪弐百間　横六拾間
一社　辰巳向
一本社　壱間作
一拝殿　三間作
一鐘楼　壱間半四面
一鳥居　辰巳向
一長床　東向竪三間　横弐間
一額　社の竪額、「奏社明神」四字　筆者は御城下恵沢山龍宝寺先住泰音法師
一別当　当村真言宗市川山神奏院
一祭日　三月十日

勧請の時期や主体については、ほかの多くの神社がそうであるように「書出」が提出された頃には既に不明となっている。しかし、本神社には明治四〇年の「神社由緒調」（県庁文書）に収録された「神社報告書」があり、「往古鎮守府多賀国府では、当社を東山東海両道の神社へ奉幣遥拝を執行する社としたと伝えられている」ことや、「伊沢氏が奥州の留守職に任じられて以来、祭祀料として三千刈の地所を寄進したが、天正年間頃より廃絶したと伝えられている」との記載がある。前者は多賀城に対する明治時代の認識であろうから、概ね多賀城の時代、即ち奈良・平安時代を指すと考えられ、陸奥国内の神社に対して奉幣遥拝を行ったというものである。任国の神社の祭祀は国司の職掌であり、多賀城に赴任した国司も同様であった。後者については、伊沢氏が陸奥国留守職に任じられて以降、子孫相継いで宮城郡東部を支配したことは「吾妻鏡」

や留守家文書の研究から明らかであり、天正年間の廃絶は、豊臣秀吉の奥羽仕置きによって留守氏（伊沢氏）が宮城郡から退去するという歴史的事実とも符合するところである。「神社報告書」の記載は、奈良・平安時代から戦国時代にかけての奏社宮について記したもので、不自然な点はないが、それぞれの事象を裏付ける資料を確認することができない。

社殿と社務所（昭和 53 ～ 54 年）
社務所がある場所にはかつて神奏院があった

古代、中世における奏社宮については明らかではないが、本神社には棟札及び墨書銘が一二点あり、その内藩政期の棟札が四点ある。平成二六年度には近世社寺建築調査を実施したことから、棟札の年代と造営の内容が明らかになった。

1　貞享四年（一六八七）奏者明神宮再興棟札　本殿・拝殿
2　元禄一四年（一七〇一）奏者神祠修理棟札
3　正徳六年（一七一六）奏者明神社造営棟札　本殿・拝殿
4　享保一九年（一七三四）奏社宮拝殿造新棟札　拝殿
5　慶応三年（一八六七）御本社御屋根替再建造営札　本殿

最も古い貞享四年の棟札に再興とあるので、創建年代がそれ以前であることは明らかである。貞享四年から享保一九年までの造営の間隔は、一四年、一五年、一八年であり、二〇年未満という間隔で修繕が行われている。

「書出」には社地が「竪弐百間　横六拾間」とあり、これは竪三六四メートル、横一〇九メートルと約四万平方メートルにも及ぶ。この広さは社殿の奥に広がる山林をも含めたものであろうが、「書出」に記された市内の神社の中では圧倒的な広さを誇る。「書出」では社殿等の建造物として本社、拝殿、鐘楼、長床、鳥居を挙げているが、「奥州名所図会」は「社内に堂宇多し」と記し、挿図には「書出」にない別当神奏院や末社の小祠が三棟あり、鳥居の前の溝には橋も架かっていた様子が描かれている。明治四〇年の「神社報告書」では、神殿（本殿）に続けて祝詞殿（幣殿）の記載があり、境内は順次整備されていった。

鹽竈神社に「鹽竈神社摂社末社図録」があり、その中に、近代になってからのものではあるが、奏社宮に関わる九枚の絵図・図面が収録されている。「陸前国塩竈神社末社宮城郡市川村鎮座　村社　奏社宮景色図」、「奏社ノ宮正面ノ図」、「同　妻ノ図」、「同　平面ノ図」、「奏社宮拝殿正面ノ図」、「同　妻ノ図」、「同　平面ノ図」、「奏社宮石ノ間」、「陸前国宮城郡市川村奏社宮平面之図」と題したもので、この神社の具体的な姿をうかがうことができる。

次に、棟札に記された社名についてみると、貞享四年の棟札では奏者明神宮、元禄一四年の棟札では奏者神祠、正徳六年の棟札では奏者明神社であったのが、享保一九年の棟札では奏社宮と表記が

鳥居前に現在も残る石橋

変わっている。続く安永三年の「書出」では奏社明神社であり、明治四年七月に奏社宮と改められるまで明神号を付したこの社名が続いた（「神社調査書」）。

本神社の性格を考える上で「鹽松勝譜」の記載は興味深い。一つは「土地の者が言うには、鹽竈神社に詣でる者は、先ずこの神（奏社明神）に謁し、奏可を待って行かないと神は受け入れない」とあり、続けて「奏社は総社の転訛。大貴巳命祀る」、また「天思兼命を祀る。この神は八百万神の奏者。未だいずれが正しいのかわからない」というものである。

前者は、奏社が鹽竈神社に奏上する役割を持つ神社されていることである。貞享四年の棟札等に記された「奏者明神」はそのような役割を直接反映した社名と考えられる。「神社報告書」にも「本社（奏社）は國幣中社塩釜神社随従第一の神で、執奏の神という。塩釜社が陸奥に下って藻塩を焚いた頃からの随従の神という。」との記述は、奏社が神代の時代から塩釜社に随従し、しかも執奏の神と位置づけている。

後者では、奏社は総社の転訛と記し、大貴巳命や天思兼命を祀るとする。大貴巳命は大国主命の古称で、すべての神々が集まる出雲大社の祭神であり、天思兼命は天照大神が天岩屋戸に身を隠したおり、八百万の神々を集めて対策を考えた神であり、それを祀る神社も中心的な性格を想定しているようにうかがわれる。「奥州名所図会」にも「奏社は総諸社の神感（官）司ゆえに、参詣者はこれ（奏社）に祈る」と同様のとらえ方をしている。

『宮城郡誌』には「国司をしてその国内鎮座の諸神に祈誓せしむ、国司国内鎮座の地を拝祀する能わざるを以て、国府の付近に神社を安置し幣を納む所を称して奏社と云い、又国内の大小神祇を勧請して一社に鎮座するの意義に解して総社の字を擬せるの説あり。故に奏・総社に神階祭神なきを正則とす。爾かれども中古神祇制度に屢ば変遷あり、祭神を定むるに至れるものの如し。」とある。国司は国内鎮座の神社すべての祭祀を行えないので、国府の近くに幣を安置する「奏社」という神社を置く。国内にある大小の神祇を一つの社に勧請することで「総社」の字をあてはめる説もある（宮城郡教育会　一九二八）。」と記されている。境内に立つ昭和三五年一〇月の「記念碑」には「本殿幣殿拝殿神輿殿透塀等の大修復を行ひ新に陸奥国百座の神明舎を建立し以って聊か復元を達成し」とあり、陸奥総社宮宮司として市川稔の名が記されている。昭和三六年には、宮城県神社庁に規則変更の届けが提出されているので、本神社はこの頃社名を「陸奥総社宮」に改称したようである。その理由は「此の地は往古陸奥国の府内（東門外）にして陸奥国府に属する総社である。（総社を奏社としたのは後世の誤りで近年現社号に改めた）」（宮城県神社庁　一九七六）というものであった。

明治三年に神奏院最後の別当順奏が復職して市川氏を称し、奏社宮の神官になると、その後は市川永治、武本時保、加藤繁右衛門、市川稔と続き、当代に至っている。

註　塩竈神社の末社であるということは、「書出」以前の「封内名蹟志」（寛保元年　一七四一）や「封内風土記」（安永元年　一七七二）にも記載があり、一九世紀初頭の成立と考えられる「奥州名所図会」や「鹽松勝譜」（文政五年　一八二二）でも取り上げている。ただ、「封内風土記」では、「法蓮寺記」の記載により、本神社を鹽竈神社の末社に含めない説も紹介している。

神社調査書

宮城郡多賀城村市川字奏社囲鎮座

村社奏社宮

一　該當項目

本社ハ國幣中社塩釜神社随従第一ノ神ニシテ執奏ノ神ト云フ塩釜社陸奥ニ下リ藻塩焚頃ヨリ随従ノ神ト云傳フ旧キ事ハ塩釜社ノ記録ニアリ伊達氏代々塩釜社参詣毎ニ必ズ当社ヘ参詣金品ヲ奉納セラル其他南ハ九州北ハ北海道ヨリ今ニ至ルマテ参詣者アリ本社創立年代詳ナラズ往古鎮守府多賀国府ニテハ当社ニテ東山東海両道ノ神社ヘ奉幣遥拝執行ノ社トセラレシト云傳フ伊澤氏奥州ノ留主職被任以来祭祀料トシテ三千刈ノ地所寄進セラレシヲ天正年間頃ヨリ廃絶スト云傳フ維新前ハ奏社明神ト名稱セシモ明治四年七月奏社宮ト改稱シ村社ニ列セラル

二　認定事由

前項ニ依リ年代認定スト□モ創立年代詳ナラズ当今存在ノ神殿及祝祠殿國主ノ御寄進ヲ仰キ貞亨四年六月廿九日改造ス拝殿ハ仙臺藩ノ領内寄進ニヨリ亨保九年三月十日改造ト棟札ニアリ棟札写別紙添附ス

三　証憑

國主当社ヘ参詣毎ニ奉納セラレシ金品目録及包紙等所持スルノミニシテ元別當神奏院本山法蓮寺ヘ旧記等封印ノ上預置□ヲ明治初年同寺廃絶ノ際紛失ス今ハ傳リナシ金品目録写別紙添附ス

四　社殿

製式種類　神殿屋根前後両流シ切妻筥棟鬼板附千木勝雄木揚ケ惣体柿葺前階五級高欄附三面廻リ縁高欄附正面板唐戸左右遺戸全殿白木造リ舛組象鼻若葉唐草ノ彫刻アリ銅具鍍金毛彫アリ祝祠殿白木造リニシテ屋根両流シ博風附柿葺ナリ拝殿屋根入母屋博風附筥棟鬼板附惣体葦萱葺前階五級高欄附三面廻リ縁高欄附正面扉組唐戸三間左右遺戸全殿素木造リ象鼻舛組若葉唐草ノ彫刻銅具鍍金毛彫ナリ籠堂屋根萱葺ニシテ素木造リナリ創立年代詳ナラズ多賀城村市川区氏子ノ寄進ニヨリ築造スト云傳フ

花表創立年代詳ナラズ木造ニシテ赤塗彩色ナリ多賀城村市川区氏子ノ寄進ニヨリ造立スト云傳フ

手水鉢石造ニシテ創立年代詳ナラズ

建築年来　神殿ハ貞亨四年六月廿九日再□祝祠殿ハ貞亨四年六月廿九日再□拝殿ハ亨保拾九年三月十日改造籠堂創立年代不詳花表創立年代不詳手水鉢創立年代不詳

建物名称　神殿壱棟祝祠殿壱棟拝殿壱棟籠堂壱棟花表壱ヶ所手水鉢壱ヶ所但シ位置及坪数等ヲ見ルベキ見取図ヲ添附ス

五　氏子區域

本社ノ氏子ハ多賀城村市川区壱部ナリ

六　社入金

初穂料金貳円賽銭金五円祈祷料壱円守

札料金五円本社財産ノ田地ヨリ収入金四拾六円
計金五拾九円ナリ
七　永績財産
明治三十七年三月十二日多賀城村市川区内佐藤
米吉外三十一名ヨリ寄進ト成タル田反別三反拾壱歩
ヲ以テ永績財産トナシ
八　将来ノ維持方法
田反別三反拾壱歩ヨリ年々収益金額ヲ以テ将来
ノ維持方法トス
右之通リ相違無之□也
奏社宮社掌
明治四十年十二月十二日　市川永治
氏子惣代人
志賀庸治
菊池市之進
佐藤米吉
前書之通相違無之候也
明治四十年十二月十二日
宮城縣宮城郡多賀城村長志賀庸治代理
多賀城村助役佐藤長右衛門

棟札写一号表面
表面
薄伽□住如来加持寅大金□法界宮太行事因陀羅天
聖主天中天容顔甚奇妙　今日戒師妙吉祥菩薩
迦陵頻伽聲光明照十方　惣戒師釈迦牟尼如来
奉再□鹽竈宮末社奏者明神一宇國家安全所
哀愍衆生者我適曽供養　大工　内藤長右エ門吉久
我等今敬礼令復還親近　同　同　長　吉良定
木挽　庄司甚十郎春時
塗師　小川徳兵衛
仝裏面
惣奉加
峇貞亨四丁卯歳　伊達大君幷御分國中
奉法樂理趣三昧導師法蓮寺住持法印照長供僧十二口勤之
六月廿九遷宮日

棟札写表面
大願主別當
聖主天中天　迦陵頻伽聲　神奏院鏡光
奉造新鹽竈宮末社奏社宮拝殿一宇當國太守君御武運長久國家安全萬民豊穣祈所
哀愍衆生者　我等今敬礼　惣奉加
仙臺惣町中幷御分国中
仝裏面
于時亨保十九年甲寅三月十日
奉法樂理趣三昧職衆十五口導師法蓮寺現住慶賢執行所
別助成　一木長左エ門清由　大工棟梁　加藤権七郎勝治
同　近沢半左エ門豊方　同脇棟梁　熊谷伊兵衛勝久
同　佐藤善左エ門幸長　普請奉行　鈴木権右エ門利重
木挽　小松長兵衛勝昌
冶工　佐藤小平治

金品目録写
奉獻上　奉獻上

御最花　金百疋
以上
左近衛権中将慶邦
奉獻上
御最花　金百疋
以上
左近衛権中将慶邦
奉獻上
御最花　金百疋
以上
左近衛権中将慶邦
奉獻上
御最花　金一疋
以上
左近衛権中将慶邦
奉獻上
御最花　金百疋
以上
伊達豆若

御最花　金百疋
以上
左近衛権中将慶邦
奉獻上
御最花　金百疋
以上
左近衛権中将慶邦
奉獻上
御最花　金百疋
以上
伊達慶邦
奉獻上
御最花　金百疋
以上
伊達左京大夫宗敦

奉獻上
御最花　金百疋
以上
従五位伊達宗基
奉獻上
御最花　金五拾疋
以上
伊達豆若

奉獻上
御初穂　金五拾疋
以上
無　名
金品包紙拾壱通アリ

二　荒脛巾神社

本神社は塩竈市との境界に近い市川字伊保石にあり、陸奥総社宮の南東約四五メートルの位置にある。塩竈街道に面した民家の間を約九〇メートル南側に下りたところに東西方向の参道があり、西向きの鳥居をくぐった先の民家の敷地奥に、養蚕神社、太子堂と並び、その中央に社殿がある。奥まった場所にあるため、街道からの入り口には寛政一〇年代（一七九八～一八〇〇）のものをはじめ三基の道標があり、一九世紀初頭の「奥州名所図会」にも「海道の南に標石あり」との記載がある。

荒脛巾神社

安永元年（一七七二）の「封内風土記」には阿良波波岐明神社と記され、「鹽竈神社の末社で、明和七年（註1）に神領二十石を寄附された。之に祈る者は報賽として脛巾を献ず。」と記されている。「鹽松勝譜」には、鹽神が塩を煮る日、本神社の神は山に入り、薪の木を伐ると手足には胼胝（たこ）ができ、脛が最も荒れたので神号とした、という記載があり、社名に脛巾の文字がある理由としている。脛巾（はばき）は、『大言海』に「〔脛穿（はぎばき）の略か、又は、脛裳（はばきも）の略か〕脛に絡う衣」とあり、脚部に巻いた包帯状の布のことである。

安永三年の「書出」には、荒脛巾神社として以下のような記載がある。

一小名　荒脛巾　但し太宰九吉様御知行所の内

一勧請　誰勧請と申す義、ならびに年月ともに相知り申さず候えども、塩竈一宮十四末社の内に御座候由、右御社へ祈願仕り、成就仕り候えば、脛巾を相納め来たり申し候事
一社　西向五尺作四面
一御社領　弐貫文
右は御当代様明和五年十二月廿八日これを御寄付候事
一鳥居　西向
一額　社の竪額、「荒脛巾明神」五字　但し筆者相知り申さず候事
一別当　塩竈御社家鈴木壱岐守様御預かりにつき、別当御座なく候事
一祭日　十一月廿八日

小名のところに、太宰九吉の知行所の内とある。太宰は、神社周辺に給地を与えられた伊達家家臣と推測されるが詳細は不明である。

社領は二貫文で、明和五年（一七六八）に当時の藩主が寄付したとある。明和五年は七代重村の治世で、『鹽竈神社史』「第三門社領に関する記録」の中に、「荒脛巾社々領」として次の史料が収録されている。

荒脛巾明神社領之事
宮城郡山王村之内、鹽竈村之内、貳貫文、依有所志今度寄進之訖目録在別紙以備祭禮並修覆料、神事勤行無怠慢可被抽精誠之状、如件
明和五年十二月廿日　朱印重村朝臣

朱印状は法蓮寺が拝領し、その時の住職眞空が頂戴したと「別当法蓮寺記」にある（『鹽竈神社史』「第一門社誌」。現在は鹽竈神社所蔵）。この二貫文（二〇石）は幕末まで変わらなかった（註2）。

宮城郡市川村
一荒脛巾神社
旧祭料弐拾石
但祭主塩釜社祢宜鈴木河内前□□□ス

本神社に別当はなく、「書出」には塩竈御社家鈴木壱岐守様御預かりと記されているように、鈴木壱岐守が祭礼を執り行った。鈴木壱岐守は左宮禰宜で、当主が幼少の時は、後見の親類鈴木伊豆守が代わって務めたという（「別当法蓮寺記」）。

近代になってからのものではあるが、鹽竈神社に「鹽竈神社摂社末社図録」があり、その中に「陸前国塩竈神社末社宮城郡市川村鎮座　無格社　荒脛神社景色図」、「荒脛巾神社正面ノ図」、「荒脛巾神社妻ノ図」、「荒脛巾神社平面図」、「陸前国宮城郡浮嶌村　荒脛巾神社平面之図」と題した五枚の絵図・図面が収録されていて、この神社の具体的な姿をうかがうことができる。

本神社のようにアラハバキを社名とする神社は、現在国内に一五四社あるとされ、埼玉県、島根県、愛媛県に多いが、おおよそ北海道から長崎県まで広汎に分布している（菅田　二〇〇三）。

谷川健一は、本神社が奏社宮と相対して立地していることや、多賀城

の外郭築地の外側にあってその近くに位置することから、祭神を門客人神と考えている。門客人神とは、もとは土地の精霊で、地主神であったものが、後から来た神にその地位を奪われた客人神、そして、もとは塞の神で、外来の邪霊を撃退するために置かれた門神という二つの性格を併せ持つ神で、後から来て主神となった神のため、侵入する邪霊を撃退する役目を持つという（註3）。東国のアラハバキは、「もともと名もない蝦夷の神であったのが、やがて門客人神として体裁が整えられ、大和朝廷の神社の中に摂社または末社として組み入れられていった」としている（谷川　一九八五）。

また、谷川は、「神社の門に衣冠束帯姿で、脛巾をつけた二体の随身の木像があり、それをアラハバキと称しているところが見受けられる。（中略）朝廷の御門を守る衛士が脛巾をつけているところから起こった名であると考えられている」とし、荒は荒栲などの荒と記している（谷川　一九八六）。栲は布帛の総称で、絹糸を和栲（にぎたえ）、麻布を荒栲とする『大言海』の説明によれば、荒脛巾は荒栲で作った脛巾ということになろう。

最後に、本神社の信仰について触れておきたい。「封内風土記」には祈願者が脛巾を献ずる、「書出」では（祈願）成就の際には脛巾を納める、とのみ記しているが、「奥州名所図会」には「社前に幣を掛け納め、脚下に病気がある者が祈ると霊験がある。」とあり、「鹽松勝譜」でも「世脚疾ある者之を祈り。脛繳を以て之れに賽すれは。験あらさるなし」と脚下の病気平癒祈願と明記されている。

現在、社殿には靴や草履、鉄やブリキ製の草鞋などの履物類、木製の足形、杖などが多数納められている。『日本の神様読み解き事典』（川口　一九九九）によれば、以前は藁や縄で作った脛巾や、布で作った脚絆も供えられていたとのことであり、具体的な奉納品は時代を反映するものが選定されているが、足に関わる奉賽品という性格は変わらず、「奥州名所図会」や「鹽松勝譜」に記された信仰の様子を伝えている。

ただ、このような江戸時代から続く伝統的な信仰は、現在では足に限らず、『町誌』には「腰より下の病気、婦人病、脚気、脊髄病が治ると言い伝えられ」ると記されている。さらに『日本の神様読み解き事典』「荒脛神社」の項には「足・性病の守護神を祀る」の副題が付され、「性病・婦人病の平癒を祈ったものらしく、現在でも仙台や釜石の、花柳界の女性の御参りが多い」と効験の増大に伴って信仰する人々の範囲も拡大した。実際に奉納品の中に木製の男根が一四点あり、かつては布製の女陰もあったという（川口　一九九九）。江戸時代の地誌に記載された信仰が、いつごろからこのように変化したのか明確ではないが、奉納された木製男根の一つに「奉納／岩手県東磐井郡／藤沢村」と墨書されたものがあり、明治二二年以降のものと見られることから、近代になってからのことと考えられる。

註１　明和五年の誤り。

註２　明治四年の「仙台藩神社牒　附祠官幷陰陽者籍」に「旧祭料弐拾石」と記載。

註３　谷川は荒脛巾神社を奏社宮の門神、門客人神と想定しているようであるが、史料上で確認できるのは荒脛巾神社が鹽竈神社の末社という関係のみであり、奏社宮との関係は、「書出」や地誌類にも記載がなく、不明である。

陸前国塩竈神社末社宮城郡市川村鎮座無格社荒脛神社景色図（鹽竈神社蔵）

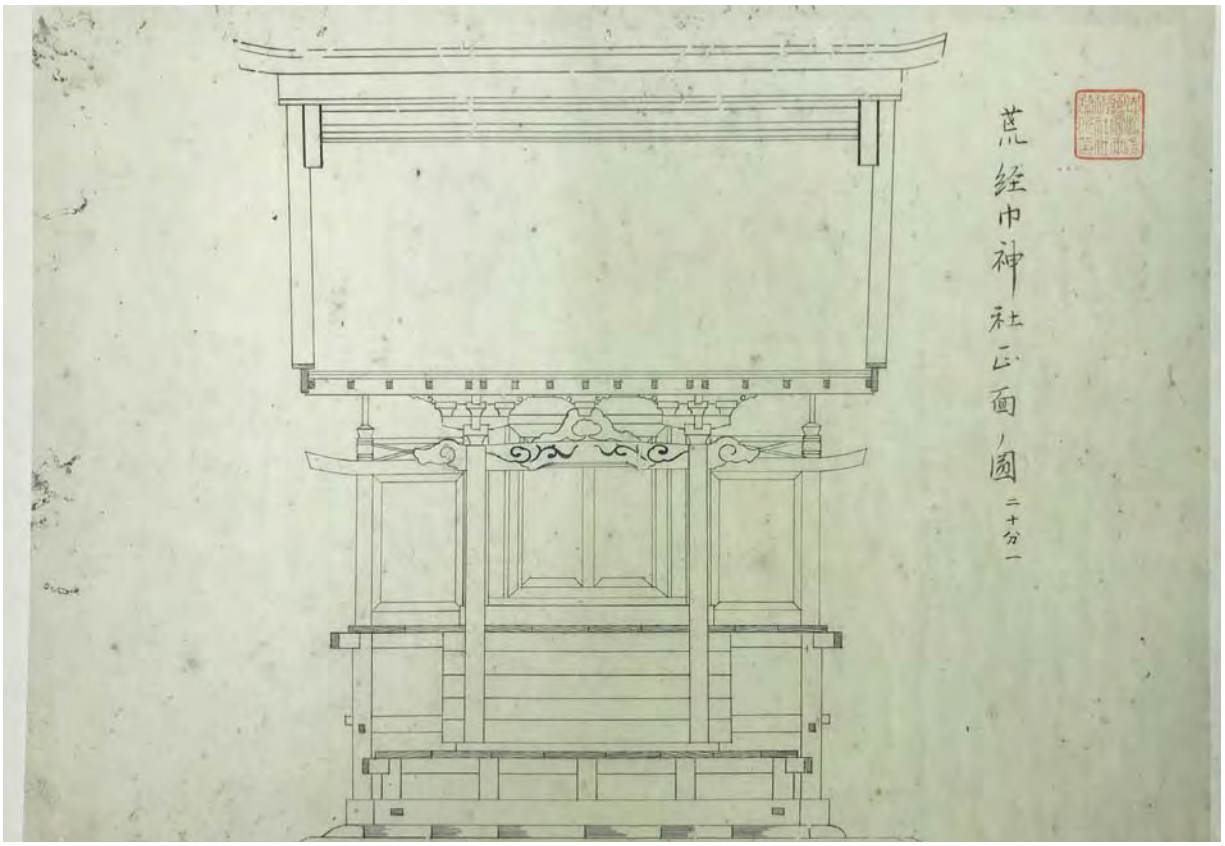

荒脛巾神社正面ノ図（鹽竈神社蔵）

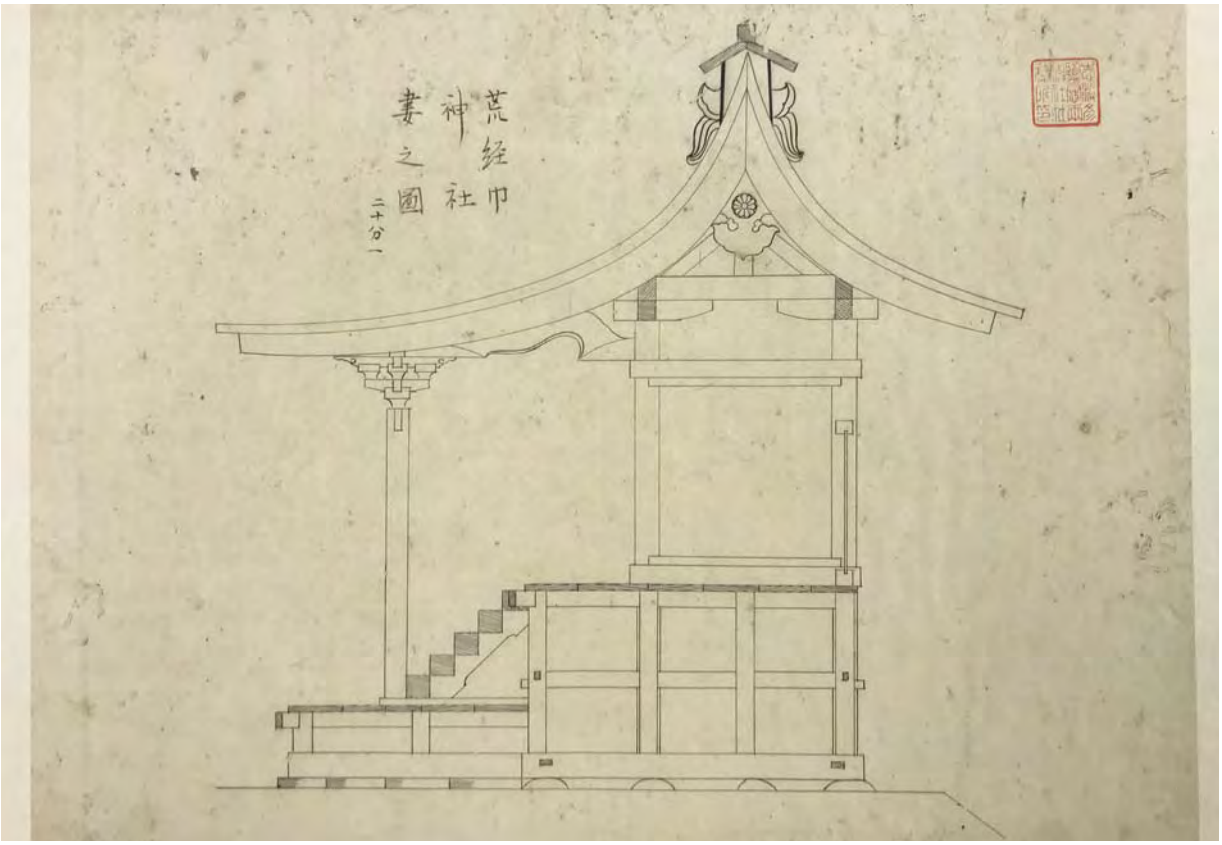

荒脛巾神社妻之図（鹽竈神社蔵）

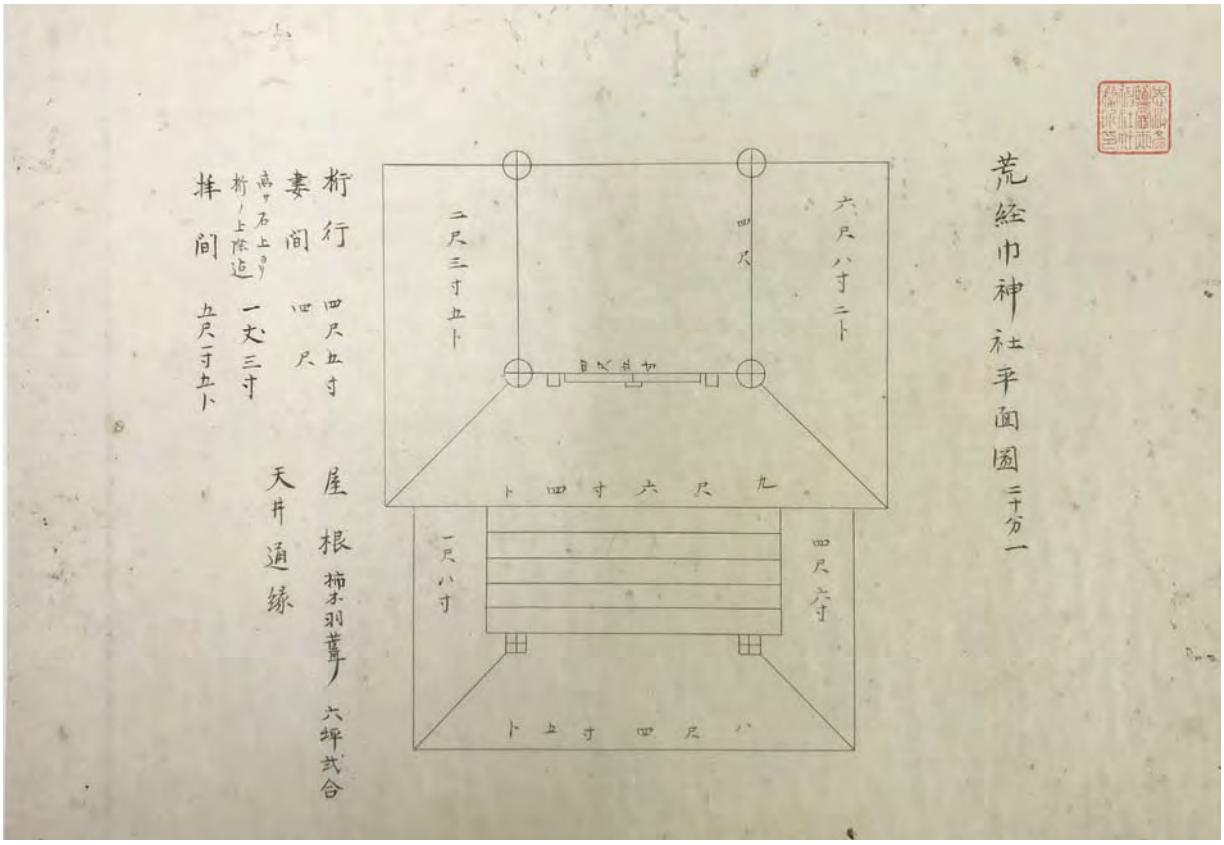

荒脛巾神社平面図（鹽竈神社蔵）

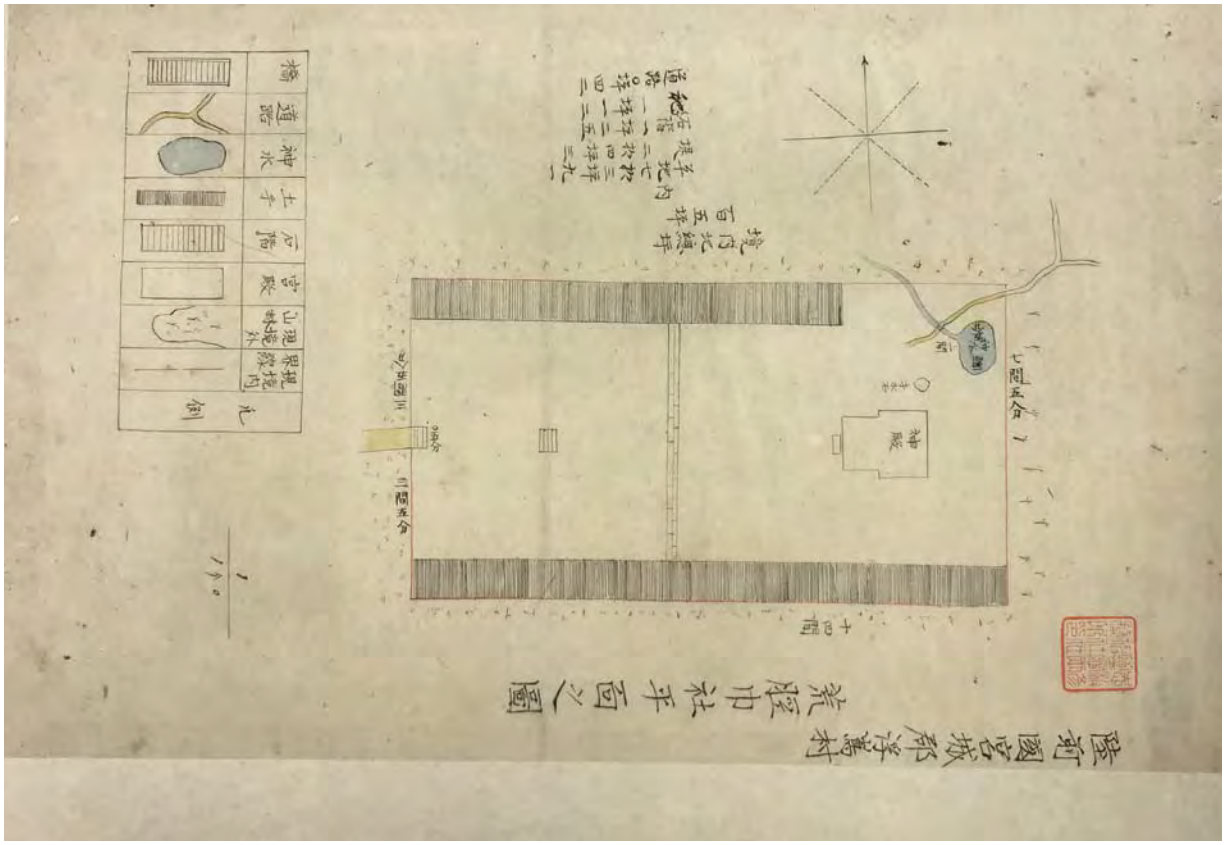

陸前国宮城郡浮島村荒脛巾社平面之図（鹽竈神社蔵）

三　白山社（貴船神社）

この神社は塩竈街道に面した金堀３にある。石段を昇って鳥居をくぐり、参道を進むと正面に推定樹齢四八〇年の樫があり（多賀城市一九八六）、その右手奥の覆堂の中に社殿がある。

社殿には「奉造営白山権現宮一宇国家安全万民豊穣所」と題した宝暦六年（一七五六）の棟札が納められており、施主は金山屋敷の菊池七兵衛、大工は鹽竈の喜惣次永春が棟梁となって宮大工三名ともに行い、遷宮導師は奏社明神の別当神奏院慶康が務めたことが記されている。この棟札によって、本神社は白山権現宮であり、年代もその時期までさかのぼることが明らかである（註1）。

「書出」には、白山社について以下のように記載されている。

一小名　金山
一勧請　誰勧請と申す義、ならびに年月ともに相知り申さず候事
一社地　竪三拾間　横三拾間
一社　南向三尺作
一鳥居　東向
一額　鳥居竪額、「白山宮」三字　但し筆者相知り申さず候事
一地主　新屋敷甚兵衛
一別当　右甚兵衛
一祭日　十一月五日

「書出」では、社が所在する小名は金山であるが、地主・別当が新屋敷の甚兵衛となっているのに対し、棟札では施主が金山屋敷の菊池七兵衛となっており、屋敷名に相違がある。

「書出」に三尺作と記された社は一間社流造で、蟇股、頭貫、虹梁の

細部意匠は江戸中期の様式で、棟札の年代と矛盾しないという（多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会ほか　二〇一七）。鳥居は大正年間に建立されたコンクリート製である。

ところで、現在この神社は貴船神社の名で知られ、所有者もそのように呼んでいる。そのため、本項の記述にあたり、「白山社（貴船神社）」と併記したが、本神社が貴船神社とも呼ばれるようになった経緯は明らかではない。昭和四二年刊行の『町誌』には、「〔白山神社〕は木船（貴船）神社とも言い、山城国愛宕郡鞍馬村貴船神社の分霊を奉祀したものと伝えている。海上安全大漁の神とされているので海浜の人々や、漁民から厚く信仰されているという。」と記されている。

このような認識は一般に定着しており、社殿に多数奉納されている木製の舟形も、海上安全、大漁祈願など木船（貴船）の神に対する信仰を具体的に示すものとなっている。

貴船神社については、一九世紀初め頃に完成したとされる「奥州名所図会」初編巻之一に、「貴船社　市川邑の内、海道の左傍に小祠あり。」とあり、巻之二には、「五輪屋敷（市川村の内なり）　多賀の城跡の西北、貴布禰の社の前、海道の左傍農家の宅地名なり。」とあって、挿図には、農家宅地の前方に貴布禰の社が描かれている。

貴船神社の鳥居

また、享保四年（一七一九）の「奥羽観蹟聞老志」には、鹽竈神社が鎮座する一森山に寛文（一六六一～一六七二）以前から貴船社があったと記されているが、その貴船社が、綱村の代に市川村に遷されたとの記述が文政五年（一八二二）の「鹽松勝譜」にある。

巻之一鹽浦部の鹽竈神廟の項には、「鹽竈神社の左宮は武甕槌命、右宮は経津主命、別宮は岐神を祭っているが、岐神はかつて本山下神釜（現在の御釜神社）の所にあり、政宗の代にこの地（現在の鹽竈神社境内）に遷して貴船、只洲の二神を配祀したが、綱村の代、貴船を市川村に、只洲神を仙台城北古内村（仙台市泉区）に遷した」とあり、さらに、巻之二鹽浦部下の貴船神祠の項には、「（この神社は）奏社の西二町ばかりの道の左にあって、政宗は鹽竈廟に配祀したが、綱村がこの地に遷した」と記している。貴船社と只洲社が鹽竈神社から遷された綱村の代とは元禄八年（一六九五）から宝永元年（一七〇四）に及んだ大規模造替のことである。

しかし、只洲社が古内村に遷されたことは「鹽社由来追考」の中の地鎮祭の記事等でも確認できるが、貴船社は鹽竈地主神であり、元禄の造替後も別宮に祀られ、それまで貴船一禰宜、同二禰宜だった神官も別宮一禰宜、同二禰宜となって奉祀したという（高橋　一九八一）。貴船社を市川村に遷したと記すのは「鹽松勝譜」の記述のみである（註1）。

「奥州名所図会」は鹽竈神社にあった貴船社と市川村との関係には触れていない。しかし、挿図に描かれた貴船社は五輪屋敷より北の方角、即ち貴船神社とは反対の方向であり、「鹽松勝譜」に記載された奏社宮の西約二町という距離から見ても五輪屋敷より北側であって、現在の貴

船神社の場所と見ることは難しい（註２）。

「鹽松勝譜」巻之八之一には、貴船神社とは別に白山神社の記載がある。「八幡神祠ノ南ニ在ル地ナリ。金山ト云フ。何人ノ創ムルヲ伝ヘス」とあり、八幡神祠の南側で金山という位置関係から、それが現在の貴船神社を指すことは疑いない。「鹽松勝譜」は白山神社の存在を認識しており、塩釜神社から市川村に遷したとする貴船神社は白山神社とは別の神社を指している可能性がある。明治二二年に地元市川村の菊地蔵之助と菊地甚助が作成した「多賀城古趾の図」において、貴船神社の位置に白山神社が記されていることでも明らかである。

その後、大正一四年頃に作成された「多賀城址平面図」には白山神社に変わってその位置に木船神社が表記され、裏面に印刷された「多賀城阯案内」には、「城内ニハ此ノ他木船神社（貴布禰）（又白山神社トモイフ）八幡神社及熊野神社等、関西大社ノ名アル神祠最ト多シ。」と木船神社を主とした表記に変わっている。昭和一二年の『多賀城六百年史』には、昭和四一年に奏社宮に合祀することとなった多賀城村内の八社について、「木の船を献上して海上安全大漁を祈る木船神社」等の八社は「近畿地方の大社を此の地に勧請したものだと云われている」（三塚　一九三七）との記述がある。アジア・太平洋戦争中に多賀城海軍工廠報国団が作成した史跡案内の小冊子「多賀城史蹟」（註３）にも木船社と記載されている。

昭和五七年に多賀城市教育委員会が設置した説明板は白山神社を貴船神社の別名としているが、宝暦六年（一七五六）の棟札や「書出」に記載された名称は白山神社であって、明治に至るまで変わることはなかった。それが大正頃に木船神社、さらに貴船神社という名称が現れ、今日では主客転倒の状態となっているが、その原因や経緯は明らかではない。

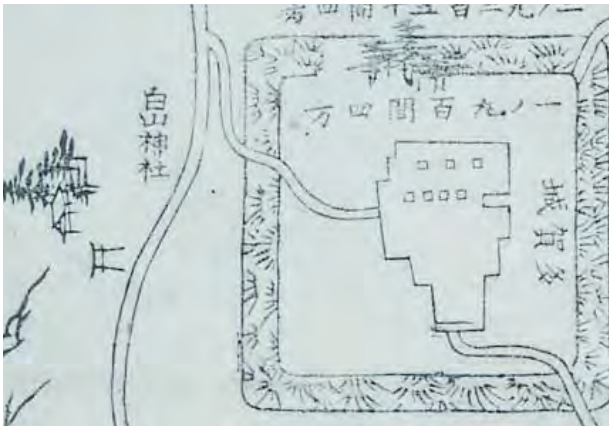

多賀城古趾の図に見える白山神社

貴船神社

註１　昭和五七年に多賀城市教育委員会が設置した説明板の「貴船神社縁起」は、元禄年間の鹽竈神社改修により、貴船神社が市川村に遷宮したとする「鹽松勝譜」の記述に依拠した内容となっている。

註２　奏社宮より西（南）側で、五輪より北（東）側に存在した神社としては多賀神社がある。奏社宮（鳥居前）からの距離は約四四〇メートル。

註３　奥付がないので詳細は不明だが、多賀城海軍工廠が存在した昭和一八年から同二〇年にかけて作成されたと推定。

貴船神社縁起

別名「白山神社」とも呼ばれている此神社は、山城国愛宕郡鞍馬村貴船神社の分霊を奉祀したものと伝えられている。

今からおよそ三百八十年前、慶長十二年（一六〇七年）藩祖伊達政宗公により奥州一の宮塩釜神社の社殿造築が成され、この時、塩釜神社が御釜神社の所から現在の境内に遷宮されたのに伴い、貴船、糺二神がここに配祠されたのである。

その後、江戸時代の元禄年間に四代伊達綱村公による鹽竈神社改修がなされた。このため糺神社は仙台城北の古内村（泉市八乙女）に、貴船神社は市川村の現在地に遷宮されたのである。

遷宮された年代については、元禄六年頃（塩松勝譜）とされているが、現存する棟札には、宝暦六丙子歳（一七五六年）と墨書されているところから、遷宮されてからおよそ六十年を経て現在の祠が造築されたものであろう。

貴船神社は、五穀豊穣、海上安全大漁の御神徳をもつ神とされているところから、農、漁民の尊崇が厚く、古くから木の船が奉納されている。

現在は、菊池安右エ門氏宅で先祖から手厚く保護管理されており、昭和五十六年に祠を保護するため覆堂の建築が行われた。

例祭は、十二月五日に菊池安右エ門宅で厳粛に取り行われている。

昭和五十七年十二月　　多賀城市教育委員会

四　八幡社

この神社は、かつて多賀城政庁跡の北西、現在の多賀城神社境内付近で祀られていたものである。「風土記御用書出」に以下のような記載がある。

一小名　松葉
一勧請　誰勧請と申す義、ならびに年月ともに相知り申さず候事
一社地　竪十八間　横五間
一社　西向三尺作
一鳥居　西向
一地主　松葉屋敷甚五郎
一別当　右甚五郎
一祭日　八月十五日

社地には、周囲が一丈二尺という杉の古木が一本あったとの記載もある（名木の項）。

「奥州名所図会」では、五輪屋敷の項で、「道のひがしに、八幡の祠あり。多賀と同時の社なりと云ひ伝ふ」と記している。「鹽松勝譜」には、五万崎と白山神社の間に八幡神祠の説明がある。国府館趾の東数歩の位置にあり、松島の八幡祠を城南の八幡村に移し、それを城中に建てて朝夕祈祭したという。明治二二年の「多賀城古趾の図」には西向きの社殿と鳥居が描かれている。史跡整備のため移転を余儀なくされ、約一五〇メートル南西の民家の敷地（市川字金堀一番地）に移設されている。

八幡社

多賀城古趾の図

この神社については、嘉永元年（一八四八）に新築された際の棟札が現存し、「延喜式所載宮城郡多賀神社是也」と明記されている。遷宮行事は志賀信濃守廣喜で、祭主は市川村の卯蔵、その補助は長五郎となっている。しかし、式内社とされながら「風土記御用書出」をはじめ地誌等には取り上げられていない。明治二二年（一八八九）の「多賀城古趾の図」には、塩竈街道に面して鳥居と東向きの社殿が描かれている。現在は一間四面で萱葺屋根の社殿となっており、多賀城政庁跡の西側にある佐藤家で代々祀ってきたという。多数奉納されている小型の箍は、頭痛を患う者が平癒祈願のため奉納したもので、多賀（たが）と音が通じる供物である。

五　多賀神社

多賀神社は旧塩竈街道に面した市川字六月坂にある。現在は街道から西側に分岐する小道との角にあるが、以前は現在地の北東約六〇メートルの位置にあったもので、昭和四九年度に多賀城跡の環境整備事業のため現在地へ移転したものである。

明治一七年（一八八四）に宮城県が作成した『陸前国神社宝物古器物古文書目録』（県庁文書）があり、その中の「多賀神社宝物古器物古文書目録」に梁簡一枚の記載がある。長さ一尺二寸、幅七寸七分の杉板で、社の縁由を記したものとしながら、摩滅や虫損のため内容は不明としている。ただ、明和九年（一七七二）という年次は読み取れたようで、この神社が一八世紀後半に存在したことを示すものといえる。この梁簡とは棟札であろう。

多賀神社

多賀神社宝物古器物古文書目録

一梁簡　一枚

杉板ニシテ長サ壱尺弐寸巾七寸七分アリ當社ノ
縁由ヲ載スルモノト認レトモ其文過半摩滅或
虫食アリテ撰筆誰ナルヤ詳ナラサレトモ維時
明和九年云云トアリ

右之通御座候也

明治十七年七月

宮城□□下
陸前国宮城郡市川村
多賀神社兼務同郡岩切村小物忌社
祠掌
無職　高橋廣登
右神社信徒惣代
千葉三四郎
佐藤喜吉
右村戸長
後藤昭左衛門

（明治十七年「陸前国神社宝物古器物古文書目録」宮城県）

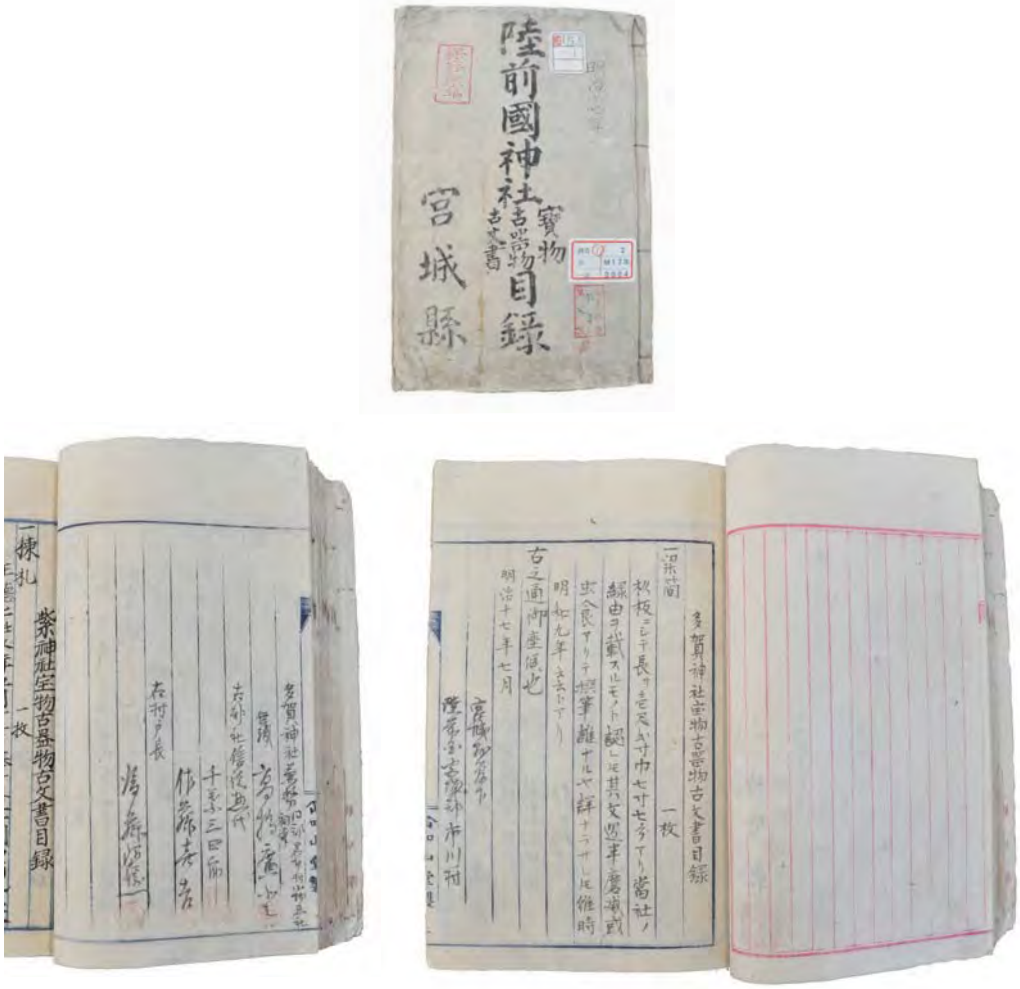

県庁文書（多賀神社）　宮城県公文書館蔵

奉納された箍

移転前の多賀神社

多賀神社の絵葉書（大正 14 年～昭和 35 年）

六　熊野神社

五万崎にあり、明治二二年の「多賀城古趾の図」には、塩竈街道と塩釜新道の三叉路の北西に東向きの社殿と鳥居が描かれている。この神社は、明治四四年の多賀城古趾実測平面図には熊野神社、大正一四年頃の多賀城阯平面図には熊野社として表示されているが詳細は不明である。民家の敷地内に祀られており、幟などが伝わっている（第一一章　民俗参照）。

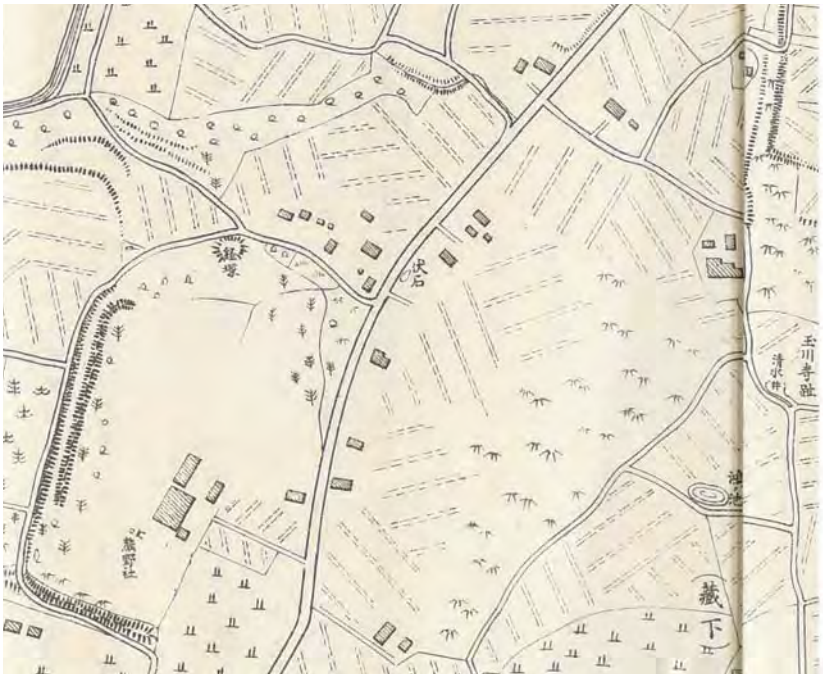

多賀城阯平面図にある熊野社

七　大日霊神社

本神社は市川字大畑にあり、多賀城政庁跡の北側七五メートル、塩竈街道から少し東に入った屋敷地の北西隅に祀られている。この屋敷地の北側は緩い傾斜面となっており、本神社は石鳥居をくぐり、石の階段を上ったところに南向きの社殿が一棟ある。「御宮造営大日霊神社」と記された明治二五年の棟札が納められており、社主は佐藤長兵衛と記されている。社殿は一間社流造で江戸中期の建築様式を残す（多賀城市教育委員会ほか二〇一七）。

社殿は、大日如来を主尊とする板碑が立った状態でその上に構築されており、社殿内には鉄製鋳造の懸仏も納められている。近隣の人々も本神社を大日如来と呼んでいるなど、本来は大日如来を本尊とする仏堂ではなかったかと考えられる。

大日霊神社

八　多賀城神社

多賀城神社は、昭和二五年（一九五〇）、多賀城政庁跡の北東部に建立された。社殿は、アジア・太平洋戦争時の多賀城海軍工廠の奉安殿を移築したものであり、市内で最も新しい神社である。本神社が勧請された経緯については、境内に設置されている多賀城神社縁起に詳細に述べられているので、以下関係する部分を引用する。

（前略）義良親王には、延元四年（一三三九）十月吉野行宮におかれ即位（第九十七代後村上天皇）されるまでのわずか七年の間に陸奥太守として、二度にわたり通算三ケ年の歳月を多賀城において南朝の中心達とともに王政復古のためつくされたのである。

このことも末永く記念するため、昭和九年七月「多賀城村史跡名勝保存会」を組織、昭和十年四月「後村上天皇御座処」の碑を正殿跡の北西隅に建立し同時に御霊祭を挙行したのである。そして、これを契機として、後村上天皇をはじめ建武新政の礎となった南朝の忠臣諸将を奉祀する神社創建の機運が盛りあがったのであるが、たまたま、大東亜戦争に突入したこともあって、この計画は一時頓挫のやむなきにいたったのである。

しかるに、戦後、再び初期の目的を達成せんとする関係者の努力

多賀城神社

がむくいられ当時旧海軍工廠内におかれていた奉安殿を国より払い下げられることとなり、昭和廿七年四月地元市川区民の協力を得て政庁跡の東北の一角にこれを移設し、多賀城神社の社殿として鎮座祭を執行、翌廿八年五月六日例祭を執行したのであるが、以後は毎年五月六日を例祭日と定め、社前において祭典を荘厳に執行してきたのである。

昭和四十八年政庁地区を史跡公園として環境整備を施工するにあたり、八幡社跡とも伝えられる由緒ある現在地に遷宮したものである。

平成一三年五月一〇日

多賀城跡顕彰会

昭和七年、本神社の建設に先立ち、村長鈴木源一郎は高崎の屋敷林から杉を伐り出して市川に運び、その丸太材をもって政庁跡南斜面登り口に鳥居を建設したという。

また、建武中興六百年に当たる昭和九年、南宮の賀川修二は「維時昭和九歳次甲戌當建武中興六百年記念祭／一死殉君國以明肇國大本」、「忠勇貫古今壯哉建武中興／挽建武中興殉國英霊　日本入木道正統第四十七世　華城　賀川修次」と記した竪九・五〇メートル、幅一・三五メートルの幟を一対制作している（註）。

註　「多賀城神社「幟」のこと」と題した覚書による。この覚書は平成一六年五月一〇日の例祭日に、多賀城跡顕彰会代表佐藤孫次（故人）と同会社友小澤操が作成したもので、本書を作成するにあたり、小澤氏より提供を受けた。

九　養蚕神社

荒脛巾神社の境内にあり、同社の南側に並んでいる。

この神社については近世・近代の地誌等にも記載がなく、『町誌』でも取り上げられていない。『市史』の民間信仰の項には次のように記載されている（多賀城市史編纂委員会　一九八六）。

古くは立石（壺の碑）のある岡に鎮座していた。コガイサンと呼ばれている。かつてこの地では養蚕が盛んであったが、現在この神を養蚕の神とする信仰はない。喘息の平癒に霊験があるとされ、願う者は痰の根を切るといって、供えられている鋏を一挺借り受け、礼詣りに二挺にして納める。社には供えられた多くの鋏がある（註）。

養蚕神社

奉納された鋏

註　鋏のほかに鋏を描いた絵馬もあり、年代が分かるものでは明治二九年・三〇年（一八九六・一八九七）のものがある。現在地に移転した時期や経緯については不明である。

第二節　寺院

一　玉川寺

市川字城前に、市道新田浮島線に面して曹洞宗の寺院玉川寺がある（江戸時代の資料には玉泉寺と記載）。この寺は、もとは多賀城政庁跡がある丘陵部南側ふもとにあったが、明治二六年二月二一日に同寺内にあった村役場の火災で焼失し、その後現在地に移転したものである。

安政四年（一八五七）の「仙台金石志」にはそれらより古い時期の寺について記載があり、「昔し壺碑の東南の山にて。東向に大門の址。元文三年の庚申供養石杯。今に有。或年消失してより。多賀城址の南今の地。猪苗代某御知行所の内に移ると云。今に碑の邊に蔵下（玉泉寺の蔵ありし所なるへし。）又寺屋敷共いふ小名有。」と多賀城跡の南の地に移る前は壺碑の東南の山にあったとしている。安永三年（一七七四）の「書出」に所在地の小名が立石となっているのは、安永三年当時玉泉寺は立石にあった傍証になると考えられる。また、一九世紀初頭の「奥州名所図会」では多賀城政庁跡の南側に描かれているので、安永三年から一九世紀初頭の間に移転したと推定することができる。

安永元年（一七七二）の「封内風土記」には「松巖山玉泉寺　曹洞宗。仙台府下松音寺末寺。傳云。陽成帝。慶長五年。傳室闇達和尚開山」との記載があり、慶長五年（一六〇〇）の開山としている。

玉川寺

安永三年（一七七四）の市川村風土記御用書出には、所在する小名は立石で、仏殿は辰巳向で竪七間、横五間、門も辰巳向で、本尊は薬師如来木仏坐像と記されている。

この村書出とは別に寺院書出もあり、仙台城下の松音寺の末寺であると記載し、開山から当住までの道号を記している。先年過去帳が盗み取られたため実名はわからないという。

開山　伝室　　二世　観悟　　三世　全寿　　四世　円達
五世　文光　　六世　默随　　七世　高億　　八世　英俊
九世　高峯　　十世　玉鱗（当住）

開山の年代について、文政五年（一八二二）の「鹽松勝譜」には「御花園帝文安元年。僧無着の開興する所なり」とあり、文安元年は一四四四年で、「封内風土記」や「書出」より一五〇年以上古い由緒を記すが詳細は不明である。

玉泉寺の名が史料上に現れるのは寛文一三年（一六七三）年の「宮城之内市川村人数御改御帳」である。「会家旨玉泉寺」（会家旨は会下宗で、曹洞宗のこと）の檀家として荒屋敷組頭久右衛門はじめ一五世帯の村人が書出されており、一八世帯中の大半が玉泉寺の

玉川寺跡（平成 23 年）

檀家であった。

市川村には寛文一三年の「宮城之内市川村人数御改御帳」をはじめ文政一一年（一八二八）に至る八冊の人数改帳があり（以下、年代を付して「○○年改帳」の略称を使用する）、その中には玉泉寺の僧についても記載があって、ほとんどの場合「玉泉寺　二拾三」のように住職の年齢のみ記載されている（多賀城市史編纂委員会　一九九三）。それらに便宜的なA～Eの記号を付し、「風土記御用書出」を作成した安永三年当時の一○世玉鱗の名を入れ、時系列的に表したのが図３である。

貞享五年改帳には、D三三歳とともに隠居文光五三歳との記載がある。延宝四年改帳のB四二歳、寛文一三年改帳のA三九歳とはほぼ連続しており、A・Bは文光と考えられる。また、天和四年改帳のC二三歳は、延宝四年改帳の弟子達山一五歳と見ても年代的に問題はない。CとDは別人であり、Cの在職期間はは長くても四年程度と短かったようである。五世文光から一○世玉鱗まで約八○年を等分してみると、延享三年改帳においてすでに六五歳になっていたEは、九世高峯の可能性は低く、八世英俊と考えられる。

寺名について、安永三年の寺の「書出」には、「当寺往古は玉川寺と相記し候由。何年の頃に御座候か、泉と申す文字に書き替え申し候事」と記し、文政五年（一八二二）の「鹽松勝譜」には「市川いにしえ玉川の上流。故に玉川を以て寺号となす」とあるが、人数改帳の記載は寛文一三年から文政一一年まで玉泉寺である。玉泉については『町誌』に「（玉の）泉の北方の丘に玉川寺があったが、或は此の泉よりとった名称であったかも知れない」と記している。

明治二六年の火災では本堂（間口五間　奥行四間）と庫裡（間口三間

人数改帳	寺院書出
1670	
・1673（寛文 13）　A：39 歳	5 世 文光
・1676（延宝４）　B：42 歳 弟子達山 15 歳	
・1684（天和４）　C：23 歳	6 世 黙随
・1688（貞享５）　D：33 歳 隠居文光 53 歳	
1700	
	7 世 高億
	8 世 英俊
・1746（延享３）　E：65 歳 弟子南虎 12 歳	
1750	
	9 世 高峯
・1774（安永３） 玉鱗（『風土記御用書出』）	10 世 玉鱗
1800	
・1804（享和４）　無住	
・1817（文化 14）無住	
・1828（文政 11）白峯 58 歳	

第３図　人数改帳に見る玉川寺の歴代

三尺　奥行三間）が類焼したと火災報告書に記載されているが、寺には客殿と宮殿もあって、文政一二年（一八二九）、白峰の代に新たに造立したという。そのことを記した石碑が移転前の玉泉寺跡にある。

火災報告書
宮城縣宮城郡多賀城村市川
曹洞宗玉川寺建物
一本堂宇　壱棟
但間口五間　奥行四間
一庫裡　　壱棟
但間口三間三尺　奥行三間
右明治廿六年二月廿一日本村役場消失
ノ際類焼ニ罹リ候間□□及御
報告候也
宮城縣宮城郡多賀城村長志賀庸治代理
明治廿肋年七月三日　助役髙槝正保
宮城縣知事舩越衛殿

二　神奏院

神奏院は奏社宮の神宮寺（別当寺）だった真言宗の寺院である。明治三年、別当の須奏が復飾して奏社宮の神職となり、廃院となった。

「書出」には市川山神奏院とあり、所在地の小名は奏社の宮、仏殿は南向で竪八間、横四間半、本尊は子安観音の木仏立像と簡単な内容となっている。

「寺院書出」は伝わっていないが、塩竈市後藤雄造氏所蔵写本（註）には、開山のことはわからないが、天正八年（一五八〇）俊光法印が中興したこと、奏社明神社の別当であること、金光明山法蓮寺の末寺であることなどが記されている。法蓮寺は鹽竈神社の神宮寺である。奏社宮の神社調査書に、「（奏社宮は）国主当社へ参詣毎に奉納せられし金品目録及包紙等所持するのみにして、元別当神奏院、本山法蓮寺へ旧記等封印の上預置□を、明治初年同寺廃絶の際紛失す。今は伝わりなし」という記載がある神奏院と法蓮寺の関係を示すものといえる。

奏社宮の神宮寺であった神奏院は奏社宮の境内にあった。「奥州名所図会」には拝殿の左前方に神奏院が描かれている。現在社務所が立つあたりである。

神奏院があったとされるあたり

『宮城県神社名鑑』には、神奏院の歴代として、中興の俊光から復飾した順奏まで記している。宝暦六年の白山権現宮の造営に際し遷宮導師を務めた慶康と、明治三年に復職して市川氏を称し、奏社宮の神官となった順奏の間は不明である。それぞれの簡単な事績を付して示すと次のとおりである。

俊光　天正八年（一五八〇）中興
宝円
鏡雅
宥雅
長音
宥善
宥仙　奏者明神再興。貞享四年（一六八七）棟札
奏者神祠修理。元禄一四年（一七〇一）棟札
宥応（有応）奏者明神社再興。正徳六年（一七一六）棟札
専如
鏤済
鏡光　奏社宮拝殿造新。享保一九年（一七三四）棟札
賢宥
慶康　白山権現宮造営。宝暦六年（一七五六）棟札
（この間の数代不明）
順奏　明治三年（一八七〇）復飾。神奏院廃院。

註　本書において、「書出」は宮城県図書館本に依っているが、塩竈市後藤雄造氏所蔵写本には、現在は発見できない「寺院書出」の内容を付け加えて筆写している部分がある。

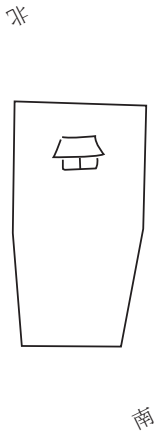

宮城県公文書館所蔵の複製をトレース

第４図　玉川寺境内図

第六章　石造物

凡例

1　本章には、中世の供養碑である板碑八基、庚申塔をはじめとする近世・近代の供養碑五四基、墓標一一三基などについて調査成果を収録した。

2　供養碑は、近世と同じ様式が続いているため、昭和期まで調査の対象とした。しかし、個人情報への配慮から、一覧表等には掲載したが図版には掲載しなかったものもある。

3　図版中の表示は、「図版番号・所在地・（登録番号）」である。

4　供養碑の登録番号は「多賀城市の歴史遺産」調査開始時からの連続番号である。

5　図版は拓本、図版内釈文、写真で構成した。拓本の縮尺は一部を除き八分の一に統一し、図版内釈文では可能な限り実際の文字に近いもので示した。写真は今回の調査で撮影したもののほか、過去の調査で撮影したものも含めて構成した。

6　釈文は原則として常用漢字を使用した。

7　種子は仏・菩薩名の下に、片仮名で（　）内に記した。

8　欠損や摩耗等により判読できない箇所については、文字数に応じて□または［　］で示した。

9　石材については、東北大学総合学術博物館協力研究員永広昌之氏の肉眼観察による。

分布と概要

市川村地域で確認した石造物としては、中世の板碑、近世・近代の供養塔、道標、記念碑、石燈籠、手水鉢、石鳥居、高低几号標、墓標がある。それぞれ単独で存在する地区もあるが、両者が混在している地区もある。それらの分布と所在地の概要については以下のとおりである。

荒脛巾神社　参道を少し入ったところに朱塗りの鳥居があり、そ

荒脛巾神社

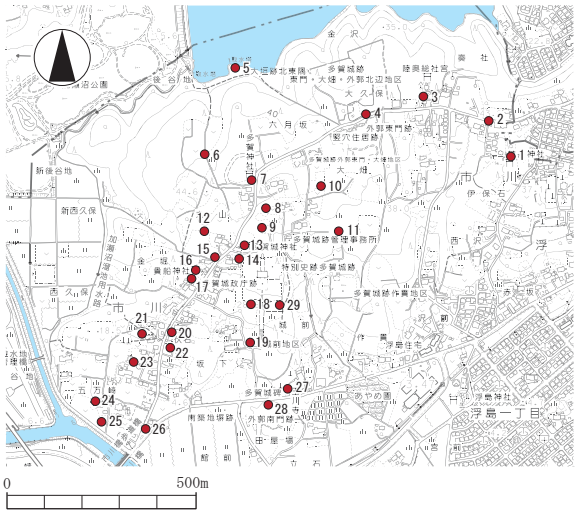

1	荒脛巾神社	11	志賀家墓地	21	五万崎Ａ
2	伊保石	12	丸山Ａ	22	坂下Ｂ
3	陸奥総社宮	13	多賀城神社	23	五万崎Ｂ
4	大久保	14	城前Ａ	24	五万崎Ｃ
5	加瀬沼	15	丸山Ｂ	25	五万崎Ｄ
6	六月坂	16	貴船神社	26	坂下Ｃ
7	多賀神社	17	金堀	27	玉川寺
8	大畑Ａ	18	城前Ｂ	28	田屋場
9	大畑Ｂ	19	城前Ｃ	29	城前Ｄ
10	佐藤家墓地	20	坂下Ａ		

第５図　市川地区石造物分布図

の脇に幟立がある。鳥居と社殿の間は個人の宅地となっており、その奥の荒脛巾神社の前には石燈籠が、北に並ぶ地蔵堂の周辺には風神や水神など自然神の名を記した石塔や特定の神社名を記した石碑などがある。年代が分かるものはすべて明治以降のものであり、施主は県内各地に及んでいる。

伊保石　塩竈街道からの入口に道標が三基ある。その内の一基は、現在でも十分にその役割を果たしている。

陸奥総社宮　塩竈街道に面して石鳥居や石燈籠があり、その右手に記念碑がある。男坂、女坂の石段を上って拝殿に向かう石敷の参道の両脇には新しい石燈籠が立っており、江戸時代から明治にかけての古い石燈籠と手水鉢は参道の左手奥に移されている。境内の南西隅（駐車場側）には馬頭観世音塔が二基、子安観世音塔が一基ある。

六月坂　加瀬沼に通じる六月坂からの農道沿いに明治・大正期の馬頭観世音塔が四基ある。平坦地から沼に向かう緩い下り道が始まるところ。

陸奥総社宮境内

六月坂

加瀬沼　加瀬沼に通じる大畑からの遊歩道に面した、加瀬沼橋の東約一〇〇メートルの地点に水神塔一基と、加瀬沼や水利組合の沿革を記した記念碑二基がある。

大久保　陸奥総社宮の石鳥居の西側約一五〇メートル、塩竈街道の道端に明治政府が設置した高低几号標がある。

多賀神社　社の周りに石燈籠が二基ある。社とともに約六〇メートル東側から移したものである。

大畑A　個人の宅地に隣接した山林中に板碑が一基あり、その家で祀られている。

大畑B　旧宅地の北西に大日霊神社があり、入口に石鳥居、社の脇に蛇を描いた石塔が一基ある。

佐藤家墓地　大畑の畑地の中に佐藤家の人々が祀っている墓地がある。東西約三〇メートル、南北約四〇メートルの茂みの中にA、

大畑A

佐藤家墓地

B、C三つのグループがあり、Aには六〇基、Bには七基、Cには一八基の墓標が確認できた。Aの中には板碑を転用したものが二基ある。

志賀家墓地　多賀城政庁跡の東側にある作貫地区には、江戸時代に鹽竈神社の社人だった志賀氏と、それに仕えた別系統の志賀氏の屋敷があり、その北側約一七〇メートルの木立の中に、東西約二〇メートル、南北約一三メートルの墓地があり、約四〇基の墓標がある。

丸山A　塩竈街道に面して五輪屋敷と呼ばれた佐藤家があり、その奥に山神塔一基と小祠があり、同家で祀っている。山神塔と小祠は、四辺を低い石垣で護岸した方形の土壇の上に立っている。

多賀城神社　明治天皇の顕彰碑と後村上天皇の顕彰碑がある。以前は多賀城政庁の北辺築地の内側にあったが、平成三一年の政庁跡再整備に伴い移設された。

城前A　塩竈街道に面した個人の宅地に板碑が一基あり、北東部に屋敷神として祀られている。

志賀家墓地

城前A

丸山B　塩竈街道から西久保方面に通じる農道の入口に馬歴神社、三犬神の碑がそれぞれ一基ある。

貴船神社　塩竈街道に面した境内に社殿があり、その周囲に庚申塔、聖観音菩薩立像、如意輪観音菩薩像がある。

金堀　塩竈街道に面した個人の屋敷地に八幡神社の小祠と山神塔が一基あり、小祠は屋敷神として祀られている。これらは、以前は多賀城政庁跡の北側にあったものを移設したものである。

城前B　明治二六年以前に玉川寺があった場所である。名号塔、馬頭観世音塔、無縁供養塔、普門品写石塔、出羽三山塔などの供養塔と板碑が一基ある。慶応三年の馬頭観世音塔には施主の交名の末尾に「玉□□」とあるものや、文政一二年の客殿新造立を記す石碑があり、玉泉寺に関わるものと考えられる。

城前C　玉泉寺跡の南側にある井戸の脇に水神塔が一基ある。現在コ

丸山B

貴船神社

ンクリート製の井側に変わったが、「封内風土記」に清泉在りと記され、地元では玉の泉と呼ばれていたという。

坂下A　塩竈街道の坂道の途中に横倒しの板碑が一基あり、「伏石」の名で呼ばれている。

坂下B　塩竈街道に面した個人の宅地に水神塔が一基ある。屋敷地の北西部にあった井戸の脇で祀られていたもの。

五万崎A　正楽寺墓地である。市川村の人々の中には仙台市の正楽寺の檀家になっている家が多く、墓地のみ畑地の一画に設けられている。現在では家ごとに新しい墓に改修され、古い墓標は一か所に集められている。

五万崎B　明治九年の明治天皇巡幸の際・多賀城御小休所となった菊池家の宅地で、玉座前に建てられた記念碑が一基ある。

五万崎C　市川橋の北西に位置する個人の宅地入口に板碑が一基あり、屋敷内の小祠前には山神塔、稲荷大明神塔、弘法大師坐像がある。

城前C

五万崎C

小祠や稲荷大明神塔などは、北側約七〇〇メートルの位置にあった丸山の旧屋敷から転居した際に移設したものである。

坂下C　明治一七・一八年頃（一八八四・五）に塩釜新道が建設されたことから、奏社宮への案内表示として建設された道標が新道の分岐点に一基ある。

玉川寺　明治二六年の火災後に現在地に移転した。普門品写石塔と山神塔が各一基ある。かつて壺碑の南東にあった頃、元文三年の庚申塔があったと「仙台金石志」に記されているが、現在不明である。

田屋場　多賀城南門跡がある丘に奈良時代中頃の天平宝字六年に建てられた多賀城碑がある。多賀城碑は歌枕壺碑の名でも知られ、現在市道（塩釜新道）脇に立っている道標は、かつて市川橋付近に建てられていたものが移設されたものである。その他に、壺碑の近くには句碑や大正天皇即位記念風致林碑がある。

坂下C

田屋場

第一節　板碑

市川地域では、八基の板碑を確認した。

解説

No.１は胎蔵界大日如来（アン）を主尊とした弘安一〇年（一二八七）の板碑である。西阿弥陀仏という僧侶が三十余人と合力して勧請したことが記されている。『仙台金石志』（註1）に「宮城郡市川邑路傍碑」として掲載されているもので、地元では伏石と呼ばれている。

このような板碑の造立（勧請）に合力した三十余人は、同じ目的で集まった一群の人々で、結衆と呼ばれる（岩本　一九八八）。西阿弥陀仏のように「□阿弥陀仏」或いは「□阿」のような阿号は浄土宗、時宗の僧侶の法号に用いられるが、司東真雄氏は西阿弥陀仏を時宗の僧と考え、宮城県から岩手県南部にかけての地域で同様の阿弥陀仏号を持つ板碑、またはそれを略して西阿のような阿号を持つ板碑や、時宗に関わる寺伝等四二例抽出した。時宗の開祖一遍智真は、弘安三年（一二八〇）、江刺郡で没した祖父河野通信の墓に詣でるため信濃国から陸奥国に向かい、その帰途松島を通過しているが、時宗系板碑や関連する寺院の所在地を結ぶことで一遍が歩いた布教の道を推定しようとした（註2）。

時宗系の板碑は、中央に「南無阿弥陀仏」の六字名号を置き、阿弥陀仏号または阿号を称する者によって造立されたという二つが重要な要素とされる（註3）。この板碑のように六字名号がなく、胎蔵界大日如来を主尊とするものを時宗系板碑と認めうるかどうかは慎重に検討すべき問題であろう。西阿弥陀仏が弥陀信仰者であることは容易に推察できるとしても、時宗に限定することは、かつて服部清道が『板碑概説』で指摘したように控えたいと思う（註4）。

この板碑は江戸時代からその存在が知られ、「書出」や地誌に収録され、「仙台金石志」には「ふせ石といふは。坂の中程。作貫屋敷安之丞宅の傍に。弘安十年勧進。西阿彌云々の倒碑あり。」とある。

伏石の名の元となった倒伏の状態については、「書出」に「肯山様御代、一宮御参詣道に立て置き候義、遠慮つかまつり、伏し置き申す由。其のままにしてさし置き申し候」とある。

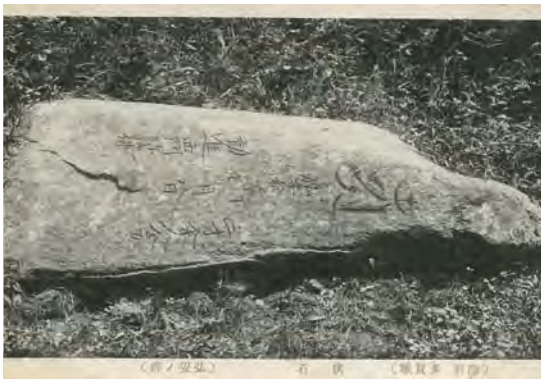

伏石の絵葉書

また、『町誌』には伏石の名について次のような伝説が紹介されている。

何時の頃であったか、かかる由緒ある石を路傍に捨てて置くのが惜しいと云うことで、玉川寺の住職が村の人々の応援を得て寺の門前に運搬して立てた。然るにこの年は市川に悪疫が流行した。巫女に占って貰ったら「この石を起したのが悪いのだから、元のままにして置くがよい」と言われて、村の人々は元の塩釜旧街道の路傍に運んで伏せて置いた。それで伏石とよぶという。

No.２は胎蔵界大日如来（アク）を主尊とした正和元年（一三一二）の板碑である。沙彌とは、本来一人前の比丘（男子の出家）となる以前の徒弟僧のことであるが、日本では、剃髪しても出家の行をせず、妻帯のままでいる者が自ら沙彌と称することがあった（中村　一九八一）。

No.３は胎蔵界大日如来（ア）を主尊とした板碑である。種子の下に二

文字あり、『市史４』では正慶カとして「正慶年号（一三三二―三三）供養碑」としている。しかし正慶の読みの当否とともに、年号のみという点に不自然さが残る。

No.４とNo.５は胎蔵界大日如来（ア）を主尊とした板碑である。種子のみで紀年銘等はない。このような板碑は市内では多く、No.３についても同様の可能性が考えられよう。

No.６は小祠の中に立っており、全容は確認できないが、金剛界大日如来（バーン）を主尊とした板碑と考えられる。仙台市宮城野区の鶴巻熊野神社板碑群二号碑の種子は「バーク」としているが、書体が近似している（仙台市史編さん委員会　一九九八）。

No.７は胎蔵界大日如来（ア）を主尊とした板碑である。寛文元年の墓標に転用されており、当初の面は削平されて主尊の種子が確認できる程度である。主尊下の中央部、その下の左右対称の位置には顕著な擦痕がある。転用前の文字を削除した痕跡と見られ、紀年、造立の志趣等が刻まれていた可能性がある。種子は、比較的残存状況が良い左半部では文字の輪郭が線状に残っており、中世の板碑に多い薬研彫りではない。

No.８は胎蔵界大日如来（ア）を主尊とした板碑である。享保九年の墓標に転用されており、主尊の種子のみ確認できる。

註１　吉田友好が天保一三年（一八四二）から安政四年（一八五七）にかけて作成。

註２　司東真雄「南北朝期における時衆教団側面観」『岩手の石塔婆―東北型の板碑文化―』一九八五

註３　服部清道「第二扁各論　第三項　時宗と板碑」『板碑概説』一九七二

註４　司東氏が宮城・岩手地方の時宗系石塔婆（板碑）として取り上げた一九基の内、阿号をもつものは一三基、その内六字名号をもつものは二基で、それ以外は阿弥陀如来一基、大日如来（金剛界）一基、大日如来（胎蔵界）二基、勢至菩薩一基、虚空蔵菩薩一基、その他・不明等五基で、阿弥陀如来以外の主尊が多い。

釈文

１　坂下Ｂ（No.１０７７）　弘安一〇年（一二八七）

三十余人合力
丁
（アン）弘安拾年　八月八日
亥
勧請西阿弥陀仏

２　五万崎Ｄ（No.１０４７）　正和元年（一六一五）

是吉　沙彌
壬
（アク）正和元年　五月日
子

３　城前Ｂ（No.９９７）

（ア）正慶ヵ

４　大畑Ａ（No.１０４２）

（ア）

５　城前Ａ（No.１０４１）

（ア）

６　大畑Ｂ（No.１０７４）

（バーン）

７　佐藤家墓地（No.１１２５）

（ア）

８　佐藤家墓地（No.１１２６）

（ア）

１　坂下Ａ（No.１０７７）　弘安一〇年（一二八七）

（アン）

三十余人合力
弘安拾年丁亥八月八日
勧進西阿弥陀佛

S=1/8　0　50cm

２　五万崎Ｄ（No.１０４７）　正和元年（一三一二）

（アク）

是吉　沙彌

正和元年壬子五月日

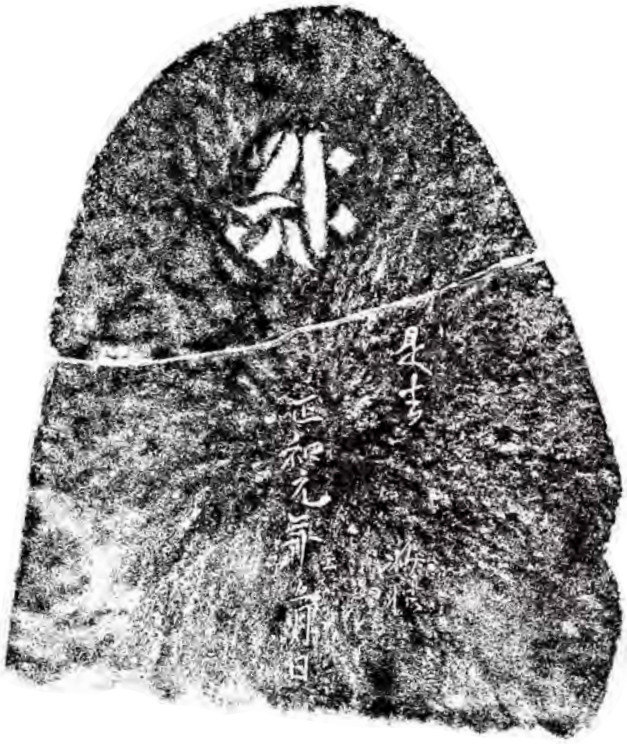

S=1/8　0　50cm

３　城前Ｂ（No.９９７）

（ア）

正慶カ

S=1/8　0　30cm

４　大畑Ａ（No.１０４２）

５　城前Ａ（No.１０４１）

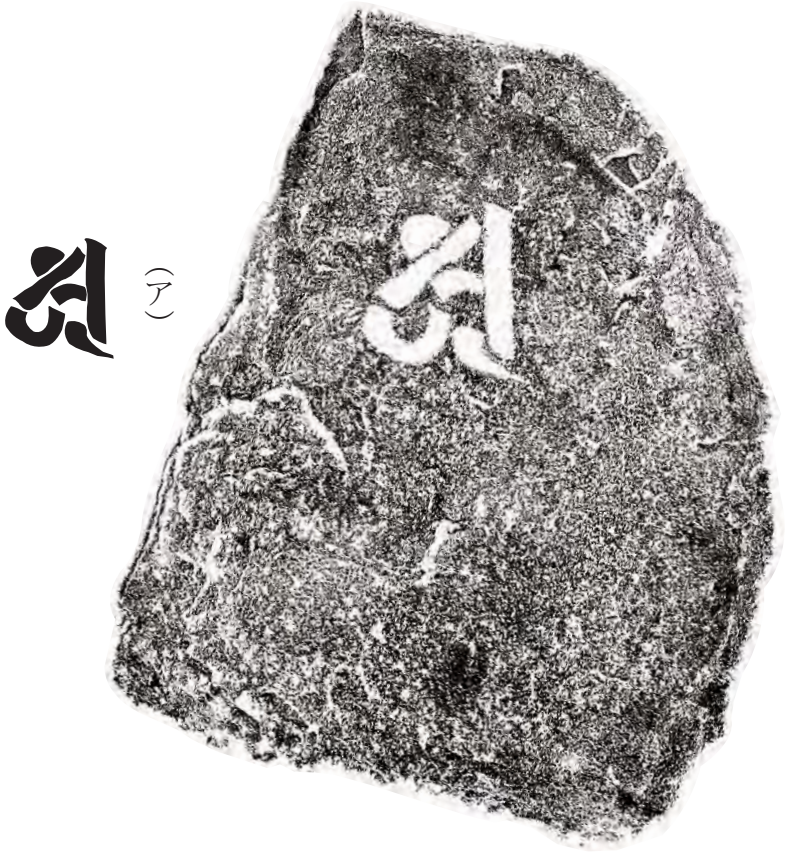

６　大畑Ｂ（No.１０７４）

7　佐藤家墓地（No.1125）

S=1/8　0　50cm

８　佐藤家墓地（No.１１２６）

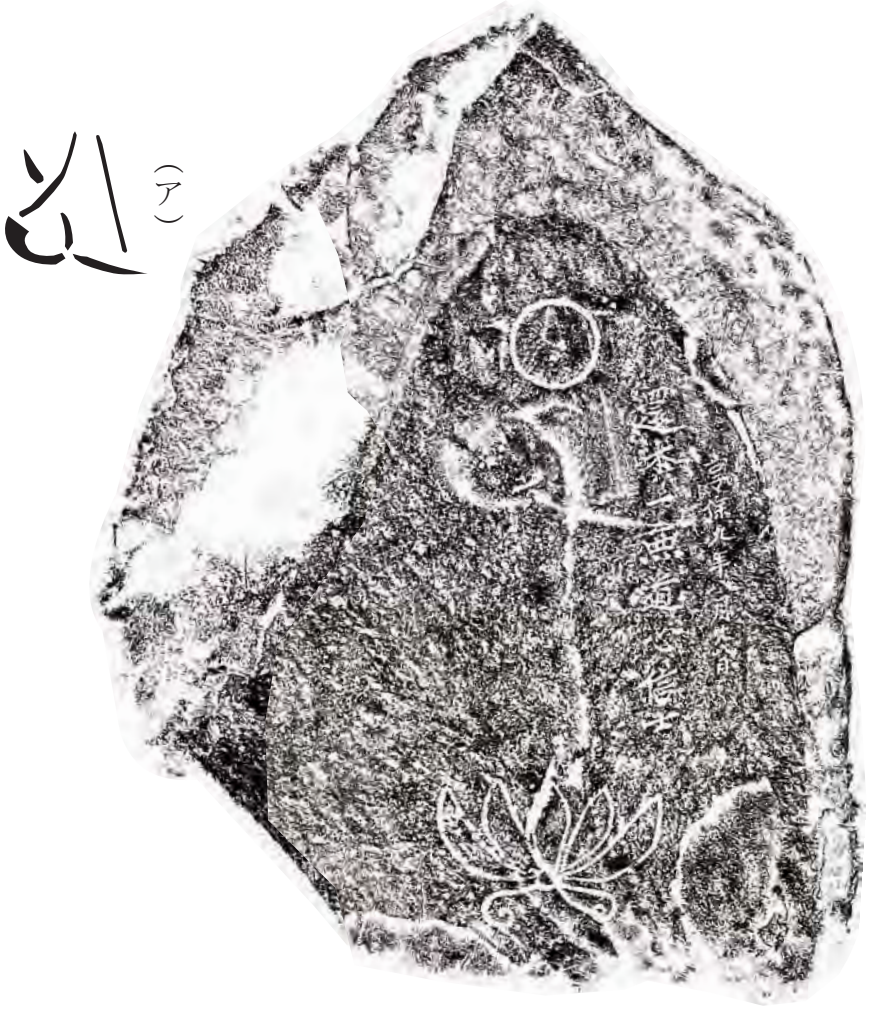

S=1/8　0　50cm

第二節　近世・近代の供養塔

一　庚申塔

庚申供養に関わるものが一基ある。

No.24は安永九年（一七八〇）造立の庚申塔で、一〇月一五日はこの年五回目の庚申の日にあたる。中央に「庚申塔」と主題を大書し、その上には日天と月天が配されている。「講中十二人」と、講中ではないがこの供養に関わった「志十人」、合わせて二二名の人々によって造立されたものであろう。

二　自然神信仰の塔

自然神信仰に関わるものとして、山神塔が四基、水神塔が三基、雷神を祀った石祠が一基ある。

No.25は寛政四年（一七九二）造立の山神塔である。講中一六名によって造立された。山神の祭は二月と十月の一七日に行われるところが多く、七日、九日、一一日、一二日、一五日、一八というところもあるという（庚申談話会　一九七五）。No.61は明治二四年（一八九一）に個人によって造立されたものである。

水神塔はいずれも水辺で祀られていたもので、No.9は明治二七年（一八九四）に個人によって造立されたもの、No.37は昭和一三年（一九三八）の造立で加瀬沼の岸辺に祀られているものである。

No.60は文政一一年（一八二八）に造立された雷神の石祠である。城前地区にあった屋敷の中に、落雷によって半身焦げた杉の大木があり、その根元に祀られていたという（小澤　二〇二一）。正面に主尊である種子（キャ）、その下に雷神と記されている。村の講中によって造立されたもので、願主は肝入で山岸屋敷の八郎である。

三　馬の守護神の塔

馬頭観世音塔が九基、馬歴神社が一基ある。

No.18は嘉永七年（一八五四）造立の馬頭観世音塔である。村中によって造立されたもので、世話人五名の交名がある。この塔の造立後ほどなく年号は安政に改まった。

No.19は慶応三年（一八六七）造立の馬頭観世音塔である。当村施主三人の男性名の左上に玉□□の文字がある。玉泉寺の可能性がある。

No.33、No.34、No.35、No.36は明治二七年（一八九四）から大正元年（一九一二）にかけて六月坂地区の一角に建てられた個人造立の馬頭観世音塔である。No.43は荒脛巾神社境内にあるものである。

No.28は昭和一六年造立の馬歴神社塔である。支那事変に従軍した軍馬二頭と、家で役馬として飼っていた馬一頭を祭神として合祀した旨記してある。役馬の五倫は屋敷名と見られ、祭主、父として記されているのは五輪屋敷の佐藤氏である。

四　山岳信仰の塔

出羽三山関係の塔が二基ある

No.14は湯殿大権現への参詣三三回を記念した享保一九年（一七三四）の供養塔である。中央頭部に胎蔵界大日如来の種子（アーンク）を刻む。湯殿山は江戸時代に出羽三山の中心であり、胎蔵界大日如来はその本地仏である。湯殿山には八方七口と呼ばれる登山口があり、多賀城市域の

村人はその中の岩根沢口から登った。その登拝口にある別当寺が日月寺であり、参詣者はそこで入山の許可をもらった。造立者は佐藤賀衛門で、冷月道運信士は賀衛門の戒名であろう。その上の「逆修」とは死後の冥福を祈るため、死後に修すべき仏事をあらかじめ行うことである（中村　一九八一）。造塔の意趣として、諸願成弁、家内安全、子孫長久、現当二世、悉地円満を祈り、「粤（ここに）碑塔造立」と記している。

No.16は湯殿山を中心に金毘羅山、秋葉山の名を並記した文化八年（一八一一）造立の供養塔である。頭部には胎蔵界大日如来を表す種子（バーンク）が刻まれている。秋葉山は静岡県周智郡春野町にあり、防火、鎮火の神として知られる秋葉神社を祀る。岂は時の異体字で「時に」と読む。導師光禅院大龍は山王村の修験である。

五　名号塔

中央に南無阿弥陀仏と六字名号を記した名号塔が六基ある。

No.10は貞享四年（一六八七）に造立されたもので、三段にわたって四〇名の交名がある。すべて無姓の男性名である。この塔が造立された翌年、村人の家族人員を調査して書き上げた「宮城郡市川村当人数御改牒」が作成されているが、四〇名の中にはそれと一致する者を次の九名見出すことができる。

市郎右衛門（山岸屋敷）肝煎
十三郎　（荒屋敷）組頭
伊与之丞（市河屋敷）
小平次　（新屋敷）組頭　小兵衛次か　利右衛門に改める
長八　（新屋敷）十兵衛の智
喜右衛門（新屋敷）
弥次右衛門（新屋敷）四兵衛の親
与平治　（新屋敷）
九郎右衛門（漆沢屋敷）

供養塔にある名前を確定できればもう少し増える可能性があるが、それでも七割以上の人は該当しない。この供養塔の造立に関わった四〇名は、市川村の村人及びそれ以外の多くの人々による集団と考えられる。

No.11は元禄四年（一六九一）に造立されたもので、二段にわたって二一名の無姓の男性名がある。No.10と同様に「宮城郡市川村当人数御改牒」の中に該当する者を抽出すると次のとおりである。

次郎兵衛（五万崎屋敷）与頭善次郎の伯父
喜右衛門（新屋敷）
正右衛門（沼波多屋敷）
伊与之丞（市河屋敷）
吉兵衛　（新屋敷）
市兵衛　（山岸屋敷）肝煎市郎右衛門の男子

No.10と同様七割以上の人は該当していない。

No.12は元禄一六年（一七〇三）に造立されたものである。「一川村一宇女中方念仏塔也」の「宇」は軒・屋根の意であることから、市川村という一つ屋根の下における女性たちの念仏講という意味か。

No.20は無紀年の名号塔である。名号の右にある「大念仏供養」がこの塔造立の目的であろう。大念仏とは、多くの人々が集まり、念仏を唱える仏事である（中村　一九八一）。下半部に二段にわたって有姓男性三二名の交名がある。

六　その他仏教関係の塔

聖観世音菩薩立像、如意輪観音半跏像、菩薩立像、子安観世音、無縁供養塔が各一基、普門品写石一字一巻三界萬霊等が二基ある。

No.23は明和四年（一七六七）造立の聖観世音菩薩立像である。聖観世音菩薩は左手に持った蓮華に右手を添えた姿で、舟形光背の前面に半肉彫りされている。その下側の左右に一三の未婚の女性名があり、その末尾に「主立」として市兵衛妻、清兵衛母と記されている。主立は集団の代表や事業の主担当となる人とされており（仙台郷土研究会二〇一五）、この石塔の造立、供養において指導者的役割を果たしたと考えられる。

この石塔が造立される二一年前の延享三年（一七四六）の「宮城郡市川村人数御改」を見ると、山岸屋敷肝入市郎右衛門の子市兵衛、六月坂屋敷村与頭五人組頭太兵衛の男子清兵衛ともに二三歳の名があり、市兵衛妻は一八歳、清兵衛母は五六歳で、この石塔に記された両名と考えられる。

No.22は如意輪観音半跏像、No.56も菩薩像と見られる。いずれも無紀年で、舟形光背の前面に半肉彫りされている。

No.39は寛政七年（一七九五）の子安観世音塔である。八名の女性名と石工の名が記されている。日付が十七萯となっているが、萯は瑞草である蓂莢の異体字と見られる。蓂莢とは、『大漢和辞典』に「月の一日から十五日まで日毎に一莢づつ生え、十六日から晦日まで毎日一莢づつ落ち始めたので、これに依って暦を作ったといふ。こよみぐさ。歴草。歴莢。」と記されており、そのため「日」の意味で用いられることがある。

「蓂」の文字

No.17は文化九年（一八一二）造立の無縁供養塔である。無縁仏を供養する目的で、浅野屋富蔵が願主となって立てたものであるが、詳細は不明である。

No.62は万霊塔である。万霊塔とは、「造立することが目的でなく、万霊塔自体に仏教で有情と呼ばれるところのこの世の中における生命るものことごとくの霊を宿らせ、この塔を回向することによって万霊を供養する」（庚申談話会　一九七五）と説明されている。この塔のように万霊等と刻んだものもあるが、万霊およびこれに類するものすべてを含むという意味だという。

この塔の頭部には有縁仏として観音菩薩の種子（サ）が刻まれている。普門品とは観音経のことであり、一巻の経文の文字を一字ずつ石に書写したものが写石で、一字一石経とも呼ばれ、近世に盛行したされている。このような複数で簡易に行える写経を行い、万霊供養を行うとしたものであろう。塔の右下に細字で「□□タガ城」とあるのは追刻であろう。

No.21も万霊塔である。三つに割れているが銘文、その割付ともNo.62とほぼ同様である。この石塔は底部に方柱状の枘が造り出されており、それと組み合う枘穴が穿たれた台座もある。「小石二千百」と刻まれており、普門品（観音経）を書写した小石の数量が知られる。

七　その他

妙見神社、斗蔵神社と神社名を記したものが二基、稲荷大明神、與市大神と神名を記したものが二基、雷神・風神など自然神の名を並記したものが三基、弘法大師像が一基、犬や蛇に関わるものが二基ある。

No.26は蛇、No.29は犬を祀ったものであるが具体的なことは不明である。

No.30は稲荷大明神を祀った天保一〇年代（一八三九～一八四三）の石塔である。稲荷大明神は農耕の神として全国各地で祀られ、この石塔のように屋敷神として祀られているものは膨大な数に上るとされている。

No.31は明治三七年（一九〇四）に造立された弘法大師坐像である。右手に五鈷杵、左手に百八顆の念珠を持って仙洞御所御料椅子に座し、その足元には木履と水瓶が描かれている。真如親王様と呼ばれる弘法大師像の最も流布した形式とされているものである。

No.46は妙見神社を祀った明治三三年（一九〇〇）の石塔である。施主は菊池きゑとなっているが、荒脛巾神社で巫術を行っていた女性も菊池きゑで同一人物の可能性がある。祈願の内容は不明である。

No.47、No.48、No.51に記された土金雷神や空気雷神については不明である。志田郡古川町や同郡松山町の人によって造立されたものである。

No.49は斗蔵神社を祀った明治三四年（一九〇一）の石塔である。施主は塩釜南町の中野ちかという一四歳の少女である。その年齢に注目すれば、子供の虫封じに効験があるという角田市の斗蔵神社に祈願したものかと考えられる。

「その他」に記載した石造物の内八基が荒脛巾神社境内に建てられているもので、次に説明する石燈籠等を含めると一八基となる。それらの年代についてみると、明治三〇年から昭和一七年の間に一四基あり、昭和三〇年代に集中している。『市史３』（多賀城市史編纂委員会一九八六）では、荒脛巾神社の「土金雷神」「水金神」「與市大神」等の碑について、「彼女（菊池きゑ）の教理によって信者が造立したものであろう」としている（民俗　第四章 民間信仰　第七節　巫俗）

釈文

９　城前Ｃ（No.１００３）

明治廿七年
水神
八月八日　高橋養之助

10　城前Ｂ（No.９８７）

市郎右衛門　金十郎　□兵衛
十三郎　惣四郎　次郎兵衛
長兵衛　太兵衛
小平次　市左衛門
長八　喜右衛門
善七　弥次右衛門
吉兵衛　喜右衛門
留五　与平治
善四郎　源蔵
甚助　与右衛門
吉郎兵衛　久右衛門
善三郎　次兵衛
三助　□兵衛
市兵衛　市十郎
勘兵衛　平兵衛
重次郎
弥伝次
惣作
嘉次郎
□十郎
九郎右衛門

願主
于時貞享四丁卯年
○南無阿弥陀佛　（請花）
八月廿日
敬白
正兵衛
伊与之丞

11　城前Ｂ（No.９８８）

次郎兵衛
太兵衛　彦惣
豈元禄四辛未年　願主　弥次右衛門　善兵衛
源蔵　吉兵衛
喜右衛門　源七
善次郎　源次郎
正右衛門　善吉
市左衛門　市兵衛
伊与之丞　長八郎
八月七日　敬白　弥伝次　左伝次
正八　曽七
○南無阿弥陀仏（請花）

12　城前Ｂ（No.９８９）

乃至法界
元禄十六年
宮城郡一川村一宇
○南無阿弥陀仏（請花）
女中方念仏塔也
十一月八日
平等利益

13　城前Ｂ（No.９９０）

□□
二十二丁
伝八
五□四郎
□郎
□
□左衛門
清三郎　権蔵
久蔵
二□
源太郎
善四郎
□三郎
利八郎
七内
三五郎
□四郎
久助
源□
享保七寅年
○南無阿弥陀仏（請花）
八月二十五日
願主敬白

14　**城前Ｂ（No.９９１）**

維時享保十九龍舎甲寅歳三月吉日
湯殿山別当
日月寺
湯殿山大権現
（バーンク）奉参詣　供養塔
御宝前三十三度　逆修冷月道運信士
佐藤賀衛門
右運精誠意趣者諸願成弁家内安全
子孫長久現当二世悉地円満如意修所
粤碑塔造立者也

15　**城前Ｂ（No.９９２）**

喜三郎
清　吉
寛政五丑年　藤　蔵
南無阿弥陀仏（請花）　吉之助
七月初吉日　長　□
惣兵衛
平　吉
勇次郎

16　**城前Ｂ（No.９９３）**

当村願主喜左衛門
金毘羅山
（バアーンク）湯殿山
秋葉山
岩文化八辛未四月八日
導師光禅院大龍欽誌

17　**城前Ｂ（No.９９４）**

願主
浅野屋富蔵
文化九壬申歳
○無縁供養塔
十月吉祥日

18　**城前Ｂ（No.９９５）**

嘉永七甲寅年
馬頭観世音
十月吉祥日
当村中　重右衛門
寅松
世話人　勇治
吉兵衛
喜吉

19　城前Ｂ（No.９９６）

慶応三丁卯年
馬頭観世音
当村施主
十一月吉日　□□
善助
新□
玉□□

20　城前Ｂ（No.１００２）

菊地久□　菊地木工助
仁□弥平次
願主　菊地三十郎　佐藤
大念佛供養　目黒次兵衛　佐藤□兵衛
千葉□作　志賀次兵衛
□□正作　八城□□衛門
八□□松　郷古□左衛門
○南無阿弥陀仏（請花）　佐藤久作　佐藤久右衛門
□□又蔵　□　七
佐藤三七　八
□川□蔵　菊地□兵衛
□□三右エ門　佐藤久治郎
敬白　佐藤□七　□
□　□
□　□部
鈴木久蔵
□
□□長七

21　城前Ｂ（No.９９８・９９９・１０００）

甲酉凶歳
普門品写石一字一巻三界萬霊等
遍　為供養
（台座）
小石二千百

22　貴船神社（No.１２６１）

（如意輪観音半跏像）

23　貴船神社（No.１０５３）

おみね
お□す
おまさ
おしち
おまき
おやす
おあき
おさつ
明和四亥歳
（観世音菩薩立像）
おたき
おしの
おきん
お□め
おまり
三月十八□
市兵衛妻
主立　清兵衛
母

24　貴船神社（No.１０５２）
講中
安永九庚子歳　十二人
月天
庚申
日天
十月十五日　志十人

25　金堀（No.１０４３）
寛政四子年
講中
山神　十六人
十月十二日

26　大畑Ｂ（No.１０７５）
奉　明治四十四年
（蛇）　旧四月十五日
納

27　坂下Ｂ（No.１０５１）
水神

28　丸山Ｂ（No.１０５４）
昭和十六年二月合祀
祭神記
軍馬　大元号
同　本南号
役馬　五倫号
紀元二千六百年支那事
変ニ従軍シ奮戦武勲ヲ
表シ中支那遠水ニ於テ
献身セル馬神並五倫家
ニ尽セシ馬神ヲ此處ニ
合祀シ永ク神霊ヲ尊フ
敬白
昭和十六年二月吉日
祭主　佐藤長左衛門
父　佐藤熊之助
台石寄附菊池太右衛門
石工高橋清之助

馬歴神社
第十三師団騎兵隊長的場寅三書

29　丸山Ｂ（No.１０５５）
昭和十六年二月祭祀
三犬神
宮城郡高砂村中野杉本
祭主　小幡ゑん建之

30　**五万崎Ｃ**（No.１０４８）
天保十□
稲荷大明神
三月八日□

31　**五万崎Ｃ**（No.１０４９）
明治三十七年五月二十一日
（弘法大師坐像）
八木

32　**五万崎Ｃ**（No.１０５０）
山神

33　**六月坂**（No.１０６９）
明治廿七年
馬頭観世音
六月十三日
菊池寅松
建之

34　**六月坂**（No.１０７０）
明治四十一年旧十月十五日
馬頭観世音

35　**六月坂**（No.１０７１）
明治四十二年　佐藤新蔵
馬頭観世音　建之
旧二月八日

36　**六月坂**（No.１０７２）
大正元年
馬頭観世音
菊池市之進
十二月廿五日

37　**加瀬沼**（No.１００６）
昭和十三年十二月
水神

38　**丸山Ａ**（No.１０４５）
山神

39　陸奥総社宮（No.１０５８）

おしま
おさつ
おきん
おかね
おふで

寛政七乙卯天

□

南無子安観世音

石工

十月十七莫　□
お□ら
おそめ
お□

40　陸奥総社宮（No.１０５９）

（右側面）

嘉永元申二月廿

（正面）

馬頭観世音ヵ

41　荒脛巾神社（No.１０２４）

宝暦三酉□□□

（地蔵像）

十二月二一日

42　荒脛巾神社（No.１０２５）

名□郡茂ケ崎村□□

発起人

鈴木初太郎

め　明治三十一年

め（地蔵像）

め　旧四月二十一日

43　荒脛巾神社（No.１０１０）

明治三十二年十一月廿八日

馬頭観世音

八木卯三郎

44　荒脛巾神社（No.１００９）

名取郡六郷村

大字井土浜

大友幸七

きく

聖徳太子

家　ちう

族　幸作

かつよ

明治三十年五月十六日建之

45　**荒脛巾神社**（No.１０１１）
新潟県岩般郡七ヶ谷
川俣やすの
明治三十二年　名取郡閑上濱
佐藤末太郎
奉　遠田郡涌谷町
水金神　松坂しげ乃
納　仝郡仝町
十一月廿七日　松坂やす以
仝郡仝町百々よし以
相沢秀之助
宮城郡大沢村　當所石工
早坂みわよ　高橋□

46　**荒脛巾神社**（No.１０１２）
明治卅三年
妙見神社
十一月廿四日
菊池きゑ

47　**荒脛巾神社**（No.１０１３）
土金雷神　志田
郡松
日天（瑞雲）火雷神　山町
雨雷神　須摩
屋
月天（瑞雲）風雷神　上田ユキノ
明治三十三年旧三月八日

48　**荒脛巾神社**（No.１０１５）
風神　明治三十四年
旧十月十八日
水神
志田郡古川町
四天王神　永沢清之助

49　**荒脛巾神社**（No.１０１４）
明治卅四年正月廿一日
斗蔵神社
塩釜南町
中野ちか
年十四

50　**荒脛巾神社**（No.１０１６）
與市大神　古川町
明治卅六年十月十四日
渋谷陽助

51　荒脛巾神社（No.１０１９）
明治三十八年旧十二月
空気雷神
志田郡古川町
永澤清之助

52　荒脛巾神社（No.１０２１）
（燈籠）明治四十三年
奉　十二月二十日
（鳥居）宮城郡塩釜町
納　門前通
（燈籠）石材店
後藤忠助

53　荒脛巾神社（No.１０２０）
奉　敷石寄附　多賀城村字市川
佐藤あさ
二荒神社（左掌）（右足裏）
高砂村字杉本
納　明治三十八年三月吉日　小畑長吉

54　荒脛巾神社（No.１０２２）
奉
敷石拾二間
納　亘理郡荒浜村
渋谷源吉

55　荒脛巾神社（No.１０２３）
昭
和
十　内
七　閑海
年　上ふ
十　町く
月　建
吉　之
日

56　荒脛巾神社（No.１０２９）
（菩薩立像）

57　荒脛巾神社（No.１０２６）
（地蔵菩薩坐像）

58　荒脛巾神社（No.１０２７）
（地蔵菩薩坐像）

59　荒脛巾神社（No.１０２８）
（地蔵菩薩坐像）

60　城前Ｄ（No.１２８７）
（右側面）
文政十一子歳
十二月十二日
（正面）
（キャ）雷神
（左側面）
当村講中
肝入願主
八郎

61　玉川寺（No.１０５６）
明治廿四年
山神
十月二日　高橋養之助建之

62　玉川寺（No.１０５７）
右ハタガ城
甲酉凶歳
為供養
（サ）普門品写石　一字一巻
百万遍　三界萬霊等

９　城前Ｃ（No.１００３）　明治二七年（一八九四）

明治廿七年
水神
八月八日
高橋養之助

S=1/8　0　30cm

10　城前Ｂ（No.９８７）　貞享四年（一六八七）

○南無阿弥陀佛

干時貞享四丁卯年

八月廿日

願主

市郎右衛門　金十郎
一三郎　惣四郎
長兵衛　□兵衛
小平次　太兵衛
長七　次郎兵衛
善八　市左衛門
善　喜左衛門
吉兵衛　弥次右衛門
留五郎　喜右衛門
善四郎　与治
甚助　源蔵
吉郎兵衛　与右衛門
善三郎　久右衛門
三助　次兵衛
市兵衛　□兵衛
勘兵衛　平兵衛
正兵衛　重次郎
伊与之丞　弥傳次
惣作
嘉次郎
□十郎
九郎右衛門

（請花）

敬白

S=1/8　0　50cm

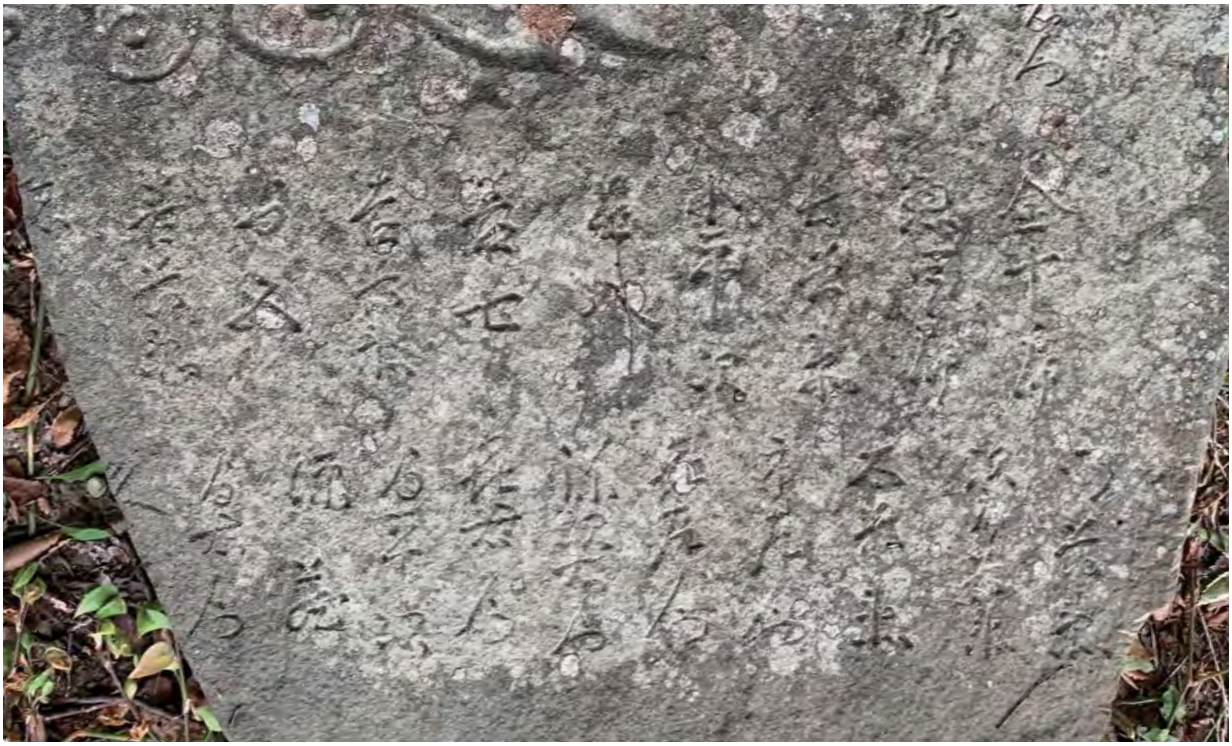

11　城前Ｂ（No.９８８）　元禄四年（一六九一）

S=1/8　0　30cm

肖元禄四辛未年　願主

○南無阿弥陀佛（請花）

八月七日　敬白

次郎兵衛
太兵衛　彦惣
弥次右衛門　善兵衛
源　蔵　吉兵衛
甚右衛門　源七
善次郎　源次郎
正右衛門　善吉
市左衛門　市兵衛
伊与之丞　長八郎
弥傳次　佐傳次
正八　曽七

12　城前Ｂ（No.９８９）　元禄一六年（一七〇三）

元禄十六年　乃至法界
宮城郡一川村一宇

○南無阿弥陀佛（請花）

女中方念佛塔也

十一月八日
平等利益

S=1/8　0　50cm

13　城前Ｂ（No.９９０）　享保七年（一七二二）

享保七寅年
権蔵
清三郎　□左衛門　□　□
久二郎　□
源太郎　善四郎　□三郎　利八郎　七内　□四郎　久助　□
八月廿五日
三五郎
伝八　五□四郎　□　□
二十二丁　□
願主敬白

○南無阿弥陀佛
（請花）

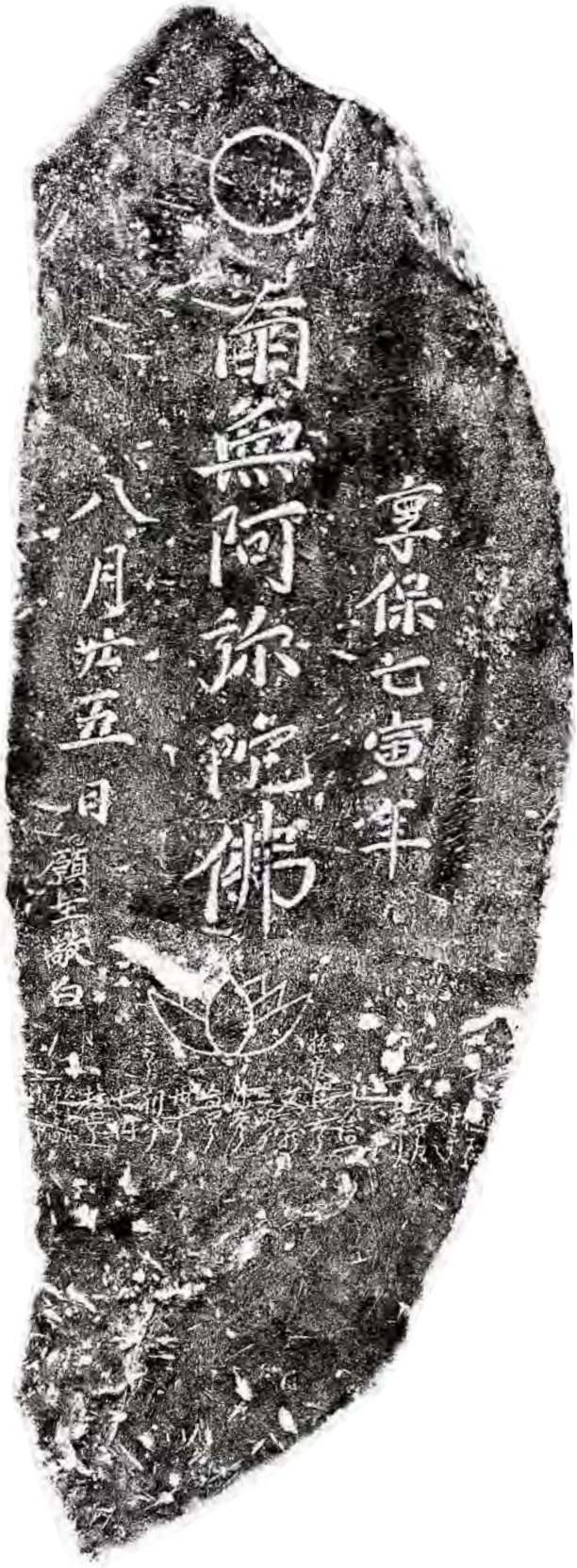

S=1/8　0　50cm

14　城前Ｂ（No.９９１）　享保一九年（一七三四）

維時享保十九龍舍甲寅歲三月吉日

湯殿山別當
日月寺

（バアーンク）

奉參詣　湯殿山大權現
御宝前三十三度　供粮塔

逆修冷月道運信士
佐藤賀衛門

右運精誠意趣者諸願成辨家内安全
子孫長久現當二世悉地圓満如意修所
粤碑塔造立者也

S=1/8　0　30cm

15　城前Ｂ（No.９９２）　寛政五年（一七九三）

寛政五丑年
南無阿彌陀佛
（請花）
七月初吉日

毘三郎
清吉
藤蔵
吉之助
長□
惣兵衛
平吉
勇次良

S=1/8　0　30cm

16　城前Ｂ（No.９９３）　文化八年（一八一一）

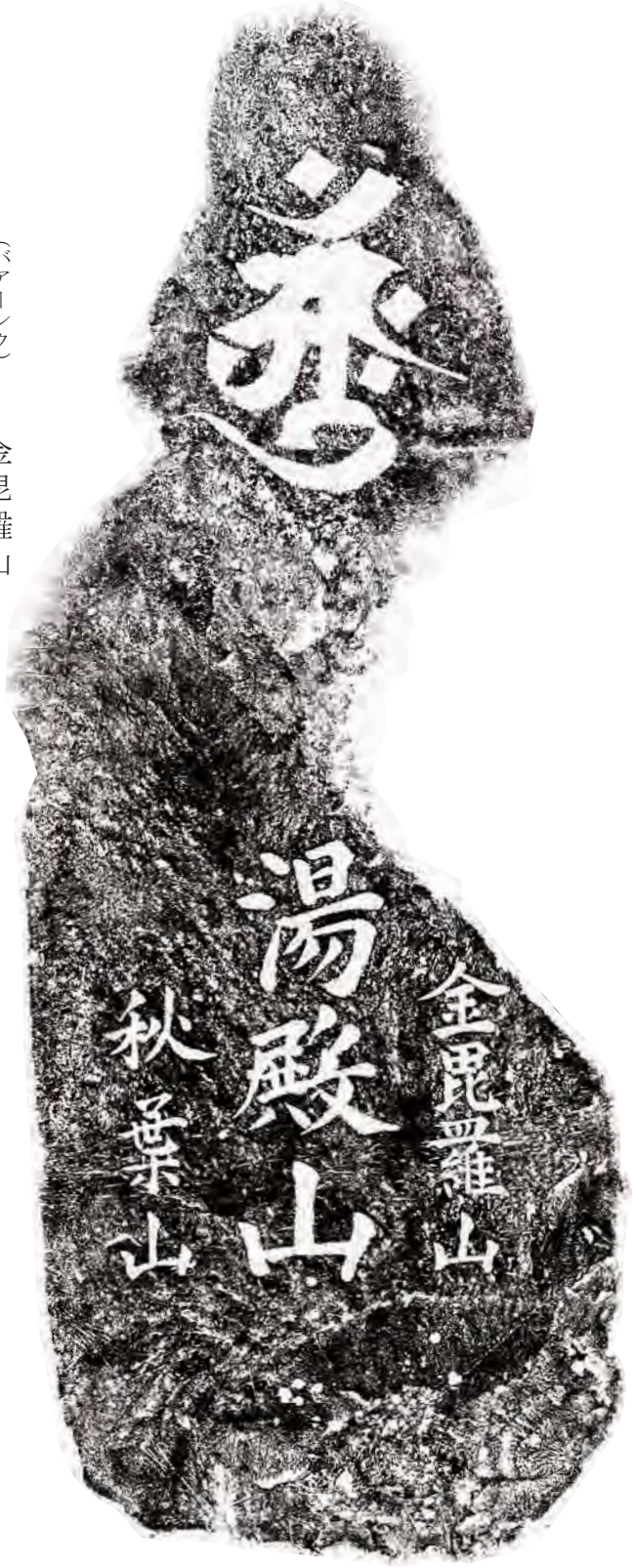

（バアーンク）
金毘羅山
湯殿山
秋葉山

當文化八辛未四月八日
導師光禪院大龍欽誌

當村願主毛左衛門

S=1/8　0　50cm

17　城前Ｂ（No.９９４）　文化九年（一八一二）

願主
浅野屋冨藏
文化九壬申歳
○無縁供養塔
十月吉祥日

S=1/8　0　50cm

供養塔

供養塔

18　城前Ｂ（No.９９５）　嘉永七年（一八五四）

嘉永七甲寅年
馬頭觀世音
十月吉祥日
當村中
世話人
寅松
勇治
吉兵エ
喜吉

S=1/8　0　30cm

19　城前Ｂ（No.９９６）　慶応三年（一八六七）

慶應三丁卯年
馬頭観世音
十一月吉日
當村施主
□□
善助
新
□□□

S=1/8　0　50cm

20 城前B（No.1002）

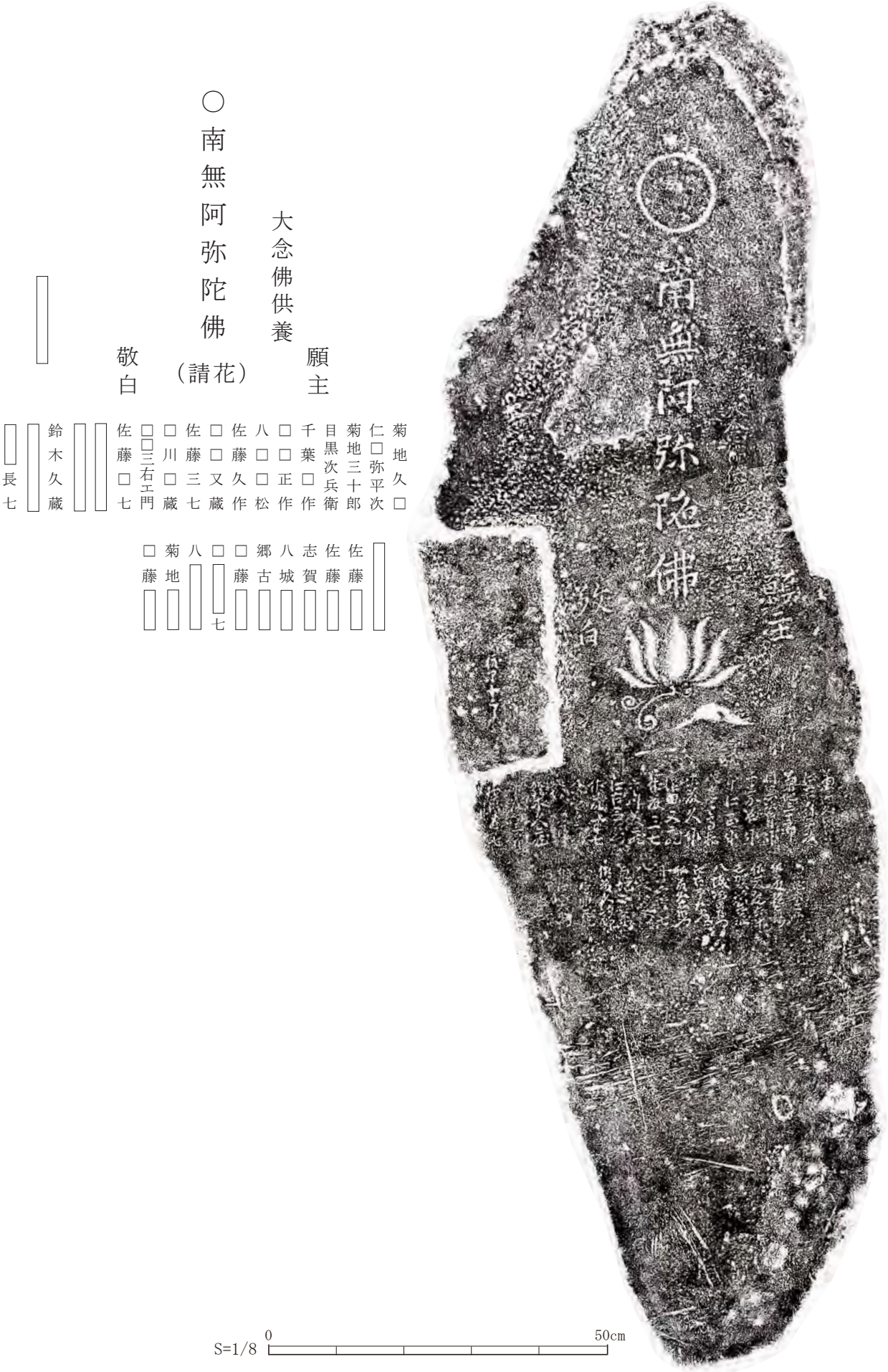

S=1/8　0　50cm

21　城前Ｂ（No.９９８・９９９・１０００）

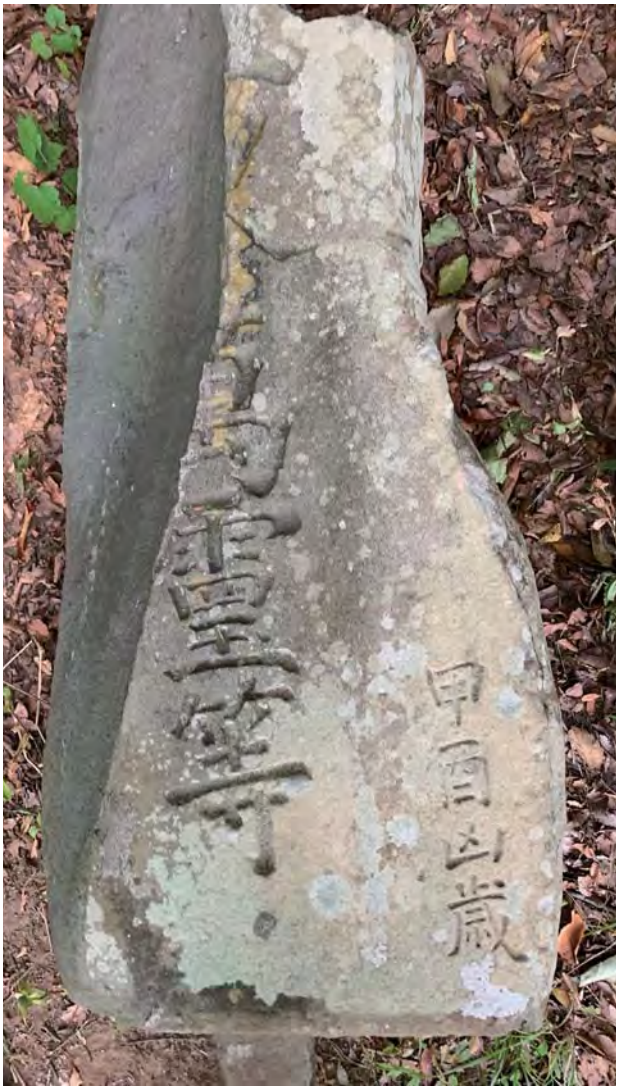

22　貴船神社（No.１２６１）

（如意輪菩薩坐像）

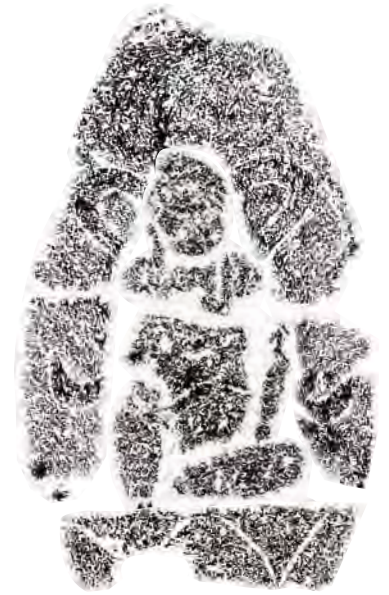

S=1/8　0　30cm

23　貴船神社（No.１０５３）　明和四年（一七六七）

明和四亥歳
（観世音菩薩立像）
三月十八ㅛ

主立
清兵衛　おみね
母　市兵門妻　おま□す
おまり　おまさ
おめ□　おまち
おきん　おしさ
おの　おやす
おした　おあき
おき　おさつ

S=1/8　0　30cm

24　貴船神社（No.１０５２）　安永九年（一七八〇）

月天　安永九庚子歳　講中　十二人

庚　申

日天　十月十五日　志十人

S=1/8　0　50cm

庚申

庚申

25　金堀（No.１０４３）　寛政四年（一七九二）

寛政四子年
山　講中
神　十六人
十月十二日

S=1/8　0　50cm

26　大畑Ｂ（No.１０７５）　明治四四年（一九一一）

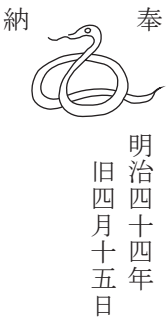

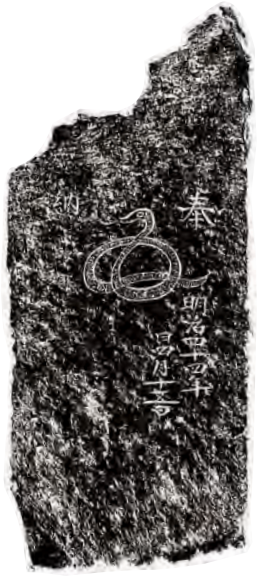

S=1/8　0　30cm

27　坂下Ｂ（No.１０５１）

水
神

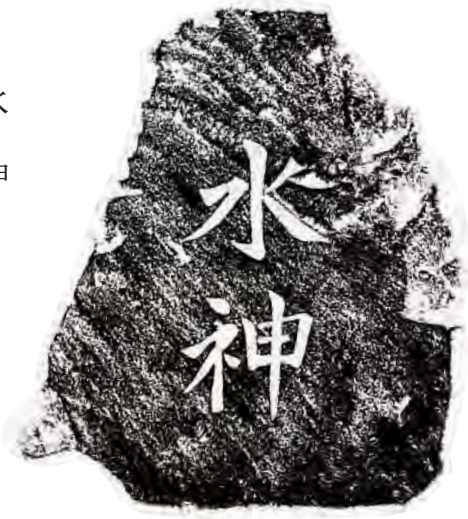

S=1/8　0　30cm

28

丸山Ｂ（No.１０５４）

祭神記

軍馬　大元號
仝　本南號
役馬　五倫號

昭和十六年二月合祀

馬歴神社

第十三師團騎兵隊長的場寅三書

紀元二千六百年支那事
変ニ從軍シ奮戰武勲ヲ
表シ中支那遠水ニ於テ
献身セル馬神並五倫家
ニ盡セシ馬神ヲ此處ニ
合祀シ永ク神靈ヲ尊フ
敬白
昭和十六年二月吉日
祭主　佐藤長左衛門
父　佐藤熊之助
臺石寄附菊池太右エ門
石工　髙橋清之助

S=1/8　0　50cm

馬歯神社

29　丸山Ｂ（No.１０５５）

三犬神

昭和十六年二月祭祀

宮城郡高砂村中堅杉本

祭主　小幡ゑん建之

S=1/8　0　30cm

30　五万崎Ｃ（No.１０４８）　天保年間

天保十□

稲荷大明神

三月八日□

S=1/8　0　30cm

31　五万崎Ｃ（No.１０４９）　明治三七年（一九〇四）

八木

明治三十七年五月二十一日

（弘法大師坐像）

S=1/8　0　30cm

32　五万崎Ｃ（No.１０５０）

山神

S=1/8　0　30cm

33　六月坂（No.１０６９）　明治二七年（一八九四）

明治廿七年
馬頭觀世音
六月十三日
菊池寅松
建之

S=1/8　0　30cm

34　六月坂（No.１０７０）　明治四一年（一九〇八）

明治四十一年旧十月十五日
馬頭觀世音

S=1/8　0　30cm

35　六月坂（No.１０７１）　明治四二年（一九〇九）

S=1/8　0　30cm

馬頭觀世音

明治四十二年佐藤新藏建之

旧二月八日

36　六月坂（No.１０７２）　大正元年（一九一二）

S=1/8　0　30cm

馬頭觀世音

大正元年

十二月廿五日　菊池市之進

37　加瀬沼（No.１００６）　昭和一三年（一九三八）

水神　昭和十三年十二月

S=1/8　0　50cm

38

丸山Ａ（No.1045）

山神

S=1/8　0　30cm

39　陸奥総社宮（No.１０５８）　寛政七年（一七九五）

南無子安觀世音

十月十七貨　石工□

寛政七乙卯天

□

おしま
おさつ
おきん
おかね
おふで

おお□
おそめ
おら□

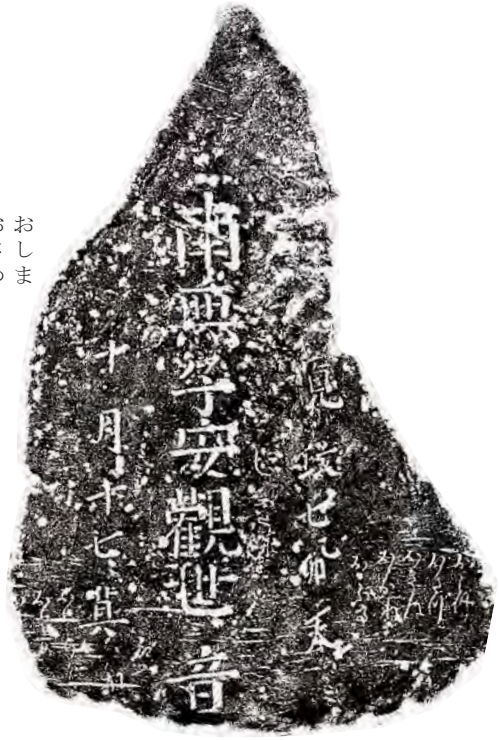

S=1/8　0　30cm

40　陸奥総社宮（No.１０５９）　嘉永元年（一八四八）

馬頭觀世□

（正面）

嘉永元申二月廿

（右側面）

S=1/8　0　30cm

41　荒脛巾神社（No.１０２４）　宝暦三年（一七五三）

宝暦三酉□□□
（地蔵像）
十二月二十一日

42　荒脛巾神社（No.１０２５）　明治三一年（一八九八）

名□郡茂ケ崎村□□
発起人
鈴木初太郎
め　明治三十一年
め（地蔵像）
め　旧四月二一日

43　荒脛巾神社（No.１０１０）　明治三二年（一八九九）

S=1/8　0　30cm

明治三十二年十一月廿八日
馬頭觀世音
八木外三郎

44　荒脛巾神社（No.１００９）　明治三〇年（一八九七）

聖徳太子

明治三十年五月十六日　建立

名取郡六郷村
大字井土濱
大友幸七
家　きく
ちう
族　幸作
かつよ

S=1/8　0　30cm

建立
岩取郡六郷村
大字井土濵
大友幸七
家
族
中市

45 荒脛巾神社（No.１０１１）　明治三二年（一八九九）

奉納
水金神
明治三十二年
十一月廿七日

新潟県岩般郡七ヶ谷
川俣やすの
名取郡閑上濱
佐藤末太郎
遠田郡涌谷町
松坂しげ乃
仝郡仝町
松坂やす以
仝郡仝町百々よし以
相沢秀之助
宮城郡大沢村
早坂みわよ
當所石工
高橋□

S=1/8　0　30cm

46　荒脛巾神社（No.１０１２）　明治三三年（一九〇〇）

明治卅三年
妙見神社
十一月廿四日
菊池きゑ

S=1/8　0　30cm

47　荒脛巾神社（No.１０１３）　明治三三年（一九〇〇）

土金雷神　志田
火雷神　郡松
雨雷神　山町
風雷神　須広
　　屋
　　上田ユキノ

日天（瑞雲）
月天（瑞雲）

明治三十三年旧三月八日

S=1/8　0　30cm

48　荒脛巾神社（No.１０１５）　明治三四年（一九〇一）

風　神
水　神
四天王神

明治三十四年
旧十月十八日
志田郡古川町
永沢清之助

S=1/8　0　30cm

49　荒脛巾神社（No.１０１４）　明治三四年（一九〇一）

明治卅四年正月廿一日
斗藏神社
塩釜南町
中野ちか
年十四

S=1/8　0　30cm

50　荒脛巾神社（No.１０１６）　明治三六年（一九〇三）

與市大神
明治卅六年十月十四日
古川町
渋谷陽助

S=1/8　0　30cm

51　荒脛巾神社（No.１０１９）　明治三八年（一九〇五）

空氣雷神

明治三十八年十二月

志田郡　古川町

永澤清之助

S=1/8　0　30cm

52　荒脛巾神社（No.１０２１）　明治四三年（一九一〇）

奉納

（燈籠）明治四十三年

（鳥居）十二月二十日

宮城郡塩釜町

門前通

（燈籠）石材店

後藤忠助

S=1/8　0　30cm

53　荒脛巾神社（No.１０２０）　明治三八年（一九〇五）

奉納
二荒神社
敷石寄附
多賀城村字市川
佐藤あさ
高砂村字枚本
小畑長吉
明治三十八年三月吉日

S=1/8　0　50cm

奉
二荒神社

54 荒脛巾神社（No.1022）

奉
納
敷石拾弐間
亘理郡荒浜村
渋谷源吉

S=1/8　0　30cm

55　荒脛巾神社（No.１０２３）　昭和一七年（一九四二）

日吉月十年七十和昭
町上閏
之建くふ海内

S=1/8　0　30cm

56　荒脛巾神社（No.１０２９）

S=1/8　0　30cm

57　荒脛巾神社（No.１０２６）

58　荒脛巾神社（No.１０２７）

59　荒脛巾神社（No.１０２８）

60　城前Ｄ（No.１２８７）　文政一一年（一八二八）

（右側面）
文政十一子歳
十二月十二日

（正面）
（キヤ）
雷神

（左側面）
當村講中
肝入願主
八郎

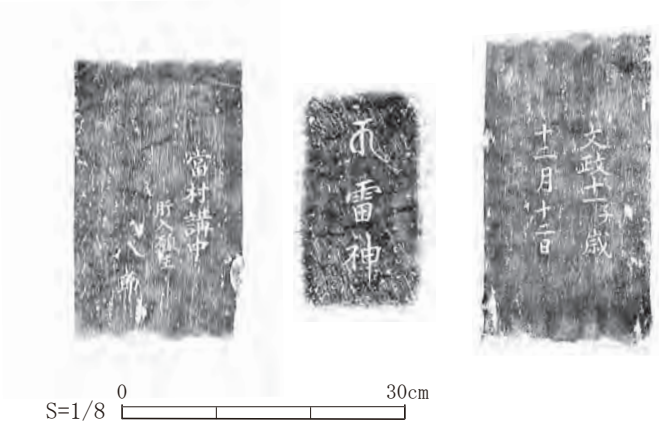

61　玉川寺（No.１０５６）　明治二四年（一八九一）

明治廿四年
山　神
十月二日　高橋養之助建之

S=1/8　0　30cm

62　玉川寺（No.1057）

（サ）

普門品寫石　一字一巻
百万遍　三界萬靈等　申酉凶歳
爲供養

右ハタガ城

S=1/10　0　30cm

第三節　高低几号標・道標

No.63は高低几号標である。これは、明治九・一〇年に内務省地理寮（後の地理局）が実施した東京―塩竈間の高低測量（現在の水準測量）の際、標高を示すものとして刻まれた記号である。海面からの高さを示す記号「小」を不朽物に刻むか、独立した標石を設置すると定められていた（明治九年七月二七日付　内務省　達　甲第二八号）。この几号標は塩竈街道沿いの露頭に刻まれており、標高五〇メートルの成果が与えられている。

No.64は壺碑までの距離を記したもので、享保一四年五月穀旦に建てられた。現在は壺碑（多賀城碑）のすぐ北側に立っているが、もとは市川橋の袂付近にあったという。「すくみち」とはまっすぐに通じる道のことである。左側面の「和州南都古梅園松井和泉掾」は現在の奈良市内に店を構える墨専門店古梅園の六世松井元泰で、この道標建設の主体者といわれている。寂照軒頓宮仲左衛門は仙台南町の紙舗主人、越後屋喜三郎は塩竈の菓子舗越後屋の主人で、道標建設の協力者である。

No.65は奈良市古梅園にある道標で、No.64とはほぼ同規模、同文である。刈は州の異体字である。古梅園には、仙台に送った道標が輸送途中で破損したため、同じものを作って送り直し、店にあるのが破損したものだという伝承がある。

大久保

No.66は、明治一七・一八年頃（一八八四・五）に塩竈街道分岐する塩竈新道が建設されたことから、奏社宮への案内表示としてその分岐点に建設された道標である。中央に「奏社宮道」と大書されており、「左一二丁一三間」は奏社宮（陸奥総社宮）までの距離である。

No.67は多賀城址までの道標で明治三五年に宮城郡が建設したものである。明治二二年、市川村の菊地蔵之助、同甚助は多賀城案内のための多賀城古趾の図を作成して来訪者の便宜を図っているが、この道標の建設も多賀城に対する関心の高まりを感じさせるものである。

No.68は寛政一〇年代（一七九八～一八〇〇）のもので、石巻の阿波屋登ヵ右衛門によって建立されたものである。

No.69・No.70は、塩竈街道から荒脛巾神社社道へ誘導するための道標である。

古梅園中庭に立つ「つぼのいしぶみ道標」

釈文

63　大久保（No.１００４）

小（高低几号）

64　田屋場（No.９８３）
（左面）
享保十四年己酉五月穀旦　和州南都古梅園松井和泉掾
（正面）
つほのいしふみ　是より二丁四十間
すくみちあり
（右面）
仙台府下寂照軒頓宮仲左衛門　越後屋喜三郎

65　古梅園（No.９８６）
（左面）
享保十四年己酉五月穀　和州南都古梅園松井和
（正面）
つほのいしふみ　是より二丁四十間
□くみちあり
（右面）
仙台府下寂照軒頓宮仲左衛□
鹽竈　越後屋喜□

66　坂下Ｃ（No.１０４０）
（オモテ面）
大正十三甲子年二月十七日
塩釜新道　東野田ノ玉川十九丁
右多賀城内城阯東六丁　塩釜神社三十二丁
多賀城碑　三丁
奏社宮道　七ヶ浜菖蒲田二里六丁
西岩切駅　三十丁
南高砂村福田町一里二十丁
八幡末ノ松山二十五丁
沖ノ井沖ノ石
北利府駅三十二丁
左十二丁十三間
塩釜旧道
当区　佐藤長八建之
（側面）
菊池市之進謹書
八幡町
石工　沼田三四郎
（台座）
当市川区
賛　菊池太右衛門
助　佐藤長吉

67　高平踏切前（No.１００８）
（オモテ面）
多賀城址　三丁
（ウラ面）
明治三十五年十月建之　宮城郡

68　荒脛巾神社参道入口（No.１０３７）
寛政十□年　牡鹿石巻横ヵ町
あらはばき社道
六月吉日　阿波屋登ヵ右衛門

69　伊保石（No.１０３８）
あらはばき社道
是より二丁
市川村
改十五ノ一月　千葉与之助

70　伊保石（No.１０３９）
あらはばき神社

古梅園と壺碑

壺碑への道しるべである「つぼのいしぶみ」道標は、享保一四年（一七二九）奈良市の墨専門店古梅園の六世、松井和泉掾元泰が中心となり、仙台の紙舗頓宮仲左衛門、塩竈の菓子舗越後屋喜三郎の協力を得て建てられた。建立の前年、元泰は奥羽名勝の旅に出かけ、壺碑を熱心に観察して碑の姿かたちを写し、それをもとに壺碑を模した木型を作製して墨を製造するなど、強い関心を示している。こうした思いが、碑を訪れる人の助けとなる道標建立へとつながっていったのであろう。

古梅園

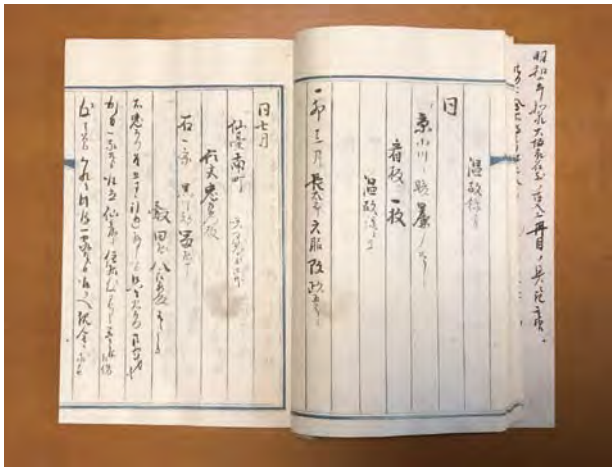

古梅園記録　巻之四

写真左の中央に「仙台南町　咲月より四代　頓宮忠左衛門」とみえるのは、「つぼのいしぶみ」道標に名を刻む頓宮仲左衛門から４代目の紙舗当主を指す。明和７年（1770）７月のもので、古梅園の墨を頓宮忠左衛門家で扱っていることが記載されている。

63

大久保（No.1004）

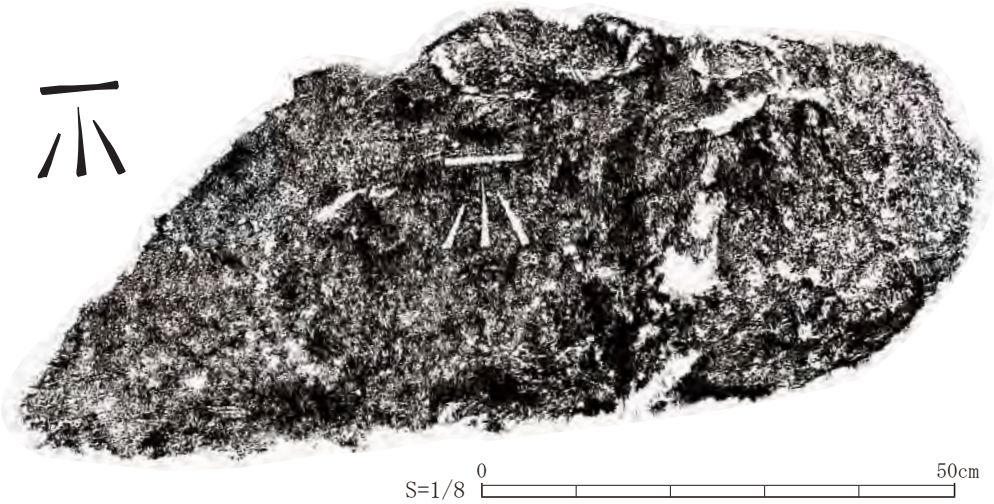

64　田屋場（No.９８３）　享保一四年（一七二九）

（左面）

享保十四年己酉五月穀旦　和州南都古梅園松井和泉掾

（正面）

徒本のいしふミ　是より二丁四十間
春くみちあり

（右面）

仙臺府下寂照軒頓宮仲左衛門　越後屋喜三郎

S=1/8　0　30cm

65　古梅園（No.９８６）　享保一四年（一七二九）

（左面）

享保十四年己酉五月穀　和刈南都古梅園松井和

（正面）

徒本のいしふミ　是より二丁四十間
□くみちあり

（右面）

仙臺府下寂照軒頓宮仲左衛□
鹽竈　越後屋喜□

S=1/8　0　30cm

古梅園中庭の池の前に立つ道標

66　坂下Ｃ（No.１０４０）　大正一三年（一九二四）

大正十三甲子年二月十七日

塩釜新道　東野田ノ玉川十九丁
塩釜神社三十二丁
七ヶ浜菖蒲田二里六丁
西岩切駅三十丁
南高砂村福田町一里二十丁
八幡末ノ松山二十五丁
沖ノ井沖ノ石
北利府駅三十二丁

右　多賀城内城阯　東六丁
多賀城碑　三丁

奏社宮道

左　十二丁十三間

塩釜旧道

當區　佐藤長八建之

菊池市之進謹書
八幡町
石工　沼田三四郎

S=1/8　0　50cm

（台座）

當　市川區
賛　菊池太右ェ門
助　佐藤長吉

全車両
7－9

67　高平踏切前（No.１００８）　明治三五年（一九〇二）

（オモテ）

多賀城址　三丁

（ウラ）

明治三十五年十月建之　宮城郡

S=1/8　0　30cm

68　伊保石（No.１０３７）

寛政十□年　牡鹿石巻横町
あら者ゞ起社道
六月吉日阿波屋登右衛門

S=1/8　0　30cm

69　伊保石（No.１０３８）

阿良者ゞき社道
是より二丁
市川村
改十五ノ一月　千葉　与之助

S=1/8　0　30cm

70　伊保石（No.１０３９）

あらはゞき神社

S=1/8　0　30cm

第四節　石鳥居・幟立・石燈籠・手水鉢

No.71は陸奥総社宮境内にある手水鉢である。菅原助内が天和三年（一六八三）に奉納したものである。

No.72・73は陸奥総社宮の石燈籠である。正徳元年（一七一一）に市川村の講中が奉納したもので、同文の銘文があることから一対で奉納されたものであろう。No.75・76の元治二年（一八六五）とNo.78・79の明治一五年（一八八二）に奉納されたものもそれぞれ同文の銘文が刻まれている。明治一五年のものは遠藤三之助によって奉納されたものである。このほかNo.74の安永二年（一七七三）に奉納されたものがある。石燈籠はすべて常夜燈で、竿部に銘文がある。

No.77は陸奥総社宮の境内入口に建つ鳥居である。大正一二年（一九二三）に建てられたものであり、当時は「奏社宮」の名称であったが、正面の竪額のみ「陸奥総社宮」に改められている。

No.84は大日霊神社の石段前に建つ鳥居である。銘文のとおり、施主が山形在勤記念として昭和四年（一九二九）に奉納したものである。

No.85・86は荒脛巾神社の石燈籠である。No.85には明治三六年（一九〇三）栗原郡栗駒町の菅原周造によって奉納されたと記されている。

No.87・88は荒脛巾神社の鳥居前に建てられた幟立である。明治三八年に塩釜町の佐々木清蔵氏によって奉納されたものである。

釈文

71　陸奥総社宮（No.１２５２）

天和三年五月日
奉納
菅原助内

72　陸奥総社宮（No.１０６５）

（1面）
正徳元年　石燈籠
奉納御神前
十月十日　壹□

（2面）
宮城郡
講中供養諸願成就所
市川村

73　陸奥総社宮（No.１０６６）

（1面）
正徳元年　石燈籠
奉納御神前
十月十日　壹□

（2面）
宮城郡
講中供養諸願成就所
市川村

74　陸奥総社宮（No.１２５１）

安永二年
奉納
九月十九日

75　陸奥総社宮（No.１０６０）

（東面）
奉納
（西面）
元治二乙丑歳
三月八日

76　陸奥総社宮（No.１０６１）

（東面）
奉納
（西面）
元治二乙丑歳
三月八日

77　陸奥総社宮（No.１０６４）
（右）
奉　大正十二年十月十五日
（左）
献　国家平安海上安全　当区佐藤長八一家　社掌　武本時保
石工　志賀清彌

78　陸奥総社宮（No.１０６２）
（東面）
奉納
（北面）
明治十五年九月十五日
（南面）
遠藤三之助

79　陸奥総社宮（No.１０６３）
（東面）
奉納
（北面）
明治十五年九月十五日
（南面）
遠藤又三郎

80　陸奥総社宮（No.１２４９）
志賀庸治
氏　佐藤米吉
子　菊池市之進
総　鎌内和太右エ門
代　大友久内
人　後藤治兵衛
阿部徳右エ門
菅井養

81　陸奥総社宮（No.１２４８）
大正三年四月十五日　社掌
武本時保
石工
志賀清哉

82　陸奥総社宮（No.１２５０）
献燈世話人
後藤惣吉
佐藤儀右衛門
八木源四郎
菊池安治
菊池慶之助
岡崎大二郎

武田善右衛門
齋藤儀助
杉沼榮治郎
伊藤幸之助
阿部英男
伏見萬吉
渡邉新次郎
渡邉繹治
鈴木熊治
鈴木榮吉
社掌
市川　稔

83　陸奥総社宮（No.１２８８）
（石燈籠）

84　大畑Ｂ（No.１０７６）
（右柱）
奉納　山形在勤記念
昭和四年二月　菊池善作
（左柱１）
山形県東村山郡出羽村漆山
（左柱２）
石工　鈴木栄吉

85　荒脛巾神社（No.１０１７）
（南面）
奉
納　常夜燈
（東面）
明治三十六年
旧八月廿八日
（北面）
栗原郡栗駒村
献主菅原周造

86　荒脛巾神社（No.１０１８）
奉
納　常夜燈

87　荒脛巾神社（No.１０３５）
奉明治三十八年二月吉日
納　宮城郡塩釜町佐々木清蔵

88　荒脛巾神社（No.１０３４）
奉　明治三十八年二月吉日
納　宮城郡塩釜町佐々木清蔵

89　荒脛巾神社（No.１０３１）
（石燈籠）

90　荒脛巾神社（No.１０３３）
（石燈籠）

91・92　多賀神社（No.１２５８・１２５９）
（石燈籠）

93　志賀家墓地（No.１２０５）
献納　志賀喜一郎

94　金堀（No.１０４４）
奉
納
昭和十三年
菊池慶之助

71　陸奥総社宮（No.１２５２）　天和三年（一六八三）

天和三年五月日
奉納
菅原助内

S=1/8　0　30cm

72・73　陸奥総社宮（No.１０６５・１０６６）　正徳元年（一七一一）

72

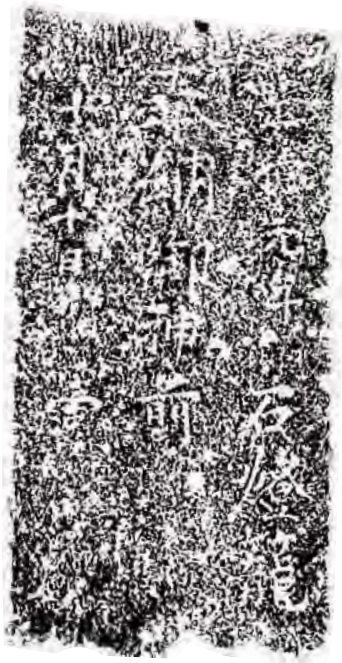

正徳元年　石燈籠
奉納御神前
十月十日　壹□

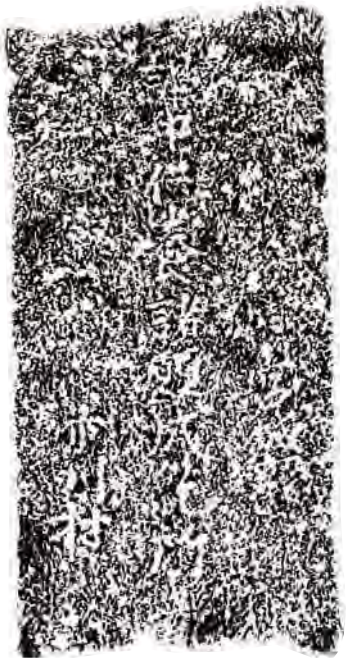

宮城郡
講中供養諸願成就所
市川村

S=1/8　0　30cm

73

正徳元年　石燈籠
奉納御神前
十月十日　壹□

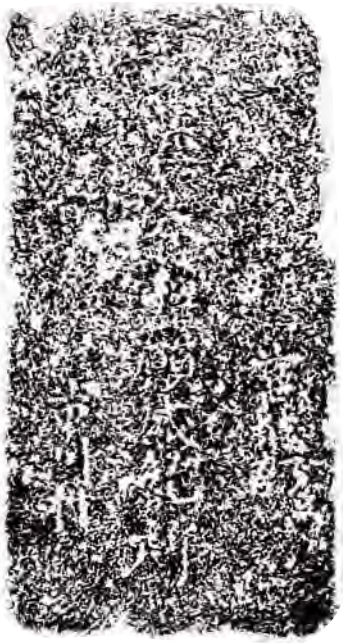

宮城郡
講中供養諸願成就所
市川村

S=1/8　0　30cm

74　陸奥総社宮（No.１２５１）　安永二年（一七七三）

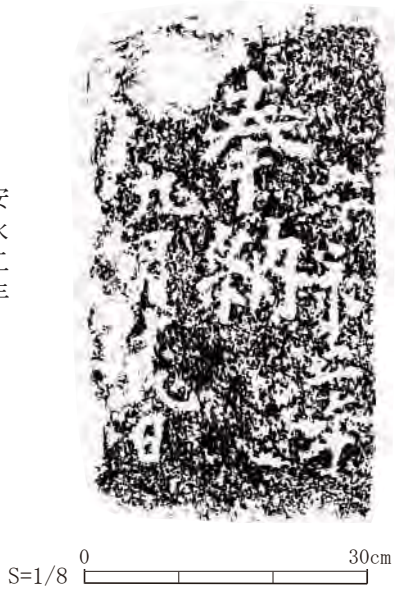

75・76　陸奥総社宮（No.１０６０・１０６１）　元治二年（一八六五）

75

（南面）

（北面）

（西面）

元治二乙丑歳
三月八日

（東面）

奉納

S=1/8　0　30cm

76

（南面）

（北面）

（西面）

元治二乙丑歳
三月八日

（東面）

奉納

S=1/8　0　30cm

77　陸奥総社宮（No.１０６４）　大正一二年（一九二三）

奉　大正十二年十月十五日
陸奥總社宮
獻　國家平安海上安全
當區佐藤長八一家
社掌　武本時保
石工　志賀清彌

78・79　陸奥総社宮（No.１０６２・１０６３）　明治一五年（一八八二）

78

（南面）　（北面）　（東面）

遠藤三之助

明治十五年九月十五日

奉納

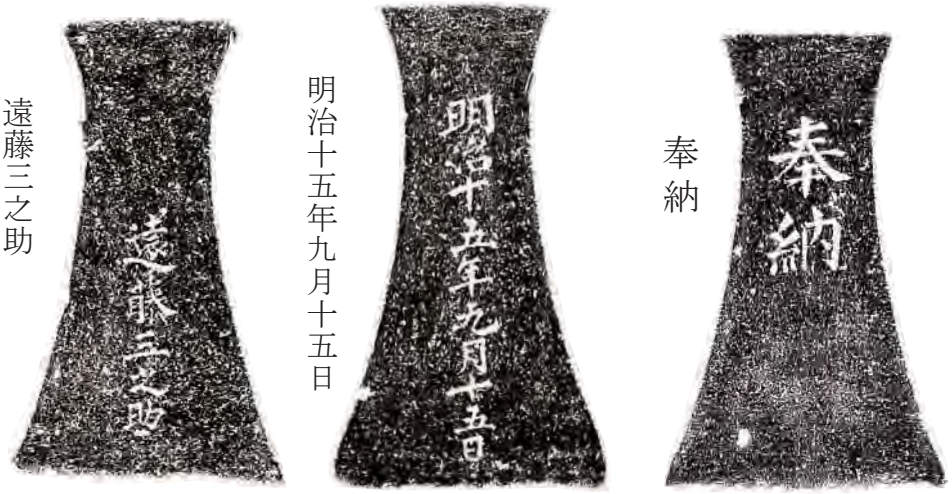

S=1/8　0　30cm

79

（南面）　（北面）　（東面）

遠藤又三郎

明治十五年九月十五日

奉納

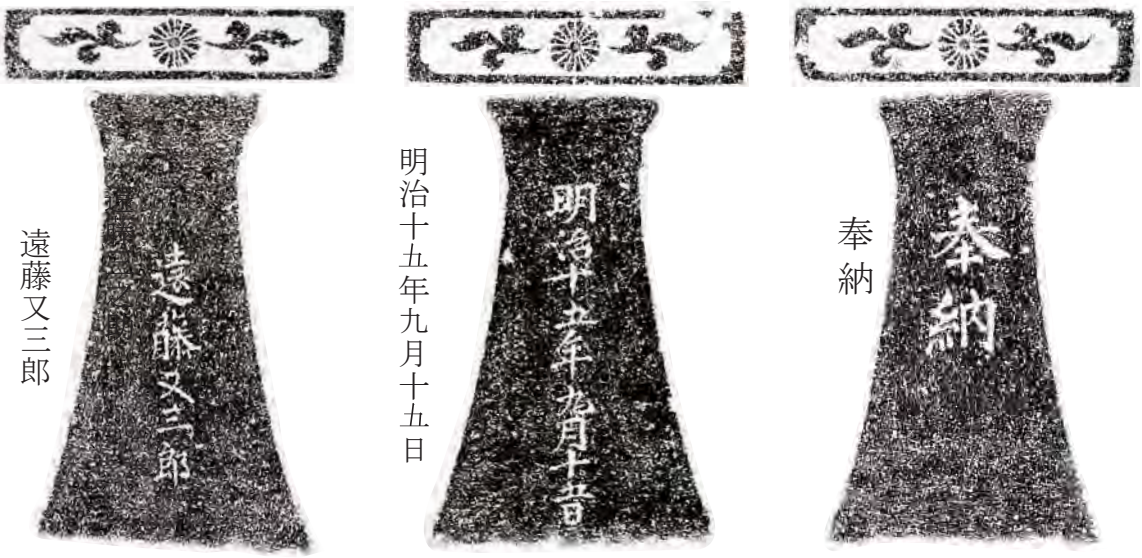

S=1/8　0　30cm

80・81　陸奥総社宮（No.1248・1249）　大正三年（一九一四）

（西側）

氏子総代人

志賀庸治
佐藤米吉
菊池市之進
鎌内和太右エ門
大友久内
後藤治兵衛
阿部徳右エ門
菅井養吉

（東側）

大正三年四月十五日

社掌

武本時保

石工

志賀清哉

S=1/8　0　30cm

82・83　陸奥総社宮（No.1250・1288）　昭和一五年（一九四〇）

（東側）

献燈世話人
後藤惣吉
佐藤儀右エ門
八木源四郎
菊池安治
菊池慶之助
岡崎大二郎
武田善右エ門
齋藤儀助
杉沼榮治郎
伊藤幸之助
阿部英男
伏見萬吉
渡邉新次郎
渡邉繹治
鈴木熊治
鈴木榮吉
社掌
市川　稔

S=1/8　0　30cm

84　大畑Ｂ（No.１０７６）　昭和四年（一九二九）

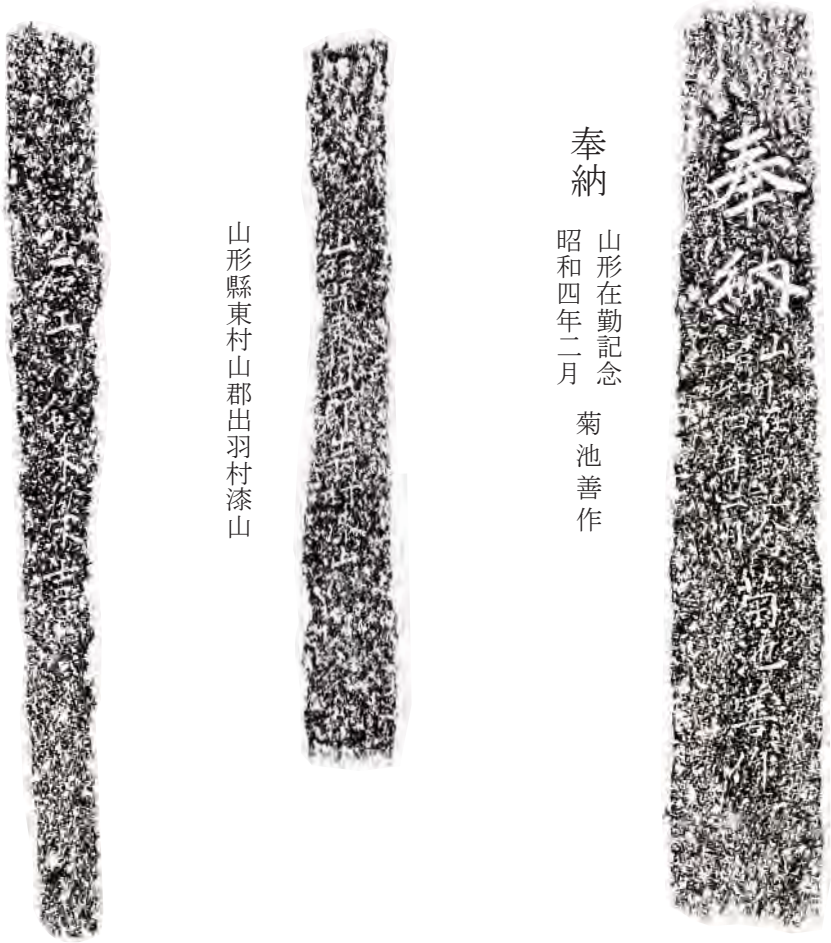

奉納
山形在勤記念
昭和四年二月
菊池善作

山形縣東村山郡出羽村漆山

石工　鈴木榮吉

S=1/8　0　30cm

85・86　荒脛巾神社（No.1017・1018）　明治三六年（一九〇三）

85

（南面）

奉納
常夜燈

S=1/8　0　30cm

（東面）

明治三十六年
旧八月廿八日

（北面）

栗原郡栗駒村
献主菅原周造

86

奉納
常夜燈

S=1/8　0　30cm

85

86

87・88　荒脛巾神社（No.１０３４・１０３５）　明治三八年（一九〇五）

（88）

奉　明治三十八年二月吉日
納　宮城郡塩釜町佐々木清藏

（87）

奉　明治三十八年二月吉日
納　宮城郡塩釜町佐々木清藏

S=1/8　0　30cm

89　荒脛巾神社（No.１０３１）

90　荒脛巾神社（No.１０３３）

91・92　多賀神社（No.1258・1259）

93　志賀家墓地（No.1205）

献納　志賀喜一郎

94　金堀（No.1044）　昭和一三年（一九三八）

奉納

昭和十三年
菊池慶之助

第五節　記念碑・顕彰碑・沿革碑ほか

No.95は城前Bにあるもので、文政一二年（一八二九）、白峰の代の客殿と宮殿の新造立を記している。客殿は客座敷、対面所であり、宮殿は仏像や祖師像などを収める厨子のことで、江戸時代には大工・指物師などのほかに特に宮殿を造る職人がいたという。「くうでん」と読む（『国史大辞典』）。世話人として六名の名が記されており、この前年に作成された「宮城郡市川村高人数御改帳」に沼畑屋敷、組頭、五人組頭源左衛門、小金沢屋敷十五郎、荒屋敷長蔵、作貫屋敷林五郎、金山屋敷直右衛門の名を見出すことができる（註）。「曹洞宗玉泉寺白峯　五拾八」の記載もある。

No.96は明治九年（一八七六）の明治天皇行幸にかかる顕彰碑である。昭和九年（一九三四）に建立された。書は仙台藩の足軽高橋覚治の養子となった高橋是清で、明治四四年（一九一一）に日本銀行総裁、大正一〇年（一九二一）に内閣総理大臣に就任するなど政財界で活躍した。

No.97は、後醍醐天皇の後を承けて南朝の二代天皇となった後村上天皇が、幼少期を多賀国府で過ごしたことに因んだ記念碑である。昭和一〇年（一九三五）に多賀城村史蹟名勝保存会によって建設されたもので、書は子爵齋藤實である。その左側に竪二二センチメートル、横七センチメートルの範囲で文字を削除した痕跡がある。この碑が多賀城跡に建設されたのは、多賀国府が古代多賀城と同じ場所にあったという考えによるものである。

No.98は明治九年の明治天皇行幸で御小休所（休憩所）に充てられた菊池氏宅（五万崎B）に建てられた記念碑で、昭和九年（一九三四）の建立である。小休所は「母屋に続く西南の所、杉大木一本にて作られし、四間半に三間の木造萱葺、十畳の間が玉座の間に当てられ」、この碑は玉座の間の前に建てられたという（安倍・今野・高野　一九六九）。菊池家は安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」に代数在之御百姓と記載され、村の肝入を務めた山岸屋敷市兵衛の子孫である。

No.100は大正天皇の即位記念の風致林を作った記念碑である。大正四年に多賀城村の山王学校と笠神学校、多賀城村軍人分会によって建設されたものである。

No.101は芭蕉翁礼讃碑である。昭和二年に鈴木源一郎、菊池三弥、高橋清六、後藤一義、賀川安邦、曽我庄松、三河素秀によって建設されたもので、オモテ面に「阿やめ草　足に結はん　草鞋の緒　はせ越」と芭蕉の句を、その下に「奥の細道」の一節を記している。ウラ面には奥の細道の仝人、清水、落人、雨人、苳村、沐雨の句を記している。書は翠雨である。

No.102は加瀬溜井普通水利組合設立沿革記念碑である。組合設立は昭和二年一月で、この碑の建設は昭和五年九月上澣となっている。この碑の前段では、当初加瀬溜井の規模が小さく、水量も不足していたので、寛永年間（一六二四～一六四三）に八幡采主天童頼長が工事を行って規模を拡大した旨記載されている。

No.103は加瀬溜井普通水利組合が有する貯水池を、塩釜町で水道用貯水として使用することについて、加瀬溜井普通水利組合と塩釜町の間で取り交した定約書の全文を写し取ったものである。定約の締結は昭和二年四月二八日であるが、この碑の建設は昭和一三年八月上澣となっている。

註　世話人六名の先頭に記された仲右衛門と一致するものはないが、読みが通じる作貫屋敷忠右衛門の可能性は考えられよう。

釈文

95　**城前Ｂ（No.１００１）**

文政十二年　世話人

客殿　仲右衛門

源左衛門

新造立　十五郎

長蔵

宮殿　林五郎

白峰代　直右衛門

96　**多賀城神社（No.１０６８）**

明治天皇御聖趾

是清謹書　亀井寿泉謹

97　**多賀城神社（No.１０６７）**

（オモテ面）

後村上天皇御坐之處

（ウラ面）

昭和十年四月十三日

子爵齋藤實敬書

□

（台座）

多賀城村史蹟

名勝保存会

建之

竿石彫刻料共

塩竈

佐浦茂登

台石

浮嶋

蜂谷與助

98　**五万崎Ｂ（No.１２８５）**

明治九年六月二十九日

明治天皇御小休所

99　**陸奥総社宮（No.１２８９）**

当社は今を去る一千三十余年国司勅命を奉じて陸奥国内一百座の延喜式内社の諸神を合祀し　歴代の国司これが祭祀を厳修せる多賀国府の陸奥総社なり　朝廷御親ら祭祀給ふ大社なりしも

記　創建以降幾世を経るままに　諸神事も衰微し社殿亦漸く荒廃に瀕せんとするを深く憂ひ氏子崇敬者と相図り　多賀城町仙台塩

念　釜両市七ヶ浜町利府村等の敬神篤志家より汎く浄財の寄進を仰ぎ　本殿幣殿拝殿神輿殿透塀等の大修復を行ひ新に陸奥国百座

碑　の神明舎を建立し以って聊か復元を達成し無窮の神恩に応へんとす　今此処に竣工を告げしに拠りたるの来由を刻し後昆に伝ふ　翼くは御神護の弥々広大無辺にして赫々たる神威を千載に仰ぎ奉らんことを

昭和三十五年十月
陸奥総社宮宮司　市川　稔
陸奥総社奉賛会長　賀川邦雄

100　田屋場（No.９８５）
（オモテ面）
御即位紀年風致林
（ウラ面）
多賀城村
山王
大正四年十一月十日　笠神　学校
多賀城村軍人分会

101　田屋場（No.９８４）
（オモテ面）
むかしよりよみ置ける
歌枕多く語ふといへと
も山崩れ川流れて道あ
らたまり石は埋て土に
かくれ木は老て若木に
かはれは時移り代変し
て其跡たしかならぬ事
のみを爰に至て疑なき
千歳の記念今眼前に古
人の心を閲す行脚の一
阿やめ草
足に結はん
草鞋の緒
はせ越
徳存命の悦ひ羇旅の労
をわすれて泪落るはか
り也
奥の細道抄
（ウラ面）
奥の細道仝人
懐かしやあやめの紐の旅の人　清水
多賀城や片葉の芦の夕時雨　落人
寝返るや鴨岡あたり水鶏鳴く　雨人
城阯にさかす瓦や囀れる　苳村
虫鳴くや石悉く濡れてあり　沫雨
芭蕉翁
礼讃碑　建設者
鈴木源一郎
菊池三弥
高橋清六
後藤一義
賀川安邦
曽我庄松
三河素秀
昭和二年五月八日
翠雨謹書
石工塩釜町
志賀清弥

102

加瀬沼（No.１００７）

以為和貴

定約書

甲　加瀬溜井普通水利組合
乙　塩釜町

宮城郡多賀城村外一ケ村関係加瀬溜井普通水利組合有貯水池ヲ塩釜町ニ於テ水道用貯水ノ為メ使用ノ件今回右甲乙間ノ協議成立シ相互ノ利益ヲ永久ニ保存センガ為メ左ノ事項ヲ締結ス

一乙ハ溜池ノ敷地拡張堤防ノ改築ヲナシ乙所用ノ水量及甲水利組合灌漑水量ノ貯留ニ堪ユルノ工事ヲ施工スルト共ニ将来永久ニ其営繕ハ勿論工作物ノ保護ニハ責任ヲ以テ保護スルコト　二乙ハ現在ノ留池提高ニヨル余水吐ニ達スル満水量ノ其ノ容量ノ倍ヲ八十八夜一週間前迄ニ貯溜シ其全水量ヲ灌漑用水ニ供スルモノトス但シ其計量貯水ガ二千五百六十八万立方尺以カナルトキト雖モ乙ハ其水量貯溜ノ計画ヲ確立シ灌漑水ニ供スルモノトス　三貯溜灌漑水ノ落水装置方法ハ最モ適当ナル方法ヲ考究シ甲乙ノ協商ニ依リ定ムルコト　四灌漑幹線水路ノ改修ヲナスコト其事業種類左ノ如シ　一溜井樋管ヨリ水路五万崎埋ミ迄改修其構造ハ側底共コンクリート厚五寸ニシ水路巾八尺深サ三尺トナスコト但シ実際工事施工ニ当リ双方立会調査ノ上不必要ト認ムル部分ハ之ヲ除ク　二仝五万崎埋ミ暗渠ハ角内法巾三尺高サ二尺ノ鉄筋コンクリート管伏込ノコト　三仝上埋ミヨリ八幡字花貫迄水路巾八尺深サ三尺ニ改修スルコト但シ埋ミ樋ヨリ下流県道迄ハ双方実地踏査ノ上改修方法ヲ決定スルコト県道ヨリ下流鉄橋迄ハ新水路ヲ直通に改修スルコト鉄橋ヨリ下流ハ現在水路ヲ有スル範囲ニ於テ水路巾ヲ八尺トシ相当の深サニ掘鑿スルコト　四仝八幡花貫ニ至ル橋梁及樋管ヲコンクリート構造ニ改造スルコト但シ橋梁ハ現在道路幅ニ応ジコンクリート石ニ架換ヘ花貫十字樋管ハ巾四尺高サ二尺ニ仝一寸八分持越樋ハ一尺四方ノコンクリート管ニ花貫樋管ハ内経二尺五寸ノ鉄筋コンクリート管ニ改造スルコト　五八幡大杉本ヨリ仝浜谷地ニ至ル水路巾六尺深サ四尺ニ改修ヲナスコト但シ底巾六尺トシ相当深サニ掘下ゲ崩壊ノ虞レアル個所ハ根止柵工ヲ施スコト　五冠水防止事業トシテ八幡地内ノ減水防禦左ノ樋管ヲ鉄筋コンクリート管ニ改築ヲナスコト但シ樋管ノ長サノ如キハ工法上差支ナキ程度ニ於テ短縮スルコト　七曲樋管　箱塚仝　沼田仝　曲淵仝　六灌漑水ノ補給トシ左ノ施設ヲナスコト八幡地内ニ鑿井二ケ所ヲ掘リ一ケ所一反歩以上ノ貯水池ヲ設クルコト及市川地内ニ相当規模ノ溜池ヲ設置スルコト但シ本件ハ加瀬溜井工事完成ノ後迄保留シ実際ノ状況ニ依リ更ニ協議決定スルコト　七留井現在敷地ハ勿論其以外ニ乙ニ於テ買収スル貯水満水量ニ達スル迄ノ必要敷地ハ其所有権ヲ加瀬溜井普通水利組合持トナスコト　八前各項ニ係ル工事ノ総テノ費用ハ水道用貯水経営者乙ノ負担トス但シ前第四五六ノ工事ハ工事完成後ニ於ケル維持修繕其他一切ノ費用ハ甲ノ負担トス　九甲ハ現在溜井ニ属スル敷地及其所有ノ田六反六畝歩ヲ乙ニ無償提供シ乙ハ甲ニ対シ昭和二年度ヨリ向フ十ケ年間一ケ年金五百円宛十ケ年後十一ケ年月ヨリ金一千円ヅツヲ永久組合費トシテ毎年度末迄甲ノ会計事務ヲ掌ル史員ニ納付スルコト　十永年交誼を保有センガ為メ塩釜町長ヲ水利組合員トシ組合会ニ参与スルコトヲ得ルモノトス但決議権ヲ有セズ　十一前第四項ヨリ五項ニ至ル施設工事ハ昭和二年度ヨリ着手シ昭和三年十二月迄工事完成スルコト十一第四五項ノ乙ニ於テ施工スル工事ノ仕様設計等ハ甲ノ同意ヲ得ルト共ニ甲ハ工事監督ニ参与スルコト　以上

右之通リ締結事項ヲ承認シ其證トシテ茲ニ署名捺印シ甲乙各一通宛ヲ授受所持スルモノトス

昭和二年四月二十八日

塩釜町署名員

加瀬溜井普通水利組合管理者塩釜町長　今村治三郎
仝　菅野運太夫
仝　伊東清之助
仝　佐藤久吉
仝　佐藤重次郎

多賀城村長　後藤大輔

昭和十三年八月上澣　正六位勲六等　静堂　四竈　仁邇　題額　翠雨　阿部　暘之助　書

塩釜町
石工　志賀清弥

103　加瀬沼（No.１００５）

（オモテ）

加瀬溜井普通水利組合設立沿革記念碑

往時距多賀城趾北十数町許跨市川加瀬両村有溜井称曰加瀬堤市川浮嶋及加瀬等邑民
因以充灌漑然規模極小其得利不過前数村既而八幡東田中諸村亦灌用之也漸告水量不
足於是寛永年間八幡采主天童頼長奮然起請官董工拡鑿之閲年若干工竣周囲殆一里許
宛然如湖碧水湛々水利大興焉大正十三年四月設普通水利組合官挙多賀城及利府両村
長命以創立委員同十五年十二月開創立総代会而商議水利組合設立並同規約翌昭和二
年一月擢多賀城村長命加瀬溜井普通水利組合管理分区域為四第一加瀬第二市川及浮
島第三東田中第四八幡選定議員十二人灌漑総面積実二百七十七町七段余歩遂年田園
益闢戸口滋殖不復知有凶歉寒餓之患其恩恵可謂大也今設多賀城利府二村水利組合益
講灌漑利用之道切々無已矣冀使後世子孫永得知父祖之功業如　其大則其作興人心所
裨補於地方風教者豈亦不尠少乎哉銘曰　居民淳樸　土腴水清　利用講法　厚生竭誠
拡鑿工挙　貯水業成　偉哉厥績　千古有営

協　力　同　心

昭和五年九月上澣　　星　守二撰　　菊池市之進書

石工　塩釜町　志賀清弥

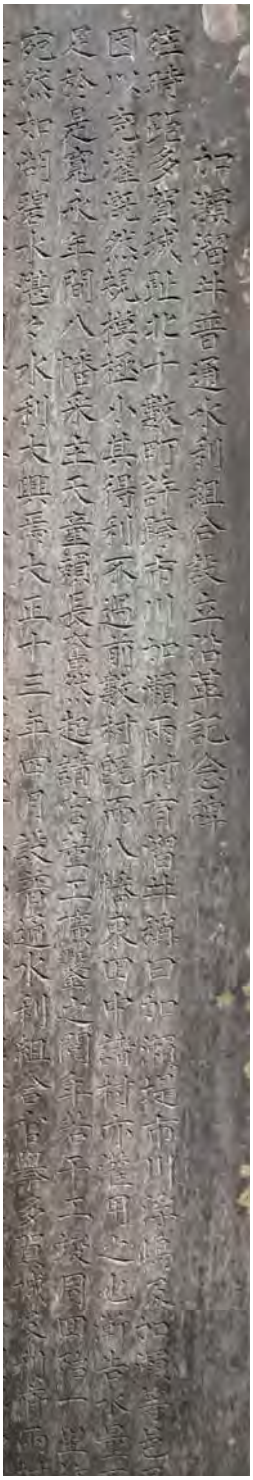

協力同心碑（部分）

（ウラ）

創立総代

前多賀城村長　菅井養吉
仝　鎌田　猛
仝　後藤大輔
前利府村長　丹野市右衛門
多賀城村長　鈴木源一郎
利府村長　高橋清六
前　助役　小野清吉
助役　菊池三弥
主任　大場平治
天童家十三代　天童末二

菊池市之進
佐藤孫右衛門
江口久太
水間禎治
馬場軍平
相沢巳之吉
田口　精
後藤惣吉
宮沢三之助
今野虎治
蜂谷清之助
伊東清之助
庄子延蔵
小野清十郎
菊池太右衛門
瀧口半四郎

佐藤四郎吉
鎌田　猛
中山　中
大場平治
区長
菅野運太郎
郷古丑之進
佐藤蔵之助
郷古倉吉
伊藤源三郎
佐藤長十郎
佐藤孫右衛門
菅野深之丞
加藤亀左衛門
鈴木広寿郎
水間善治
安藤　勇

相沢巳之吉
水利組合議員
菅野運太夫
菊池太右衛門
相沢巳之吉
蜂谷与助
大場孫七
馬場直右衛門
伊東清之助
水間善治
瀧口半四郎
中山　中
佐藤儀右衛門
水間禎二
台石寄附菊池太右衛門

95　城前Ｂ（No.１００１）　文政一二年（一八二九）

文政十二丑年
客殿
新造立
宮殿
白峰代

世話人
仲右エ門
源左エ門
十五良
長　蔵
林五良
直右エ門

S=1/8　0　30cm

96　多賀城神社（No.１０６８）

明治天皇御聖趾

是清謹書　亀井寿泉謹

S=1/10　0　30cm

97

多賀城神社（No.１０６７）

後村上天皇御坐之處

S=1/8　0　50cm

（ウラ面）

昭和十年四月十三日
子爵齋藤實敬書

（台座）

多賀城村史蹟
名勝保存會
建之
竿石彫刻料共
塩竈
佐浦茂登
臺石
浮嶋
蜂谷與助

S=1/8　0　30cm

98

五万崎Ｂ（No.１２８５）　明治九年（一八七六）

明治九年六月二十九日

明治天皇御小休所

S=1/8　0　30cm

99　陸奥総社宮（No.１２８９）　昭和三五年（一九六〇）

記念碑

当社は今を去る一千三十余年国司勅命を奉じて陸奥国内一百座の延喜式内社の諸神を合祀し　歴代の国司これが祭祀を厳修せる多賀国府の陸奥総社なり　朝廷御親ら祭祀給ふ大社なりしも創建以降幾世を経るままに　諸神事も衰微し社殿亦漸く荒廃に瀕せんとするを深く憂ひ氏子崇敬者と相図り　多賀城町仙台塩釜両市七ヶ浜町利府村等の敬神篤志家より汎く浄財の寄進を仰ぎ　本殿幣殿拝殿神輿殿透塀等の大修復を行ひ新に陸奥国百座の神明舎を建立し以って聊か復元を達成し無窮の神恩に応へんとす　今此処に竣工を告げしに拠りたるの来由を刻し後昆に伝ふ　翼くは御神護の弥々広大無辺にして赫々たる神威を千載に仰ぎ奉らんことを

昭和三十五年十月

陸奥総社宮宮司　市川　稔

陸奥総社奉賛会長　賀川邦雄

100　田屋場（No.９８５）　大正四年（一八七六）

（オモテ）

御即位紀念風致林

（ウラ）

大正四年十一月十日
多賀城村
山王
笠神　學校
多賀城村軍人分會

S=1/8　0　30cm

101　田屋場（No.９８４）　昭和二年（一九二七）

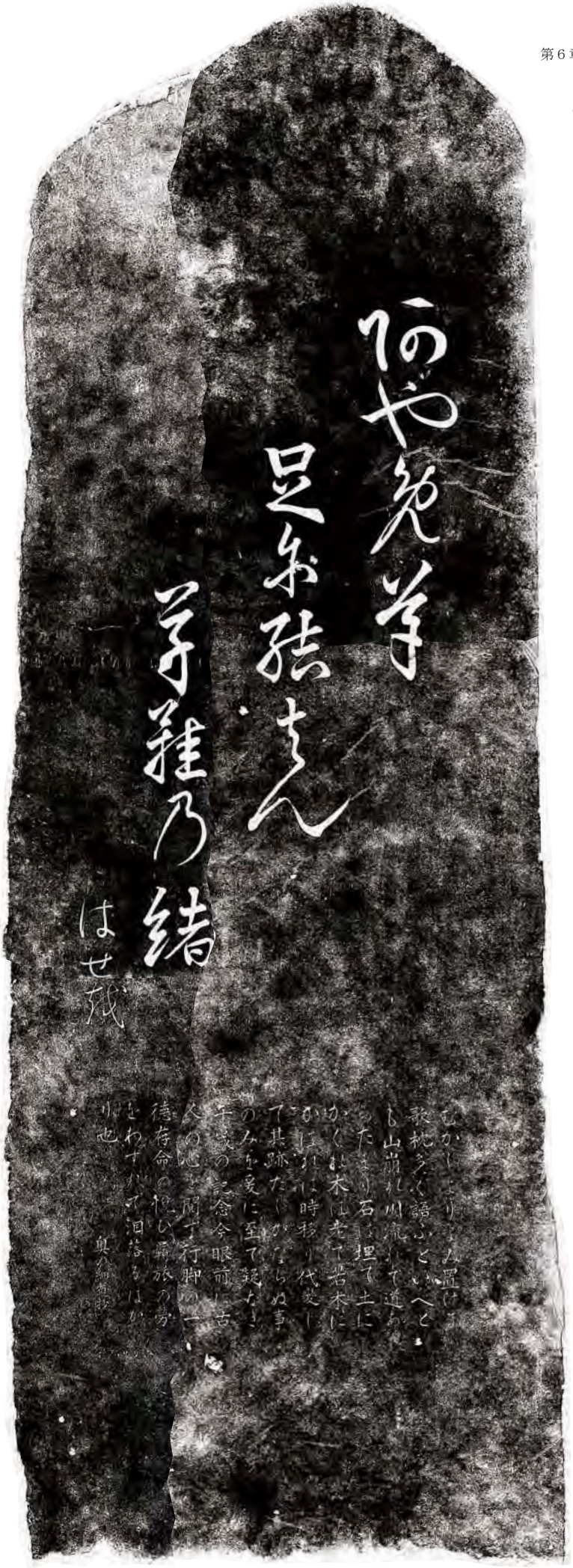

阿や免草
足尓結者ん
草鞋乃緒
はせ越

むかしよりよみ置ける歌枕多く語ふといへとも山崩れ川流れて道あらたまり石は埋て土にかくれ木は老て若木にかはれは時移り代變して其跡たしかならぬ事のみを爰に至て疑なき千歳の記念今眼前に古人の心を閲す行脚の一徳存命の悦ひ羇旅の勞をわすれて泪落るはかり也

奥の細道抄

S=1/8　0　30cm

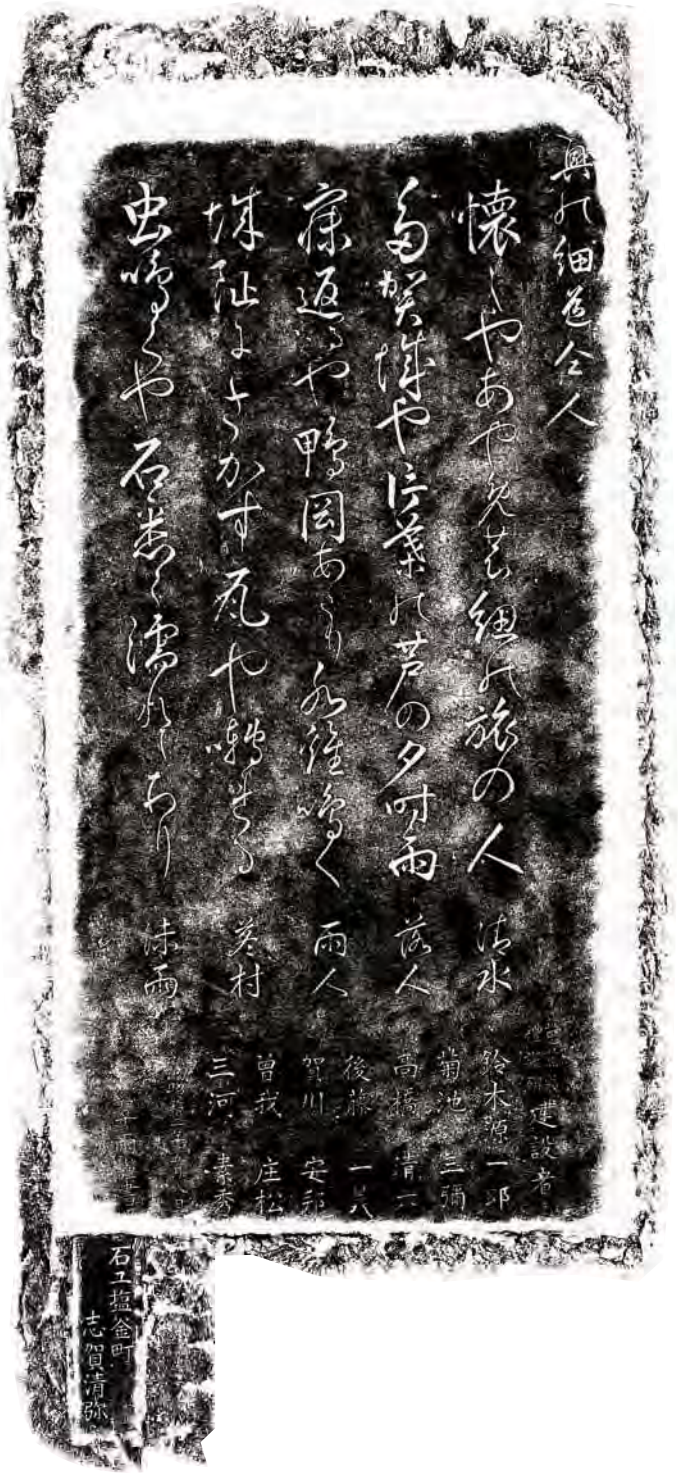

奥能細道全人

懐しやあや免農紐能旅の人　清水
多賀城や片葉能芦の夕時雨　落人
寝返るや鴨岡あ多り水鶏鳴く　雨人
城阯尓さかす瓦や轉れる　苳村
虫鳴くや石悉く濡れてあり　沫雨

芭蕉翁礼讃碑　建設者

鈴木源一郎
菊池三弥
高橋清六
後藤一義
賀川安邦
曽我庄松
三河素秀

昭和二年五月八日

翠雨謹書

石工塩釜町
志賀清弥

103

加瀬沼（No.１００５）　昭和二年（一九二七）

102

加瀬沼（No.１００７）　昭和一三年（一九三八）

第六節　墓標

大畑地区には志賀氏と佐藤氏の墓地がある。志賀家墓地では約四〇基の墓標を確認した。この墓地は昭和五五年に多賀城跡調査研究所で調査を行っており、墓標（※報告書では「墓碑」としているが、本書では「墓標」に統一した）の年代と形態、墓域等について次のようにまとめている（宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所　一九八一）。

①年代については、最も古いものが延宝三年（一六七五）で、最も新しいものが明治一五年であり、半世紀単位でみると一七世紀後半が一基、一八世紀前半が一二基、一八世紀後半が一〇基、一九世紀前半が八基、一九世紀後半が七基となっている。

②形態については以下のように分類した。

A　角石塔形　切石を用いたもので、台石とその上にのる長方形の竿石からなる

B　地蔵形　舟形の石材に地蔵を浮彫にし、左右に銘文を刻んだもの

C　舟形　舟形に加工した石材に銘文を刻んだもの

D　不定形

D１自然石をそのまま用い、平坦面に銘文を刻んだもの

D２銘文を刻む面のみ平坦に加工したもの

D３平坦な自然面に銘文を刻み、周縁や背面を調整したもの

D４原石を大きく分割して銘文を刻む面とし、その周縁や背面を調整したもの

年代との関りについては、A型が幕末から明治にかけて見られ、B型は享保年間にのみ集中する、としている。

③墓標の分布状況についてみると、東西約二〇メートル、南北約一三メートルの墓地の北・西・南の三辺にほぼ沿った形で分布しており、姓を記すものが北列のやや小高い場所に集中し、無姓のものは南側の低い部分に建てられている。さらに姓を記すものでも志賀が北列の中央に、成瀬はその東側に、大河原は北列の西端部に集中する。

④北列のほぼ中央にある志賀姓の墓標は代々鹽竈神社に神官として仕えた家柄だった。

志賀家墓地

佐藤家墓地はＡ～Ｃ三つの墓域に区分でき、Ａでは六〇基、Ｂでは七基、Ｃでは一八基、合計八五基の墓標を確認した。墓域Ａについては、中央北寄りにまとめられた明治から昭和期の墓標九基があり、それを境としてさらに東西二つのブロック（東区・西区）に区分することができる。

墓地Ａ西区では、北辺に沿って五基の墓標が並んでいる。No.144～147は前方に祭壇状の石が置かれており、No.113・127・130は台石の上に据えられている。No.146は台石に香炉が彫られ、その左右に花立の小孔が穿たれた丁寧な造りになっている。

No.144は佐藤孫兵衛が父母のため造立した寛文元年（一六六一）の墓標である。南無と本師の間に「三世常住」が入っており、過去、現在、未来の三世にわたっていつまでもとどまり、不変であるとの意味である（中村　一九八一）。念一日は二一日のこと。No.145は了月妙喜禅定尼の菩提のため造立された寛文二年（一六六二）の墓標である。中央に「南無本師釈迦牟尼世尊」とあるが、本師は釈迦牟尼仏のことであり、世尊は仏の尊称、釈迦の敬称であるので、釈迦牟尼仏を限りなく敬った表現といえよう。No.146は佐藤孫兵衛尉夫婦の菩提のため造立された寛文五年（一六六五）の墓標である。大覚とは、大いなる悟りを開いた人の意である。No.144～146はそれぞれの忌日を記さず、No.144は「父母のため」、No.145は「了月妙喜禅定尼菩提のため」、No.146は「佐藤孫兵衛尉夫婦菩提のため」造立したと明記しており、そのためNo.144・146には石塔一基を造立したと記している。No.146はそれぞれの位号の下文字が「寿位」となっており、「霊位」と同様の意味と考えられる。

No.147・153・157は上半部の中央に名号、下半部に男女の戒名・位号を記した墓標である。No.147は名号の上に天蓋が描かれている。No.157の上座は「曹洞宗における僧侶の階位の一つで、出家得度後、入衆した者の総称。修行歴の浅い僧」（中村　一九八一）と説明されている。No.149は万治三年（一六六〇）の墓標で、佐藤家墓地では最も古い。頭文字の帰元とは、「迷いの世界を脱出して本元に帰る意。死をいう」（中村　一九八一）。

佐藤家墓地Ａにおいて、享和四年（一八〇四）、文化一四年（一八一七）、文政一一年（一八二八）の人数改帳に記載された人物のものと見られる墓標を四例確認できた。いずれも小金沢屋敷の住人である。

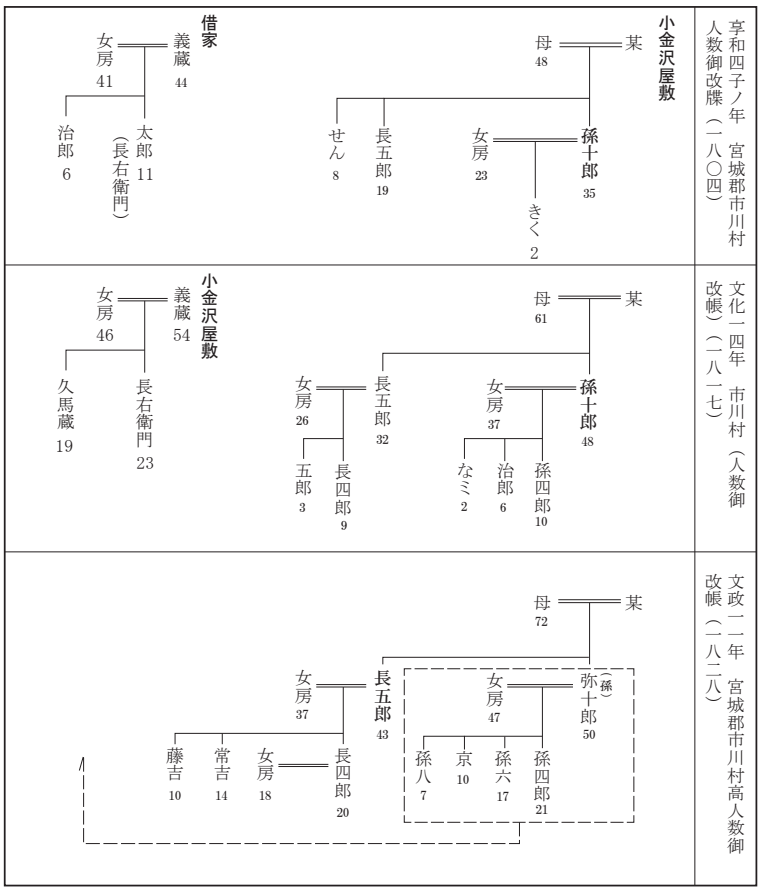

第６図　小金沢屋敷の系譜

1．No.177（東区）孫十郎の妻　享和・文化の改帳
2．No.170（西区）長右衛門の母　文化の改帳
3．No.179（西区）久馬蔵　文化の改帳（文政の改帳では久米蔵）
4．No.171（東区）孫四郎　文政の改帳

東区の北西隅に、安政五年に死去した長五郎と、明治一〇年に死去した妻津の墓標がある。それには夫婦それぞれの出自が述べられ、長五郎は長四郎の次男と記されている。長五郎の兄、すなわち長四郎の長男が孫十郎であり（享和四年、文化一四年の改帳）、その妻の墓標がNo.177である。孫四郎は孫十郎の長男で、本来は長四郎、孫十郎の家の家督の立場だったが、文政の改帳では叔父長五郎を筆頭者とする家の一員となっている。

小金沢屋敷には義蔵の家もあり、その長男が長右衛門、次男が久馬蔵（久米蔵）である。

東区には孫十郎、その父母、孫四郎の娘ちかのの墓もあり、長四郎とその子孫十郎、長五郎の家族の墓があった。一方西区には義蔵の家の墓があったようである。

佐藤家墓地遠景（南方向から）

佐藤家墓地近景（西方向から）

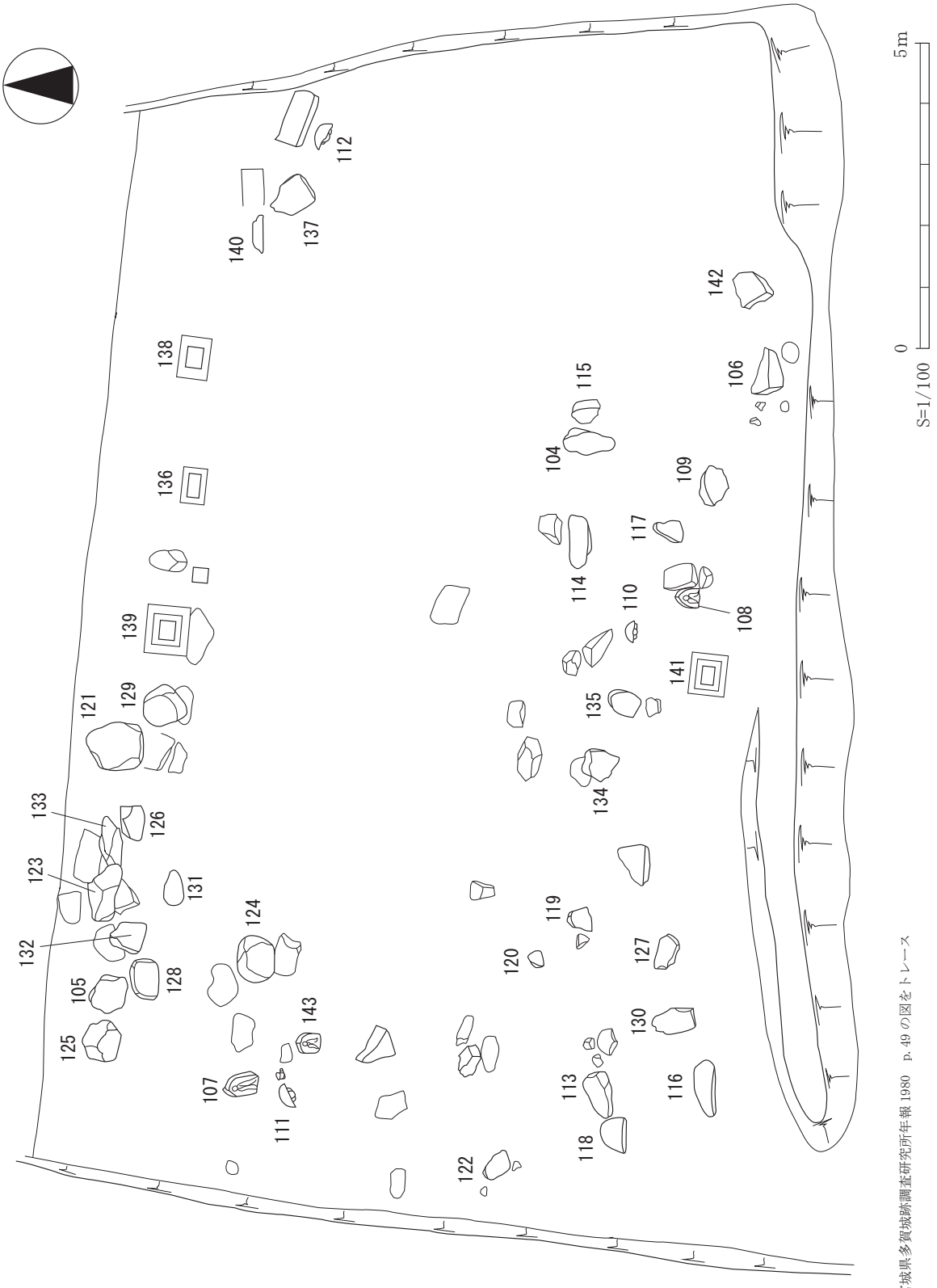

宮城県多賀城跡調査研究所年報 1980　p. 49 の図をトレース

第７図　志賀家墓地平面図

104

志賀家墓地（No.１１６５）　延宝三年（一六七五）

干時延宝三乙卯天　孝子

○神子　性安妙本　禪女

（請花）

十二月十四年　敬白

S=1/8　0　30cm

105 **志賀家墓地（No.１１６６）**
宝永四年　敬
圓性本禅定門霊
十一月八日　白

106 **志賀家墓地（No.１１６７）**
正徳元年　孝子
圓花室浄蓮禅定門（請花）
七月十七日　敬白
治郎左衛門

107 **志賀家墓地（No.１１６８）**
享保七壬寅年十月廿一日
（地蔵菩薩立像）
廓□妙然信女
十方至聖三界萬霊等

108 **志賀家墓地（No.１１６９）**
為前凶供養也
（地蔵菩薩立像）
享保九年四月三日

109 **志賀家墓地（No.１１７０）**
享保十七壬子歳
○金正妙鉄信女（請花）
十二月三日
施主　武左右衛門

110 **志賀家墓地（No.１１７１）**
享保十八□年
（地蔵菩薩立像）
□□禅定門
九月□

111 **志賀家墓地（No.１１７２）**
雲外一峰善士
（地蔵菩薩立像）
享保十八癸丑天七月十九日

112 **志賀家墓地（No.１１７３）**
享保十八癸丑年
（地蔵菩薩立像）
月清□定門
九月□

113
志賀家墓地（No.１１７４）
享保十九甲寅年
○
□安利道信士

114
志賀家墓地（No.１１７５）
元文五庚申歳
○
実山浄意信士（請花）
四月廿七日

115
志賀家墓地（No.１１７６）
延享三丙寅
○
千峰松月□
八月廿五日

116
志賀家墓地（No.１１７７）
延享三丙寅歳
卍
心眼妙法善女（請花）
行年□

117
志賀家墓地（No.１１７８）
宝暦七年
卍
夏雲妙照信女
五月十七日

118
志賀家墓地（No.１１７９）
明和三年
○
炎空妙禅信女之塔
六月六日

119
志賀家墓地（No.１１８０）
明和九辰年
○
妙全信女之塔
三月二十五日

120
志賀家墓地（No.１１８１）
安永七戌天
○
橋水不流禅男
二月十三日　十五郎

121
志賀家墓地（No.１１８２）
天明元丑年七月廿一日
○
西顔貞方大姉
志賀氏女み代行年三十三

122
志賀家墓地（No.１１８３）
天明二丑天四月二日　勘三郎
貧学霊運信士
○夏屋妙体信女（請花）
天明二丑天五月十四日　父母

123
志賀家墓地（No.１１８４）
天明六午年正月九日
○還誉妙安信□（請花）
大川原軍弥妻

124
志賀家墓地（No.１１８５）
志賀伊与守
明和六年七月二十六日
○本源自性居士
蓮室妙華大姉
天明七年七月十六日　同妻

125
志賀家墓地（No.１１８６）
寛政四子年
○正誉妙貞信□
二月十一日女
大川原氏

126
志賀家墓地（No.１１８７）　寛政五年（一七九三）

S=1/8　0　30cm

一宮祝　寛政五丑年
志賀伊勢守藤原廣隆
四十六歳卒
十月廿二日

127
志賀家墓地（No.１１８８）
寛政十二天
○法屋妙輪信女（請花）
五月□二日

128
志賀家墓地（No.１１８９）
享和元酉天
○本覚道円近事士
七月五日
大河原軍弥藤原

129
志賀家墓地（No.１１９０）
文化三丙寅十月十日
同雲詠月□
志賀伝□

130
志賀家墓地（No.１１９２）
○（請花）
鉄応良船信士
行年六十三才
文政四辛未年六月四日　勘三郎

131
志賀家墓地（No.１１９１）　文政三年（一八二〇）

S=1/8　0　30cm

文政三庚辰年八月六日
四拾八歳
志賀信濃守藤原廣正
嫡子
志賀廣喜

132

志賀家墓地（No.１１９３）　文政八年（一八二五）

文政八歳七月十四日
壽霊貞勝大姉
大河原軍弥女
五十六歳　志保子
□

S=1/8　0　30cm

133

志賀家墓地（No.１１９５）　弘化三年（一八四六）

S=1/8　0　30cm

安倍千保氏之墓

弘化三丙午年二月十六日

廣喜立之

阿部常陸安倍時中之長女也嫁而
為志賀信濃守藤原廣正之室生
一女一男長八十次廣喜卒年七十四

134　志賀家墓地（No.１１９４）

文政十二年十月廿四日

津幾墓

行年五十有八

135　志賀家墓地（No.１１９６）

勘之助五十三

万延元年九月十二日

○

宗道恵玄信士

夏月妙養信女（請花）

天保七年四月七日

同人妻

136　志賀家墓地（No.１１９７）

（右面）

廣喜之嫡子也

（正面）

文久二壬戌年十月十六日

志賀陽輔藤原廣基之墓

歳三十卒

137　志賀家墓地（No.１１９８）

元治二乙丑歳二月二日

春室妙芳大姉

片倉景頼之女也名□子

成瀬直道妻卒歳四十

138　志賀家墓地（No.１１９９）

（右面）

廣定者廣喜之二男而文久三年為名代出勤

慶応三丁卯年十月十九日卒歳二十七

（正面）

志賀豊前守藤原廣定之墓

139　志賀家墓地（No.１２０１）　文政八年（一八二五）

（正面）

（左面）

（ウラ面）

（右面）

0　30cm
S=1/6

（正面）

（左面）

（ウラ面）

（右面）

（正面）

志賀廣見之墓

（左面）

志賀広見父ハ広正母ハ阿部氏世ニ奥州一宮塩竈神社祝たり信濃守
と称す知行四貫八百文を食む年十四の秋父に別れ明るとしの秋年十五の時
神仕へ初めけ利以□少かりしより読書を好ミ皇学の□へぬるを甚々概ミ歎き
皇国学の社事を旨としなん学びける明治戊辰の際に方里王政復古正しく
皇王の御代となり社頭之仏身一時に退散しけれは心に深く悦び當時慶仏を
唱へし藤塚知明を初とし阿部時中等の霊魂をなくさめんと有志輩と供に
社頭に参集へ先師の招魂祭を曽□しきける是なむ□広見の心□出□□に和
□及び算術を□す又挿花囲碁等不風流有りて四方に□遊し来究常カ
に繁し又年□□も教へられ村内の人々ニも悉く崇敬せられけり広見思へ

（ウラ面）

らく□□浮たる雲の如し□の木の溜継々に持伝へん初カ社能けれと田畑合八町余の
地所を買集めけり又建築を起し倉庫を初とし歳四十二の頃新宝等に至る迄
甚厳しく造り改けり夫に悦へる調度□を欠る事なく歳る事なく子孫に伝へんと□し
つる社□に勉めたりと云ふべし二男子あり兄を広基と云ひ弟を広定と云ふ兄広基
病の為小身枉りぬ広基一男一女あり男を玉置と云ひ女を千歳と云ふ玉置幼けれハ
伯父広定をして嗣子□□代となし神前せしむ広定夭死す玉置□々□長之一旦
家を継かしむと□も多病の故を以て自辞して隠居す□□と□□へ成瀬直道の
二男庸治を□□□孫聟養子となし家を継がしむ広定妻鹿又氏日野三内

の三男基一郎を以て□夫となし同郡浮島村にて宅地及び田畑合せて四丁五反
余の地を分け与へ明治十二年の春支家とす是□のき女河るを以ての故□
是先に広定鹿又氏にめとりて産る所なり又家中半大夫相源の姓なる志賀
と改めしの田畑若干を与へ准末家となし是家門をして長く称相立せしむるの
心なり嗚呼表れ悲しきかも惜ましきかも齢限り有り明治十二年四月廿
四日と云ふ日によわひ七十四ツにして病の為に身枉りぬ廿八孫庸治かなしミ

（右面）
の余り広見か一代の履歴を記しの石に彫り添んとて正にかきく□と
有けれは広見ハ巳か曽祖時中の学の子なり又巳か叔母の子なれハ
志賀氏の事を見□し聞□し有ふれるまま□もあへすかく□のし
つ□ハ阿部東四郎

辞世　われもまた国の本にて□し縁□
　　□りなん末をきえなからミん

140　志賀家墓地（No.１２００）
明治十二年十二月廿九日
宮城県士族成瀬昌直之墓
卒年七十九

141　志賀家墓地（No.１２０２）
（右面）
明治十五年年
　七月十六日
（正面）
志賀福女之墓
（左面）
志賀伴太夫室婦く
　行年四拾歳

142　志賀家墓地（No.１２０３）
□七日
　敬
□照禅定尼（請花）
　白
□保三年

143　志賀家墓地（No.１２０４）
（地蔵菩薩立像）

144　佐藤家墓地Ａ（No.１０７９）　寛文元年（一六六一）

寛文元年七月念一日
月庭道秋善男子
○南無三世常住本師釈迦牟尼世尊　施主　佐藤孫兵衛将
葉心妙霜禅音女人　（請花）
爲父母造立石塔一基　咄

S=1/8　0　50cm

145

佐藤家墓地Ａ（No.１０８０）　寛文二年（一六六二）

為了月妙喜禅定尼菩提也

○　南無本師釈迦牟尼世尊　施主　敬白

（請花）

寛文二年七月廿七日　咄

S=1/8　0　50cm

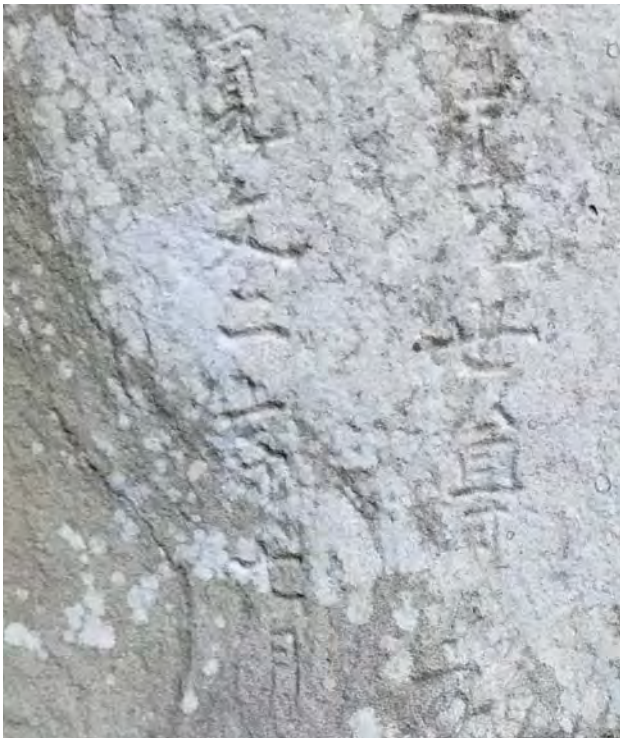

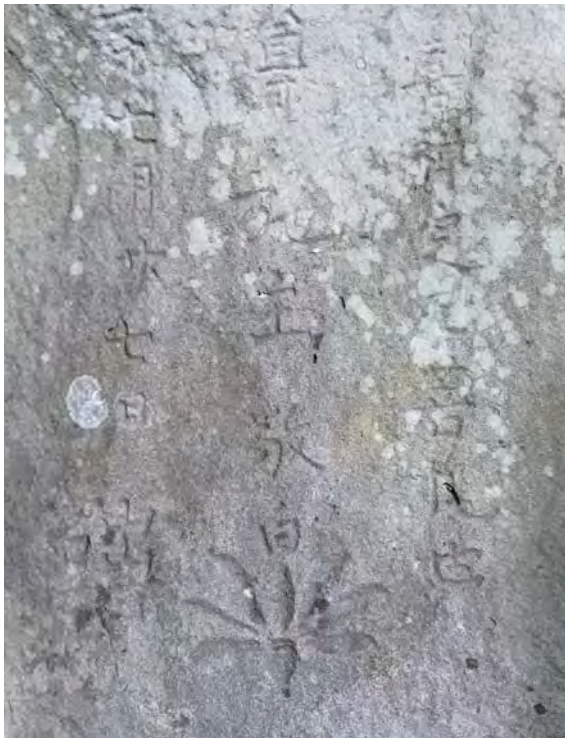

146

佐藤家墓地Ａ（No.１０８１）　寛文五年（一六六五）

為菩提石塔一基造立者也　佐藤孫兵衛尉
松岩宗古善信士　壽位　夫婦
○南無本師釋迦牟尼大覚世尊　施主
栢陰妙庭善信女　壽位　（請花）
寛文五乙巳年四月廿一日　點

S=1/8　0　50cm

147

佐藤家墓地Ａ（No.１０８６）　正徳三年・享保一三年（一七一三・一七二八）

（天蓋）南無阿彌陀佛

正徳三癸巳年
誠庵宗意居士
五月廿三日
（請花）

享保十三戊申年
宝安妙三大姉
二月八日
（請花）

S=1/8　0　30cm

148

佐藤家墓地Ａ（No.１０９４）　宝暦一一年（一七六一）

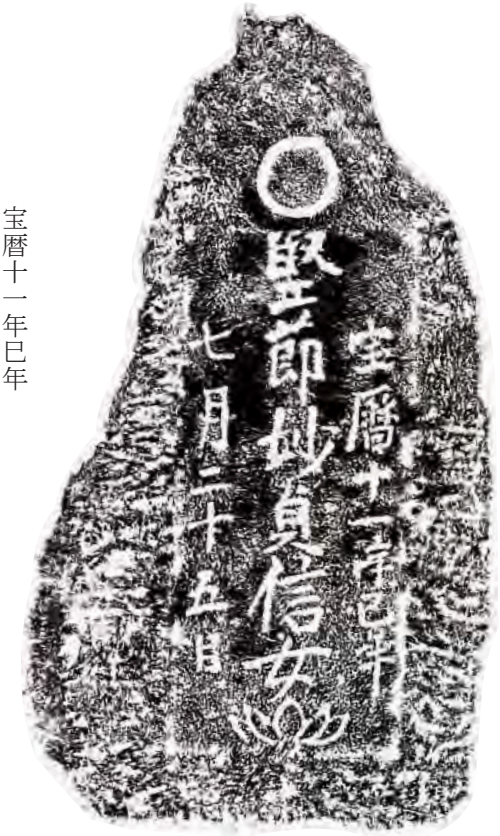

S=1/8　0　30cm

宝暦十一年巳年

○竪節妙貞信女

（請花）

七月二十五日

149
佐藤家墓地Ａ（No.１０７８）
万治三年　与惣衛門
○帰元道□禅定門霊位
八月十日

150
佐藤家墓地Ａ（No.１０８２）
貞享五年
○幻夢童子（請花）
五カ月四日

151
佐藤家墓地Ａ（No.１０８３）
宝永四丁亥年　市川
◎定林自戒信士（請花）
十月朔日

152
佐藤家墓地Ａ（No.１０８５）
如寛ヵ□
（地蔵菩薩立像）
正徳元年八月廿日

153
佐藤家墓地Ａ（No.１０８４）
延享三丁寅歳
慧月独照居士
六月廿四日
○南無阿彌陀佛
宝永六年
蓮室妙花禅尼
四月六日

154
佐藤家墓地Ａ（No.１０８９）
享保七年
○真空妙性信女（請花）
十一月念七日

155
佐藤家墓地Ａ（No.１０９０）
享保九年八月廿八日
還本一無道心信士
○（欠）　（請花）

156
佐藤家墓地Ａ（No.１０９１）
享保二十□
○清月骨霜□
十月九日　位

157

佐藤家墓地Ａ（No.１０８８）　享保七年（１７２２）・安永三年（１７７４）

○南無阿彌陀佛
安永三甲午年七月　一日
誠久自明上坐
○南無阿彌陀佛
真空妙性信女
（請花）
享保七寅十一月廿七日
孫兵衛

S=1/8　0　30cm

158 佐藤家墓地Ａ（No.１０９２）
延享三寅𠀋
（地蔵菩薩立像）
唯夢力童女

159 佐藤家墓地Ａ（No.１０９３）
寶暦五乙亥歳
○白峰頃月信士（請花）
正月廿八莫
孝主孫八

160 佐藤家墓地Ａ（No.１０９５）
明和二乙酉
○心宗妙通信女
九月十五日　孫八妻

161 佐藤家墓地Ａ（No.１０８７）
安永三甲午年
○本然道照信士
七月廿一日
□庄七

162 佐藤家墓地Ａ（No.１０９６）
安永八己亥年

163 佐藤家墓地Ａ（No.１０９７）
天明三卯年
○本翁了性信士
七月三日　吉之助

164 佐藤家墓地Ａ（No.１０９８）
初力五郎
寛政元酉年
○月窓智白信士（請花）
八月十四日
年六拾二才

165 佐藤家墓地Ａ（No.１０９９）
寛政五年
（欠）杉妙禅定女（請花）
九月□□日　母

166
佐藤家墓地Ａ（No.１１００）
寛政十一□
○
自安道休信□
正月□

167
佐藤家墓地Ａ（No.１１０１）
孫十郎
享和元天五月十四日
仁慶了寛信士
○
雪庭妙柏信女（請花）
天保八酉年十二月十四日
父母□八十三才

168
佐藤家墓地Ａ（No.１１０２）
行年八十五
享和三亥
○
恒穏常□
十一月廿四□

169
佐藤家墓地Ａ（No.１１０３）
文化十三子年
○
寒岩妙松信女
十月二十日
庄助
母年四十九

170
佐藤家墓地Ａ（No.１１０４）
長右衛門
文政三辰年
○
夏月妙容信女（請花）
五月初三日
母

171
佐藤家墓地Ａ（No.１１０５）
文政十一子天
○
秋相寿林信士（請花）
孫四郎
八月初十日
行年二十二年

172 佐藤家墓地Ａ（No.１１０６）
おッふよ
文政十一子
○先露善□
十月□

173 佐藤家墓地Ａ（No.１１０７）
天保二年
○春室妙光信女（請花）
志□ん
二月一日

174 佐藤家墓地Ａ（No.１１０８）
天保六未年
○秋林良語信□
九月初四日

175 佐藤家墓地Ａ（No.１１０９）
弘化四丁巳天　孫十郎
○法山了栄信士（請花）
五月廿九日
年□

176 佐藤家墓地Ａ（No.１１１０）
（中央）
○瑞運義円居士
宝室妙鏡大□
（右）
明治廿カ七年□九月六日
佐藤孫四郎
行年九十三才
（左）
嘉永二酉年九月六日
同人妻□□
行年三十二才

177 佐藤家墓地Ａ（No.１１１１）
孫十郎
嘉永二酉年　妻
○円応妙覚信女（請花）
十一月六日
年六十八

178
佐藤家墓地Ａ（No.１１１２）
嘉永五年
○清心佑香信女
壬二月八日　十八□

179
佐藤家墓地Ａ（No.１１１４）
文久元年十一月十七日　久米蔵
行年六十三才
安要即心信士
○貞誠妙操信女（請花）
明治元年九月二日　倉吉母
年六十七才

180
佐藤家墓地Ａ（No.１１１５）
孫四郎娘
慶應四八月二日
玄養善童女
ちかの年七才

181
佐藤家墓地Ａ（No.１１１６）
明治十丑年
観法善童女
年四才

182
佐藤家墓地Ａ（No.１１１７）
たつ女
明治廿一子年
○菊心宋逸信女（請花）
旧八月十四日
年七十才

183
佐藤家墓地Ａ（No.１１１８）
（正面）清恭ヵ院柏林宗鶴居位
其節院親睦妙厚大姉
（右）明治廿九年二月廿四日
佐藤忠八年五拾七才
（左）明治三十三年二月廿四日
同人妻いくよ
佐藤孫四郎長女　享年五十六

184
佐藤家墓地Ａ（No.１１１９）
黒川郡山田村
明治三十年佐藤彦右エ門娘
○法雲妙得信女（請花）
十月十一日　佐藤孫四郎妻
のゑ
七十一ㄓ

185　佐藤家墓地Ａ（No.１１２０）

佐藤新蔵
子
明治三十二年
宗雍ヵ善童子（請花）
旧十月九日
孫助年二㐅

186　佐藤家墓地Ａ（No.１１２１）

見性院泰安宗雄居士
直指院繁室妙性大姉（請花）
（右）明治三十九年旧九月十三日
佐藤孫十郎
年四十三才
（左）昭和四年六月十日
妻まさ
年六十四才

187　佐藤家墓地Ａ（No.１１２２）

大正四年　孫七二女
五月七日　つぎ
二㐅
智ヵ光善童女
□泉孩女（請花）
昭和五年　孫七四女
旧九月二十三日　なつよ
三㐅

188　佐藤家墓地Ａ（No.１１２３）

○
法雲院寂水如眞居士
天祥院法屋妙性大姉（請花）
（右）昭和十二年旧四月十三日
佐藤孫右衛門
年五十一才
（左）加瀬鈴木幸左衛門之長女
昭和二年旧二月二十四日
妻こん年三十七才

189　佐藤家墓地Ａ（No.１１２４）

法諡徳運宗儀居士
佐藤徳治之墓
松岳妙仙大姉
元厚日新居士

（左）同村南宮　阿部儀蔵長女
長男孫七
昭和八年旧七月十八日
同人妻きん享年七十五㍉

190　佐藤家墓地Ａ（No.１１２９）

□

（地蔵菩薩立像）

□

191　佐藤家墓地Ａ（No.１１１３）

（右）
俗名長五郎本家長四郎次男也天保元年四十
三歳而別居宅造立安政五年八月廿二日七十
三歳而死去妻留谷村新右エ門次女也男子四人
産ム嫡男長四郎次常右エ門三藤吉四運吉也
嫡男長四郎建之

（左）
名者津女留ケ谷村新右衛門之二女也嫁而
為佐藤長五郎妻生四男明治九年六月
自天朝依老年賜御金明治十丁丑年三
月十四日行年八十六而死

192　佐藤家墓地Ａ（No.１１２７）

員寂登カ岳□（請花）
二月念一日

193　佐藤家墓地Ａ（No.１１２８）

○　大□

194 佐藤家墓地Ｂ（No.１１４０）
元禄十五年九月十九
安秋禅定門
○
梅嶺禅定尼
享保六年十二月廿三
久蔵
両□

195 佐藤家墓地Ｂ（No.１１４１）
正徳五年
○
法玄自灯信士（請花）
十二月廿三日

196 佐藤家墓地Ｂ（No.１１４２）
享保十乙巳年
○
孝林妙竒信女（請花）
五月朔日

197 佐藤家墓地Ｂ（No.１１４３）
享保十乙巳年
○
緑岩妙楊信女
三月二十五日

198 佐藤家墓地Ｂ（No.１１４４）
元文五□
（地蔵菩薩立像）
四月廿六□

199 佐藤家墓地Ｃ（No.１１４７）
享保十七年壬子天
○
花窓妙栄信女（請花）
三月十二有六日

200 佐藤家墓地Ｃ（No.１１４８）
元文四乙未岂
○
了伝妙覚信女（請花）
五月三日　甚兵衛妻

201 佐藤家墓地Ｃ（No.１１４９）
寛保二□□年
（地蔵菩薩立像）
九月十二日

202
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５０）
延享三丙寅歳
○鶴岩了樹信
十一月廿四日莫

203
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５１）
寛延第二巳𠀋
○成天道功信士（請花）
六月二十六日

204
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５２）
明和二酉□
○眞岳道寿□
十月十五日

205
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５３）
明和五戌天
○心空妙印信女（請花）
八月十八日

206
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５４）
明和七年
○清窓自涼信士（請花）
七月十一日

207
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５５）
庄蔵
天明元天
（地蔵菩薩立像）
十二月二十九日

208
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５６）
天明四年𡚁四郎
○兜巌幽性信士（請花）
壬正月十二日

209
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５７）
天明四辰年
○雄岳道心信士（請花）
四月廿八日
平内父

210
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５８）
寛政五丑　平内
○寿峯全量信カ女（請花）
正月十一日
□□

211
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５９）
文化九ヵ□申天
○
春□宗光信士（請花）
正月廿□日
□

212
佐藤家墓地Ｃ（No.１１６０）
長□□
五月五日
天保二年　五十四才
夏雲宗栄信士（請花）
○
觀室惠念信女
安政五年　おいの
三月五日　六十七

213
佐藤家墓地Ｃ（No.１１６１）
佐藤長之助年七十才
明治八乙亥年八月廿日
實參明悟信士（請花）
○
耄屋妙□信女
明治十二年旧十月五日
同人妻チヤ□年七十三才

214
佐藤家墓地Ｃ（No.１１５９）
長三郎
寛□八年
○
雪光妙竒信女
十二月廿一

215
佐藤家墓地Ｃ（No.１１６３）
○
壽山□

216
佐藤家墓地Ｃ（No.１１６４）
○
本然自□
秋月妙光信女
□

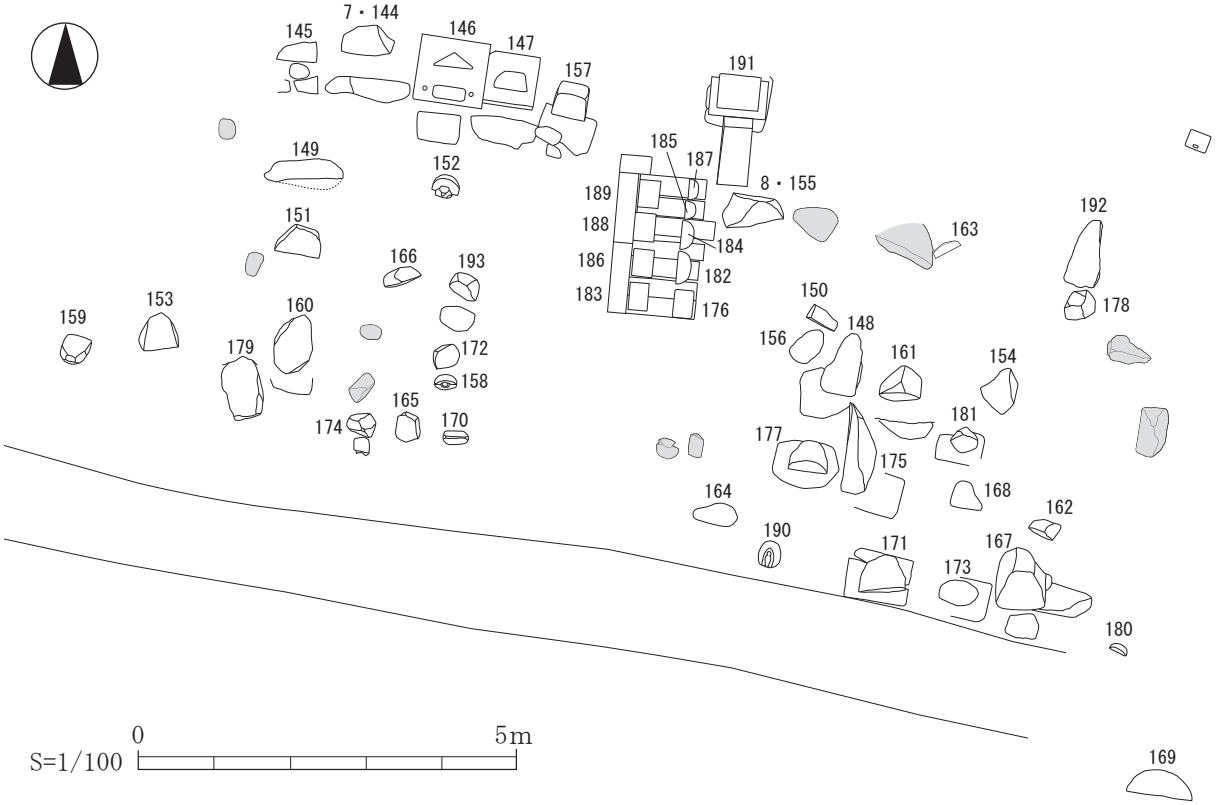

第８図　佐藤家墓地Ａ平面図

佐藤家墓地Ａ

佐藤家墓地Ｃ

佐藤家墓地Ｂ

第七章　札類・扁額・絵馬

第一節　棟札・遷宮札

No.1は貞享四年（一六八七）の奏者明神宮再興棟札である。オモテ面は中央上部に卍が大書され、その下は中央部に主文、それによって左右に分断されるが、一段目に偈頌1と偈頌2、二段目に仏供役、三段目に願主以下関係者名が配置されている。

主文の「奏者明神宮」は陸奥総社宮のことであり、古くは「奏者」と表記されていたことが知られる。塩竈宮（神社）の末社と明記した年代が明らかな資料としても貴重である。

一段目の「聖主天中天」の偈頌は妙法蓮華経化城喩品第七にあり、棟札での使用例は全国的に多いと言われている（山梨県　一九九五）。その下の「容顔甚奇妙」の偈頌は妙法蓮華経薬王菩薩本事品第二三にあるもので、「聖主天中天」の偈頌とは上下の間隔を開けず、各句とも、五文字の句が十文字の句であるように記されている。この二つの偈頌の右側には「薄伽梵住如来加持広大金剛法界宮」の一文がある（剛の字が則と誤記）。大日経入真言門住心品第一の冒頭にあるもので、その後には「一切持金剛者皆悉集会」と続く一節の前半部分である。その訳は「薄伽梵、如来の加持せる広大なる金剛法界宮に住したまい、一切の金剛者は皆な悉く集会せり」であり（福田　一九九八）、経文の一部ではあるが特に韻をふまない散文である。薄伽梵は世尊（ブッダの尊称）であり、金剛法界宮は胎蔵界大日如来の宮殿である（『仏教語大辞典』）。二つの偈頌の左側にも文字の存在は確認できるが判読できない。

二段目には「大行事」「今日戒師」「惣戒師」「證誠」「戒行事」などの役割りに当てられた周陀羅天ほか四名の諸仏名が記されている。『山梨県棟札調査報告書』では、これを「仏を法会の際の諸行事に見立て、役割を割り振って、その加護を得ようとしたもの」とし、こうした記載を仏役句と仮称している（山梨県　一九九五）。以下、本書でもそれにならっておきたい。

三段目には願主、別助成、惣奉加、大工、木挽、塗師それぞれの名が記されている。願主は神奏院七代の別当宥仙、別助成の志賀伊予掾吉重は、年代的に鹽竈社の社家で四代吉次のことと考えられる。奉加は神仏への寄付に加わることで、「仙台中貴賤並宮城中衆」は仙台・宮城郡のすべての人という意味かと考えられる。大工の内藤長右衛門吉久は、仙台藩御大工の内藤氏との関連が想像されるという（多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会ほか　二〇一七）。

ウラ面の貞享四年六月二九は、遷宮日と記されているので、工事が終了し、一旦他所へ遷っていた神璽をもとに遷した日と見られる。その法要を、法蓮寺の法印照長が導師となり、供奉僧一二人とともに務めたと記している。法蓮寺は奏者明神宮の神宮寺だった真言宗の寺院で、照長は貞享の頃の住持であろう。理趣三昧とは、真言宗において、密教の極意を示すものとされる「理趣経」を朝夕読誦する勤行のこと（宇井　一九八四）。中央の上部にある種子は薬師如来を表す「バイ」。

No.2は元禄一四年（一七〇一）の奏者神祠修理棟札である。オモテ面は中央上部に卍が大書され、その下は中央部に主文、それによって左右に分断されるが、一段目に偈頌、二段目に仏役句、三段目に社家以下関係者名が配置されている。この棟札のオモテ面の構成はNo.1と類似して

いるが、主文に続いて年次と別当住侶宥仙の名が記されている。宥仙は神奏院の七世。「聖主天中天」の偈頌は棟札No.1と同じ。仏役句は大梵天王が大旦那、帝釈天王が大願主となっている。大旦那はNo.1の奉加に相当するものであろう。社家の志賀筑後守家次は五代目の当主。工匠の鈴木庄内重長は、洞雲寺（仙台市泉区）棟札に記される塩釜町大工棟梁鈴木喜惣右衛門永春との関係が強く考えられるという（多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会ほか　二〇一七）。この棟札の四隅には呪符と見られる「封」の文字が記されている。

ウラ面には導師として法蓮寺の住持恢信の名が記されている。

No.3は正徳六年（一七一六）の奏者明神造営棟札である。オモテ面は中央上部に卍が大書され、その下は中央部に主文、それによって左右に分断されるが、一段目に偈頌1、二段目に偈頌2、三段目に別当以下関係者名が配置されている。一段目の「聖主天中天」、二段目の「容顔甚奇妙」の偈頌はNo.1と同じ。一段目と二段目の偈頌の配置はNo.1の棟札と同様上下の間隔を開けずに記されている。三段目の有応は神奏院八代目の別当。「仙台惣町中並御分領中」は伊達氏領内のすべての人という意味であろう。「勘縁張主」「捨資勠力壇誰」については不明。大工棟梁の堀川加平次広次は洞雲寺（仙台市泉区）の延享二年（一七四五）の棟札にも名が記されている。

ウラ面には導師として法蓮寺の法印宥敞が枝院（子院）の僧侶一二名を率いて勤めたと記されている。

No.4は享保一九年（一七三四）の奏社宮拝殿造新棟札である。オモテ面は中央上部に卍が大書され、その下は中央部に主文、その左右に「聖主天中天」の偈頌が二句ずつ左右に分けて記されている。下部の右側には大願主別当として神奏院鏡光、左側に惣奉加として仙台惣中町中並御分国中と記載されている。鏡光は神奏院の一一代目の別当。

ウラ面は中央に、法楽理趣三昧の職衆一五人と、導師である法蓮寺現住の慶賢が執行し奉る所と記している。別助成として木長左衛門清由、近沢半左衛門豊方、佐藤善左衛門幸長、普請奉行として鈴木権右衛門利重の名が記されている。大工棟梁として加藤権七郎勝治の名が記されているが、この棟札と同じ日付の擬宝珠が拝殿の階段にあり、「大工棟梁　加藤権七勝治」となっている（「第七節　金工」参照）。加藤権七郎勝治は寺池領主である登米伊達氏の仙台屋敷表門造営に関わった仙台城下新伝馬町の大工であり、「新伝馬町大工棟梁加藤権七　同　勝治」と記された宝暦八年（一七五八）の川内第伊達邸表門棟札写の釈文が『登米町誌　第一巻』（登米町誌編纂委員会　一九九〇）に掲載されている。

No.5は慶応三年（一八六七）の本社屋根替棟札である。横長の板材を使用し、本殿の壁面に釘で打ち付けている。件名に続いて、三月□八日から四月二一日という施工期間を記し、棟梁加藤熊右衛門外四名の名を記している。世話人は肝入の万右衛門である。

No.6は明治二五年（一八九二）の屋根葺替棟札である。横長の板材を使用し、本殿の壁面に釘で打ち付けている。件名に続いて、六月六日から八月一七日という施工期間を記し、仙台市三名、塩釜邑二名の名を記している。世話人惣代として三名の名が記されている。

No.8は日吉神社（山王）、南宮神社（南宮）、稲荷神社（新田）、大日霊貴神社（高橋）、八幡神社（南宮）の遷宮札である。明治四四年（一九一一）にこれら五社が奏社宮に合祀されることになり、裏面にその経緯が記されている。句読点等を補って読み下すと以下のとおり。

時に明治の維新以来神佛混淆を改め、別當を神職と改め、ここに明治三十五年神社社職任用規則、また同三十九年に神社に神饌幣帛料供進の勅命、同四十一年に神社財産の登記録、神社の維持方法等の勅命を公布せられる。表記の神社にもとより財産の土地金銭貯蔵なく、氏子も僅少にして維持保存の目的立つる（こと）能わず。ほとんど千有余年法継續崇敬しきたる神社を衰頽しむるは天皇の聖意にもとるがごとき。實に百方苦慮痛歎のあまり、各社の氏子等すべて集い、幾度か謀りにはかりて、ついに合祀と決定し、数社合祭奉りて永く維持を立てるに然すと。宮城県知事にこの事請願し、明治四十三年六月十有四日、認許を得、以て宮城郡多賀城村市川の郷に鎮座村社奏社宮の宮殿に、明治四十四年三月二日を以て遷宮鎮座の行事を務む。時の社掌武本時保敬白す。

No.９は大正四年（一九一五）の奏社宮神殿拝殿御屋根大修繕棟札である。オモテ面中央に主文、その左右に「天上無窮」「氏子安全」「国土安穏」「五穀成就」の祈祷文言が記されている。遷宮社掌である武本時保は山王村の修験光禅院の出で、明治以降還俗して一時奏社宮の神官を務めた。この屋根修繕を行ったのは六三歳の頃である。

ウラ面には、大正四年が紀元二五七五年であり、今回の屋根修繕は今上（大正）天皇の即位を記念する行事と記している。氏子惣代人八名と木羽工、萱葺、大工、木挽四名の名が記されている。

No.10もNo.９と同年に実施された奏社宮屋根葺換棟札である。横長の板材を使用し、本殿の壁面に釘で打ち付けている。右側の端に件名、その左側は上下二段に分け、上段には「大正四年七月」や「八月四日」の文字が見えるので屋根葺替えの施工期間を記していると考えられる。下段にはこの事業に関わった棟梁、木挽、大工の名が記されている。

No.９は事業内容、主体者の記載が中心であるのに対し、No.10は実際の工事内容が中心となっている。職人名はNo.７が四名、No.10が六名記載されており、それらの内、棟梁（木羽工）加藤善治、木挽佐々木長兵衛、大工阿部長助の三名が重複している。

No.11は昭和三五年（一九六〇）の拝殿改修築棟札である。本殿の天井小屋組み付近に釘で打ち付けられている。主文に「拝殿改修築工事大工及び職人名」とあるように、棟梁をはじめ大工五名、銅工職三名、ペンキヤ一名の名が記載されている。

No.12は昭和五年（一九三〇）の奏社宮神殿御屋根葺替棟札である。オモテ面・ウラ面とも記載様式はNo.７と基本的に同様である。ウラ面には、市川、南宮、山王、新田、高橋各区の氏子総代人八名が記載されており、奏社宮の氏子の広がりが知られる。

No.13は、六月坂にある多賀神社の嘉永元年（一八四八）の造営棟札である。オモテ面には「延喜式所載宮城郡多賀神社是也」と明記している。ウラ面には、祭神は伊弉諾尊で、年を経て、宮祠が破損したので祠を新造したと記している。遷宮行叟（行事）は志賀信濃守廣喜、市川村の祭主は卯蔵、補助は長五郎、大工は才三郎と記されている。

No.14は宝暦六年（一七五六）の白山権現宮（現在の貴船神社）造営棟札である。施主七兵衛の苗字は菊池ではなく菊地となっている。

No.15は明和三年（一七六六）の八幡宮屋根造覆棟札である。志賀氏の居宅の鋪地(敷地)の西北に祀っていた八幡宮小祠は元禄七年(一六九四)に建て替えたが、明和三年に屋根が破損したため造覆し、それが終わったので遷御したと記している。覆には、戻すや補うの意味があることか

ら（『大漢和辞典』）、造覆は修繕という意味であろう。遷御とは旧殿から新殿に御神体を遷す神事である。遷宮行事として神事を執り行った佐藤氏は、鹽竈神社の右宮流鏑馬太夫流鏑馬役を務めた家柄である。その当主で長門掾、または長門を称し、実名が「□和」に該当する人は特定できなかったが、願主は明和三年時の志賀家当主であり、その直前の宝暦年間（一七五一～一七六三）に塩釜宮祠官として活動が確認できるのは伊勢守広隆である（高橋正巳　一九八一）。

No.16は文政五年（一八二二）の屋根修造棟札である。遷宮行事、願主とも志賀信濃守廣喜となっている。廣喜は九代目の当主で、明治一二年（一八七九）に没した広見と考えられている（宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所　一九八一）。

No.17は安政二年（一八五五）の八幡宮新造営棟札である。神主遷宮行事は、この年五十歳の志賀信濃守廣喜とその子息で二三歳の廣基（陽輔）である。

ウラ面に「市川村／大工　才三郎／栄治／成瀬小吉郎」とあって、地元の大工が施工したことが分かる。

No.18は慶応元年（一八六五）の八幡宮屋根葺替棟札である。オモテ面には「天下泰平　国家安全／風雨随時　五穀成就」の祈祷文言が記され、ウラ面には安政二年に廣喜が修造した八幡宮が古損のため屋根の葺替を行ったことが記されている。願主はこの年六〇歳の志賀信濃守廣喜で、嗣子として二五歳の豊前守廣定が名を連ねている。廣定は廣基の弟であり、廣基が文久二年に三〇歳で死去したため廣喜の嗣子となったが、廣定も慶応三年に二七歳で死去している。大工は安政二年の時と同じ成瀬小吉郎と同甚助とある。

No.19は明治一五年（一八八二）の八幡宮屋根葺替棟札である。オモテ面に元禄年中の再興と安政年中の再々興を記し、慶応年中に修復した屋根も破損したため神殿の屋根葺替をおこなったという経緯を記している。願主である志賀庸治については、作貫地区の発掘調査に伴う志賀家関係資料の調査（宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所　一九八一）において、棟札の記載から志賀廣基の後裔として志賀庸治を位置づけている。また、廣見の墓標には廣基の娘千歳の聟として成瀬庸治の名があり、志賀庸治の可能性がある。

成瀬氏については、志賀家墓地の北東隅に直道妻（元治二年没）や昌直（明治一二年没）の墓標があり、志賀家との密接な関係が伺われる。ウラ面には安政二年と慶応元年の棟札に続き大工成瀬小吉郎の名が記されている。

No.23は明治二五年の大日霊神社造営棟札である。社主佐藤長兵衛と記されているように、大日霊神社は佐藤家の氏神であった。市川永治は奏社宮の神官である。ウラ面には大工高橋栄之助と屋根葺青木清次郎の名が記されている。

釈文

１　陸奥総社宮　貞享四年（一六八七）

（オモテ）

薄伽梵住如来加持広大金剛法界宮　大行事周陀羅天　願主別当神奏院宥仙
聖主天中天　容顔甚奇妙　今日戒師妙吉祥菩薩　別助成　社家　志賀伊予掾吉重
迦陵頻伽声　光明照十方　惣戒師釈迦牟尼如来　惣奉加仙台中貴賤幷宮城中衆
卍奉再興塩竈宮末社奏者明神宮一宇国家安全所
哀愍衆生者　我適曽供養　證誠摩訶梵天王　大工　内藤長右衛門吉久
同　同　長吉　良定
我等今敬礼　今復還親近　戒行事普賢菩薩　木挽　庄司甚十郎春時
□　□　塗師　小川徳兵衛

（ウラ）

嘗貞享四丁卯歳

（バイ）奉法楽理趣三昧導師法蓮寺住持法印照長供僧十二口勤之

六月廿九遷宮日

２　陸奥総社宮　元禄一四年（一七〇一）

（オモテ）

封　　封
聖主天中天　社家　志賀筑後守家次
迦陵頻伽声　大檀那大梵天王　工匠　鈴木庄内重長
卍　奉修理奏者明祠一基元禄十四年辛巳歳九月十日別当住侶宥仙
哀愍衆生者　大願主帝釈天王　工匠　安部丈左衛門時成
我等今敬礼　木挽　佐藤長助春久
封　　封

（ウラ）

上遷宮導師法蓮寺住持恢信誌之

３　陸奥総社宮　正徳六年（一七一六）

（オモテ）

勧縁張主別当
聖主天中天容顔甚奇妙　神奏院宥応
迦陵頻伽声光明照十方　捨資勠力壇誰
仙台惣町中幷御分領中
卍　奉造営奏者明神社国家安全万民豊穣所
大工棟梁
哀愍衆生者我適曽供養　堀川加平次廣次
木挽
我等今敬礼礼復還親近　濱田権兵衛
同
佐藤勘三郎

（ウラ）
正徳六丙申歳
遷宮導師法蓮寺法印宥敞率枝院十二口勤焉
六月廿九日

4　陸奥総社宮　享保一九年（一七三四）

（オモテ）
大願主別当
神奏院鏡光
聖主天中天　迦陵頻伽声
卍　奉造新塩竈宮末社奏社宮拝殿一宇当国太守君御武運長久国家安全万民豊穣祈所
惣奉加
仙台惣中町中幷御分国中
哀愍衆生者　我等今敬礼

（ウラ）
別助成
一木長左衛門清由
同
近沢半左衛門豊方
同
佐藤善左衛門幸長
大工棟梁
加藤権七郎勝治
同脇棟梁
熊谷伊兵衛勝久
于時享保十九甲寅天三月十日
奉法楽理趣三昧職衆十五口導師法蓮寺現住慶賢執行所
普請奉行
鈴木権右衛門利重
木挽
小松長兵衛勝昌
冶工
佐藤小平治

5　陸奥総社宮　慶応三年（一八六七）

当
御本社御屋根替
再建
于時慶応三卯歳
三月□八日ヨリ□□□
四月廿一日出来相成
棟梁
加藤熊右衛門
伊藤善治
後藤胞吉
菅井権一郎
加藤幸右衛門
□□世話人　肝入
万右衛門
右之通
以上

６　陸奥総社宮　明治二五年（一八九二）

当社屋根葺替
明治廿五年六月六日ヨリ
八月十七日出来
仙臺市二日町拾六番地
高橋甚作
仙臺市□□□□□番地
林甚（長カ）作
仙臺市肴町
中尾孫吉
□□郡塩釜村阿部安太郎
二日町十二番地
高橋慶之丞カ
世話人惣代
千葉三四郎
菊地寅松
佐藤□吉

７　陸奥総社宮神輿　明治一〇年（一八七七）

（オモテ）
屋舩命　維時明治十年三月十五日
屋舩久々能遅命　吉辰奏社宮御神輿當村
奉祭　屋舩豊受姫命　守護　扱千葉三四郎菊池新吉
手置帆負命　大工菊池蔵之助塗城下寺
此古佐知命　小路賀藤金兵衛

８　陸奥総社宮

（オモテ）
宮城郡多賀城村内山王鎮座郵社日吉神社
同郡同村内南宮鎮座郵社南宮神社
奉遷宮同郡同村内新田鎮座郵社稲荷神社　神殿一宇
同郡同村内高橋鎮座郵社大日霊貴神社
同郡同村内南宮鎮座無各社八幡神社

（ウラ）
于時明治之維新以来神佛混淆於改米別當乎神職止改米爰尓明治三十五年神社社職任用規則亦同三十九年尓
神社尓神饌幣帛料供進之勅命同四十一年尓神社財産乃登記録神社乃維持方法等乃勅命於公布世良留
表記之神社尓素余里財産乃土地金銭貯蔵無氏子母僅少尓志弖維持保存之目的立津留能波受胎止千有
余年法継續崇敬志来留神社於衰頽志牟留波　天皇乃聖意尓悖留我如支實尓百方苦慮痛歎乃余里
各社乃氏子等最集比幾度我謀里尓議里天遂比尓合祀止決定志数社合祭奉里天永維持乎立留尓然受止
宮城県知事尓此事請願志明治四十三年六月十有四日認許於得以弖宮城郡多賀城村市川乃郷尓鎮座
村社奏社宮乃宮殿尓明治四十四年三月二日乎以天遷宮鎮座乃行事遠務牟時乃社掌武本時保敬白寸

9　陸奥総社宮　大正四年（一九一五）

（オモテ）

遷宮社掌

天上無窮氏子安全　　武本時保

奉祭郵社奏社宮神殿拝殿御屋根大修繕一宇之攸

国土安穏五穀成就　　氏子惣数二百五十二人

（ウラ）

紀元二千五百七十五年　氏子惣代人　後藤治兵衛

志賀康治　阿部徳右衛門

菊池市之進　戠カ工

今上天皇御即位為大紀年行事　佐藤米吉　木羽工　加藤善治

菅井養吉　萱葺　志賀喜代蔵

大正四年八月二十有二日　鎌内和太右衛門　大工　阿部長助

大友久内　木挽　佐々木長兵衛

□□□□□□　木挽　同村八幡

佐々木長兵衛

大工　本村山□

阿部長助

阿部啓吾

10　陸奥総社宮　大正四年（一九一五）

奏社宮屋根葺換

棟梁　仙台市定禅寺通

加藤善治

□工　同市二日町

大正四年七月　村上六郎

□□□□□□　同市中枚山通

□八月四日

□□□□□□　浅井栄松

11　陸奥総社宮　昭和三五年（一九六〇）

昭和卅五年八月拝殿改修築工事大工及び職人名

大工　棟梁　新田中　松川丑吉　銅工職　八幡　松本斉

〃　塩釜　渡辺啓一　〃　塩釜　奥田輝夫

〃　市川　小野忠作　〃　〃　奥田孝一

〃　八幡　加藤保壽　ペンキヤ　〃　鈴木剛

〃　塩釜　小林新三郎

12　陸奥総社宮　昭和五年（一九三〇）

（オモテ）

天壌無窮　氏子安全

奉祭郵社奏社宮神殿御屋根一宇銅板葺替

国土安穏　五穀成就　氏子総数二百八十八戸

（ウラ）

氏子総代人

神武天皇即位紀元二千五百九十年遷宮社掌市川稔　市川区菊池市之進　請負人

仝　後藤惣吉　宮城郡高砂村

今上天皇陛下御即位記念

昭和五年一月七日

仝　菊池太右衛門　福田町
南宮区後藤治兵衛　田勢源兵衛
仝　伊藤清太郎
山王区阿部亀治
新田区佐藤源太郎
高橋区鈴木熊治

13　多賀神社　嘉永元年（一八四八）

（オモテ）
奉造営多賀神祠
　延喜式所載宮城郡多賀神社是也
（ウラ）
陸奥国宮城郡市川村多賀神社祭神
本朝開闢太祖仁志天国史所謂登天報命
留宅於日之少宮云云伊弉諾尊也
経年宮祠破損因是年新造立祠
功巳寛奉遷宮者也　遷宮行吏
　志賀信濃守藤原廣喜
　市川村祭主　卯蔵
嘉永元年八月廿五日　同補助　長五郎
　同大工　才三郎

14　白山神社　宝暦六年（一七五六）

（オモテ）
　聖主天中天迦陵頻伽声
奉造営白山権現宮一宇国家安全万民豊穣所
　宮大工
　八□　勘兵衛
哀愍衆生者我等今敬礼　大工棟梁鹽竈住喜惣次永春　与四郎
　喜伝次
（ウラ）
　宝暦六丙子歳
遷宮導師神奏院法印慶康勤焉
　十二月吉祥日

15　志賀家八幡宮　明和三年（一七六六）

奥陸国宮城郡市川村志賀氏居宅鋪地之内西北之間奉祭
八幡宮小祠凡古宮之年数考留尓不知年間既古殿及破損元禄
七甲戌年時新仁奉再興功巳仁竟於是年丙戌神殿屋根因破損
造覆之者焉巳仁竟奴故奉遷御之者也
　遷宮行事塩釜宮祠官
　佐藤長門掾藤原□和
　同宮祠官願主
明和三丙戌年九月廿八日　志賀伊□守藤原□□
　大工惣右衛門

16　志賀家八幡宮　文政五年（一八二二）

陸奥国宮城郡市川村志賀信濃守藤原廣喜居宅
奉祭八幡宮元禄年中再興宮殿屋根因破損是年
壬午修造之者故仁奉遷御者也
遷宮行事願主
志賀信濃守藤原廣喜
于時文政五壬午年九月廿八日
大工□部田□兵衛

17　志賀家八幡宮　安政二年（一八五五）

（オモテ）
陸奥国宮城郡市川邑志賀家西北之地奉祭所之
八幡宮之小祠年久而破損元禄年中所再興宮又
破損矣故新造営之奉遷御者也
神主遷宮行事
志賀信濃守藤原廣喜　年五十
男同　陽輔藤原廣基　年二十三
安政二乙卯稔九月廿二日
（ウラ）
市川村
大工　才三郎
栄　治
成瀬　小吉郎

18　志賀家八幡宮　慶応元年（一八六五）

（オモテ）
天下泰平　国家安全
八幡小祠屋根葺替
風雨随時　五穀成就
（ウラ）
安政二乙卯稔廣喜所修造宮依古損屋根葺替
奉遷御者也
願主
志賀信濃守藤原廣喜六拾歳
慶応紀元乙丑歳十一月吉日　嗣子
志賀豊前守藤原廣定貳拾五歳
大工　成瀬小吉郎　同甚助

19　志賀家八幡宮　明治一五年（一八八二）

（オモテ）
陸前囹宮城郡市川邨志賀家西北之地奉祭処之
八幡宮之小祠年久而破損元禄年中再興所之
宮又破損安政年中再々興所之宮屋根破損慶応
年中修復処之屋根破損仍テ是年壬午神殿屋根
葺替之功成故ニ奉遷御者也
願主
志賀庸治　三十四歳
明治十五壬午年　新七月十五日　土曜
旧六月朔日

（ウラ）
大工
成瀬小吉郎

20　菊池家八幡社　大正九年（一九二〇）
（オモテ）
天下泰平
奉祀正八幡大神屋根修繕一宇之
家内安全
（ウラ）
社掌　武本時保
干時大正九年十一月廿四日
社守　菊池慶藏

21　菊池家八幡社　明治二六年（一八九三）
（オモテ）
天下泰平國家安泰風雨順時五穀成就
陸前國宮城郡多賀城村市川
鎮座八幡宮大御形代新造榮
明治二十六年八月十五日　祠掌市川永治
（ウラ）
宮城縣陸前國宮城郡多賀城村市川
鎮座多賀城跡乾方古鎮守府
将軍之所祭今般大御形代新造
營奉祭所謂鎮守府之八幡是也
社主
菊池慶藏

22　菊池家八幡社　大正三年（一九一四）
（オモテ）
天下無窮国土安全
奉祭正八幡大神宮修繕遷座一宇之処
五穀成就家内繁榮
（ウラ）
社掌　武本時保
氏子　菊池慶藏
維大正三年七月二十八日
大工　加藤圓之助
謹言

23　大日霊神社　明治二五年（一八九二）
（オモテ）
神官　市川永治　敬
□　御宮造営大日霊神社邑内安全家内繁栄守護
社主　佐藤長兵衛　白

（ウラ）
大工　高橋栄之助
奉遷座明治二十五年旧九月十一日
屋根葺　青木清次郎

24　多賀城神社　昭和二五年（一九五〇）

（オモテ）
国家安穏
奉御造営多賀城神社本殿　一宇
家業繁栄
（ウラ）
常任理事　三原参治
多賀城村史蹟名勝保存会長　杉沼榮治郎　本郷馨
副会長　三浦榮之進　菊池甚次郎
菊池長右衛門
佐藤万吉
菊池新四郎
昭和廿五歳四月六日竣成
柏木神主拾五世主　宮司本郷馨
元会長　賀川邦雄　元会長　故鈴木源一郎
故阿部信之助
副会長　伊藤喜一郎　故後藤一義
元常任理事故三塚源五郎
棟梁　遠藤甚蔵

25　玉川寺　明治三〇年（一八九七）

（オモテ）
陛下萬歳　山門繁昌　檀信歸崇　宮城縣宮城郡多賀城村市川
玉川寺十八世住職
同惣代　観法秀夫
千葉三四郎
佐藤林五郎
佐藤米吉
奉上棟薬師宮一宇
本村南宮
笹原才吉
維時明治卅年七月十日當願大成就吉日　大工
（ウラ）
奉賀
本尊薬師瑠璃光如来宮殿新造
営造新宮奉薬師長生福徳自無涯松巌堂
玉川寺築萬信徒増地経
慈雲十六世秀永梵青舜具稿

１　陸奥総社宮　貞享四年（一六八七）

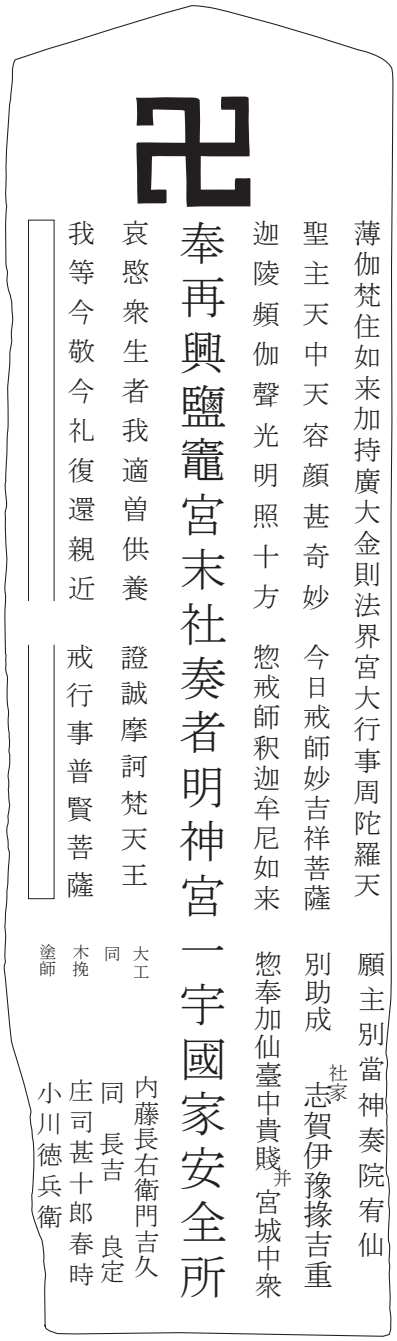

卐

薄伽梵住如来加持廣大金則法界宮大行事周陀羅天
願主別當神奏院宥仙

聖主天中天容顔甚奇妙　今日戒師妙吉祥菩薩
別助成　社家　志賀伊豫掾吉重

迦陵頻伽聲光明照十方　惣戒師釈迦牟尼如来
惣奉加仙臺中貴賤并宮城中衆

奉再興鹽竈宮末社奏者明神宮一宇國家安全所

哀愍衆生者我適曽供養　證誠摩訶梵天王
大工　内藤長右衛門吉久

我等今敬今礼復還親近　戒行事普賢菩薩
同　同　長吉　良定
木挽　庄司甚十郎春時
塗師　小川徳兵衛

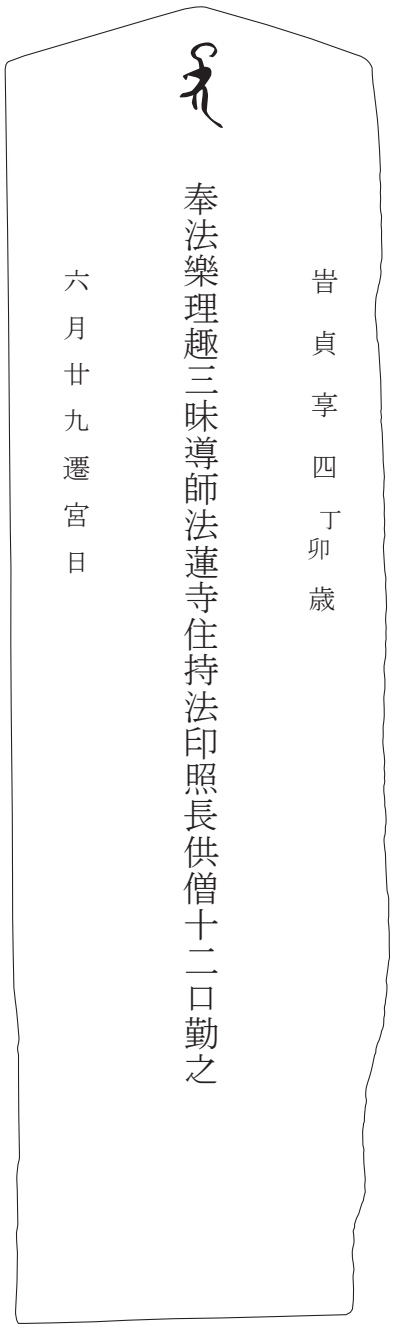

0　20cm
S=1/5

２　陸奥総社宮　元禄一四年（一七〇一）

（オモテ）

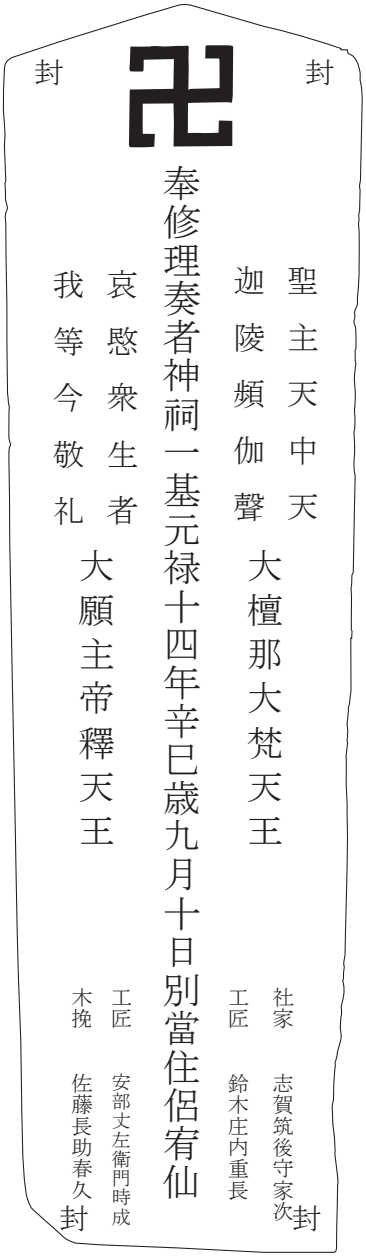

封　卐　封

聖主天中天
迦陵頻伽聲　大檀那大梵天王

奉修理奏者神祠一基元禄十四年辛巳歳九月十日別當住侶宥仙

哀愍衆生者
我等今敬礼　大願主帝釋天王

社家　志賀筑後守家次　封
工匠　鈴木庄内重長
工匠　安部丈左衛門時成
木挽　佐藤長助春久　封

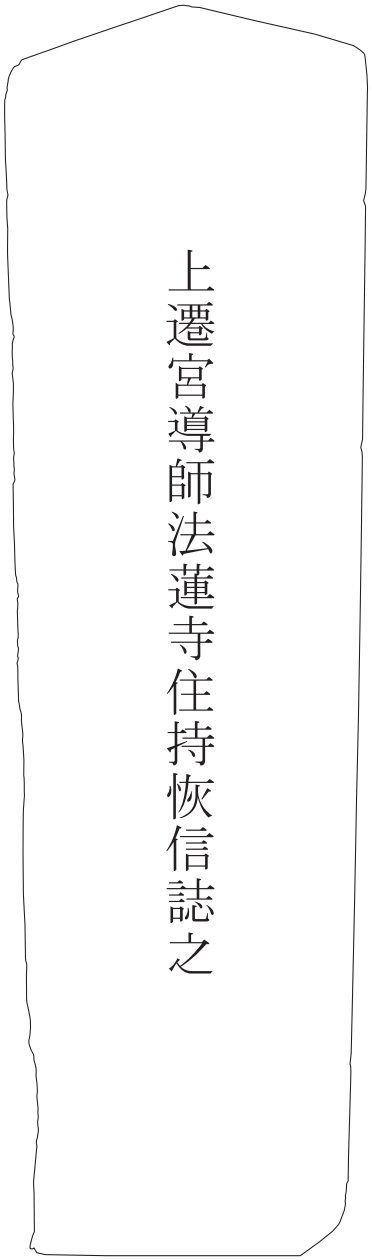

（ウラ）

0　20cm
S=1/5

３　陸奥総社宮　正徳六年（一七一六）

（オモテ）

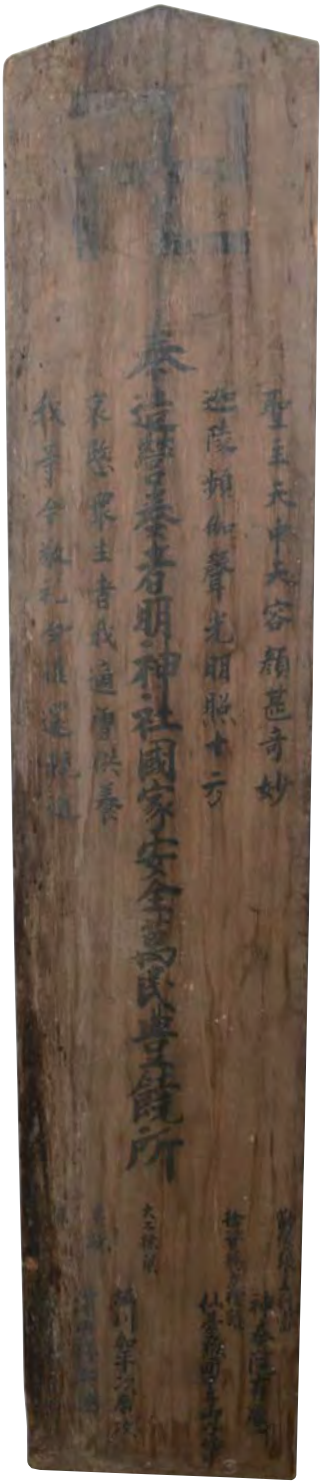

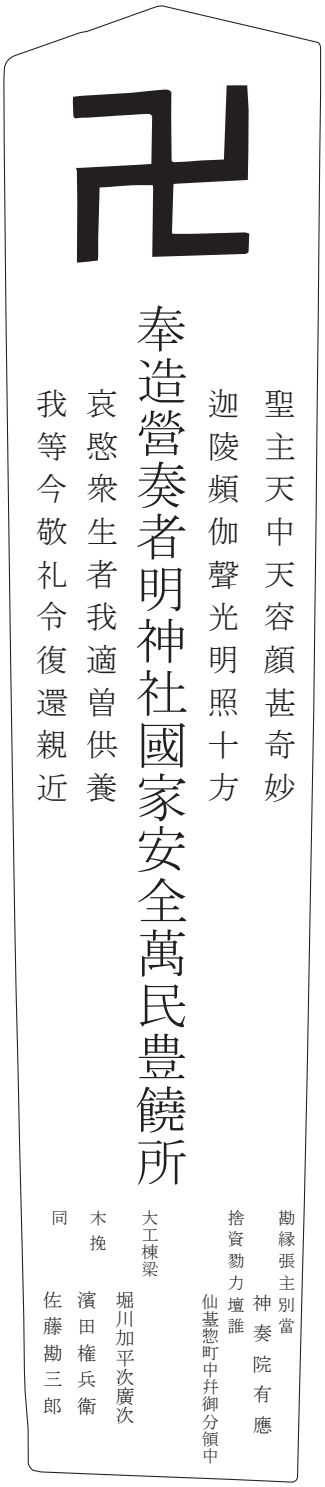

（ウラ）

正徳六丙申歳

遷宮導師法蓮寺法印宥敞率枝院十二口勤焉

六月廿九日

0　20cm
S=1/5

４　陸奥総社宮　享保一九年（一七三四）

（オモテ）

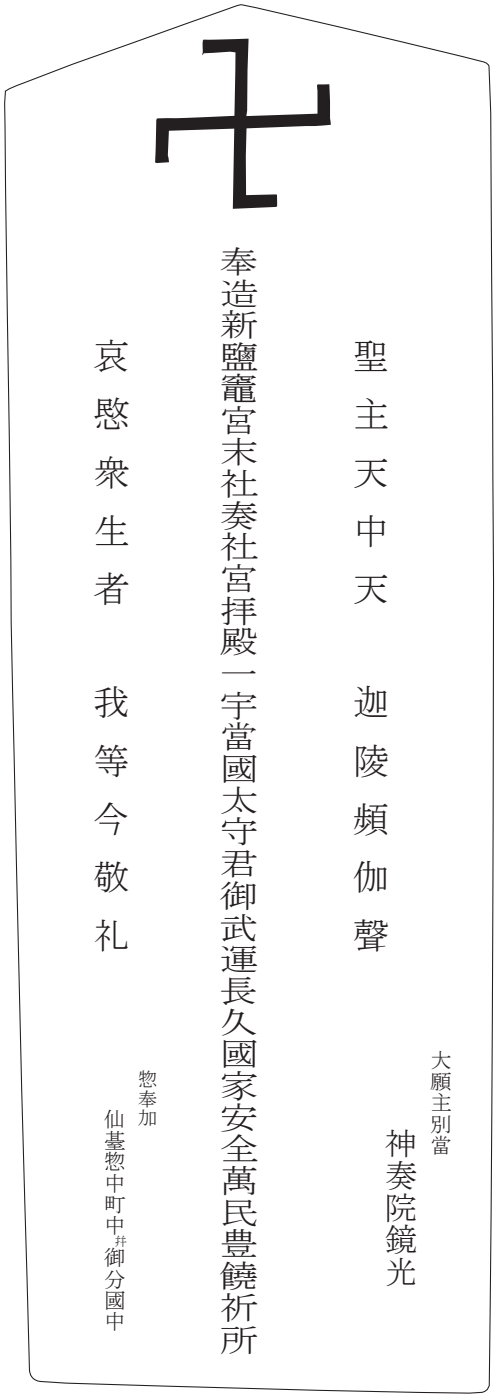

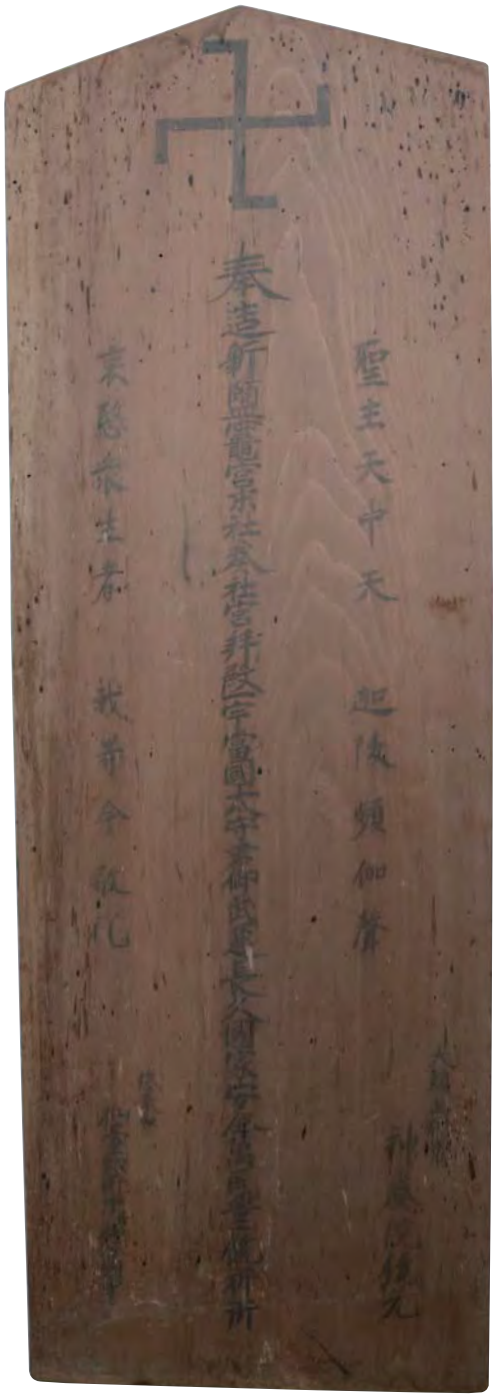

奉法樂理趣三昧職衆十五口導師法蓮寺現住慶賢執行所

于時享保十九甲寅天三月十日

別助成　一木長左衛門清由
同　近沢半左衛門豊方
同　佐藤善左衛門幸長
大工棟梁　加藤權七郎勝治
同脇棟梁　熊谷伊兵衛勝久
普請奉行　鈴木權右衛門利重
木挽　小松長兵衛勝昌
冶工　佐藤小平次

（ウラ）

0　20cm
S=1/5

５　陸奥総社宮　慶応三年（一八六七）

當
御本社御屋根替
再建
于時慶應三卯歳
三月□八日ヨリ□□□
四月廿一日出来相成
棟梁
加藤熊右衛門
伊藤善治
後藤胞吉
菅井権一郎
加藤幸右衛門
□□世話人　肝入
万右衛門
右之通
以上

６　陸奥総社宮　明治二五年（一八九二）

當社屋根葺替
明治廿五年六月六日ヨリ
八月十七日出来
仙墓市二日町拾六番地
高橋甚作
仙墓市□□□□□番地
林甚作
仙墓市肴町
中尾孫吉
□□郡塩釜村阿部安太郎
二日町十二番地
高橋慶之丞
世話人惣代
千葉三四郎
菊地寅松
佐藤□吉

7　陸奥総社宮神輿　明治一〇年（一八七七）

屋船命
屋船久々能遅命
奉祭　屋船豊受姫命　守護
手置帆負命
此古佐知命

維時明治十年三月十五日
吉辰奏社宮御神輿當村
扱千葉三四良菊池新吉
大工菊池蔵之助塗城下寺
小路賀藤金兵衛

0　10cm
S=1/2

８　陸奥総社宮

（オモテ）

奉遷宮

宮城郡多賀城村内山王鎮座邨社日吉神社
同郡同村内南宮鎮座邨社南宮神社
同郡同村内新田鎮座邨社稲荷神社
同郡同村内高橋鎮座邨社大日霊貴神社
同郡同村内南宮鎮座無格社八幡神社

神殿一宇

（ウラ）

于時明治之維新以来神佛混淆於改米別當乎神職止改米爰尔明治三十五年神社社職任用規則亦同三十九年尔
神社尔神饌幣帛料供進之勅令同四十一年尔神社財産乃登記録神社乃維持方法等乃勅令於公布世良留
表記之神社尔素余里財産乃土地金銭貯蔵無氏子母僅少尔志弖維持保存之目的立津留能波受殆止千有
余年法継續崇敬志来留神社於衰頽志牟留波　天皇乃聖意尔悖留我如支實尔百方苦慮痛歎乃余里
各社乃氏子等最集比幾度我謀里尔議里天遂比尔合祀止決定志数社合祭奉里天永維持乎立留尔然受止
宮城県知事尔此事請願志明治四十三年六月十有四日認許於得以弖宮城郡多賀城村市川乃郷尔鎮座
村社奏社宮乃宮殿尔明治四十四年三月二日乎以天遷宮鎮座乃行事遠務牟時乃社掌武本時保敬白寸

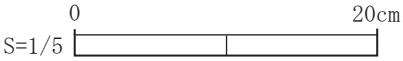

９　陸奥総社宮　大正四年（一九一五）

（オモテ）

天上無窮氏子安全　遷宮社掌　武本時保

奉祭邨社奏社宮神殿拜殿御屋根大修繕一宇之攸

國土安穏五穀成就　氏子惣数二百五十二人

（ウラ）

紀元二千五百七十五年
今上天皇御即位為大紀年行事
大正四年八月二十有二日
氏子惣代人
後藤治兵エ
志賀庸治
阿部徳右エ門
菊池市之進
佐藤米吉
菅井養吉
鎌内和太右エ門
大友久内

紀元二千五百七十五年
今上天皇御即位為大紀年行事
大正四年八月二十有二日
氏子惣代人
後藤治兵エ
志賀庸治
阿部徳右エ門
菊池市之進
佐藤米吉
菅井養吉
鎌内和太右エ門
大友久内

S=1/5　0　20cm

10　陸奥総社宮　大正四年（一九一五）

奏社宮屋根葺換

棟梁　仙台市定禅寺通　加藤善治

（異筆）

□工　同市二日町　村上六郎

大正四年七月　同市中杁山通　浅井栄松

□□□□□□　木挽　同村八幡　佐々木長兵エ

□□□□□□　大工　本村山□　阿部長助

□八月四日　阿部啓吾

11　陸奥総社宮　昭和三五年（一九六〇）

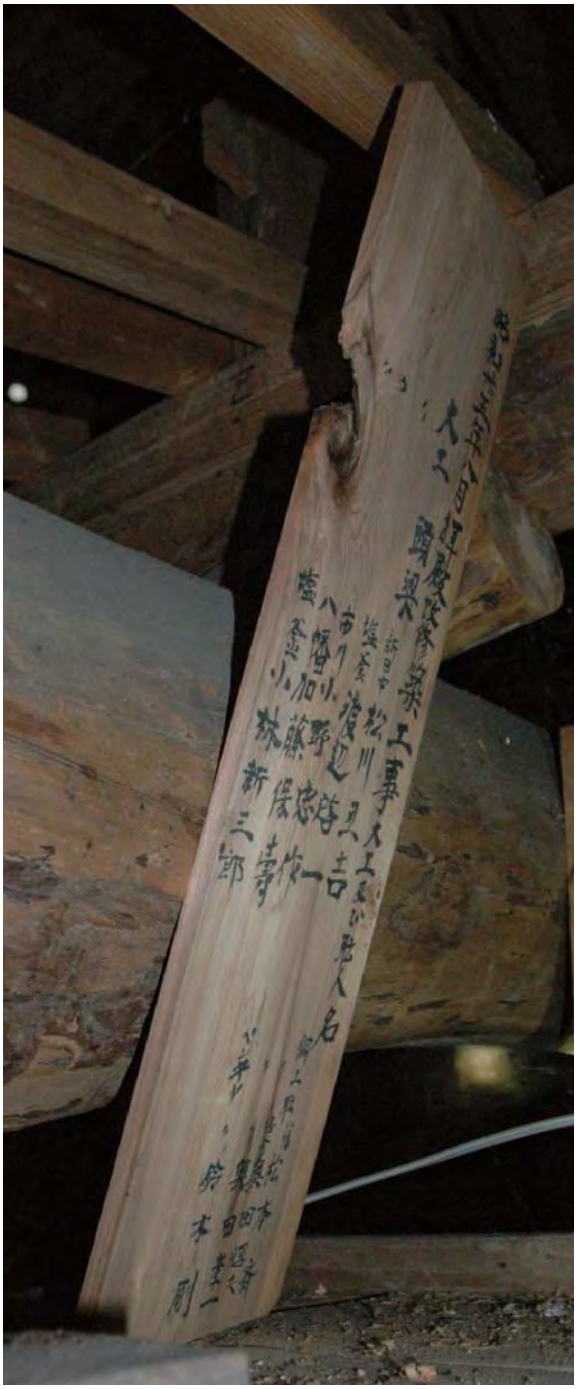

昭和卅五年八月拝殿改修築工事大工及び職人名

大工	棟梁	新田中松川丑吉	銅工職八幡松本斉
〃	〃	塩釜渡辺啓一	〃 〃 塩釜奥田輝夫
〃	〃	市川小野忠作	〃 〃 奥田孝一
〃	〃	八幡加藤保壽	ペンキヤ 〃 鈴木剛
〃	〃	塩釜小林新三郎	

12　陸奥総社宮　昭和五年（一九三〇）

（オモテ）

天壤無窮　氏子安全
奉祭邨社奏社宮神殿御屋根一宇銅板葺替
國土安穏　五穀成就　氏子総数二百八十八戸

（ウラ）

神武天皇即位紀元二千五百九十年　遷宮社掌市川稔

今上天皇陛下御即位記念

昭和五年一月七日

氏子総代人
市川区菊池市之進　請負人
仝　後藤惣吉　宮城郡高砂村
仝　菊池太右エ門　福田町
南宮区後藤治兵衛　田勢源兵衛
仝　伊藤清太郎
山王区阿部亀治
新田区佐藤源太郎
高橋区鈴木熊治

0　20cm
S=1/5

13　多賀神社　嘉永元年（一八四八）

（オモテ）

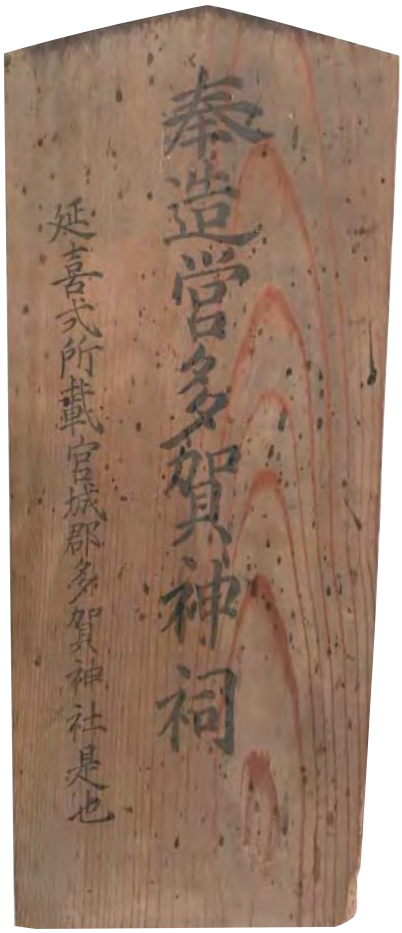

奉造営多賀神祠

延喜式所載宮城郡多賀神社是也

（ウラ）

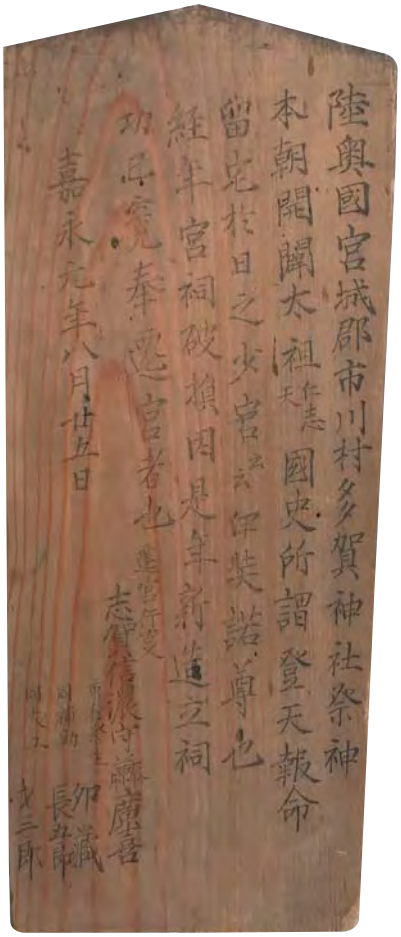

陸奥國宮城郡市川村多賀神社祭神
本朝開闢太祖（仁志天）國史所謂登天報命
留宅於日之少宮（云云）伊奘諾尊也
経年宮祠破損因是年新造立祠
功已寛奉遷宮者也（遷宮行支）
志賀信濃守藤廣喜
（市川村祭主）卯藏
（同補助）長五郎
（同大工）才三郎
嘉永元年八月廿五日

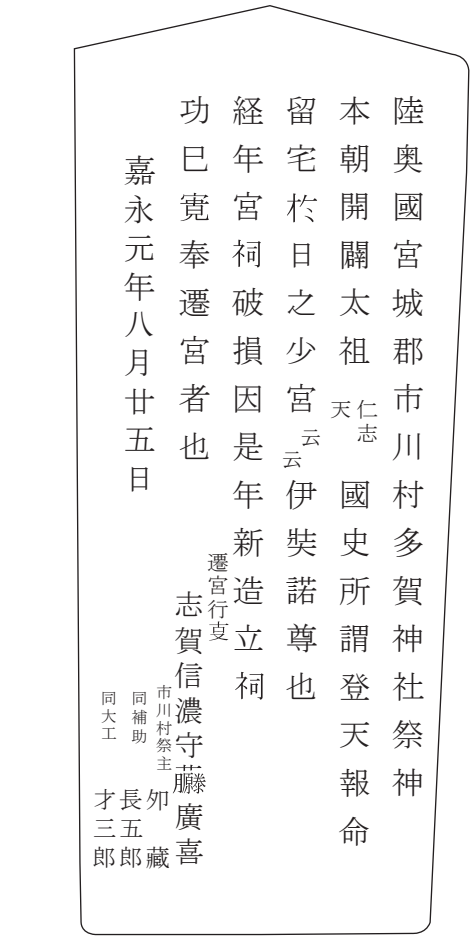

陸奥國宮城郡市川村多賀神社祭神
本朝開闢太祖（仁志天）國史所謂登天報命
留宅於日之少宮（云云）伊奘諾尊也
経年宮祠破損因是年新造立祠
功已寛奉遷宮者也（遷宮行支）
志賀信濃守藤廣喜
（市川村祭主）卯藏
（同補助）長五郎
（同大工）才三郎
嘉永元年八月廿五日

S=1/4　0　20cm

14　白山社　宝暦六年（一七五六）

（オモテ）

聖主天中天迦陵頻伽聲　　施主市川村金山屋敷菊地七兵衛

奉造營白山權現宮一宇國家安全萬民豊饒所

哀愍衆生者我等今敬礼

大工棟梁鹽竈住喜惣次永春　　宮大工　勘兵衛

八□　　與四郎

喜傳次

（ウラ）

0　20cm
S=1/5

15　志賀家八幡宮　明和三年（一七六六）

奥陸国宮城郡市川村志賀氏居宅鋪地之内西北之間奉祭
八幡宮小祠凡古宮之年数考留尓不知年間既二古殿及破損元禄
七甲戌年時新仁奉再興功已仁竟於是年丙戌神殿屋根因破損
造覆之者焉已仁竟奴故奉遷御之者也
遷宮行事塩釜宮祠官
佐藤長門掾藤原□和
同宮祠官顧主
志賀伊□守藤原□□
大工　惣右衛門
明和三丙戌年九月廿八日

16　志賀家八幡宮　文政五年（一八二二）

陸奥国宮城郡市川村志賀信濃守藤原廣喜居宅
奉祭八幡宮元禄年中再興宮殿屋根因破損是年
壬午修造之者故仁奉遷御者也
遷宮行事願主
志賀信濃守藤原廣喜
大工　□部田□兵衛
于時文政五壬午年九月廿八日

17　志賀家八幡宮　安政二年（一八五五）

陸奥国宮城郡市川邑志賀家西北之地奉祭所之
八幡宮之小祠年久而破損元禄年中所再興宮又
破損矣故新造営之奉遷御者也
神主遷宮行事
志賀信濃守藤原廣喜五十年
男同　陽輔藤原廣基二十三
安政二乙卯稔九月廿二日

市川村
大工　戈三郎
栄治
成瀬　小吉郎

0　20cm
S=1/5

志賀家八幡宮棟札は、宮城県多賀城跡調査研究所年報 1980 に掲載の図をトレース

18　志賀家八幡宮　慶応元年（一八六五）

天下泰平　国家安全
八幡小祠屋根葺替
風雨随時　五穀成就

安政二乙卯稔廣喜所修造造宮依古損屋根葺替
奉遷御者也
願主
志賀信濃守藤原廣喜六拾歳
慶応紀元乙丑歳十一月吉日　嗣子
志賀豊前守藤原廣定貳拾五歳
大工　成瀬小吉郎　同甚助

19　志賀家八幡宮　明治一五年（一八八二）

陸前国宮城郡市川邨志賀家西北之地奉祭処之
八幡宮之小祠年久而破損元禄年中再興所之
宮又破損安政年中再々興所之宮屋根破損慶応
年中修覆処之屋根破損仍テ是年壬午神殿屋根
葺替之功成故ニ奉遷御者也
願主
志賀庸治　三十四歳
明治十五壬午年新七月十五日土曜
旧六月朔日

大工
成瀬　小吉郎

20　菊池家八幡社　大正九年（一九二〇）

（オモテ）

天下泰平
奉祀正八幡大神屋根修繕一宇之
家内安全

（ウラ）

社掌　武本時保
干時大正九年十一月廿四日
社守　菊池慶藏

S=1/5　0　20cm

21　菊池家八幡社　明治二六年（一八九三）

（オモテ）

天下泰平國家安泰風雨順時五穀成就
陸前國宮城郡多賀城村市川
鎮座八幡宮大御形代新造營
明治二十六年八月十五日　祠掌　市川永治

（ウラ）

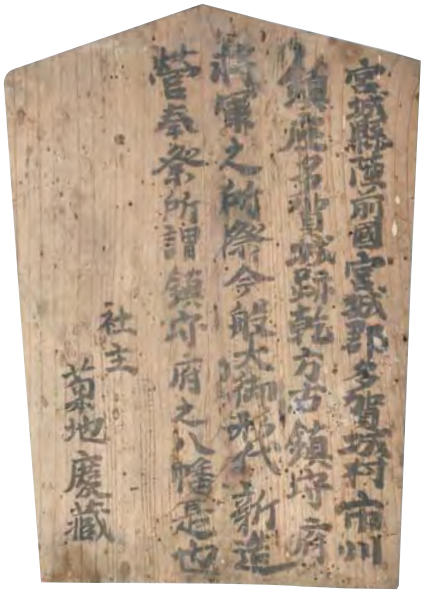

宮城縣陸前國宮城郡多賀城村市川
鎮座多賀城跡乾方古鎮守府
將軍之所祭今般大御形代新造
營奉祭所謂鎮守府之八幡是也
社主
菊地慶藏

0　20cm
S=1/5

22　菊池家八幡社　大正三年（一九一四）

（オモテ）

天上無窮国土安全
奉祭正八幡大神宮修繕遷座一宇之処
五穀成就家内繁榮

（ウラ）

維大正三年七月二十八日
氏子　菊池慶藏
大工　加藤圓之助
謹　言
社掌　武本時保

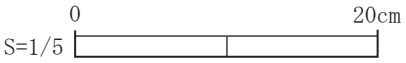

23　大日霊神社　明治二五年（一八九二）

（オモテ）

□□御宮造營大日靈神社邑内安全家内繁榮守護

神官　市川永治　敬

社主　佐藤長兵衛　白

（ウラ）

奉遷坐明治二十五年旧九月十一日

大工　髙橋榮之助

屋根葺　青木清次郎

S=1/4　0　20cm

24　多賀城神社　昭和二五年（一九五〇）

（ウラ）

（オモテ）

25　玉川寺　明治三〇年（一八九七）

（オモテ）

陛下萬歳　山門繁昌　檀信歸崇　宮城縣宮城郡多賀城村市川　玉川寺十八世住職　觀法秀天

奉上棟藥師宮一宇　同惣代　千葉三四郎　佐藤林五郎　佐藤米吉　笹原才吉

維時明治卅年七月十日當願大成就吉日　本村南宮　大工

（ウラ）

奉賀

本尊藥師瑠璃光如来宮殿新造
営造新宮奉藥師長生福徳自無涯松巌堂
玉川寺築萬信徒増地経
慈雲十六世秀永梵青舜具稿

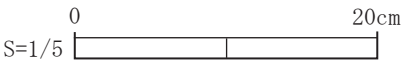

第二節　扁額

No.26は荒脛巾神社の社殿に架けられた扁額である。明治三二年に涌谷町の松坂氏によって奉納されたもので、中央に「道祖神」と記されている。板面は黒漆塗で、文字は朱色の漆である。荒脛巾神社には陽物が多数奉納されており、明治三四年の年次が記されたものもあるが、この扁額は明治三二年には道祖神として信仰されていたことを示している。

釈文

26　荒脛巾神社

明治三十二年旧十一月十一日

奉

道　祖　神

納

遠田郡涌谷町

松坂半治

27　荒脛巾神社

荒脛社

28　養蚕神社

養蚕神社

26　荒脛巾神社　明治三二年（一八九九）

27　荒脛巾神社

28　養蚕神社

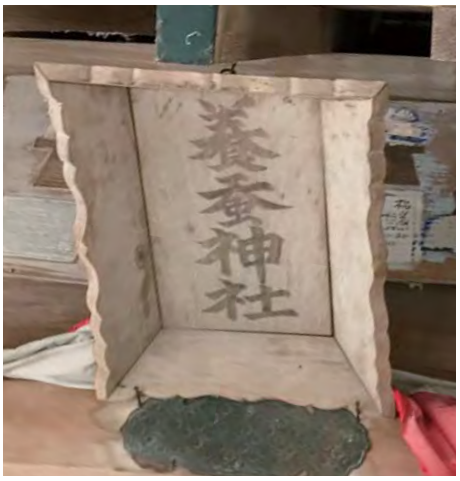

第三節　絵馬

市内の絵馬については、宮城県教育委員会が昭和六三年度から二か年にわたって実施した県内の絵馬調査（以下、絵馬調査と表記する）の中で実態が把握されている。市川・浮島地区では荒脛巾神社で二六点、養蚕神社で二五点、貴船神社で二点、多賀神社で七点の絵馬が報告書（一覧表）に記載されている（宮城県教育委員会　一九九〇）。この絵馬調査の報告書には記載されていないが、その調査時には既に存在が知られていたものや今回の調査で新たに確認できたものを加えると、荒脛巾神社四一点、養蚕神社三五点、貴船神社六点、多賀神社八点となる（表４～７）。

画題には、馬、礼拝姿、供物、宝剣、鋏、鉄の草鞋・脛巾、狐などがある。

馬には裸馬と、美しい布で飾られた飾り馬、鞍の上に御幣がおかれた馬（No.84）などがある。飾り馬やNo.84は神が乗る馬「神馬」と考えられている。

礼拝姿は「拝み絵馬」と呼ばれるものである。祈願者は男性と女性が単独のもの、夫婦（No.59）、母と子（No.98）などさまざまであり、No.51はその容貌から若い男性であろう。墨染の衣を着た尼僧（No.99）や、剃髪した女性（No.54）もある。大部分は祈願者が右で、左上に置かれた供物に対して手を合わせて拝む構図となっているが、祈願者が真横を向いて拝んでいるものもある（No.52）。また、これらとは全く異なる構図として、男性が社殿に向かって礼拝し、その後ろ姿を描いたものがある（No.60）。

供物が単独で描かれているものとしては、鏡餅、御神酒と鏡餅などがある。

No.36は、供物の後方に鎖のように連なった箍が描かれており、多賀神社に箍を奉納する風習が明治二一年にはあったことを示している。

宝剣は不動明王などの持物であり、魔除けや厄除けの祈願に使用されると考えられている。宝剣には絵に描いたもの（No.64）と、鉄製の模型を取り付けたもの（No.102・103）がある。後者の場合、模型が額から外れたものもあり、額にその輪郭が明瞭に残っているもの（No.102）や、模型の鉄分から生じた錆によってその存在が知られるもの（No.63）がある。

鋏は病の元を切るという意味があり、二挺の鋏を交差させた違い鋏（No.104～107）、三挺を雁行形に並べたもの（No.108）などがある。

足は木製の両足の模型を額に取り付けたものである（No.71）。足は脛とその先とを別々に作って接合したもので、指も表現されている。脛には白色の塗料が塗布されている。

草鞋・脛巾は鉄製の模型を額に取り付けたもので、脛巾は荒脛巾神社の古くからの奉納品である。草鞋だけのもの（No.65～68）と、草鞋と脛巾を組み合わせたもの（No.70）とがある。

狐は毛並みが白色（No.73）のものと茶色（No.74）のものがある。No.74の絵馬は右上に髭題目と呼ばれる特徴的な書体の題目が記されており、日蓮宗系の祈願者によって奉納されたものと見られる。

表４　貴船神社絵馬一覧

	画題	大きさ	形態	奉納者	奉納年	備考	図版番号
1	供物	29.0 × 30.5	家形	塩釜町/長井幸治/同たき子			29
2	竹	5.0 × 5.7	家形			赤色の顔料	30
3	兵士	14 × 16.2		宮城郡高砂村/安藤惣吉/歩兵		銃剣を持った兵士	31
4	鼠ヵ	29.3 × 17.1	長方形				32
5	狐	27.0 × 17.0	家形	宮城郡多賀城村/市川/佐藤みどり/四拾九歳	昭和2年4月吉日（1927）		33
6	不明	26 × 44	長方形	願主/庄子□	明治44年7月（1911）		34

表５　多賀神社絵馬一覧

	画題	大きさ	形態	奉納者	奉納年	備考	図版番号
7	供物・男拝み	15 × 18	長方形	湊浜/鈴木五郎	10月18日	供物（鏡餅）、上部欠	35
8	供物・男拝み	30 × 40.5	長方形	市川村佐藤さね/原町庄司卯□松	明治21年3月10日（1888）	供物（鏡餅+瓶子1対）、後方に小型のタガ	36
9	供物	12 × 40	長方形			鏡餅	37
10	供物	× 21		佐浦たつ	明治35年（1902）	上部欠	38
11	蛇	19 × 23	家形	宍戸みさを/三十七歳	昭和19年8月吉日（1944）	2匹	39
12	神功皇后と武内宿祢	32 × 42	長方形				40
13	不明	40.5 × 17					41
14	不明	60.5 × 25			明治	諸(ヵ)願□就	42

表６　荒脛巾神社絵馬一覧

	画題	大きさ	形態	奉納者	奉納年	備考	図版番号
1	神馬	12 × 18	長方形		文政丑(ヵ)		43
2	神馬	12.6 × 15.2	長方形	市川/鈴木□		飾り馬	44
3	神馬	11.4 × 15	長方形			飾り馬	45
4	神馬	11 14.8	長方形				46
5	馬	13 × 23	家形	五十八才		裸馬	47
6	馬	14.8 × 24	家形	宮□郡松島村高城/大友栄次郎		両面に馬の絵。養蚕神社奉納品か	48
7	供物・男拝み	21.2 × 28.6	家形	仙台/佐藤	大正2年5月3日（1913）	供物（3段鏡餅+瓶子1対）	49
8	供物・男拝み	13.5 × 21	家形			供物（瓶子1対）	50
9	供物・男拝み	18 × 24.2	家形	陸前国宮城郡/塩竈町/佐藤	明治25年8月吉日（1892）	若い男性、供物（瓶子）	51
10	供物・男拝み	12.5 × 18.1	変形			祈願者横向き、供物（鏡餅）	52
11	供物・男拝み	21 × 27		宮城郡高砂村蒲生		供物（鏡餅＋瓶子1対）。背後に瑞雲に乗った御幣	53

12	供物・女拝み	12.4 × 16.6	長方形	市川/鈴木ちか		剃髪、供物（鏡餅）	54
13	供物・女拝み	14.4 × 18	長方形	原町/高橋□ん	明治26年11月（1893）	供物（瓶子1対）	55
14	供物・女拝み	17.4 × 22.6	長方形	鈴木しづ		供物（鏡餅）	56
15	供物・女拝み	26.8 × 36.2	長方形	山形県/東村山郡/山寺村/竹田ハナ	明治□年10月8日	供物（鏡餅+瓶子1対）	57
16	供物・女拝み	17.2 × 22.6	長方形	畑中スケヨ		供物（鏡餅）	58
17	供物・夫婦拝み	23.4 × 30	長方形			供物（鏡餅+瓶子1対）	59
18	男拝み	16.2 × 24.6	家形	宮城県宮城郡/多賀城村市川/佐藤丑蔵		祈願者後ろ向き	60
19	供物	17.8 × 22.8	長方形		明治	供物（鏡餅+瓶子1対）	61
20	供物	14.4 × 22	家形			供物（鏡餅+瓶子2対+鏡）	62
21	宝剣（模型）ヵ	34.4 × 11.6	不明	宮城郡松島村/高城本町　北村よの	大正2年5月3日（1913）	宝剣（模型）は額から外れ、その跡に錆が残る	63
22	宝剣	18 × 10.4	長方形		明 □ 21日	2振	64
23	鉄の草鞋（模型）	28.8 × 39	家形	名取郡		1足	65
24	鉄の草鞋（模型）	25.4 × 30		□□□後町			66
25	鉄の草鞋（模型）	14.8 × 24.2	長方形	出征第二師団□□聯隊/□□□隊□□隊/□□□松山町長沼□/願主/菊地栄之進	明治7年10月吉日（1874）	1足	67
26	鉄の草鞋（模型）	22.2 × 31.6	長方形	加藤圓之助	明治	1足	68
27	鉄の草鞋（模型）	22.5 × 47	家形	宮城県名取郡岩沼町/高橋□□	明治□□年旧暦11月□日	1足	69
28	鉄の草鞋（模型）	35.4 × 43.4	長方形	宮城郡塩釜二井町/田中太平治	明治25年旧7月（1892）	1足+片足分	70
29	足形（模型）	39.2 × 17.4	長方形	松島町高城/内海ひめ代		両足	71
30	土祖神（文字）	17 × 28	家形	陸前石巻町　願主	大正11年4月（1922）		72
31	狐		長方形				73
32	狐		長方形			右上に髭題目	74
33	不明	19 × 25.8	家形		明治33年旧10月□日（1900）		75
34	不明	18.8 × 27	家形			脚付き台の上に2階建て建物	76
35	不明	20 × 41.6		宮城県仙台市/北二番丁/白阿とくを/二十四年	明治32年旧正月21日（1899）		77
36	不明	20.6 × 31		多賀城□大字市川/□代治	明治18年正月9日（1885）		78
37	供物・男拝み	11.3 × 14.2		繁(ヵ)泉定治		供物（鏡餅）	79
38	宝剣	30 × 12.5				宝剣２本	80
39	蛇	14 × 25.5			大正6年8月9日（1917）		81
40	不明	11.5 × 15					82
41	不明	9 × 13.5					83

表７　養蚕神社絵馬一覧

	画題	大きさ	形態	奉納者	奉納年	備考	図版番号
1	神馬	14.6 × 18.4	長方形	仙台市/遊佐きせ		飾り馬	84
2	神馬	17.2 × 22.6	長方形			飾り馬	85
3	馬	18 × 23.8	長方形	宮城郡多賀城村/市川菊池ゆかり	大正14年11月5日（1925）	裸馬	86
4	供物・男拝み	15 × 18	長方形	湊浜/鈴木五郎		供物（鏡餅）	87
5	供物・男拝み	24 × 29.5	長方形	福島県/相馬郡/中村町/□□谷石松		供物（瓶子1対）	88
6	供物・男拝み	15 × 19.4	長方形			供物（鏡餅）	89
7	供物・女拝み	14.6 × 18	長方形			供物（鏡餅）	90
8	供物・女拝み	14.6 × 17.8	長方形		明治	供物（鏡餅）	91
9	供物・女拝み	26.8 × 36	長方形			若い娘、供物（鏡餅+瓶子1対）	92
10	供物・女拝み	26.6 × 36.4	長方形			左端の提灯に「奉納御宝前」	93
11	供物・女拝み	14.6 × 23.6	家形		明治42年（1909）	供物（鏡餅）	94
12	供物・女拝み	24 × 30	長方形			供物（鏡餅+瓶子1対）	95
13	供物・女拝み	28 × 37	長方形			供物（鏡餅+瓶子1対）	96
14	供物・母子拝み	25.2 × 33.6	長方形	塩釜町/□々木養(ヵ)	明治29年□月28日（1896）		97
15	供物・母娘拝み	26.8 × 36.4	家形	大願成就/沼(ヵ)津　木	大正元年10月吉日（1912）	供物（鏡餅+瓶子1対）	98
16	供物・尼僧拝み	24 × 30	家形	牡鹿郡□□		供物（瑞雲に乗った御幣）	99
17	供物	13.4 × 21	家形			鏡餅	100
18	供物ヵ	17.2 × 17.2	家形	桃生郡鷹几村/願主/佐々木伝蔵			101
19	宝剣（模型）	51.8 × 17.6	家形	志田郡小牛田町/直枝雄次郎		宝剣（模型）の痕跡	102
20	宝剣（模型）	40 × 32	家形				103
21	鋏	18.6 × 22.4	家形	門間ちるよ		違い鋏	104
22	鋏	20 × 28	長方形	宮城郡高砂村/字岡田/宦野貞治/三十三年	明治29年旧8月11日（1896）	違い鋏	105
23	鋏	17.6 × 21.4	長方形	与市神社/佐藤常助		違い鋏	106
24	鋏	21 × 29.4	長方形			違い鋏	107
25	鋏	23.4 × 40.2	家形	佐々木		3挺が雁行形に並ぶ	108
26	鋏と鏡	18 × 22.2	家形	塩釜町/熊谷林作		違い鋏と柄鏡	109
27	ざくろ	17.4 × 24.6	長方形				110
28	鋏	19 × 31	家形	仙台市二拾人町/庄司新(ヵ)吉	明治9(ヵ)年	違い鋏	111
29	鋏	24.5 × 30	家形	尾形新造/敬白	明治29年旧7月27日（1986）		112
30	不明	13.2 × 16	変形				113
31	馬	15.5 × 20		馬頭観音/岩佐りん			114
32	女拝み	15.5 × 18	長方形				115
33	宝剣（模型）		長方形				116
34	鋏	14.5 × 18.5	長方形	名取郡六郷村字二木村/渡辺清太郎	明治30年旧6月16日（1897）		117
35	供物	17 × 20.5	家形	宍戸氏		鏡餅	118

29

貴船神社

S ＝ 1/4

30

貴船神社

S ＝ 1/1

31

貴船神社

S ＝ 1/2

32

貴船神社

S ＝ 1/4

33　貴船神社　昭和二年（一九二七）

（オモテ）

S＝1/4

（ウラ）

昭和 63 年調査撮影写真

34　貴船神社　明治四四年（一九一一）

※昭和六三年調査時に確認

S ＝ 1/4

35　多賀神社

※昭和六三年調査時に確認

S＝1/2

36　多賀神社　明治二一年（一八八八）

※昭和六三年調査時に確認

S＝1/4

37　多賀神社

※昭和六三年調査時に確認

38　多賀神社　明治三五年（一九〇二）

※昭和六三年調査時に確認

S＝1/2

39　多賀神社　昭和一九年（一九四四）

※昭和六三年調査時に確認

（オモテ）

（ウラ）

S＝1/4

40　多賀神社

※昭和六三年調査時に確認

S＝1/4

41　多賀神社

※昭和六三年調査時に確認

42　多賀神社　明治

※昭和六三年調査時に確認

43

荒脛巾神社

44

荒脛巾神社

S ＝ 1/2

昭和 63 年調査撮影写真

45　荒脛巾神社

S ＝ 1/2

昭和 63 年調査撮影写真

46　荒脛巾神社

S ＝ 1/2

47

荒脛巾神社

S ＝ 1/2

48

荒脛巾神社

S ＝ 1/2

49　荒脛巾神社　大正二年（一九一三）

S＝1/4

昭和63年調査撮影写真

50　荒脛巾神社

S＝1/2

51　荒脛巾神社　明治二五年（一八九二）

S ＝ 1/2

昭和 63 年調査撮影写真

52　荒脛巾神社

S ＝ 1/2

53　荒脛巾神社

54　荒脛巾神社

S ＝ 1/2

55　荒脛巾神社　明治二六年（一八九三）

S ＝ 1/2

昭和 63 年調査撮影写真

56

荒脛巾神社

S = 1/2

昭和63年調査撮影写真

57

荒脛巾神社

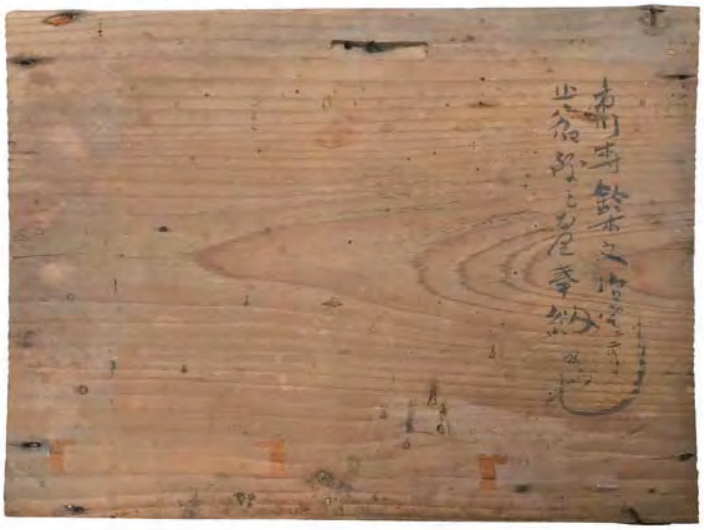

S ＝ 1/4

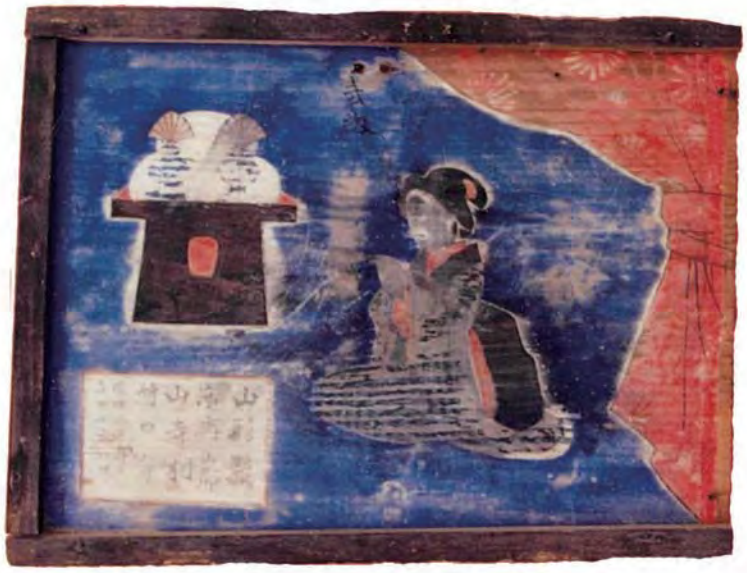

昭和 63 年調査撮影写真

58　荒脛巾神社

S = 1/4

59　荒脛巾神社

S = 1/4

昭和63年調査撮影写真

60

荒脛巾神社

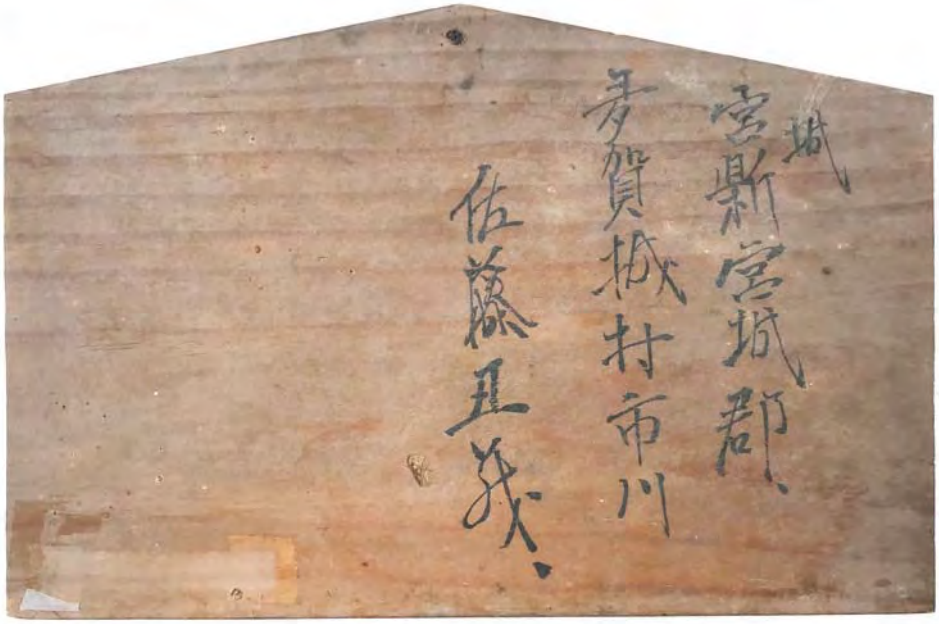

S ＝ 1/4

昭和 63 年調査撮影写真

61　荒脛巾神社　明治

昭和63年調査撮影写真

S＝1/4

62　荒脛巾神社

S＝1/2

64　荒脛巾神社

S＝1/2

63　荒脛巾神社　大正二年（一九一三）

S＝1/4

65　荒脛巾神社

S＝1/4

66　荒脛巾神社

S ＝ 1/4

67　荒脛巾神社　明治七年（一八七四）

S ＝ 1/2

68

荒脛巾神社　明治

S ＝ 1/4

昭和 63 年調査撮影写真

69

荒脛巾神社　明治

S ＝ 1/4

70　荒脛巾神社　明治二五年（一八九二）

S ＝ 1/4

71　荒脛巾神社

S ＝ 1/4

72　荒脛巾神社　大正一一年（一九二二）

（オモテ）

（ウラ）

S ＝ 1/2

74　荒脛巾神社

73　荒脛巾神社

75　荒脛巾神社　明治三三年（一九〇〇）

S＝1/4

76　荒脛巾神社

S＝1/4

77　荒脛巾神社　明治三二年（一八九九）

S＝1/4

78　荒脛巾神社　明治一八年（一八八五）

S＝1/4

79　荒脛巾神社

※昭和六三年調査時に確認

S＝1/2

80　荒脛巾神社

※昭和六三年調査時に確認

S＝1/4

81　荒脛巾神社　大正六年（一九一七）

※昭和六三年調査時に確認

82　荒脛巾神社

※昭和六三年調査時に確認

S ＝ 1/2

83　荒脛巾神社

※昭和六三年調査時に確認

84　養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真

S ＝ 1/4

85　養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真

S ＝ 1/4

86　養蚕神社　大正一四年（一九二五）

昭和 63 年調査撮影写真

S ＝ 1/4

87　養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真

S ＝ 1/4

88　養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真

89　養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真

S ＝ 1/4

90

養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真

S ＝ 1/4

91

養蚕神社　明治

S ＝ 1/2

92

養蚕神社

S ＝ 1/4

昭和 63 年調査撮影写真

93

養蚕神社

S ＝ 1/4

昭和 63 年調査撮影写真

94　養蚕神社　明治四二年（一九〇九）

昭和 63 年調査撮影写真　　S ＝ 1/4

95・96　養蚕神社

（左端）95　（右端）96

95

96

昭和 63 年調査撮影写真

97　養蚕神社　明治二九年（一八九六）

（オモテ）

（ウラ）

S＝1/4

98　養蚕神社　大正元年（一九一二）

S ＝ 1/4

昭和 63 年調査撮影写真

99

養蚕神社

S ＝ 1/4

昭和 63 年調査撮影写真

100

養蚕神社

S ＝ 1/2

101

養蚕神社

S ＝ 1/4

102

養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真

S ＝ 1/6

103

養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真　　S ＝ 1/6

104

養蚕神社

S ＝ 1/4

105

養蚕神社　明治二九年（一八九六）

S ＝ 1/4

106

養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真

S ＝ 1/4

107

養蚕神社

S ＝ 1/4

108

養蚕神社

S ＝ 1/4

109

養蚕神社

昭和 63 年調査撮影写真

S ＝ 1/4

110

養蚕神社

S ＝ 1/4

111

養蚕神社

明治

昭和 63 年調査撮影写真

112　養蚕神社　明治二九年（一八九六）

113　養蚕神社

S ＝ 1/4

114　養蚕神社

※昭和六三年調査時に確認

S ＝ 1/4

115

養蚕神社

※昭和六三年調査時に確認

S ＝ 1/4

116

養蚕神社

※昭和六三年調査時に確認

117

養蚕神社

※昭和六三年調査時に確認

S ＝ 1/2

118

養蚕神社

※昭和六三年調査時に確認

S ＝ 1/2

第八章　金工

第一節　擬宝珠

陸奥総社宮の拝殿は享保一九年（一七三四）三月一〇日に改修されたものであり（「神社調査書」）、その正面中央に施された宝珠高欄二つに同年の紀年銘が記された金銅製の擬宝珠が現存している。銘文は、擬宝珠1・2ともほぼ同文で、対象（奏社宮　拝殿）、祈祷文言、年次（享保一九年三月一〇日）、別当（神奏院　鏡光）、御釜師（四郎作）を記すが、施主名は擬宝珠1が智玄房覚慶、擬宝珠2が真了房敞玄となっている。また、大工棟梁　加藤権七勝治の名は擬宝珠1にのみ記されている。同年の奏社宮拝殿造新棟札には加藤権七郎勝治と記されている。

釈文

1　陸奥総社宮　拝殿擬宝珠（東）

奉建立
　奏社宮　拝殿
当国太守　武運長久
万民豊穣　国土安全
于時享保十九　甲寅歳
　三月十日
別当
　神奏院　鏡光造立焉
擬宝珠　施主
智玄房覚慶
治工
　御釜師　四郎作
　大工棟梁　加藤権七勝治

陸奥総社宮拝殿階段

2　陸奥総社宮　拝殿擬宝珠（西）

奉建立
　奏社宮　拝殿
当国太守　武運長久
万民豊穣　国土安全
于時享保十九
　三月十日
別当
　神奏院　鏡光造立焉
擬宝珠　施主
　御釜師　真了房敞玄
　四郎作

1　陸奥総社宮　拝殿擬宝珠（東）　享保一九年（一七三四）

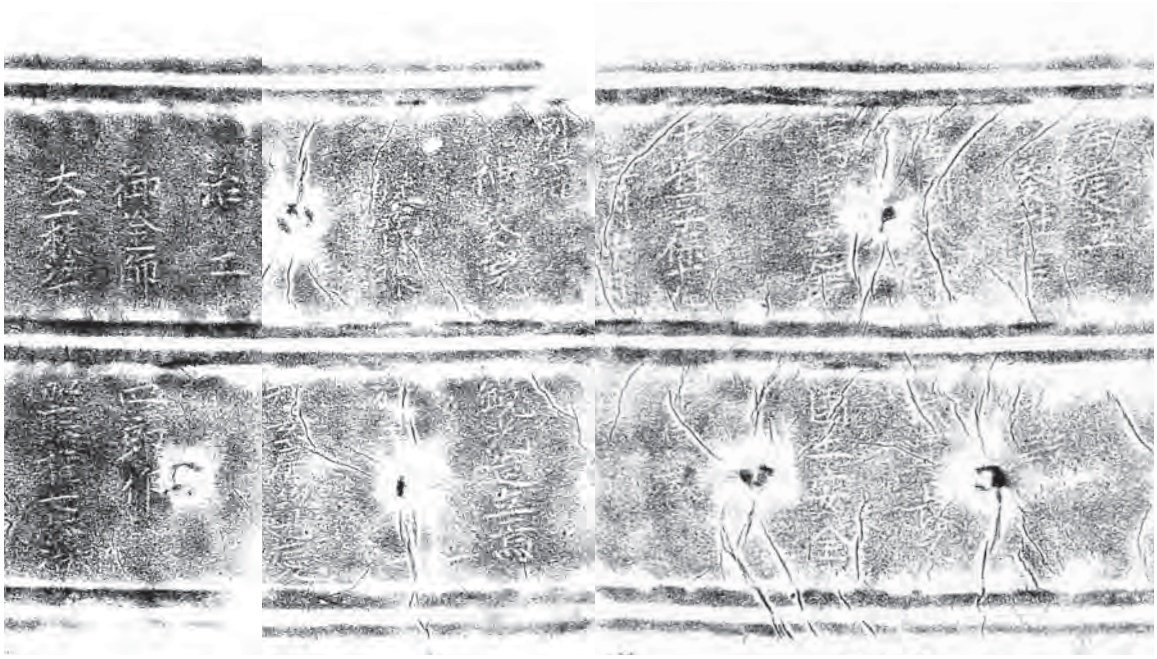

S = 1/2

２　陸奥総社宮　拝殿擬宝珠（西）　享保一九年（一七三四）

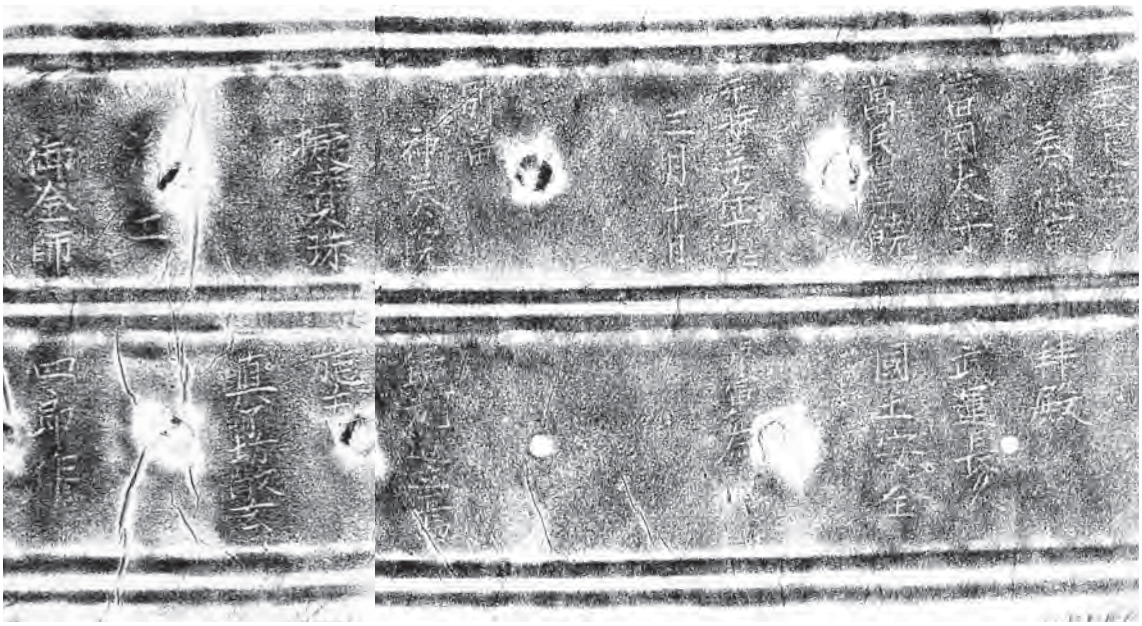

S = 1/2

第二節　懸仏

大畑の菊池家の敷地内に氏神として大日霊神社が祀られており、その中に鋳鉄製の懸仏が一点ある。鏡板は直径一七・一センチメートル、厚さ〇・四センチメートルで、幅〇・七センチメートル、高さ〇・二センチメートルの縁が巡る。上方には二か所鐶の痕跡がある。中央の尊像は聖観音菩薩坐像で、蓮台に座し、左手に蓮華を持つ。その背面は、高さ六・九センチメートル、上幅一・七センチメートル、下幅三・五センチメートル、深さ〇・六～一・一センチメートルの窪みとなっている。

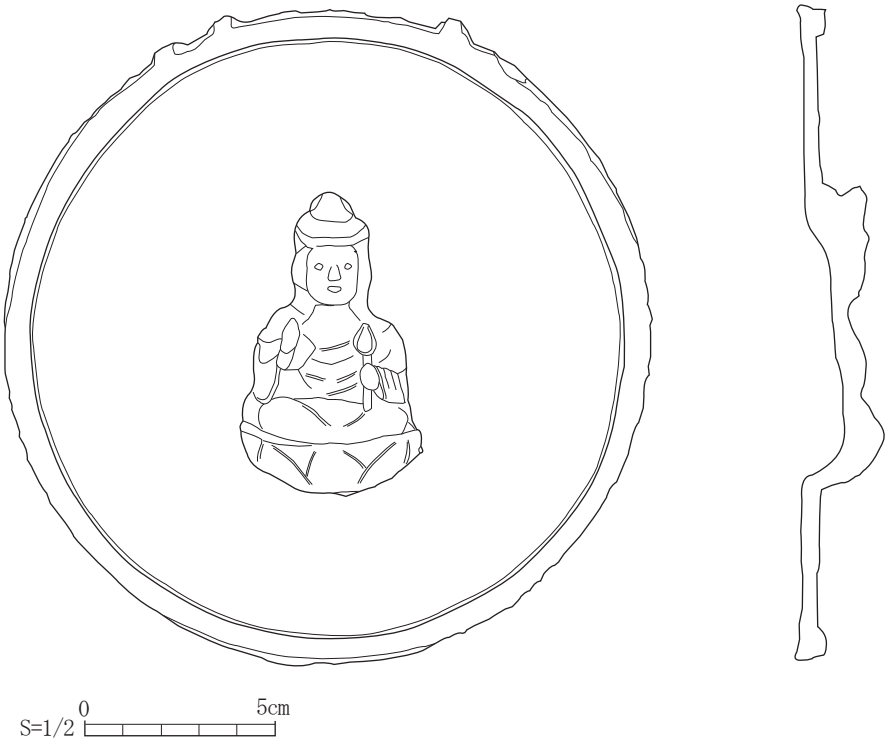

第九章　什器ほか

志賀氏から寄贈された資料の中に塗桶がある。平面形は楕円形で、体部側板の外面に赤色漆が塗布されており、底部外面に墨書がある。

No.２は文政三年（一八二〇）に入手したもので、塩竈村西町の善三郎が作成したと記している。高屋敷は志賀氏の居宅と考えられる。

No.３も文政三年（一八二〇）に善三郎が作成したと記している。龍集は「年」のこと。大槻文彦の『新編大言海』には「龍は星の名、集は次（やど）るなり、即ち、此星は一年に移ること一次、故に一年を龍集と云ひて、年の終に用いる」、続けて「今は意義なく、年を掲げたる下に記す語」と述べられているが、２では年次の前についている。志賀氏では、廣正（一八二〇年没）とその子廣見（廣喜、一八七九年没）が信濃守を称している。この塗桶が志賀氏によって求められた年、廣正は四八歳、廣見はまだ一五歳の少年であることから当主は廣正と見るのが妥当で、No.３の志賀信濃は廣正と考えられる。

釈文

１　貴船神社

第二勝平丸　星平太郎

３　志賀家什器

龍集文政三年　志賀信濃

２　志賀家什器

文政三稔庚辰歳求之　細工人善三郎　天

宮城郡市川村高屋敷　志賀氏

細工人塩竈西町善三郎

１　貴船神社

2 志賀家什器　文政三年（一八二〇）

3 志賀家什器　文政三年（一八二〇）

第一〇章　奉納品

絵馬以外の奉納品として、貴船神社で舟形六点、荒脛巾神社で足形三点、草鞋形八点、脛巾七点、男根形一七点を確認した。いずれもそれぞれの神社に奉納されたものである。そのうち足形、草鞋形、脛巾形については絵馬に取り付けられた模型と形状・規模が類似し、本来は絵馬に伴うものであった可能性があるが、現状では判断できないため奉納品とした。

第一節　舟形

舟形はすべて貴船神社の奉納品である。現在同社で確認できるのは5点であるが、昭和六三年・平成元年の記録写真には一三点置かれている状況が見られる。No.1～5が今回調査を行ったもの、No.6～10は現在所在不明であるが、昭和六三・平成元年度の調査写真にあったものである。

No.1は、上面はほぼ平坦であるが。側面から船底にかけては粗い削り出しによって作成されている。上面に「大正十□□」の年次と奉納者と見られる甚蔵の名が墨書されている。

No.3は側面が直線的で、船尾に台状の張り出しがある。上面に祈願文言と奉納年次、船首脇の両側面と張り出しにそれぞれ「小幡丸」、船尾に「吉田浜」と記されている。吉田浜は宮城郡七ヶ浜町にある漁港の一つで、小幡丸はその港を拠点として活動した魚船の名称であろう。昭和五六年六月の年次があり、銘文はマーキングペンで書かれている。

No.2・4は、上面、船尾、舟底は平滑で、曲面となる側面には工具で削り出した痕跡が明瞭に残っている。平面形は中央部がやや丸みを帯び、船首は鋭く尖っている。No.2は上面に祈願文言、側面に奉納者名と昭和五〇年九月朔日の奉納年次が墨書されている。

No.5もNo.2・4とほぼ同様の形状であるが、船首に三か所、船尾に五か所鉄釘が残っている。また、船首、船尾とも舟底から側面にかけて赤色の塗装の痕跡が残っている。

No.2・6～9は舟の形状が酷似し、祈願文言が四文字で大きさが揃っていること、No.2・6は同一人物による奉納であり、No.2・7・9は年次が昭和五〇年九月朔日であることなど共通点が多い。

表8　舟形の大きさ

図版番号	全長(cm)	幅(cm)	高さ(cm)
1	15.5	3.3	1.8
2	24.3	8.6	5.1
3	18.2	4.7	3.3
4	22.1	7.6	4.4
5	21.4	7.0	3.5

1　貴船神社
（上面）大正十□□
甚蔵

2　貴船神社
（上面）身体堅固
（側面ａ）奉納　鈴木ふし
（側面ｂ）昭和五十年九月朔日

3　貴船神社
（上面）祈願海上安全大漁満足
昭和五六年六月吉日
（側面ａ）小幡丸
（側面ｂ）小幡丸
（側面ｃ）小幡丸／吉田浜

4　貴船神社
銘文なし

5　貴船神社
銘文なし

6　貴船神社
（上面）家業繁栄
（側面）奉納　鈴木ふし

7　貴船神社
（上面）大漁安全
（側面）奉納　打田□納

8　貴船神社
昭和四十九年
第二十三福和丸船主
四月吉日

9　貴船神社
（上面）家内安全
（側面）昭和五十年
九月朔日

10　貴船神社
（上面）交通安全
（側面）昭和五十年
九月朔日

奉納された舟形　（市史３より）

1

貴船神社　大正

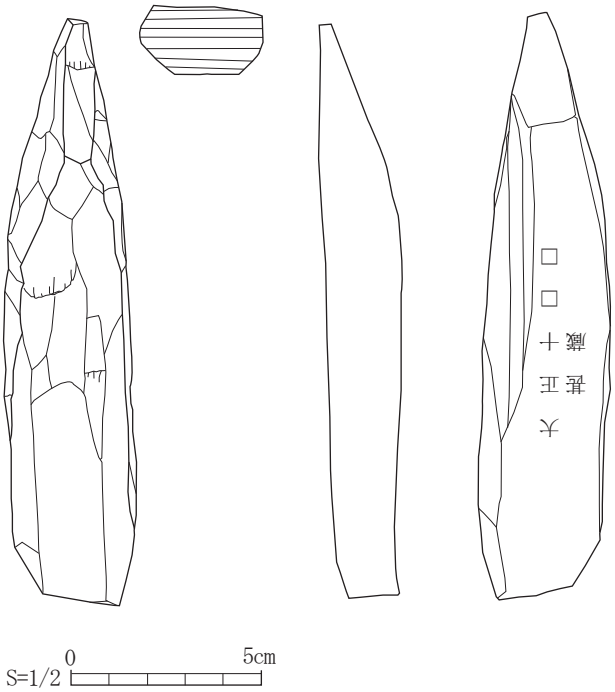

２　貴船神社　昭和五〇年（一九七五）

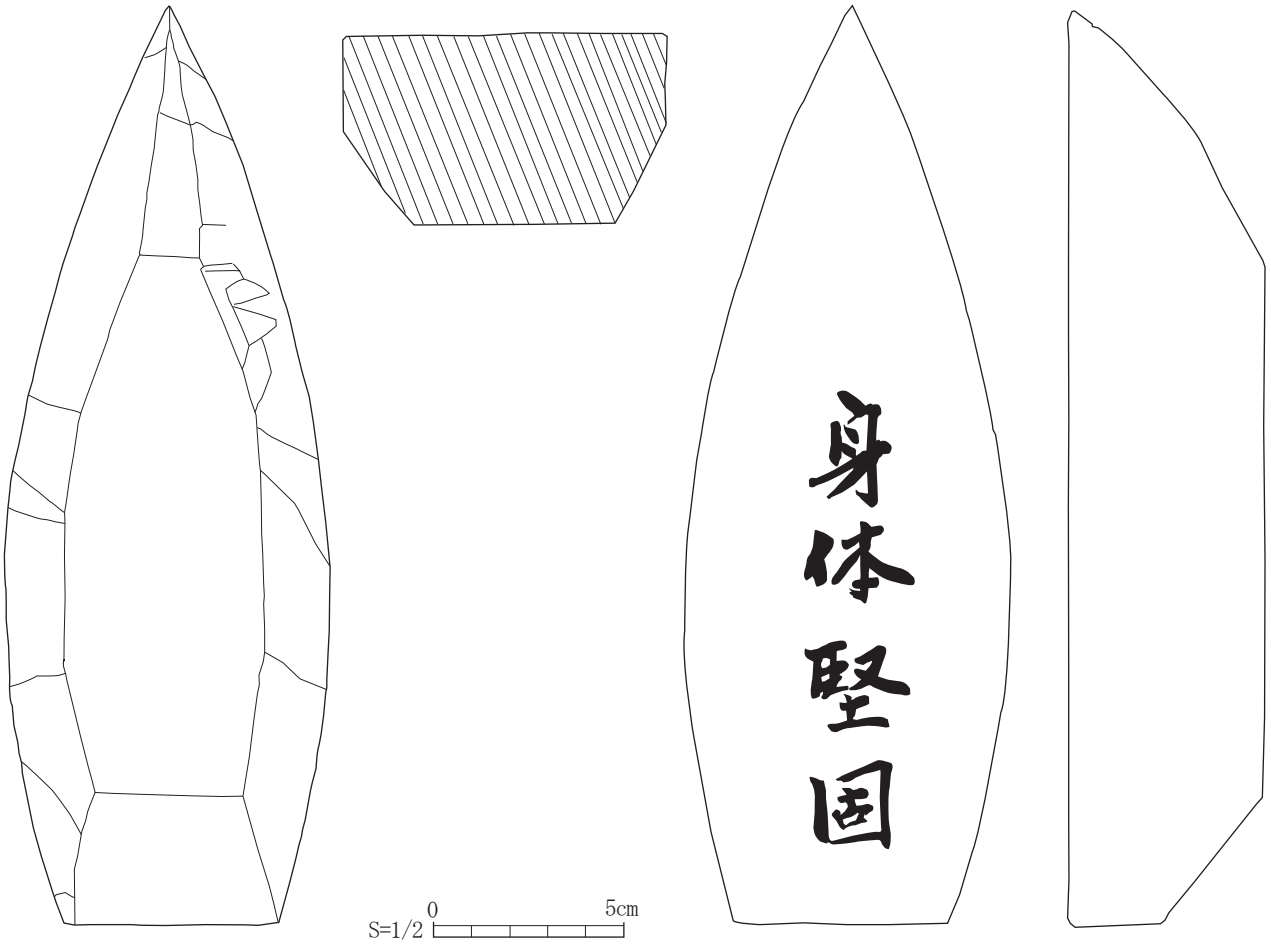

3　貴船神社　昭和五六年（一九八一）

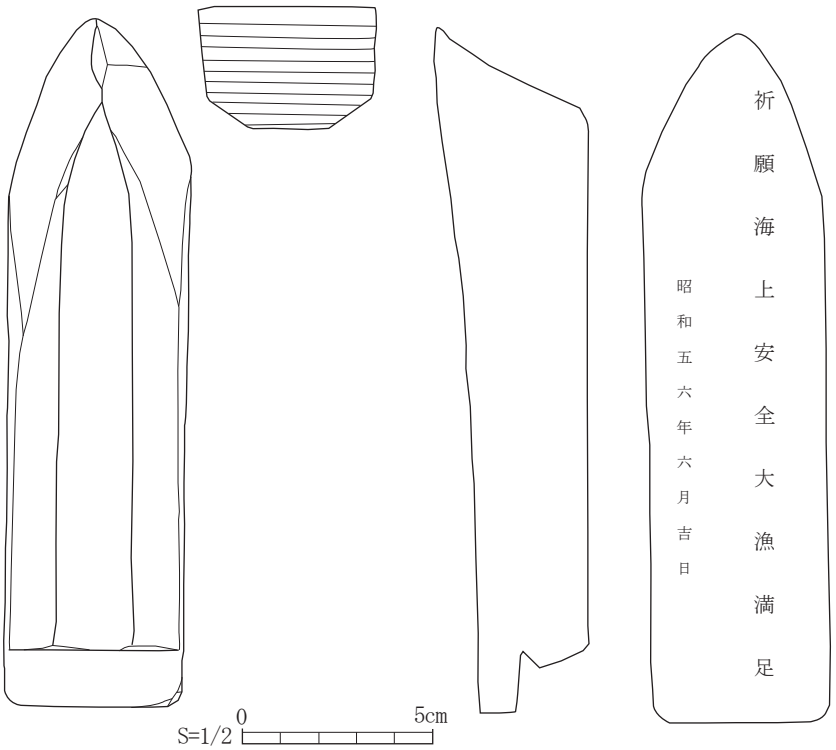

4 貴船神社

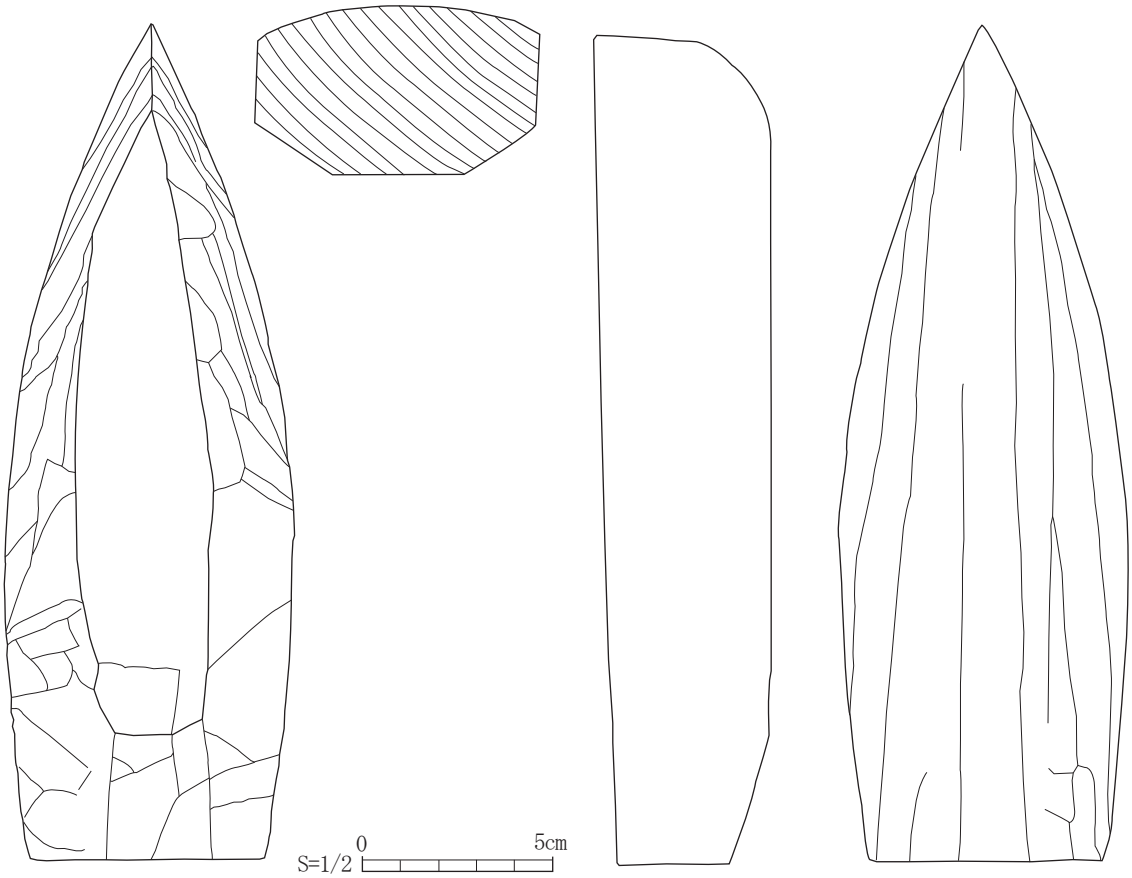

5

貴船神社

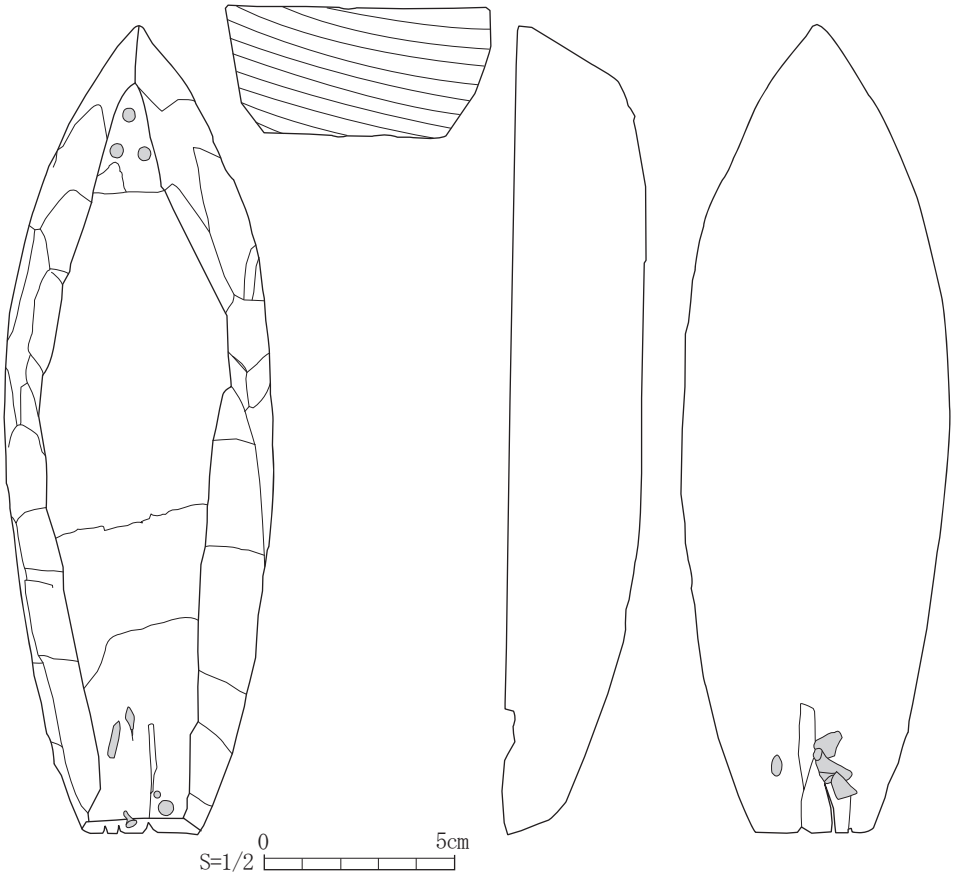

昭和 63 年・平成元年調査時の写真

現在は確認できない No. 6 ～ 10 の舟形が写っている。

第二節　足形

足形はすべて荒脛巾神社の奉納品で両足揃ったものが二点、左足のものが一点ある。いずれも脛から足先までを作り出した木製品である。

No.11は左足のみのもので、脛と足は別々に作って接合している。爪先は親指と人差指の間に切れ目を入れて表現している。脛の先端に小孔が開けられており、紐等で吊り下げた可能性がある。

No.12・13は左右の足が揃っているもので、No.12は脛と足を別々に作って接合したもの、No.13は一木から造り出したものである。No.12は指の表現もあり、表面全体に白色の塗装が残っている。脛巾を使用しなくなった今日では、それに代わって履物の奉納が多く、その風習は現在も続いている。

表 9　足形一覧表

番号	高さ（cm）	長さ	幅	特徴	図版番号
1	36.5	22.6	8.9	組合せ	11
2	21.3	9.0	4.1	組合せ	12
3	28.9	7.2	4	削り出し	13

表 10　奉納品（履物）一覧表

	品名	数量
1	スリッパ（子供用）	1
2	スリッパ（大人用）	12
3	サンダル（婦人用）	3
4	草鞋	1
5	雪駄	1
6	草履（婦人用）	14
7	靴（婦人用）	3
8	靴（幼児用）	1
9	ブーツ（子供用）	1
10	スニーカー	31
	合計	68

11　荒脛巾神社

S ＝ 1/4

12

荒脛巾神社

S＝1/4

13

荒脛巾神社

S＝1/4

第三節　草鞋形

草鞋形はすべて荒脛巾神社の奉納品で八点ある。これらの資料は、すべて昭和六三年調査時の写真で図版を作成した。両足分揃ったものが三点、片足分のものが五点ある。鉄製のものとブリキ製のものがある。

No.14は鉄製、No.15・16はブリキ製で、両足分が揃っており、足を載せる台、緒、かえし、乳（ち）が良好に残っている。No.14は細い板で連結されている。

14　荒脛巾神社

15　荒脛巾神社

16　荒脛巾神社

17　荒脛巾神社

18　荒脛巾神社

19　荒脛巾神社

20　荒脛巾神社

21　荒脛巾神社

第四節　脛巾形

脛巾形はすべて荒脛巾神社の奉納品で七点ある。薄い鋼板を丸めて筒状にし、足に巻きつけた状態を表現している。鉄製のものとブリキ製のものがある。これらの資料は、すべて昭和六三年調査時の写真で図版を作成した。

No.22は両足分揃ったブリキ製で、上端部に、足に巻きつけた脛巾を縛って留める紐がついている。aには「加美郡／小野田村／鹿原」、bには「□田村鹿原」の墨書がある。

No.23・24はブリキ製で、それぞれ片足分である。No.23は足首側がややすぼまっている。いずれも中頃に紐がつき、下端部には切り込みが入っている。No.23は「昭和十八□□月」、No.24は「加美郡小野田町／字長清水／願主　□□淳雄」の墨書がある。

加美郡小野田村は、明治二二年（一八八九）四月に西小野田村、東小野田村、月崎村が合併してできた村であり、昭和一八年（一九四三）二月に町制施行されて小野田町となり、平成一五年四月に中新田町、宮崎町と合併して加美町となっている。

No.25は鉄製で片足分である。上端部・下端部近くに、足に巻きつけた脛巾を縛って留める紐がついている。

釈文

22　荒脛巾神社

（a）

奉　加美郡
　　小野田村
納　鹿原

（b）

奉　□
　　□田村鹿原
納カ

23　荒脛巾神社

昭和十八□□月

24　荒脛巾神社

加美郡小野田町
　　字長清水
願主　□□淳雄

22　荒脛巾神社

23
荒脛巾神社

24
荒脛巾神社　昭和一八年（一九四三）

25
荒脛巾神社

26
荒脛巾神社

27
荒脛巾神社

28
荒脛巾神社

第五節　男根形

男根形はすべて荒脛巾神社の奉納品で木製品が一六点、陶製品が一点ある（No.34）。

No.29は陰茎体部に、昭和三四年一月に笠島道祖神社の奉納品を宮司松浦武光氏より「参考トシテ」贈られたとの墨書がある。「参考トシテ」の意味は不明。

No.30は陰茎体部に、昭和三四年四月に小牛田山神社で採ルとの墨書があり、木口面にも「小牛田山神」と記されている。No.29・30ともに当初は別の神社にあったものが荒脛巾神社に持ち込まれたと記されている。

No.31は高さ八二・二センチメートル、陰茎体部直径一八センチメートルの大型品である。全体がベンガラ状の顔料で塗装されている。陰茎体部に「昭和甲辰三月九日／炉ばたおがる講／仙台市本櫓丁一」の墨書がある。昭和甲辰は昭和三九年（一九六四）、本櫓丁は現在の青葉区国分町二丁目から立町にかけての地域で、もとは侍丁だったが、明治以降は歓楽街になったという（菊地　一九七八）。

No.32は亀頭部に人面、陰茎体部に「岩手県東磐井郡／藤沢村」の墨書がある。藤沢村は明治二二年（一八八九）一月に藤沢本郷と西口村が合併して発足した村であり、大正一五年（一九二六）六月に町制が施行されて藤沢町になるまで続いたことから、本資料の年代はその間に限定できる。年次の左側に人名と見られる二行の文字列があるが判読できない。

No.33は基部を厚さ一二・五センチメートルの板に固定しており、直立した状態で奉納することを明確に意識した作りとなっている。

No.34は軟質の陶製で、亀頭部から陰茎体部にかけて大黒天が浮き彫りにされ、基部には陰嚢になぞらえた米俵が二つある。全体に暗褐色の鉄釉が塗布されている。昭和六三年・平成元年の調査時には「武蔵之国／金山神社」のに付箋が添付されていたが現在はない。

No.35は亀頭部を丁寧に削り出してはいるが、陰茎体部はほとんど加工せず、樹皮を残したままの状態となっている。

No.36は小祠内に納められており、本体は乳白色の顔料で厚く塗装されている。陰嚢を象った台座に落とし込んで立てる作りとなっている。

No.37は基部を一回り太く作り出しているため、立てた際に安定している。陰茎体部に「〔　〕」状の浅い窪みを入れ、オリーブ色の顔料を塗っている。「道祖□」の付箋が添付されている。

No.43～45は小祠に納められており、その裏面には、「御神体三体御宮謹製作」し、平成元年に奉納された旨の墨書がある。男根形の奉納がこの時期にも行われていたことを示している。

表11　男根形一覧表

番号	全長（cm）	直径（cm） 亀頭部	直径（cm） 陰茎体部	材質	図版番号
1	15.8	4.4	3.1	木製	29
2	21.4	4.6	4.6	木製	30
3	82.2	18.0	18.0	木製	31
4	26.3	5.0	5.2	木製	32
5	25.8	4.3	4.3	木製	33
6	23.2	6.0	5.7	土製	34
7	26.9	5.8	5.8	木製	35
8	32.0			木製	36
9	22.5	7.0	7.0	木製	37
10	14.0	2.9	2.8	木製	38
11	30.5	6.4	6.2	木製	39
12	34.3	6.6	6.6	木製	40
13	24.7	4.8	4.7	木製	41
14	14.3	3.2	3.2	木製	42
15				木製	43
16				木製	44
17				木製	45

釈文

29　荒脛巾神社

昭和三十四年一月四日
笠島道祖神社
本殿内ニ奉納品ヲ
宮司松浦武光氏
ヨリ参考トシテ
贈ラル

30　荒脛巾神社

昭和三十四年四月二十九日
於宮城県小牛田山神
□ル（S・K・S）
（陰陽共存）
（木口面）
小牛／田山神

31　荒脛巾神社

昭和甲辰二月九日
奉献　炉ばたおがる講
仙台市本櫓丁一

32　荒脛巾神社

奉納
岩手県東磐井郡
藤沢村

29　荒脛巾神社　昭和三四年（一九五九）

S＝1/2

30　荒脛巾神社　昭和三四年（一九五九）

S = 1/2

31　荒脛巾神社　昭和三九年（一九六四）

32
荒脛巾神社

S ＝ 1/4

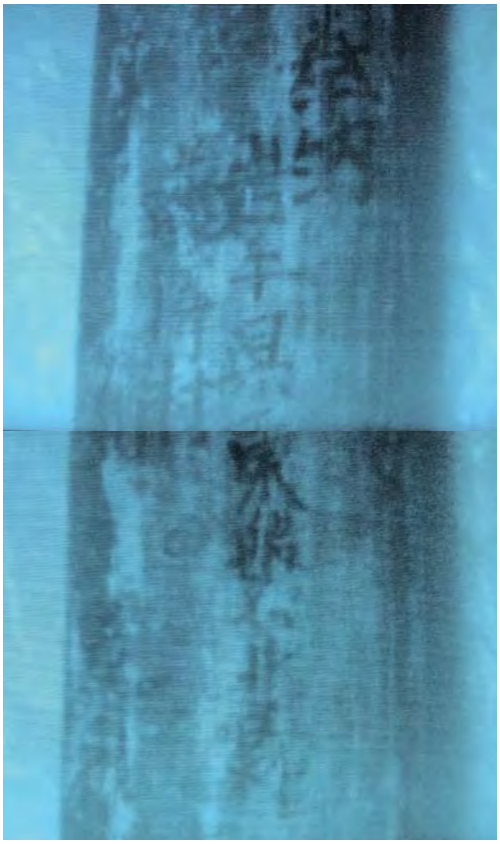

赤外線照射によって確認された墨書

33

荒脛巾神社

S = 1/4

34

荒脛巾神社

S = 1/4

35

荒脛巾神社

S ＝ 1/4

36

荒脛巾神社

S ＝ 1/4

37

荒脛巾神社

S = 1/2

38

荒脛巾神社

S = 1/2

39

荒脛巾神社

S ＝ 1/4

40

荒脛巾神社

S ＝ 1/4

41

荒脛巾神社

S ＝ 1/4

42

荒脛巾神社

S ＝ 1/2

43・44・45　荒脛巾神社　平成元年（一九八九）

第一一章　民俗

第一節　地域の概要

市川地区は、本支北側の丘陵部に広がる地区であり、大部分が特別史跡多賀城跡の範囲に含まれている。そのため、土地の公有地化による保全が進められ、イエ（家）の流出が目立つ地域である。家屋は旧塩竈街道沿いに多く並び、令和四年一月末日時点で世帯数一〇四世帯、人口二六八人となっている。

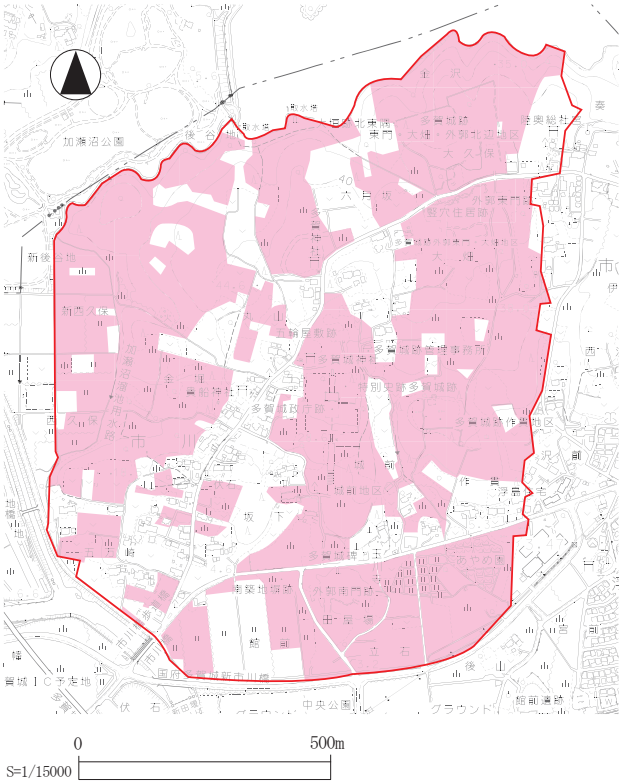

第９図　市川地区の公有地（令和２年度末時点）

屋号

アラハバキ（荒脛巾）
ガクドウ（学堂）
カベエ（壁家）
カネヤマ（金山）
カモオカ（鴨岡）
コガネサワ（小金沢・小蟹沢）
ゴマンザキ（五万崎）
ゴリン（五倫）
コレド（垢離井戸）
ジョウノメ（城の前）
シンタク（新宅）
タテイシヤシキ（立石屋敷）
タテノイ（館の家）
ダンポサマ（旦方様）
チュウベエサマ（忠兵衛様）
デンジョウ（殿上）
ハチロウサマ（八郎様）
マルマン（萬）
ヤマイチ（八一）
ヤマガタヤ（山形屋）
ユズノキ（柚子の木）

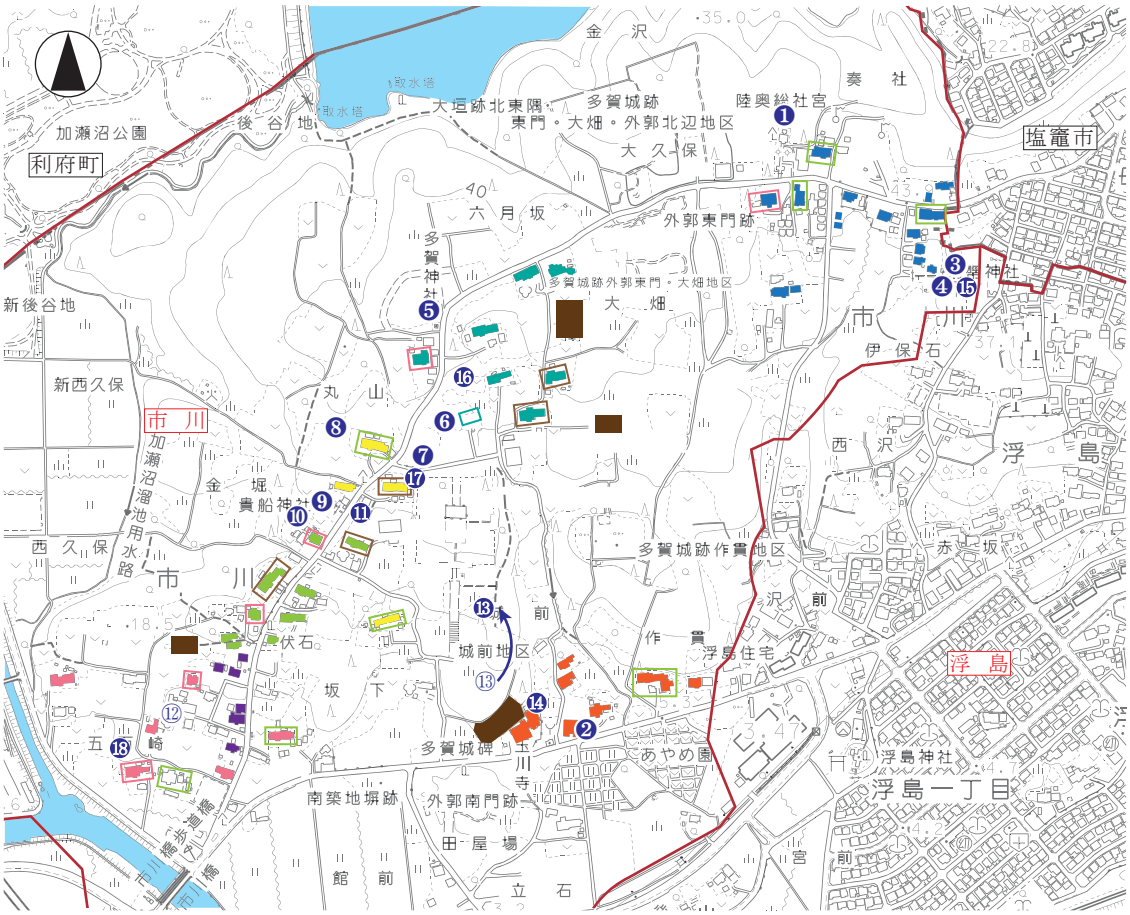

契約講	トナリグミ（隣組）
＝リッパ組 ダンポ組	＝１班
＝ノンベエ組	＝３班
＝ムンツン組	＝４班
	＝５班
	＝６班
	＝７班
	＝８班
＝墓地	

1．陸奥総社宮
2．天理教多賀城分教会
3．荒脛巾神社
4．養蚕神社
5．多賀神社
6．大日霊神社（大日堂）
7．多賀城神社
8．五倫様
9．貴船神社
10．お八幡様
11．八幡様
12．熊野神社跡
13．鳴神
14．玉川寺
15．地蔵堂
16．大日如来板碑
17．大日様
18．観音堂

第 10 図　市川地区民俗調査関連図

第二節　人々のつながり

一　葬儀の補助組織

1　契約講

ケイヤク（契約）、ホンケイヤク（本契約）、ロクシンコウ（六親講）と呼ばれる、市川に古くからあった相互扶助組織である。一戸から一人、主に戸主の男性が参加し、代替わりの際は他の講員の承認が必要とされた。

三つの組に分かれており、それぞれムンツン組、ノンベエ（飲兵衛）組、リッパ（立派）組と呼ばれ、リッパ組はダンポ（旦方）組、ケンカ（喧嘩）組、アバレ（暴れ）組などと呼ばれることもあり、酒の飲み癖で名前がつけられたとも言われている。隣近所で組織されるトナリグミ（隣組）とは異なり、それぞれの組を構成するイエ（家）は市川地区全体に不規則に点在していた。また、血縁以外の関係性を重視したため、本家分家は故意に別の組に振り分けられたとされている。

主に葬儀の補助を行い、現在のような会館での葬儀が主流になる以前は、ホリ（掘り）、カツギ（担ぎ）、シラセ（知らせ）といった役があり、墓穴掘り、棺担ぎ、喪家の遠方の親族への訃報の通知などを担っていた。結婚前の男性はシュッセマエ（出世前）といい、墓穴掘りと棺かつぎの役は免除された。組の中で死者が出ると、盆正月や農繁期を問わずいつでも手伝うという固い契約で結ばれ、代々受け継がれるイエ同士の強いつながりであった。

ケイヤクでは年に一回、二月にキベッサマ、キメッサマ、キミサマ（註）と呼ばれる当番の家で集まりが開かれ、講員が集まった。かつては羽織袴姿の正装で集まっていたと伝えられており、振舞われる料理にも事細かい決まりが設けられるなど、規律が重んじられたという。

地域の暮らしに不可欠な存在であったが、葬儀の簡素化や昔ながらの慣習への否定的な考え方など、ケイヤクを取り巻く状況は大きく変化し、活動は下火になっていった。現在基本的には葬儀の補助の役割はトナリグミ（隣組）や農業後継者クラブに移っているが、ケイヤクで補助を継続している組もある。その場合は、ケイヤクとトナリグミ両方の扶助を受けることとなり、また、どちらの責務も果たすことになる。

〈ムンツン組〉

「ムンツン」とは、気難しく、ひねくれた様を表す方言である。かつては一二戸ほどが加入していたが、令和二年時点では五戸が残るのみとなっている。

主な活動は、葬儀の補助と年に一回の集まりである。これらについては、ケイヤクに関わる記録帳が現在でも講員の自宅で保管されており、ここから当時の活動の一端をうかがうことができる。

集まりについては、慶應二年の記録に二月一〇日と一〇月一〇日が集まりの日として記載がある。しかし、その後二月のみに変更され、近年は近隣の店を会場として泊まりがけで行っていた。かつては講員の自宅に集

ムンツン組の契約帳（慶応２年）

まっていたとされるが、いつまでその形式が保持されていたかは不明である。平成三一年二月を最後に、店での集まりも休止している。

葬儀の補助については、昭和三二年の記録簿に葬儀に関する決めごとが記されている。規約については次の通りである。

一、昭和三十四年旧二月十日佐藤卯
　藏氏宅ニテ三組協定ニテ津奈
　儀銭ヲ金拾円ニ改ム
一、昭和四十三年旧二月十日菊池
　善雄氏宅ニテ穴掘役四人ヲ
　三人ニ改ム
一、昭和四十七年二月十日佐藤胞治宅於て
　契約講内に不幸がある場合朝食は
　自宅にて過す事に改む　但集合時は七時三十分とする
一、御知らせは報告し、夕食はいただ
　かぬ事とする

ここから、ケイヤクの決め事は二月の定例的な集まりの場でなされていたこと、この時期にはまだ自宅を会場としていたことがわかる。また、墓穴掘りの人数の変更について記されていることから、この時期はまだ完全に火葬へ移行しておらず、土葬が行われている可能性がある。規則の適用範囲については、冒頭の香典であるツナギの金額変更の記述部分に「三組」とあることから、この件についてはムンツン組だけではなく、ほかの二つの組にも適用されたと考えられる。

契約組合死亡穴掘埋葬（昭和 32 年）

〈ノンベエ組〉

ノンベエ（飲兵衛）組と呼ばれ、八戸ほどで組織されていたが、平成二四年に解散した。自宅で葬儀を執り行っていた頃は様々な役割をケイヤクで担い、なくてはならない存在であったが、会館での葬儀が主流になるとその必要性が薄れ、解散へと向かったという。

毎年二月第二日曜日に移動総会が開かれ、近隣の店で集まりが持たれていた。夫婦で参加する日帰りでの総会であったが、昭和五〇年頃までは、戸主の男性のみが宿泊を伴って参加するものであった。さらに前は、キベッサマと呼ぶ当番の自宅に集まり、お膳料理が振舞われていたという。

〈リッパ組（ダンポ組・アバレ組）〉

リッパ（立派）、ダンポ（旦方）という呼び名は、江戸時代、肝入を務めた菊池家がこの組に加入していたためであると言われている。現在は活動しておらず、解散時期は不明である。

毎年二月に当番の自宅で集まりが開かれ、基本的には戸主が参加する決まりであった。かつては羽織袴姿の正装で集まったとされているが、昭和四〇年頃にはその光景は見られなくなっている。当番はキベッサマ

と呼ばれ、一年ごとにその役を回していた。規則や講員名簿などの資料は現在所在不明になっている。

2　トナリグミ

トナリグミ（隣組）やケイヤク（契約）、シンワカイ（親和会）と呼ばれ、近隣の数戸で組織されている。前述の契約講の活動が目立たなくなると、代わりに葬儀の手伝いを行うようになったため、「第二のケイヤク」と呼ばれることもあるという。

イエ（家）の転出などによって形をなさなくなった班もあるが、今回の調査では八班までが確認されている（第10図参照）。多くの班で、葬儀の補助や定期的な親睦会・総会の開催といった活動がなされており、身近な相互扶助の組織として機能している。

〈一班〉

令和二年時点で六戸で構成されている。主な活動は、班で死者が出た際の手伝いと、二月第一週に近隣の店を会場として行われる総会の開催である。

葬儀の補助については、自宅を会場としていた頃は喪家で料理を手伝ったりしていたが、近年は受付を務める程度である。

〈三班〉

令和二年時点で七戸で構成され、現在も葬儀の手伝いを行っている。年に一回、三～四月の頃に総会を開いている。名簿や活動記録等の資料は確認できない。

〈四班〉

令和二年時点で九戸で構成されている。冠婚葬祭の際にイエ同士で行き来があったが、近年はそのような付き合いも薄れてきている。

〈五班〉

令和二年時点で四戸で構成されている。他の班がトナリグミで葬儀の補助の約束を結んでいるのに対し、五班ではそのような取り決めはなされていない。しかし、近所の付き合いとして手伝いをすることもある。

〈六班〉

令和二年二月で解散したが、解散する直前は八戸が加入していた。解散の理由としては、自宅で葬儀を行わなくなったことにより、親和会の仕事がなくなったことが大きく、講員の減少も影響している。

年に一回、二月第三日曜日に近隣の店で総会を開き、一年間の報告と親睦の場として機能していた。

班には会長と会計が置かれ、会長はキミサマと呼ばれていた。これらの当番は一年ごとに回され、名簿や記録帳などの資料も当番の自宅で保管されていた。

会則（市川第六班親和会）

〈七班〉

令和二年時点で約一五戸で、転入してきた新しいイエも加わることから、その他の班と比較して戸数は多くなっている。

主な活動は葬儀の補助と親睦会の開催である。葬儀については、自宅を会場としていた頃は、料理の手伝いや「飾り物」と呼ばれる葬具の製作などの役があったが、近年は受付を務める程度である。

親睦会は毎年一一月三日に開かれ、近隣の店を会場にすることが多いが、日帰りで遠出をすることもある。

これらの活動の取りまとめとして、班では一年ごとに当番をまわしており、その引き継ぎは三月に陸奥総社宮の社務所で行われている。

〈八班〉

令和二年時点で六戸で構成されている。この班には、昔からのケイヤクに入っているイエがないことから、比較的新しい班であると考えられる。

二　信仰に関わる講

三山講

山形県の出羽三山（湯殿山・月山・羽黒山）を信仰する人々の集まりで、平成一九年に解散する直前には二〇人ほどが参加していた。字丸山の佐藤家（屋号　ゴリン）が中心となって取りまとめをし、毎年八月になると、講員を引率して参拝に出かけた。岩根澤口の正伝坊という宿坊を利用するのが通例で、ここの山先達に従って参拝をしたと考えられる。

また、二月には修験者が市川を訪れ、講員の自宅をまわって祈祷をしていた。二～三泊しながら家々を訪ね歩くが、その際は佐藤家に宿をとり、ここを拠点にしたという。

註　「肝入様」や「君様」などの漢字を当てるという話があり、それらが転訛した語と考えられる。

第三節　神社・寺院・小祠

一　陸奥総社宮

陸奥総社宮は、平安時代中期に編纂された「延喜式」に記載のある陸奥国の延喜式内社百社を祀る神社で、字奏社に鎮座している。江戸時代には奏者明神社・奏社宮などと呼ばれ、鹽竈神社の一四末社の一つであり、市川村の村鎮守でもある。文政五年（一八二二）に仙台藩の儒学者舟山萬年の記した『鹽松勝譜』には、鹽竈神社に参拝する際には奏社宮を詣でてからでないとご加護がないと記されており、歴代藩主を始めとする鹽竈神社参拝者は、奏社宮を参拝してから鹽竈神社へと向かったという。

明治四三年（一九一〇）、南宮の南宮神社、山王の日吉神社、高橋の大日賣神社（大日堂）、新田の冠川神社を合祀するため「神社合祀願」が氏子惣代をはじめとした各地域の住民から出され、これらの神社を合祀した。この動きは明治政府の政策によるもので、請願というかたちはとられたが、住民の本意ではなく、各地域には合祀後も社殿が存在し、祭祀は継続された。

現在の宮司は天正八年（一五八〇）の中興俊光から数えて一九代目とされ、代々宮司を務める市川家の姓は市川村に由来すると言われている。また、三代前に宮司を務めた武本時保は、山王にあった光禅院の修験者であるが、ここの宮司を務めるに至った経緯は不明である。

陸奥総社宮

神社の運営に携わる総代会は現在一二名で、市川地区以外にも、明治時代に合祀した四つの神社がある南宮、山王、高橋、新田地区からは可能な限り総代を選出するようにしている。

祭日は四月一五日で、現在は四月の第三日曜日に例祭が行われ、神輿が出ている。神輿は市川地区だけではなく、合祀した神社がある地域も含めてルートが設定され、各地域の住民が担ぎ手一行を迎えている。

現在市内で神職がいる神社は、陸奥総社宮と大代の柏木神社の二社のみとなっている。そのため、市内各所の祈祷をはじめとした多くの神事を担い、人々の生活にとって馴染み深い存在となっている。

春の例祭祈祷の様子

旧塩竈街道を進む神輿

二　天理教多賀城分教会

天理教は江戸時代末期に、中山みきを教祖として成立した新宗教である。多賀城分教会は字作貫にあり、明治二六年（一八九三）に開かれた。昭和四五年に就任した現在の会長で六代目で、市川、浮島、山王、南宮地域を中心に約一五〇人の信者を抱えている。信者は女性が多く、その割合はおよそ女性八割に対し、男性は二割となっている。

主な行事は一月一〇日の春の大祭、四月一〇日の婦人会総会、一〇月一〇日の秋の大祭で、毎月一〇日には月次祭が行われる。

天理教多賀城分教会

秋の大祭の様子

三　荒脛巾神社

字伊保石の民家の敷地内にあり、腰から下の病気平癒に御利益があるとされ、多くの参拝者が訪れている。社殿の移動はなく、現在は養蚕神社と並べて祀られているが、「陸前國塩竈神社末社宮城郡市川村鎮座無格社荒脛神社景色圖」（第五章第一節参照）には、二つの鳥居を抜けた先に荒脛巾神社一社のみが描かれている。

社殿には絵馬や幟などのほかに、草履やスニーカー、スリッパなどの履物、木製の男根、杖など、腰から下の部位を象徴する奉納物が多く供えられている。『市史３』の荒脛巾神社の項に掲載されている画像には、このほかに、女陰を模した布製の奉納物やオマクラも見えるが、現在はこれらを確認することはできない。

祈願の際には、これらの中から一つを借りて願を掛け、御礼参りの際にもう一つ自作したものを添えて二つにして返すという慣習がある。

神社の管理については、同敷地内に屋敷を構える菊池家（屋号　アラハバキ）が管理しており、当家は荒脛巾神社の管理・保護を目的として多賀城碑周辺から居を移したとも伝えられている。そのため、当時の屋敷があった地名から、かつてはタテイシヤシキ（立石屋敷）と呼ばれていたが、いつの頃からかアラハバキの屋号が与えられるようになったという。

また、この家の初代にきえという女性がおり、拝み屋として広く名が知られていた。『市史３』には、この女性が境内にある井戸の水を霊水としてそれで風呂を沸かし、神経病の人を入れて祈祷をしたと記されている。この女性の宗教的活動が、地域の信仰に少なからず影響を与えたと考えられる。

荒脛巾神社

供えられた大量の履物

足や男根を模した奉納物

四　養蚕神社

字伊保石の民家の敷地内にあり、荒脛巾神社の南側に並べて祀られている。元は多賀城碑の周辺、字立石に鎮座していたが、いつの頃か現在地に移された。

当社は喘息の平癒に御利益があるとされ、社殿に供えられている鋏は、痰の根を切る、病の根を切るという意味合いで奉納されたものである。祈願の際には、鋏を一挺借りて願を掛け、御礼参りの際にもう一つ添えて二挺にして返す。

五　多賀神社

字六月坂の旧塩竈街道沿いにあり、字城前に屋敷があった佐藤家の氏神と伝えられている。頭痛の治癒に御利益があり、タガ（多賀）に音が通じる箍がその祈願のために納められている。現在は佐藤家の手を離れており、祭日などの詳細は不明である。

六　大日霊神社（大日堂）

字大畑にあり、金剛界大日如来を表す「バン」の梵字を刻んだ板碑を覆うように堂宇が建てられ、近隣の人々からはダイニチニョライ（大日如来）と呼ばれている。かつては佐藤家の大本家の氏神として祀られていたが、佐藤家が市外に移り住む際に屋敷を菊池家（屋号　ヤマガタヤ）に譲り、堂宇も菊池家に引き継がれた。それからは菊池家の氏神として祀られていたが、現在は公有地化のために主屋を取り壊して土地を手放し、堂宇のみが残っている。

（上）社殿　（下）供えられた鋏

（上）社殿　（下）板碑

七　多賀城神社

字大畑の旧塩竈街道沿いにあり、後醍醐天皇の皇子である義良親王（後村上天皇）や、それに仕えた北畠親房、顕家父子をはじめとする南朝方の武将を祀っている。鎌倉幕府滅亡後、後醍醐天皇によって陸奥守に任じられた北畠顕家は、義良親王を奉じて陸奥国に下向した。その後、建武四年・延元二年（一三三七）に伊達郡の霊山に向かうまで、陸奥国の中心であった多賀国府を拠点としていた。このことを記念、継承するため、「多賀城村史跡名勝保存会」が組織され、昭和初めにこれらの人物を祀る神社創建の機運が高まったとされている。

アジア・太平洋戦争が終結すると、昭和一八年に建てられた多賀城海軍工廠の御寫眞奉安所（奉安殿）の建物が国から払い下げられ、これを本殿として昭和二七年に多賀城神社が創建された（註1）。当初は政庁跡北東角に祀られていたが、昭和四八年、政庁跡が史跡公園として整備されるに伴って現在地に移動した。現在その維持管理は、「多賀城史蹟顕彰会」が担っている。

多賀城神社

八　五倫様

字丸山の佐藤家（屋号　ゴリン）の敷地内に社があり、ゴリンサマ（五倫様）と呼ばれている。佐藤家の氏神として祀られているが、何の神を祀ったものなのかは伝わっていない。現在は六月一〇日を祭日として赤飯を供えているが、この日にちは堂宇を建て替えた日を新たに祭日としたもので、以前は違う日であったという。

屋敷北西の社殿（五倫様）と板碑

九　貴船神社

字金堀の旧塩竈街道沿いにあり、京都府京都市の貴船神社から分霊したと伝えられている。かつては白山神社と呼ばれており、宝暦六年（一七五六）の造営棟札では「白山権現宮」、明治二二年の「多賀城古趾図」には「白山神社」と記されている。菊池家（屋号　カネヤマ）の氏神として祀られ、同家が管理をしている。航海安全の御利益があるとされ、小型の木製の船が奉納されている。このため、漁業を営む人々から

の信仰が厚く、七ヶ浜から多くの参拝者が訪れたとされている。祈願の際には、木製の船を一つ借りて願を掛け、御礼参りの際にもう一つ自作したものを添えて二つにして返す。

祭日は一二月で、現在は週末にお膳を上げ、総社宮の神職を呼んで祈祷をしている。現在は近しい親戚が参加する程度であるが、以前は近隣の人々も多く訪れ、参拝者には赤飯や餅を振舞った。また、毎月一日、一五日、二八日も供物を上げる日となっており、水・酒・米・塩・卵を上げて拝んでいる。

貴船神社

舟形の奉納物

一〇　お八幡様

字金堀の菊池家で祀られており、社殿は貴船神社南側の畑地にある。オハチマンサマ（お八幡様）と呼ばれ、元は現在の多賀城神社の付近に鎮座していた。明治二二年の「多賀城古趾図」にも政庁跡の北西に八幡神社の文字が見え、東背面を木々に囲まれた建物と、西向きの鳥居が描かれている。元は菊池家もこの場所に屋敷を構えていたが、いつの頃か現在地に居を移し、後に神社も屋敷内に移したという。

祭日は、安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」にある日と同じ旧暦八月一五日で、陸奥総社宮の神職を呼んで祈祷が行われる。以前は餅を供える決まりであったが、近年は赤飯を供えるようになった。また、前日はオヨゴモリ（お夜籠り）といって、当主が夜にお膳を持って行って供えた。祭りは、近隣から多くの人が訪れるものではなく、家人と本家のカネヤマ（金山）から人を呼ぶ程度であるという。

菊池家で祀られる御神体

お八幡様

幟（明治 11 年）
（183.5 ｃｍ× 41 ｃｍ）

多賀城古趾の図に見える八幡社

一一　八幡様

字城前の千葉家（屋号　マルマン）で祀られ、ハチマンサマ（八幡様）と呼ばれている。祭日は四月一五日で、千葉家の人々が拝んでいる。アジア・太平洋戦争時は、出征前の地域の人々が参拝に訪れたと伝えられている。

八幡様

一二　熊野神社

字五万崎の菊池家（屋号　ヤマイチ、ダンポサマ、ハチロウサマ）で祀られ、現在社殿は取り壊されて見ることはできない。明治二二年の「多賀城古趾の図」には、旧塩竈街道と新道との分岐点北西に熊野神社が描かれ、その姿を確認することができる。昭和四六年頃に、敷地内にあった明治九年（一八七六）の明治天皇巡幸時に休憩所であった建物を取り壊したが、その際に老朽化が進んでいた熊野神社の社殿も解体した。現在は御神体と当時正面に掲げられていた扁額、奉納された幟が屋内で保管されている。現在の当主が幼い頃にはすでに祭りも行われておらず、祭日も伝わっていない。しかし、昭和五年に奉納された幟に旧暦八月二八日の日付が記されていることから、この日が祭日であった可能性がある。

幟（昭和５年）
（186.5 ｃｍ× 43 ｃｍ）

一三　鳴神

字城前に屋敷があった佐藤家（屋号　ナリガミ）の氏神で、杉の大木の下に石の祠が祀られていた。この木に雷が落ちたことから、雷神を祀るようになり、ナリガミ（鳴神）の名で周囲に知られていた。佐藤家が屋敷を他所に移した後も杉の木と祠はその場に残っていたが、政庁跡南面の発掘調査及び整備によって現在は祠の位置が移っている。

「雷神」と刻まれた祠

杉の木と祠（昭和 59 年）

一四　玉川寺

薬師如来を本尊とする曹洞宗の寺院で、山号は松巌山。以前は政庁跡へ続く石段付近にあり、明治二二年の「多賀城古趾の図」では、政庁跡へ続く道の西側に本堂が描かれている。明治二六年、火災によって本堂が焼失し、その後現在地に移っている。現在の本堂は平成一四年に建てられたもので、本尊も焼失したために新しく作り直したものである。市川地区を中心に市内、塩竈市などに約三八〇戸の檀家を抱え、平成一四年に就任した現在の住職で二一代目である

寺の組織には運営補助に関わるものに護寺会があり、檀家は皆その会員になっている。その中から委員が選出され、令和二年時点では二三名、うち九名が役員になっている。市川、浮島、新田、塩竈市など、各地域から人数の偏りなく任命し、任期は四年である。また、薬師講という女性の集まりもあり、令和二年時点で三五人が活動している。現在は年に一度の研修旅行が主な活動内容であるが、以前は御詠歌の練習も行っていた。

主な行事は、一月一日の元朝祈祷、五月一日の大般若会、八月一一日の盂蘭盆会がある。墓参は三月と九月の彼岸、八月一六日となっており、地域の人々が訪れる。

寺で保管されている葬具
（上）鉦（下）竜頭

盂蘭盆会（令和２年８月 11 日）

玉川寺

一五　地蔵堂

荒脛巾神社の社殿西側に地蔵堂があり、四体の地蔵像が祀られている。向かって一番左の地蔵像は、円形の石の中心に地蔵を半肉彫りにしたもので、宝暦三年の年号が刻まれている。この地蔵像は耳地蔵と呼ばれ、「耳だれ」の治癒にお利益があるとされている。祈願の際には、年の数だけ雑器を連ねて納めるとされ、昭和六〇年頃の古写真には、大量の奉納物を巻きつけられた姿が写っている。写真に写る三体の内、左は子どもの夜泣きに御利益がある夜泣き地蔵、右の二体は子授けに御利益がある子授け地蔵である。

（左）夜泣き地蔵（右二体）子授け地蔵

雑器が巻かれていた頃の様子

耳地蔵

一六　大日如来板碑

字大畑の佐藤家で祀られ、屋敷西側の林に板碑がある。大日如来を表す梵字「ア」を刻んだ板碑は、佐藤家が屋敷を構える前からこの場所にあり、昔この一帯が戦いの場所であった時に、亡くなった人たちを供養するため建てられたのではないかと伝えられている。正月と陸奥総社宮の祭日に加え、隣りの地蔵像の縁日に合わせて毎月二四日にも供物をあげて拝んでいる。

屋敷西側に祀られる板碑

一七　大日様

字城前の菊池家の屋敷北東に大日如来を表す梵字「ア」を刻んだ板碑があり、ダイニッァマと呼ばれている。以前は年に一回祭りが行われ、近所の人々や親戚などが多く集まっていた。現在祭日は分らなくなっているが、葉生姜が出る夏の時期であり、これを供物とすることがしきたりであった。

ダイニッァマと呼ばれる板碑

一八　観音堂

字五万崎の八木家（屋号　カモオカ）の氏神で、屋敷の北西に堂宇が祀られている。一二月一日の祭日には、玉川寺の住職を呼んで経をあげ、供物を二膳供える。以前はこの家から他家に婚出した人々も招いて盛大に行っていたが、現在は八木家の人々で拝んでいる。

また、周辺に立つ供養塔のうち、弘法大師が彫られているものについては、昭和五五年に行われた市史編纂のための民俗調査のデータに記録が残っている。それによると、このイエで働いていたテマドリ（註２）の供養のため、拝み屋の指導のもと建立したとされている。

観音堂

弘法大師が彫られた供養塔

註１　移築については、『多賀城神社縁起』には昭和二七年と記されているが、本殿に納められている棟札には昭和二五年竣成と記されている。

註２　農作業を手伝うために雇われた労働者。泊まりこみで長期間契約することもあれば、短期間の契約のこともあった。

第一二章　地誌・名所

第一節　地誌

一　奥羽観蹟聞老志(註1)

多賀城　或曰末篇高森多賀国府相同且高多賀訓　同国府謂其総名森指其地実同地也

在市川村南有往昔城墨古址上有多賀神祠前代之古瓦遺礎往々有之好事之者取斯地及木下古瓦(註2)以為之硯堅剛細密足書房具瓦上有紋理表若鑿跡裏似細布也城墨年暦詳壺碑上続日本紀曰聖武帝天平九年四月戊午陸奥持節大使藤原朝臣麻呂等言以去二月十九日与鎮守将軍大野朝臣東人到陸奥国多賀柵

又曰麻呂等師三百四十五人鎮多賀柵

又曰同月二十五日将軍東人従多賀柵発

又曰四月一日東人到出羽国大室駅入賊地且開道而行

但賊地雪深馬芻難得　東奥深雪至孟夏未消於是可見　故同月十一日東人廻至多賀柵自導新開通道総一百六十里或刻石伐樹或填澗疏亭従賀美郡至出羽国最上玉野八十里雖総是山野形勢険阻而人馬往還無大艱難従玉野至賊地又孝謙帝天平宝字四年春二月丙寅陸奥国調庸者多賀以北郡令輸黄金其法正丁四人一両以南諸郡依旧輸　古之税法大概於是亦可見

又光仁帝宝亀十一年三月丁亥上治郡伊治公呰麻呂反率徒殺按察使紀朝臣広純於伊治城独唯介大伴宿祢真綱開囲一角而出獲送多賀城

同年七月甲申勅曰為討逆虜調発坂東軍士限来九月五日並赴集陸奥国多賀城其所領軍粮宜申官送兵

同年九月己未勅将軍為賊被欺致此逗留以今月不入賊地宜居多賀玉造等城能加防禦益錬上術

又桓武帝延暦四年四月辛未陸奥按察使鎮守将軍大伴家持等言権置多賀階上二郡

同七年三月庚戌軍粮三万五千余斛仰下陸奥国運収多賀城又糒二万三千余斛並鹽仰東海東山北陸等国限七月以前転運陸奥国並為来年征蝦夷也

同月辛亥下勅曰調発東海東山坂東諸国歩騎五万二千八百余人限来三月会於陸奥国多賀其点兵者先尽前般入軍経戦叙勲者及常陸国神賊然後簡点余人堪弓馬者同月乙丑以多治比濱成紀真人佐伯葛城入間廣成並為征東副使以紀古佐美為征東大使是乃欲攻胆沢城也事見胆沢下

同八年三月辛亥諸国之軍令於陸奥多賀城分道入賊地

後鳥羽帝文治五年秋八月十二日頼朝自柴田郡船迫至多賀国府居三日　先是言多賀者称柵編木仮為之塞柵者也光仁以来以城而言以在所東人所築而称之後鳥羽以来以国府言称多賀古城者則市川古碑符池上而称多賀国府者則岩切河北地十地也以此可弁其地

同年十月朔頼朝従平泉到多賀国府因賞吏犒民

同六年正月泰衡家臣大河次郎兼任欲踰出羽大関山而赴多賀国府到于鎌倉　宮城記曰多賀城者宮城郡中松山也従廣瀬川五十九町之間号宮古路云々鎌倉実記(註3)

宗久紀行にみちの国多賀の国府にもなりぬそれよりおくの細みちといふかたを南さまに末の松山へ尋ゆきし

称多賀国府(註4)地今市以北岩切山陰古館是也本号高森後遷市川多賀城于此爾来呼高森而曰多賀城呼利府而曰多賀国府

一説曰文治五年三月十五日頼朝令二伊沢左近将監家景主一当国一来居二
宮城郡高森一仍家景以二高森一称レ氏焉時俗又謂二之留守殿一者居館雖レ在
二高森一其任以レ主二多賀城一也拠二此説一則文治中似レ呼二高森一也頼朝次
軍之地今市川多賀城也是乃往昔治府仍称二国府一者不レ可レ疑

多賀神祠

旧在二多賀城址中一神名秘書曰多賀宮伊弉諾尊洗二右眼目一以出レ神号曰二
豊受忌魂一亦名二伊吹多主神一是也

按名取郡亦有二多賀神社一風土記曰所レ祭伊弉諾尊雄略五年奉二圭田一加二
神礼一

自二宮城野一以下至二多賀一而有下称二八境一者上謂二之宮城八景一仍得二天漪
翁述作一聊載二之此一焉

（後略）

壺碑　歌枕作二壺石文一或作レ碑風土記作二坪碑一壺苦本切音悃爾雅宮中衖郭璞曰衖閭間道詩大雅其類維何室家之壺又居也俗作二壺碑一非也壺洪孤切音胡酒器坪蒲明切音平地平所按斯碑也以往時在二城中館庭一而名二壺碑一者也

在二市川村中多賀城址一其碑文詳二于図上一想夫或達二境内反命于京師一告
二逆賊蜂起于隣国一或募レ兵集レ徒之切急遽倉卒之忙預致二其備一所下以量二
遠近一考二多寡一定二日子一計二来往一而択中緩急遅速之設上也古人所レ謂凡事
預則立事前定則不レ困者於二此碑一亦可レ見

日本風土記(註5)百六曰陸奥国宮城郡坪碑有二鴻之池一今廃為二故鎮守門碑一恵美
朝獦立レ之見雲真人清書也記二異域東邦之行程一令二旅人一レ不為二迷塗一

壺碑図

按神亀元年甲子廼丁二聖武帝元年一天平宝字六年壬寅丁二廃帝四年一
又続日本紀大野東人聖武帝神亀元年為二按察使陸奥守鎮守将軍一授二従
四位上勲四等一天平十一年四月壬午為二民部卿兼春宮大夫一
藤原恵美朝臣朝獦孝徳帝天平宝字四年正月癸未為二陸奥国按察使兼
鎮守将軍一授二正五位下一同月丙寅授二従四位下一同五年十月壬申為二
仁部卿一陸奥出羽按察使如レ故同六年十一月丁酉為二東海東山節度使一
十二年己巳為二参議一

壺碑在二于我東奥一也久然累世無下人識二其神妙一者上空蕪二没于古城草
莽之中一者幾千年水戸黄門君請二其文字于我大守綱村君一令下儒臣田辺
氏双鉤以遺上焉未レ及二石刻一尤可レ惜元禄十二年與二江定守及亡子義方
一経二此地一以二義方術一而打レ之去閲二其文字一筆勢高古字体寛閑殆非二
尋常書一考二之中華一則蘇長公趙松雪之上而陶弘景顔魯公之亞也未三嘗
見二日本之字態一於レ是切怪我朝有二此鳥跡一而未下三嘗以レ此伝二其妙一
遺中其名于後世上仍告二之平信如一是亦驚二其妙手一時編二本朝書史一乃
収二之篇中一予亦二屢示二好事之徒一説レ之談二本朝希有之書一爾後州人
略知二其奇跡一也正徳甲午春当太守君レ僕双鉤以進レ之質二筆者姓名一而

得二其左証于風土記残篇中一始知二見雲真人筆痕一可レ謂得二其時一而顕者也

袖中抄云(註6)

石ふみやけふのせはぬのはつはつにあひみても猶あかぬ君かな

顕昭云石ふみとは陸奥のおくにつもの石ふみ有日本のはてといへり但田村将軍征夷の時弓のはすにて石の面に日本の中央のよしを書つけたれは石文といへり此説大非也信家侍従の申しは石の面長さ四五丈許なるに文えりつけてありその所はつほと云と云々それをつもとはいふなり私云みちの国は東のはてといへとえその島はおほくて千島といふは陸地をいはむに日本の中央にても侍にこそ

按此説皆失二其事跡一按二図上一而可レ知二異説一

前の大僧正慈円文にてはおもふほと事も申つくしかたきよし申つかはして侍ける返事に　　前右大将頼朝

新古今

みちのくのいはてしのふはえそしらぬかきつくしてよ壺のいしふみ　　仲実

いしふみやけふのせはぬのはつはつにあひみてもなほあかぬ君かな　　顕昭

良玉

おもひこそ千島のおくをへたてねとえそかよはさぬ壺の石ふみ　　懐円法師

日かすへてかくふりつもる雪なれはつほの石ふみあとやなからん　　西行法師

山家集

みちのくはおくゆかしくそおもはるゝつほの石ふみそとの浜かせ　　慈円

拾玉

みちのくのつほの石文ゆきてみむそれにもかゝしたゝまとへとはおもふことといなみちのくのえそいはぬ壺の石文書つくさねは　　清輔朝臣

夫木

碑やつかろのをちにありときくえそよのなかを思ひはなれぬ　　寂蓮

同

陸奥のつほの石ふみありときくいつれか恋のさかひなるらん　　高玄岱

題手臨壺碑見遺　　聞道千年壺石文　摹臨一紙致争分　真人鉄画蒼然古　想見隴頭照夕曛

坪浦

未レ詳二其地一多賀城辺往昔有二海水之去来一也以二浮島之地勢一可レ考レ之風土記曰坪浦在二松山之右一出二温湯一不レ知指二何地一

二　封内名蹟志(註7)

壺碑。市川村の南路傍より一丁斗にあり。是往昔の多賀の城址なり。

風土記曰。陸奥国宮城郡坪碑有。鴻之池為二故の鎮守門碑一たり恵美朝獦立レ之。見雲真人清書也。記二異域東邦之行程一。令四旅人不三レ為二塗一。

碑文曰。

（図省略）

裡中抄云。

いしふみやとふのはせぬのはつはつにあひ見ても猶あかぬ君かな

顕昭云。

石ふみとは。陸奥のおくにつもの石ふみ。日本のはてといへり。但田村将軍征夷の時。弓のはつにて石の面に。日本の中央のよし。書付ければ石文と云り。信家朝臣の申しは。石の面長さ四五丈計なるに。文えりつけてあり。其所はつほと云と云々。私に云。みちの国は。東のはてといへど。えぞの島はおほくて。千島と云は陸地をいはむに。日本の中央にても侍るにこそ。此説事実を失ふに似たり。

前の大僧正慈円。文にては思ふ程。事も申づくしがたきよし。申つかはして侍りける返事に。

前右大将頼朝

陸奥のいはてしのふはゑそしらぬ書つくしてよ壺のいしふみ

懐円法師

日数経てかく降つもる雪なれど壺のいしぶみあとやなからん

坪の浦。其地不レ詳。

風土記曰。坪の浦は松山の右に有。温泉を出すと。此辺温場を不見。何地を指かしらず。坪碑同字故此に附す。

奏社宮。市川村に在。鹽釜の末社なり。

多賀城。市川村にあり。

壺碑曰。多賀城。此城。神亀元年歳次甲子。按察使兼鎮守府将軍。従四位上勲四等。大野朝臣東人之所レ置也。天平宝字六年歳次壬寅。参議東海東山節度使。従四位上。仁部省卿兼按察使。鎮守将軍。藤原恵美朝臣朝獦修造也とあり。城塁の古址あり。遺礎古瓦今猶往々在。好事家采て硯とす。古色愛すべし。始は多賀柵と称す。天平九年に見えたり。後多賀城に記す。宝亀十一年に見ゆ。東史に至りて多賀国府と呼ぶ。文治五年に見ゆ。按るに。多賀の古城と号するは。市川の古碑の有所にして。多賀の国府と呼しは。岩切の河北高森の城ならんか。

宗久紀行に

みちの国多賀の国府にもなりぬ。夫よりおくの細道といふかたを。南さまに末の松山へ尋ねゆきしとあり。

三　封内風土記（註8）

市川邑。戸口凡三十七。神社凡三。奏社明神社。伝云。鹽竈一宮末社也。不レ詳二何時祭一何神一。阿良波波岐明神社。不レ詳二何時勧請一。伝云。一宮末社也。今上帝。明和七年。寄二附神領二十石之地一。祈レ之報賽者献二脛巾一。未レ知三其所二以然一也。白山権現社。不レ詳二何時勧請一。寺一。松巌山玉泉寺。曹洞宗。仙台府下。松音寺末寺。伝云。後陽成帝。慶長五年。伝室闇達和尚開山。古跡凡三。多賀城址。名跡志曰。在二市川邑南一。壺碑曰。多賀城。此城神亀元年。歳次二甲子一。按察使兼鎮守将軍従四位上勲四等大野朝臣東人之所レ置也。天平宝字六年。歳次二壬寅一。参議東海東山節度使従四位上仁部省卿兼按察使鎮守将軍藤原恵美朝臣朝獦修造也。有二城塁古址遺礎一。古瓦往往有レ之。好事者。採以為二之硯一。足レ用二文房具一也。始称二多賀柵一。見二天平九年一。後記二多賀城一。見二宝亀十一年一。至二東鑑一。呼二多賀国府一。見二文治五年一。按号二多賀古城一者。乃市川古碑在處。呼二多賀国府一者。乃岩切河北也。観跡聞老志曰。或曰。高森○多賀国府相同。且高○多賀訓同。国府謂二其総名一。森指二其地一。実同地也。称二多賀国府一地。今市以北○岩切山陰古館是也。本

号二高森一。後遷二市川多賀城于此一。爾来呼二高森一曰二多賀城一。呼二利府一曰二多賀国府一。一説曰。文治六年三月十五日。頼朝令三伊沢左近将監家景主二当国一。来居二宮城郡高森一。仍家景以二高森一為レ氏。時俗又謂二之留守殿一者。居館雖レ在二高森一。其任以レ主二多賀城一也。據二此説一。則文治中似レ呼二高森一也。頼朝次軍之地。今市川多賀城也。是乃往昔治府仍称二国府一者。不レ可レ疑焉。希文按。風土記残編載レ有二多賀荘一。今レ不詳二何處之地一。想夫謂二多賀国府一乎。壺碑。在二多賀城址一。自二碑首一至二石根一。六尺五分。石囲九尺六寸八分。石基九尺三寸七分。碑後石形三稜石面平。而上題二西字一。濶二尺六分四分。自レ上至レ下四尺五分。四方為レ画。其中記曰。多賀城。去レ京一千五百里。去二蝦夷国界一四百廿里。去二常陸国界一百十二里。去二下野国界一二百七十四里。去二靺鞨国界一三千里。此城神亀元年。歳次二甲子一。按察使兼鎮守将軍従四位上勲四等大野朝臣東人之所レ置也。天平宝字六年。歳次二壬寅一。参議東海〇東山節度使従四位上仁部省卿兼按察使鎮守将軍藤原恵美朝臣朝獦修造也。天平宝字六年十二月一日。観蹟聞老志曰。按神亀元年甲子廼丁二聖武帝元年一。天平宝字六年壬寅。丁二廃帝四年一。続日本紀。大野東人。聖武帝。神亀元年。為二按察使陸奥守鎮守将軍一。授二従四位上勲四等一。天平十一年四月壬午。為二民部卿一。兼二春宮大夫一。藤原恵美朝臣朝獦。孝徳帝。天平宝字四年正月癸未。為二陸奥国按察使兼鎮守将軍一。授二正五位下一。同月丙寅。授二従四位下一。同五年十月癸酉。為二仁部卿一。陸奥〇出羽按察使如レ故。同六年十一月丁酉。為二東海〇東山節度使一。十二月巳己。為二参議一。又曰。歌枕作二壺ノ石文一。或作レ碑。風土記残編作二坪碑一。壺苦本切音悃。爾雅宮中衖。郭璞曰衖閣間道。詩大雅其類維何。室家之壺。又居也。俗作二壺碑一。非也。壺洪孤切音胡。酒器。坪蒲明切音平。地平處。按斯碑也。以三往時在二城中館底一。而名二壺碑一者也。想夫或達二境内反命于京師一。告二逆賊蜂起于隣国一。或募レ兵集レ徒之切。急遽倉卒之忙。預致二其備一。所下以量二遠近一考二多寡一。定二日子一計二来往一。而択中緩急遅速上之設也。風土記残編曰。坪碑在二鴻之池一。為二故鎮守門碑一。恵美朝獦立レ之。見雲真人清書也。記二異域東邦之行程一。令三旅人不レ為二迷塗一。観跡聞老志曰。壺碑在二于我東奥一也久。然累世無下人識二其神妙一者上。空蕪二没于古城草莽之中一者。幾千年。水戸黄門君。請二其文字于吾大守綱村君一。令二儒臣田辺氏双鉤一以遺焉。未レ及二石刻一。尤可レ惜矣。元禄十二年。與二江定守及亡子義方一。経二此地一以二義方術一而打レ之去。閲二其文字一。筆勢高古。字体寛閑。殆非二尋常書一。考二之中華一。則蘇長公〇趙松雪之上。而陶弘景〇顔魯公之亜也。未三嘗見二日本之字態一。於レ是切怪我朝有二此鳥跡一。而未下嘗以レ此伝二其妙一。遺中其名于後世上矣。仍告二之平信如一。是亦驚二其妙手一。時編二本朝書史一。乃収二之篇中一。予亦屢示二好事之徒一設レ之。談二本朝希有之書一。爾後州人略知二其奇跡一也。正徳甲午春。当大守君命レ僕双鉤以進レ之。質二筆者姓名一。而得二其左證于風土記残編中一。始知二見雲真人筆痕一。可レ謂下得二其時一而顕者上也。希文按。水戸黄門君。乃水戸侯光圀卿也。田辺氏。乃僕父希賢也。江定守。成田市十郎大江定守而善レ書。義方佐久間洞巌ノ子也。平信如。本郷與兵衛平信如而善レ書。頻有二文才一。正徳甲午。中御門帝。正徳四年也。鴻ノ池。今崩壊無二其形一。清泉僅存。有二偏葉蘆一。川一、土人呼レ之。曰二市川一。源出レ自二利府郷想関一。而末流会二八幡川一。堤一。土人曰二之市川大堤一。長十一町余。横二町余。橋一。土橋長十二間半。濶二間。

四　風土記御用書出(註9)

宮城郡陸方市川村
肝入　市兵衛

市川村

○一　村名ニ付由来

一　田代　六拾九貫四百五拾弐文

一　畑代　九貫弐拾五文　但　茶畑百七拾文

内　一　弐拾壱貫八百八拾壹文　御蔵入
　　一　五拾六貫五百九拾六文　御給所

都合　七拾八貫四百七拾七文

一　人頭　三拾九人　但　抱地指引人弐人　社家弐人

一　家数　四拾壹軒　但　借家弐軒

一　男女　都合百九拾弐人　内　一男百四人　一女八拾八人

一　馬　三拾六疋　○一　牛　○付舟

一　名所　一
　一　鴻の池(城前)　鎮守府将軍多賀城に御住居被成候節往古ハ此所海辺ニ而潮の満干在之井為御掘被成候而も潮水相入申候ニ付御難義被成置、京都御母公様江其品被仰遣候処御母公様此事を御歎被成御祈願被相掛候処ある時鶴飛来此所之石之上江留リ申ニ付不思議ニ被思召御立寄御覧被成候得ハ鶴飛去候而右石地之中江しつミ井と罷成候由俗説ニ申伝候、此所末ニ至リ池ニ罷成片葉の芦生茂リ候由、只今ハ空堀に相成芦もまれまれニ生申候、偖又右近辺ニ井有之清水ニ而如何程之干魃ニも水涸不申候、此井之事を取違候義にも可在御座候哉芦等も井の辺ニ生茂リ居申候事

○一　旧跡

一　神社　四

一　奏社明神社(村鎮守)　一　小名　奏社宮

一　勧請　誰勧請と申義并年月共ニ相知不申候得共塩竈一宮十四末社之内ニ御座候事

一　社地　竪弐百間　横六拾間　一　社　辰巳向

一　本社　壱間作　一　拝殿　三間作　一　鐘楼　壱間半四面

一　鳥居　辰巳向　一　長床　東向　竪三間　横弐間

一　額　社之竪額奏社明神四字　筆者御城下惠沢山龍宝寺先住泰音法印　△一　地主

一　別当　当村真言宗市川山神奏院　一　祭日　三月十日

右拾ケ条之内印仕候分無御座候事

一　荒脛巾神社　一　小名　荒脛巾但太宰九吉様御知行所之内

一　勧請　誰勧請と申義并年月共ニ相知不申候得共塩竈一宮十四末社之内ニ御座候由右御社江祈願仕成就仕候得ハ脛巾を相納来申候事

△一　社地　一社　西向五尺四面

一　御社領　弐貫文

右ハ　御当代様明和五年十二月廿八日御寄付之候事

一　鳥居　西向　△一　長床

一　額　社之竪額荒脛巾明神五字　但筆者相知不申候事

△一　地主

一　別当　塩竈御社家鈴木壱岐守(註10)様御預ニ付別当無御座候事

一　祭日　十一月廿八日

右拾ケ条之内印仕候分無御座候事

一　白山社　一　小名　金山

一　勧請　誰勧請と申義并年月共相知不申候事

一　社地　竪三拾間　横三拾間　一　社　南向三尺作

一　鳥居　東向　△一　長床

一　額　鳥居竪額白山宮三字　但筆者相知不申候事

一　地主　新屋敷甚兵衛

一　別当　右甚兵衛　一　祭日　十一月五日

右拾ケ条之内印仕候分無御座候事

一　八幡社　一　小名　松葉

一　勧請　誰勧請と申義并年月共相知不申候事

一　社地　竪十八間　横五間　一　社　西向三尺作

一　鳥居　西向　△一　長床　△一　額

一　地主　松葉屋敷甚五郎

一　別当　右甚五郎　一　祭日　八月十五日

右拾ケ条之内印仕候分無御座候事

○一　仏閣

一　寺　二ケ寺

市川山　神奏院

一　小名　奏社の宮　一　真言宗　一　仏殿　南向　竪八間　横四間半

一　本尊　子安観音　木仏立像　御長一尺五寸

但作者相知不申候事

△一　門　△一　額

右六ケ条之内印仕候分無御座候事

一　開山之事　当寺ハ誰開山与申義并年号共ニ相知不申候所、俊光法印天正八年中興ニ付当安永三年迄百九拾六年ニ罷成候事

一　本山并末寺之事　本山ハ当郡塩竈村金明山法蓮寺ニ御座候、但末寺無御座候事

一　御目見并御意等有之候事　当社御参詣之節鳥井前江罷出居御案内仕候処、御供御小姓頭披露ニ而　御目見仕御会釈被成下候、塩竈御参詣以後法蓮寺江罷出献上物仕　御機嫌伺申上候事

一　別当之事　奏社明神社

一　境内景地之南　当山ゟ見得渡候所在ニ御書上仕候事

一　東ハ塩竈御林上之壱本松辺迄

一　南ハ当郡田中村浮島村高崎村辺迄

一　西ハ当村伊勢堂山ニ隠相見得不申候事

一　北ハ当郡春日村赤沼村辺迄

右之通ニ御座候事

松岩山　玉泉寺

一　小名　立石　一　曹洞宗　一　仏殿　辰巳向　竪七間　横五間

一　本尊　薬師如来　木仏坐像　御長一尺弐寸行基菩薩御作

一　門　辰巳向　△一　額

右六ケ条之内印仕候分無御座候事

一　寺書出二冊相添指出申候事

○一　修験　○付行派寺并虚無僧寺　○一　孝子孝婦忠僕良民并百歳以上長寿之者　○一　古人

一　代数在之御百姓　壱人

山岸屋敷　肝入　市兵衛

当村古人と申者ハ無御座候得共代数有之御百姓ニ御座候間右書出壱冊相添指上申候事

○一　品替之御百姓　○付御百姓之内御昼御寓ニ罷成御目見仕献上物并拝領物仕候者　○一　御蔵場　○一　御塩焼場

一　古館（館）

一　多賀城跡　右ハ大野東人御居城之由申伝候本丸二ノ丸之跡共石場今以相残往古之瓦折節土中より掘出申候事

一　本丸　竪五十間　横五十間　一　二ノ丸　竪五十間　横三十間

一　三ノ丸　竪四百間　横四百間

但当村御百姓屋敷続畑通御村野山境まて御居館境内と相見得申候事

本丸之跡より遠見之所共左ニ御書上仕候事

一　東ハ当郡海上并菖蒲田浜松ケ浜湊浜まて

一　南ハ当郡蒲生新浜国分名取伊具宇田亘理之浜々相馬領鵜の崎羽黒山辺まて

一　西ハ当郡ハ不及申名取柴田刈田之諸山不残

一　北ハ当村樹木に隠相見得不申候事

右之通御座候事

一　古碑　二

一　壺碑（立石）　長六尺五寸　幅三尺壱寸

（古歌）みちのくのいはてしのふハえそしらぬ書きつくしてよ坪のいしふミ（源頼朝公）

一　古碑（塩竈街道脇）　長六尺四寸　幅二尺五寸

右ハ供養石ニ御座候処　肯山様御代一宮御参詣道ニ立置候義遠慮仕伏置申由其侭ニ而指置申候、弘安十年丁亥八月八日と相記在之右年月ゟ当安永三年迄四百八十八年ニ罷成候事

○一　古塚

一　山　二

一　丸山　高十丁　一　伊勢堂山　高十二丁

右両山共ニ遠見之品并他村御境無御座候事

○一　御林

一　川　一　一　市川

一　水上ハ当郡森郷惣ノ関堤ゟ出当村沼頭と申所ニ而当郡加瀬村砂押川江落合流来申候事

一　末水ハ当村境杉之崎と申所ゟ当郡田中川ニ罷成候事

但右川往古ハ遠流当郡湊浜江落合郡中第一之大河ニ而大船も通用仕候ニ付当村を一川と称来候由俗説申伝候、何年之頃ゟか当郡八幡村津波之節川筋相埋リ其後ハ小川ニ罷成只今ハ文字も書替申候事

○一　滝

一　橋　一　市川橋　長十二間　幅弐間

国分原町より当郡塩竈町江之通路

○一　沼

一　堤　一　一　大堤（後口谷地）

当村并当郡加瀬村田中村八幡村浮島村右五ケ村入合　惣溜高弐百九貫三拾壱文　但当村分四拾五貫百拾四文

○一　堰
一　坂　一　一　山岸坂　長六十五間
国分原町より当郡塩竈江之通路
一　道　二筋
一　国分原町より当郡塩竈町江之道　一筋
一　当郡八幡村より当郡利府町江之道　一筋
○一　名石
一　名水　壱
一　こかね沢清水　右ハ往古金ノ蟹住候由申伝候事
○付温泉
一　名木　一本　一　杉（八幡社地）　壱本　廻リ壱丈二尺
右ハ名木と申ニハ無御座候得共古木ニ付書上仕候事
○一　産物
一　古歌　一首　前ケ条古碑之部へ御書上仕候事
○一　端郷　○一　小名
一　屋敷名　七
一　山岸（やまきし）屋敷　壱軒　一　金子沢（かねこさは）屋敷　弐軒
一　松葉（まつは）屋敷　壱軒　一　五万崎（ごまんさき）屋敷　壱軒
一　沼畑（ぬまはた）屋敷　弐軒　一　作貫（さくぬき）屋敷　弐軒
一　新（しん）屋敷　三十一軒　内沽却禿御百姓三軒
以上四十軒　但　沽却禿御百姓三軒
一　御村境　竪十五丁　横十三丁
竪　一　南ハ当郡田中村境当村分杉之崎と申所ゟ
一　北ハ当郡加瀬村境当村分浮谷地と申所迄
横　一　東ハ当郡浮島村境当村分作貫と申所ゟ
一　西ハ当郡南宮村境当村分原谷地と申所迄
以上　二十二ケ条
御案当本文四十一ケ条付ケ条四ケ条都合四十五ケ条之内印仕候分二十三ケ条之品無御座候事
右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上
安永三年九月
宮城郡陸方市川村　松岩山玉泉寺
曹洞宗　監寺持
書出
曹洞宗松岩山玉泉寺
一　開山之事　当寺ハ伝室和尚慶長五年開山ニ付当安永三年迄百七拾年ニ罷成候事
一　小名之事　立石
一　故事来歴之事　当寺往古ハ玉川寺と相記候由何年之頃ニ御座候哉泉と申文字ニ書替申候事
一　本山并末寺之事　本山ハ御城下八塚五峯山松音寺ニ御座候、但末寺無御座候事
○一　寺格之事　○一　最初之地移替之事　○一　寺領并御寄付之事
○一　御墓所并御位牌之事　○一　御参詣又ハ御成之事　○一　御詠歌等惣而拝領物之事　○一　御目見并御意有之候事
一　古什物之事　一　本尊　薬師如来　一体
右御長等委細之儀ハ村書出ニ御書上仕候事
○一　古墓所之事　○一　別当所之事　○一　境内景地之事

一　開山ゟ当住迄歴代之道号実名之事

開山　伝室　二世　観悟　三世　全寿　四世　円達

五世　文光　六世　黙随　七世　高億　八世　英俊

九世　高峯　十世　玉鱗

当寺過去帳先年被盗取候ニ付右歴代之実名相知不申候、十世玉鱗和尚以来安永元年ゟ監寺持ニ御座候事

以上　六ケ条

御案当十六ケ条之内印仕候分十ケ条之品無御座候事

右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上

安永三年九月

五　塩松紀行(註11)

（前略）　而曰二市河村一。古鎮府之墟也。地中往住出二古瓦一。堅緻可レ硯村中一部婁上。有二立石一。所レ謂壺碑也。従六尺許。衡半レ之。天平宝字中所レ樹。距レ今于有余歳。貞石玷。楷法遒健。文之不レ朽信可レ徴焉。亭以防二蘭榻一。所レ伝二于世一。多属二偐本一也。行里許。有二一神廟一。曰二奏社一。土人言。詣二鹽神一者。先謁レ此。待二奏可一而後行。否則鹽神不レ享焉。神豈待二介者一乎（後略）。

六　嚢塵埃捨録(註13)

（前略）

多賀城跡。同村三里二拾六町。

壺石碑。

是は人王四十五代　聖武天皇。神亀元年に。大野東人を任二鎮守府将軍一。奥州の令レ行二府務一とき。築たる城なりしとぞ。其後此多賀城を岩切村へ引移す。今其所を多賀の国府の地迹と云伝ふ。此城蹟に有二一堂一中に壺の碑と云る有二立石一。此石地の上へ高さ六尺五分。幅三尺五分。地の下へ一尺一寸程(註14)なり。石の額に西と云彫二文字一西向に立たり。面の四方に筋を曳。其内へ文字を彫附たり。石面四方の罫の長さ四尺五分。幅二尺六寸三分あり。碑の銘は異域本邦の記二行程一。旅人途に不レ令レ迷となし。見雲真人清書なり。

（図省略）

大意斯の如し。此道法夷中路六町一里の積なり。大野東人の任中。天平十二年九月。太宰少貳藤原の広嗣発レ乱。都へ責登とき大将軍となり。数万人の軍兵を引率し。趣二筑紫一広嗣を討しは東人なり。神亀元年聖武天皇より今文化八年まで。千八十六年。天平宝字六年孝謙天皇より千五十二年。

新古今集

陸奥は奥ゆかしくぞをもほゆる壺の碑文外の濱風　　西行法師

新古今集

陸奥のいわでしのぶは蝦夷しらぬ書つくしてよ壺の碑文　　右大将頼朝公

思てう千島の奥を隔ともなどかよはさぬ壺の碑文　　顕昭法師

荒臑明神。市川村。三里三十町四十八間。

神代の昔。鹽土翁鹽釜明神。此東海の潮汐を鹽に煮給へし時。此明神御脚に荒纏をあて給ひ。山々より鹽木を伐出し給へけるとて。以二荒臑一神号とす。祭神国勝長授命なり。

奏者明神。市川村。四里二町十三間。
街道北脇に有二神社一。祭神天思兼命なり。神社考に。此明神八百万神の奏者なり。故に神号とす。一説に往昔、大野東人鎮守府将軍なりし時。多賀明神勧請すと云り。猶尋て可レ知レ之。

七　鹽松勝譜（註15）

荒脛神祠
鹽浦西二里許ヲ去リ。市川村ニ在リ。相伝フ。鹽神塩ヲ煮ルノ日。神此山ニ入リ木ヲ伐リ以テ薪ヲ給ス。手足胼胝シテ脛最モ荒ル。故ニ神号トナス。世脚疾アル者之ヲ祈リテ。脛繳ヲ以テ之レニ賽スレハ。験アラサルナシ。
奏社
鹽浦西三里許。仙台ヨリ鹽浦ニ至ル道左ニ在リ。土人曰ク。鹽社ニ詣ル者。先ツ此神ニ謁シ。奏可ヲ待テ後行ク否サレハ神享セスト。或曰奏社ハ是総社ノ訛。祭ル所大貴巳命。此神又播州飾麻郡姫路城中ニ在リ。或曰ク天思兼命ヲ祭ル。此神八百万神ノ奏者。未タ孰カ是ナルヲ知ラス。
貴船神祠
奏社西二町許左ニ在リ。祭ル所高靇神ナリ。或曰ク其神三座高靇神ナリ。天神立命ナリ。天船主命ナリ。此祠貞山公曽テ鹽竈廟ニ配祀ス。肯山公ニ迨テ此ニ遷宮ス。
多賀城墟
市川村高平数町ニ在リ。田畝トナル。中ニ犂余地アリ。方四十歩許。土人之ヲ古鎮守ノ館跡ト曰フ。文治年中源右府東征ノ日。寓スル所ハ。岩截村ノ古館也。
続日本紀曰。聖武帝天平九年四月戊午。陸奥持節大使藤原朝臣麻呂等言。以二去二月十九日一。與二鎮守将軍大野朝臣東人一。到二陸奥国多賀柵一。
又曰。麻呂等帥二三百四十五人一。鎮二多賀柵一。
又曰。四月一日。東人到二出羽国大室駅一。入二賊地一。且開レ道而行。但賊地雪深。馬蒭難レ得。故同月十一日。東人廻至二多賀柵一。自導新開二通道一。総一百六十里。或刻レ石伐レ樹。或填レ溪疏レ亭。従二賀美郡一。至二出羽国最上玉野一。八十里雖二総是山野形勢険阻一。而人馬往還。無二大艱難一。従二玉野一至二賊地一。
又孝謙帝。天平宝字四年春二月丙寅。陸奥国調庸者。多賀以北郡令レ輸二黄金一。其法正丁四人一両以二南諸郡一依レ旧輸。又光仁帝宝亀十一年三月丁亥。上治郡伊治公呰麻呂反。卒徒殺二按察使紀朝臣広純於伊治城一。独唯介大伴宿祢真綱開二囲一角一而出。獲レ送二多賀城一。同年七月甲申。勅曰。為レ討二逆虜一調発二坂東軍士一限二来九月五日一。並赴二集陸奥国多賀城一。其所レ領軍糧宜二申レ官送一レ兵。同年九月己未。勅将軍為レ賊被レ欺。致二此逗留一。以二今月一。不レ入二賊地一。宜レ居二多賀玉造等城一。能助二防禦一益錬術。
又曰。桓武帝延暦四年四月辛未。陸奥按察使鎮守将軍大伴家持等言。権置二多賀階上二郡一。同七年三月庚戌。軍糧三万五千余斛。仰下二陸奥国一。運二収多賀城一。又糒二万三千余斛。並仰二東海東山北陸等国一。限二七月以前一転二運陸奥国一。並為三来年征二蝦夷一也。
同月辛亥下勅曰。調二発東海東山坂東諸国歩騎五万二千八百余人一。限二来三月一。会二於陸奥国多賀一。其点レ兵者。先尽前般入レ軍。経レ

戦叙レ勲者。及常陸国神賊然後簡下点余人堪二弓馬一者上。同月乙丑。以二多治比浜成。紀真人。佐伯葛城。入間広成一。並為二征東副使一。以二紀古佐美一為二征東大使一是乃欲レ攻二胆沢地一也。同八年三月辛亥。諸国之軍命下於二陸奥多賀城一。分レ道入中賊地上。

後鳥羽帝。文治五年秋八月十二日。頼朝自二柴田郡船迫一。至二多賀国府一。居三日。同年十日朔。頼朝従二平泉一到二多賀国府一。因賞レ吏犒レ民。同六年正月。泰衡家臣大河原次郎兼任。欲下踰二出羽大関山一而赴二多賀国府一。到中子鎌倉上。

壺碑

或ハ壺ノ石文。或ハ坪ノ碑ト為ス。古ハ庭之レヲ壺ト謂フ。府庭ニアルヲ以テ此名ヲ得タリ。多賀城墟ニ在リ。縦六尺余ヨリ衡三尺余。碑後石形三稜。天平宝字六年。恵美朝臣ノ立ル所。見雲真人書スル所ナリ。楷法遒健。世或ハ評シテ。諸葛武侯ノ書ニ似タリト為ス。肯山公ノ世亭シテ以テ闌榻ヲ禁ス。世ニ伝フル所修本多シ。物徂徠香国師ニ與フル書ニ曰ク。壺ノ碑ノ如キ。則チ之レヲ晋唐間ニ求ントスト。

続日本記。聖武帝神亀元年大野東人。為二按察使陸奥鎮守将軍一。授二従四位上勲四等一。天平十一年四月壬午。為二民部卿兼春宮大夫一。

又孝徳帝。天平宝字四年正月癸未。藤原恵美朝臣。為二陸奥国按察使兼鎮守将軍一。授二正五以下一。同月丙寅。授二従四位下一。同五年十月癸申。為二仁部卿一。陸奥出羽按察使如レ故。同六年十一月丁酉。為二東海東山節度使一。十二月己巳為二参議一。

風土記曰。陸奥国宮城郡坪碑。為二故鎮守円碑一。恵美朝獠立レ之。見雲真人清書也。記二異域東邦之行程一。令四旅人不三為二迷塗一。

多賀神社

祭ル所二座。一ハ武甕槌命浮島ニアリ。故ニ古来浮島明神ト称ス。一ハ経津主命多賀崎ニアリ。両社ヲ合シテ多賀神社ト曰フ。旧ハ祠官之ヲ分称シテ。多賀府多賀崎両社ト曰フ。延喜式神名帳ニ載スル所、宮城郡大社四座ノ一是ナリ。東塩氏伝ニ曰ク。明応中鹽廟及多賀両社共ニ壊圮。諸祝之ヲ新ニセント請フ。留守氏特ニ鹽廟を営ス。乃チ多賀両社ヲ移シテ之ヲ合祀ス。又貴船祠ヲ利府ニ只洲祠を加瀬ニ移シ。小祠ヲ鹽廟ノ側ラニ営ミ。以テ配祠ス。是ニ於テカ六社ノ称アルナリ。是ニ於テカ多賀両社永廃ス。今祠ハ則チ村民其跡ニ就キ之ヲ営スルナリ。

鹽廟縁記ニ曰ク。今ノ鹽竈社ハ多賀国府ニ在リ。是三社神。国府ニ天降ル故ニ多賀神社ト号ス。封内名蹟志ニ曰ク。多賀神社ハ。今ノ鹽竈一ノ宮也。郷説ノ所レ謂浮島明神ナリ。観蹟聞老志ニ曰ク。多賀神社ハ。旧多賀城址中ニ在リ。今其祠スル所ノ明神ヲ詳カニセス。秘書ノ載スル所。多賀宮ハ伊弉諾尊洗二右眼一出ス所。神号ヲ豊受忌魂。一名伊吹多主神是ナリ。又浮島神社記ニ載スル浮島神社ハ。多賀城東塩釜南浮島村ニ在リ。其地昔海潮其下ニ来ル。古人ノ詠ヲ考テ見ルヘシ。今変シテ田野トナリ。田中ニ高丘アリ。丘上ニ神祠アリ。是即浮島明神ナリ。祭神ヲ詳ニセス。東塩氏伝多賀神社ヲ載ス。古祭礼ニ曰ク。三月申ノ日。宮城一郡ノ士多賀城ニ会シ、分テ二軍トナシ。一ヲ神軍一ヲ賊軍ト為シ。名将帥在シ神軍ハ三神輿。即チ武甕槌命。経津主命。岐神ヲ奉シテ。賊軍ニ向フ。兵刃ニ賊軍ニ接スレハ。賊軍甲ヲ棄テ兵ヲ曳テ走ル。神兵北ルヲ追テ塩浦ニ至ル。賊軍舟シテ遁ル。神軍亦タ舟シテ宰相島ニ至ル。大鬨三呼シテ凱旋ス。此祭儀ナリ。三衡ノ世猶

之ヲ行フ。秀衡ノ子和泉三郎即之ヲ奉行スル事。古記ニ見ユ。而シテ留守氏ニ至リ全廃セリ。同書記塩廟古祭儀頗ル詳悉。因テ其略ヲ茲ニ載ス。孟冬亥ノ日猪子神事。孟冬サヒラキ神事。同朔日布刈神事。此日ヤ祝長卒祝舟ヲ浮かヘテ大根祠ニ至リ。海帯及鰒ヲ取テ備フ。七月十日大祭。仲夏初申酉日大神事。同六日神挿苗神事。同十一日始農神事。同二十七・二十八日両日。大神事。仲春巳ノ日初耕神事。暮春十日・十一日両日神事。同月酉ノ日タネマキ神事。仲春初午稲種卸ノ神事。孟秋酉ノ日大神事。是大古ノ事也。天智ノ朝以後。朔日ヨリ十日迄。大神事。仲秋初穂新米神事。季秋朔日秋収神事。此条朔ヲ亥日トアリ。

多賀城墟

市川村ニアリ。丘陵数百歩ノ地悉ク田圃ナリ。府土万葉ニ曰ク。多賀城ハ市川橋ノ東ニアリ。今農家多クアリ。古城跡ニ四百余歩ノ堤防アリ。其中内城跡ト称シ。東西五十六歩。南北五歩。閣跡ト称スルモノアリ。今奏社ノ西ニアリ。地ハ古ハ亦タ多賀ト称シ。或ハ多賀柵ト曰フ。（天平九年）。蓋シ柵トハ塞柵ノ謂ナラン。聖武帝神亀元年。大野東人始テ城ヲ此地ニ築キ。之ヲ多賀城ト称ス。（宝亀十一年ニ見ユ）。陸奥守之レニ居ル。乃テ又多賀国府ト称ス。源順ノ和名抄ニ曰ク。国府ハ宮城郡ニアリ。鎮守府ハ胆沢郡ニアリ。（古国毎ニ守アリ。惟陸奥守ノ外鎮守将軍アリ。出羽ニ秋田城介アリ。筑紫ニ太宰帥アリ。而シテ陸奥守ノ居所ヲ国府ト称シ。将軍ノ居所ヲ鎮守府ト称ス。其官或ハ摂ヲ兼ネ或ハ別ル。順ノ紀スル所蓋シ摂ヲ兼ネサルノ時也。続日本後紀ニ曰ク。仁明帝承和十年九月。始メテ陸奥国ニ鎮守府ヲ置ク。是レ府ヲ置クノ始ナリ。職原抄大全ニ曰ク。続日本紀天平宝字五年閏十二月。従五位下田中朝臣多太麿ヲ以ツテ。陸奥守ト為シ。鎮守副将軍ヲ兼ヌ。同九年鎮守将軍ト為ル。鎮守ノ名アリテ未タ置府ノ名在ラス。其ノ後チ仁明帝承和十年九月。始メテ陸奥ノ国ニ鎮守府ヲ設置ス。文治五年。源右将東征ノ日。茲ニ寓シ居ル三日。兵ヲ引テ東ノ方平泉ニ到ル。東国悉ク定マリ。帰送復タ寓シ吏ヲ賞シ民ヲ犒ハス。（東鏡ニ曰ク。文治五年八月大十二日己亥。暁景多賀国府ニ着キ。又タ海道大将軍千葉介常胤。八田左衛門尉知家参会シ。千葉太郎胤正・同次郎師常・同三郎胤盛・同四郎胤信・同五郎胤通・同六郎大夫胤頼・同小太郎成胤・同平次常秀・八田太郎朝重・多気太郎・鹿島六郎・真壁六郎等。常胤ニ相具シ各々逢隈ノ湊ヲ渡リ参上ス云々。十三日庚子。今日二品多賀国府ニ休息セシメ給フ。十四日辛丑。泰衡玉造郡ニ在ルノ由風聞シ。亦タ国府中山上物見ケ岡ニ陣取ノ由其告在リ。両舌ニ亘ル。賢慮未タ決セスト雖トモ。玉造ニ在ルノ儀。猶然ルヘキノ間。多賀国府ヨリ黒河ヲ経テ。彼ノ郡ニ赴カシム。又タ曰ク。十月大朔日丁亥。多賀国府郡郷庄園所ニ於テ。務事条々ヲ地頭等ニ仰含メラレ。就中国郡ヲ費ヤシ。土民ヲ煩ハスヘカラサル由ノ御旨。再三ニ及ヒ加之ナラス。一紙ノ文ヲ府庁ニ張リ置カル云々。其状ニ云フ。庄号ノ威勢ヲ以テ。不肖ノ道理ヲ国中ニ捍クヘカラサルコト。秀衡・泰衡ノ先例ニ任ス。其沙汰致スヘキ者）。文治六年三月十五日。右将・伊沢家景ヲシテ奥州ノ留主タラシム。家景厳截村高森ヲ以テ居館ト為シ。多賀城ヲ以テ治府ト為ス。仍テ氏ヲ高森ト改ム。国人之レヲ称シテ留主殿ト云フ。後チ治府亦タ之レヲ居館ニ徒ス。而シテ此ノ城遂ニ廃シ。国民旧ニ依テ厳截城ト称シ。多賀国府ト曰フ。（宗久東遊ニ記スル所。厳截村ヲ以テ多賀国府ト為スハ。則チ国民ノ称スル所タルヲ知ルヘシ。）続日本紀ニ曰ク。聖武帝天平九年四月戊午。陸奥持節大使藤原朝臣麿

等言フ。去ル二月十九日ヲ以テ。鎮府将軍大野朝臣東人。陸奥多賀柵ニ到ル。又タ曰ク。麿等三百四十五人ヲ帥ヒテ。多賀柵ヲ鎮ス。又タ曰ク。同月十五日。将軍東人多賀柵ヨリ発ス。又曰く。四月一日。東人出羽国大室驛ニ到リ賊地ニ入リ。且ツ間道シテ行ク。但シ賊地雪深クシテ馬芻得難シ。故ニ同月十一日。東人多賀柵ニ廻リ至リ。自ラキ新ニ通路ヲ開ク。総テ一百六十里。或ハ石ヲ刻ミ樹ヲ伐リ。或ハ澗ヲ填メ亭ヲ疏シ。加美郡ヨリ。出羽国最上郡玉野ニ至ル八十里。総テ是レ山野ノ形勢。険阻ト雖モ人馬ノ往還大艱難無ク。玉野ヨリ賊地ニ至ルヲ得ルト。又曰ク、孝謙帝。天平宝字四年春二月丙寅。陸奥国調庸者。多賀以北ノ郡ヲシテ黄金ヲ輸セシム。其法正丁四人一両。以南諸郡ハ旧ニ依テ輸ス。又光仁帝。宝亀十一年三月丁亥。上治郡伊治公ノ呰麻呂反シ。徒ヲ率ヒ按察使紀朝臣広純ヲ伊治城ニ殺ス。唯独リ大伴宿禰真綱ヲ介ケ。囲ノ一角ヲ開テ多賀城ニ護送ス。同年七月甲申勅シテ曰ク。逆虜ヲ討伐スル為メ。坂東ノ軍士ヲ調発シ。来ル九月五日ヲ以テ。並ニ陸奥国多賀城ニ赴集シ。其領スル所ノ軍粮ハ。宜シク官ニ申シ兵ヲ送ルヘシト。同年九月己未。勅シテ曰ク。将軍賊ノ為メニ欺カレ。此逗留ヲ致シ。此月ヲ以テ賊地ニ入ラスンハ。宜シク多賀・玉造等ノ城ニ居リ。能ク防禦ヲ加ヘ益々術ヲ練ルヘシト。又桓武帝。延暦四年四月辛未。中納言従三位兼春宮大夫。陸奥国按察使鎮守将軍。大伴家持等上言シ。権リニ多賀・階上二郡ヲ置ク。同七年三月庚戌。軍糧三万五千余斛ヲ仰セテ。陸奥国ニ下シ。多賀城ニ運収シ。又備二万三千余斛並塩ヲ。東海・東山・北陸等ノ国ニ仰キ。限ルニ七月前ヲ以テ陸奥ニ運転シ。並セテ来年蝦夷ヲ征セントス。同月辛亥。勅ヲ下シテ曰ク。東海・東山・阪東諸国ニ調発スル。歩騎五万二千八百余人。来三月ヲ限リ陸奥国多賀城ニ会シ。其点兵者先ツ尽ク前般ニ入リ。戦ヲ経タル叙勲者。及常陸国神賊弓馬ニ堪フル者ヲ。簡点シ。同月乙丑。多治比浜成・紀真人・佐伯葛城・入間広成ヲ以テ。並セテ征夷副使ト為シ。紀古佐美ヲ以テ征夷大使ト為ス。是レ乃チ胆沢ノ地ヲ攻ントスルナリ。同八年三月辛亥。諸国ノ軍令陸奥多賀城ニ於テ。道ヲ分ツテ賊地ニ入ル。

宗久紀行ニ曰ク。行テ多賀国府ニ至リ。奥ノ細道ニ由リ。南行末ノ松山ヲ済ル。（或人ノ日ク宗久ノ時ハ。已ニ国府ヲ岩切村高森ニ移ス。則チ其紀スル所ノ多賀国府ハ。高森ヲ謂フナリ。又日本名勝詩集ニ。高玄岱宮城八景ノ詩ヲ載ス。其中多賀暮雪ニ曰ク。古城廃墨十府池。多賀森辺暮雪奇。聞説源君稿民処。至今遺恵遠相思。是レ岩切村高森ヲ以テ。誤テ源右府寓スルノ所ト為スナリ。日本記ニ曰ク。崇神天皇十年七月群卿ニ詔シテ曰ク。民ヲ導クノ本ハ教化ニ在リ。今既ニ神祇ニ礼シ。災害皆耗然シテ。遠荒人等猶ホ未タ正朔ヲ受ケス。是未タ皇化ニ習ハサル耳。其レ群卿ヲ撰テ四方ニ遣リ。以テ朕ガ憲ヲ知ラシム。九月大彦命ヲ以テ北陸ニ遣ハシ。武渟川別ヲ東海ニ遣リ。吉備津彦ヲ西道ニ。丹道ニ丹波道主命ヲ丹波ニ遣ハシ。因テ之レニ詔シテ曰ク。若シ教ヲ受ケサル者ハ。乃チ兵ヲ挙テ之レヲ伐テ。既ニシテ其印綬ヲ授ケ将軍ト為ス。是ヲ四道将軍ト曰フ。同冬十月乙卯朔。群臣ニ詔シテ曰ク。今反者悉ク誅シ。畿内無事ナリ。唯海外ノ荒俗騒動未タ止マス。其四道将軍等忽チ之レヲ発ス。丙子将軍等共ニ路ヲ発ク。十一年夏四月壬子朔己卯。四道将軍戒夷ヲ平クルノ状ヲ以テ奉ス。是年異俗多ク皈シ。国内安寧ナリ。

擁書謾筆ニ曰ク。日本国書目録一巻ニ在リ。正五位下行陸奥守兼上野

権介。藤原朝臣佐世。勅ヲ奉シテ撰ス。事巻端ニ見ユ。
目次記十五。康治二年五月十四日ノ条ニ曰ク。大納言伊邇。使ヲ送ル。
故ニ古今集ヲ借ル註。孝経ヲ書写シ使ニ付シテ。之レヲ送ラル。佐世
(本朝博士)撰フ所ナリ。十七巻佐世ノ草本ナリ。アキラカニ皆点アリ。
世ノ宝物之レニ如カス。第九巻ノ奥朱書ヲ以テ云。寛平六年二月二日。
一タヒ勘了ス。時ニテ謫セラレテ陸奥多賀国府ニ在リ。本朝文粋六。
敦光朝臣陸奥守ニ申ス状。京官人兼陸奥守ニ任シ。藤原佐世ニ例ス寛
平三年正月。陸奥守兼大蔵少輔ニ任ス云々。
三代実録・朝野群載・大系図・大日本史。「二百十六」文学伝ニ出。
府土万葉。弘仁十年正月丙午。峯守陸奥守。此時篁ハ父ニ従テ奥州ニ
往ク。
釈千丈集ノ跋。小野篁参議正四位下岑守ノ子ナリ。五十二代。嵯峨天
皇弘仁ノ初。父ニ従テ奥州ニ往ク。五十三代。淳和天皇天皇十年。東
宮学士タリ。五十四代。仁明天皇。承和元年。聘唐副使ト為ル。五年
船ヲ争ヒ病ト称シテ往カス。此時西道謡ヲ作ル。六年詔ヲ捍クヲ以テ。
除シテ庶人ト為シ。隠岐ニ配セラル。七年四月詔アリ京ニ皈ル。八年
九月本位ニ叙セラレ。九年六月。陸奥ノ太守ト為リ。秋八月東宮学士
ヲ拝ス。十二年正月。四位下ヲ授ケ。十四年正月参議ト為リ。近江守
ヲ授ク。十五年。信濃守ヲ兼ス。五十五代。文徳天皇。仁寿二年十二
月府中薨ス。年五十一。身ノ長ケ六尺二寸。

多賀城懐古　半井行蔵

城北空望野水湄。俳徊禾黍自離々。駐レ筇懐レ古時回望。山上惟余一
片碑。

多賀城覧古　藤荘臨

昔作二東蕃鎮一。今為二北郊村一。沙中楼瓦瘞。艸際壺碑存。花駐当時色。
鳥招自古魂。常教探勝客。佇立至二黄昏一。

壺碑　第二巻見合スヘシ

多賀城墟中ニアリ。佐久間洞巌翁壺碑考。及観迹聞老志ニ曰ク。壺苦
本ノ切音悃。爾雅宮中衖ナリ。郭撲曰ク衖閣ハ間道ナリ。詩大雅其類
維何ソ室家ノ壺。又居ナリ。俗壺碑ニ作ルハ非ナリ。坪ハ洪孤ノ切音
胡。酒器。坪ハ蒲明切音平。地平処。按スルニ。此碑ハ往時ハ城中館
庭ニ在リテ。壺碑ト名ツクルモノナリ。
可成談ニ曰ク。梨壺桐壺ノ壺ト為スハ誤ナリ。青木熟丸草蘆雑談ニ曰
ク。壺碑読テ壺碑ト為ス者。之レ誤ト謂ト雖トモ。然レトモ之レヲ熟
考スレハ。則チ然ラス。壺壺字相似タリ。故ニ邦俗常ニ之レヲ誤リ書
スルナリ。因テ古語ト為ス。今庭ヲ謂テ坪ト云フ。坪邦訓壺ト同シ。
又地ヲ計ル坪ヲ以テ之レヲ数フト。之レニ由テ観レハ。則チ桐壺梨壺
ノ如キ亦タ壺ノ字ニシテ可矣)。
従六尺五分衡三尺余。碑後石形三稜ナリ。天平宝字六年。恵美朝猶ノ
樹ツル所。見雲真人ノ書スル所ナリ。中世以来草莽中ニ埋没シ。世之
レヲ知ル者ナキ数百年。元禄中ニ至リ再出セリ。筆画完全一字泐セス。
楷法遒健世或ハ諸葛武侯ノ書ニ似タリト為ス。先君肯山公亭ニ命シテ
以テ闌摺ヲ禁ス。観迹聞老志ニ曰ク。壺碑ハ我東奥ニ在ル久シ。而シ
テ累世人ノ其神妙ヲ知ル者無シ。空シク古城草莽ノ中ニ蕪没スル幾千
年。水戸黄門君。其文字ヲ吾太守綱村君ニ請ヒ。乃チ儒臣田邊氏ヲシ
テ雙鈎以テ遺ラシム。然レトモ未タ手摺ニ及ハサルモノ尤モ惜ムヘシ。
元禄十二年。江定守及亡子義方ト地ヲ経。義方ノ術ヲ以テ之レヲ打去
リ。其文字ヲ閲スルニ。筆勢高古字体寛閑。殆ント尋常ニ非ス。之レ

ヲ考フルニ。中華ハ則チ蘇長公・趙松雪ノ上。而シテ陶弘景・顔魯公ノ亜ナリ。未タ曽テ日本ノ字躰ニ見ス。是ニ於テ切ニ怪ム。我朝此鳥迹アリ。未曽テ此ヲ以テ。妙ヲ伝ヘ其名ヲ後世ニ遺サス。仍テ之レヲ平信恕ニ告ク。信恕亦タ其妙手ニ驚ク。時ニ本朝書史ヲ編ム。乃チ之レヲ篇中ニ収ム。予亦慶好事ノ徒ニ示シ。之ヲ説テ本朝希有ノ書ト為スノミ。後州人略ホ其奇迹ヲ知ルナリ。

正徳甲午ノ春。太守君僕ニ命シ雙鈎シテ以テ之レヲ進ム。筆者ノ姓名ヲ質ス。而シテ其証ヲ風土記残篇中ニ得タリ。始テ見雲真人ノ筆痕タルヲ知ル。其時ヲ得テ顕ル者ト謂ツヘシ。

弘斎平信恕壺碑審定説ニ曰ク。書名ノ顕晦亦タ時運ノ泰否ニ繋ル歟。夫レ壺碑ハ。所謂筆法ノ妙書家ノ冠冕ナル者ナリ。而シテ世々之レヲ知ル者アル鮮ナシ。予往テ其書ヲ慕フテ其人ヲ知ラサルナリ。或人曰ク。中将姫ノ書ナリ。予既ニ論シテ以テ非ト為ス。或人疑ラクハ唐人ノ書ト。衆議未タ決セス。佐子厳始テ之レヲ唱フ。壺碑ハ見雲真人ノ書。日本風土記残篇ニ出ツ。予之レヲ聞テ愕然。想フニ夫ノ風土記ハ。醍醐帝ノ時ニ始テ成ル。其書亡フルヤ久シ。今焉ソ之レ有ラン。然ルニ子厳ハ信人ナリ。豈我ヲ欺ンヤ。且其博識多聞必ス観ル所アリ。之レヲ念フテ措カス。一日田氏ノ家ニ於テ之レヲ獲其書タルヲ顧ルニ。所謂什一ヲ千百ニ存シ。就中壺ノ碑ノ事迹ヲ観ルニ。完然蠹ヲ免ルアリ。予歎シテ曰ク。天也哉焉乎真人ノ妙迹ト憶ン。当時名ヲ朝野ニ振ヒ。故朝獠雇テ之レヲ浄書セシム。今澆季ニ及ヒ。而シテ人之レヲ識ルナリ。空シク此ノ碑ヲ余スノミ。天言フ能ハス。風土記残編ヲ出シテ以テ人ニ示スナリ。名復タ後世ニ顕ル。然レトモ子厳其人微リセハ。則チ何ヲ以テ聞アルニ関ラン。倖亦偉ト謂ツヘシ。粤ニ併セテ風土記ノ文ヲ収メ。以テ其伝ヲ永フスト云フ。時ニ正徳六年丙申ノ春孟陬ノ日記レ之。

先哲叢談続編ニ曰ク。奥ノ宮城郡市川邑ニ。多賀城趾アリ。蓋シ中古鎮守府衙門ノ所在ナリ。天平宝字中。奥羽按察使恵美朝臣。見雲真人ヲシテ之レヲ書サシメ。碑ヲ此ニ建テ四方路程ノ里数ヲ記セシム。世之レヲ多賀壺碑ト称ス。続日本記・新古今和歌集・名寄歌枕。又坪ノ石文ト称ス。日本風土記残編・夫木集・後世其所在ヲ失ス。沈晦世ヲ曠フスル者数百年間。之レヲ識ル者ナシ。元禄中始テ之レヲ多賀城趾荒蕪土芥中ニ得タリ。洞巌好古ノ癖、乃チ揣摩摹勒毫釐爽ハス世ニ刊行ス。墨本伝ヘテ江戸ニ至リ。細井広沢再ヒ之レヲ刻ス。其書絶妙ニシテ一ニ晋唐人ノ遺跡ノ如シ。是ヨリ以降人皆貴重ト為スヘキヲ知リ。後ニハ仙台公有司ニ命シ。新タニ其垣ヲ修メ屋宇ヲ葺造ス。蓋シ洞巌ノ請ニ従フナリ。其友弘斎平信恕壺碑考ヲ著シ。洞巌題跋ヲ作リ。其始末ヲ詳記ス。今ニ至リテ人之レヲ知ル者ナシ。実ニ皆洞巌ノ功ナリ。鎌倉実記ニ曰ク。壺碑見雲真人之レヲ書ス。其書絶妙野道風亦タ及ハサル所也。

風土記残編ニ曰ク。陸奥宮城郡坪碑。在二鴻之池一。（今廃）。為二故鎮守府門碑一。恵美朝獠建レ之。見雲真人清書也。記二異域東邦之行程一。令四ニ旅人不三為二迷塗一。

観迹聞老志曰ク。想フニ夫レ或ハ境内ニ達シ。京師ニ反命シ。逆賊ノ蜂起ヲ隣国ニ告ケ。或ハ兵ヲ募リ徒ヲ集ルノ砌。急遽倉卒ノ忙ハ。予メ其備ヲ致シ。遠近ヲ量リ多寡ヲ考ヘ。日子ヲ定メ来往ヲ計リテ。緩急遅速ノ設ヲ択フヘキナリ。古人所謂凡事預則立事前定則。不困者。此碑ニ於テ亦タ見ルヘシ。

安藤為章。年山記聞ニ曰ク。壺碑ハ奥州宮城郡市川村ニアリ。佐々宗淳。曽テ西山公ノ命ヲ奉シテ。彼処ニ至リテ之レヲ摹シ。今点ヲ加フ。高六尺三寸。横三尺一寸。厚一尺。按スルニ。大野東人ハ。紀職太夫果安ノ子。天平十四年十一月卒ス。朝獦ハ恵美押勝ノ第三子。宝字八年九月十八日死ス。天平宝字ハ。孝謙帝ノ年号。六年ハ廃帝即位四年。靺鞨国ハ。旧唐書北狄伝ニ見ユ。京師東北ニアル六十余里。東ハ海西ニ至リ。突厥南界高麗ニ接ス。北ハ室韋ニ接シ。即チ粛慎ノ地ナリ。又按スルニ。続日本記。天平宝字六年。大宰府ニ勅シテ。国ノ行程ヲ記セシム。憶フニ壺ノ碑モ亦タ其ノ類ナル乎。

篠崎子文。東海談ニク。壺碑靺鞨ト称スル者ハ。即チ粛慎今朝鮮ニ属ス。古粛慎奥州ニ来泊スルノ事。国史ニ見ユ。物徂徠可成談ニ曰ク。南部ヨリシテ奥。コレ応サニ蝦夷ノ地ナルベシ。又曰ク。蝦夷ハ国名ニ非ス。種類ノ称ナリ。国栖蜘蛛皆然リ。隼人亦タ種類ナリ。又曰ク。勲位ハ軍功ニヨリ位階ヲ賜フナリ。其等十二勲。一等ハ正三位ノ下。従三位ノ上ニ当ル。次第配当シテ十二等従八位。下ハ衣服庶人ニ同シ。黄袍ヲ着ル。蓋シ勲位袍次第功田ヲ賜テ之レヲ設ク。後世其事絶ユソノ故詳カナラス。又曰ク古ハ重複姓多シ。藤原恵美及備前王内藤安藤是ナリ。

林笠翁。仙台閑語ニ曰ク。蝦夷ハ種族ノ称。国名ニ非サルナリ。日本記。駿河蝦夷・遠江蝦夷ノ語アリ。以テ知ルヘシ。又曰ク。靺鞨ハ古昔本邦ノ属国タルカ。相伝フ。阪上将軍壺碑上書ニ曰ク。日本中央。靺鞨ノ如キ属国ニ非サレハ。則チ何ソ中央ト称スルヲ得ン。

藤貞幹好古小録ニ曰ク。此碑往年宮城郡市川村土中ヨリ掘出ス。憶フニ。其地ハ則チ多賀城ノ廃趾カ。靺鞨続日本記ニ曰くク。養老四年正月。渡島・津軽司。従七位上諸君。鞍男等六人ヲ遣シ。其風俗ヲ観セシム。而シテ其ノ地方今知ルヘカラス。

従四位上勲四等。大野東人。按スルニ。続日本記。東人当年従四位下ニシテ。此碑従田官東牖子曰ク。陸奥多賀城碑。中古兵乱ヲ経テ久シク土中ニ埋没シ。人之レヲ知ルナシ。伊達吉村朝臣。財巨万ヲ費シ地方弐里。深五尺ヲ掘リ。遂ニ之レヲ得タリ。文ハ已ニ諸書ニ見ユ。故ニコヽニ贅セス或説ニ曰ク。鎮守府門ニ在ルノ碑ナリ。而シテ鎮守府ハ。是レ胆沢郡今碑ヲ得ルノ地ハ。則チ宮城郡。其説合ハス。今碑面記スル所ニ因レハ。朝臣再ヒ之レヲ興ス。強テ其説ヲ為ス時ハ。則チ原碑ハ別ニ胆沢郡ニ在ル乎。又碑文ノ里数。本邦古法六丁一里ヲ以テ之ヲ記ス。奥羽ハ今猶之レヲ用フ。古道程ト称ス。且古昔ノ道路駅舎ハ。今ノ如ク自由ナラス。故ニ行程日数ヲ計リテ以テ糧ヲツヽム。令書註ニ。(可記軍法令)載スル処。兵士一人糒六斗塩弐升ヲ貯備ス是ナリ。此レ碑ノ道程ヲ記示スル所以ナリ。或ハ謂フ。碑額西字ヲ書ス。則チ此地以東又別ニ壺碑アル者。其説鑿ナリ矣。此地以東ハ即蒼海。何ソ碑アルヲ得ン。蓋シ西字ヲ書スルモノハ。鎮守府ニ来役スル者ヲシテ。地方位ヲ知ラシムルナリ。

続日本記。聖武帝。神亀元年。大野東人。為按察使陸奥守。鎮守府将軍。授従四位上勲四等。天平十一年夏四月壬午。為民部卿。兼春宮太夫(国分次第曰。東平王是也。)又廃帝天平宝字四年正月癸未。為陸奥国按察使兼鎮守将軍授正五位下。同月丙寅。授従四位下。同五年冬十月癸酉。為仁部卿。陸奥出羽按察使如故。同六年冬十一月丁酉。為東海東山節度使。十二月己巳為参議。伊藤東涯。輶軒小録ニ曰ク。東方碑碣ノ最モ古キ者。陸奥壺碑ニ如ク者無シ。昔源右将国風ノ什有ル

ヨリ。後世多ク之レヲ臆シ。当時已ニ古事ト成ルナリ。僧顕昭壺碑ト謂フ者ハ。古昔阪将軍弓弭ヲ以テ。石上ニ書スル者ト。謬伝ナリ。又曰ク。大野東人ハ。紀織太夫直広肆果安ノ子。神亀三年征夷ニ従ヒテ功アリ。従四位勲四等ヲ授ク。天平三年。陸奥按察使兼鎮守府将軍ト為ル。累官参議。大養徳守征西将軍従三位。十四年薨ス。此碑ノ記スル所。神亀元年ニ書ス。按察使鎮守従四位ハ。則チ建碑ノ月。追書故ニ此違アリ。

伊沢長秀俗説辯ニ曰ク。俗曰ク。阪将軍弓弭ヲ以テ。大石上ニ書シテ曰ク。日本中央是レヲ壺碑ト為ス。是未タ多賀城修造ノ文ヲ視サル者ノ妄説ナリ。藤広沢換鵞百譚ニ曰ク。吾友曽テ羽州ニ赴キ。皈路奥州ヲ経。因テ壺碑ヲ探ラント欲シ。其所ヲ過ク。舁夫ニ問フ。夫曰ク。知ラス。已ニシテ去ル稍遠シ。復タ碑ノ状ヲ以テ細カニ之レヲ問フ。夫曰ク。公何ソ先ナル者間ヲ失スルヤ。是ハ立石ナリ。踏石ニ非ス。答サル所以ナリト。今其所ヲ去ル已ニ数里。行程日ヲ刻ス。回駕ヲ得スト。徒ニ恨然タルノミ。蓋シ碑ハ国訓石ノミ。蹈ハ国訓フミ。蹈文同シ。蹈石ハ則ハチ文石。故ニ舁夫混同之レヲ誤ルナリ。

平沢元愷。漫游文草ニ曰ク。十四日已牌仙台ヲ発シテ数十里。市川村ヲ得タリ。乃チ壺碑ノアル所ナリ。嗚呼不朽ナルモノハ文ナリ。千有余載ノ久シキ。見雲氏ノ筆痕尚ホ今日ニ淋漓スルカ。多賀城趾礎石尚ホ存シ。其瓦ハ研ヲ作リ。好事ノ愛スル所ナリ。又南部石文村ノ条ニ曰ク。七ノ戸郷ニ至リ。坪村碑ヲ問フ。里正但坪村・坪川及石文村ヲ言テ。碑ノ所在ヲ知ラス。遂ニ坪村ニ至ル。村傍一水ヲ坪川ト曰フ。土人曰ク。此ヲ距ル数里小祠アリ。千曳ト名ツク。是ヲ石文社ト為ス。乃チ行ク唯一小祠ノミ石ヲ見ス。之レヲ野夫ニ問フ。則チ曰ク。石ヲ祠トニ埋ム。因テ祀ルト。去テ野邊地ニ尋ネ其地ニ行ケハ一都会ナリ。乃チ逆旅主人ニ就テ。偵ス人有リ碑ノ所在ヲ知ル。此ヲ距ル十数里。石文村アリ。村後ニ小山アリ。山麓ニ古碑アリ文字破壊読ムヘカラスト。余聞テ神飛ヒ急ニ摺具ヲ辯シテ以テ明日ヲ待ツ。鄙語ニ曰ク。寧ロ真ニ似タルノ偽ヲ説ケ。偽ニ似タルノ真ヲ説ク勿レト。其豈ニ然ラン乎。余疑ヲ蓄フル已ニ久シ。今坪村ヲ聞テ心竊カニ之レヲ怪ム。又石文村アリ。而シテ古碑ノ在ルアリト云フ。翌日早起郷導ヲ雇テ。以テ野邊地ヲ発ス。唯恐ル搨打一日ニシテ功ヲ終サルヲ。行十五六里。石文村ニ抵ル。乃チ民家ニ入リテ憩フ。因テ齎シ来ル所ノ小樽ヲ開テ飲ミ。主人ヲ延テ觴シ。徐々古墓ノ所在ヲ問フ。主人但タ引石ノ事ヲ説ク。其説潰々聞クニ足ラス。余謂ラク。土民古物ヲ知ラスト。丁寧反復以テ我意ヲ申フ。輒チ曰ク。父老ノ言未タ前聞セス。恐クハ謬伝ナリ。余始テ欺カルヲ知ルノミ。石文村僅カニ五六家。而シテ後山ナシ。何ヲ以テ其彷彿ヲ求メン乎。真ニ似タルノ譌。人ヲ誤ル此ノ如ク其レ甚シ。

或曰ク。壺碑ハ別ニ南部北郡ニ在リ。其地ヲ壺村ト曰フ。傍ニ石文村アリ。又壺川碑アリ。高四五尺。碑面ニ日本中央ノ四字ヲ彫ス。相伝フ。古阪将軍書之ト。後人アリ神夢ニ感シ。之レヲ土中ニ埋メ。其上ニ祠ヲ建テ。石文明神ト曰フ。故ニ碑今亡シ矣。

顕昭袖中抄ニ曰ク。壺碑ハ阪将軍東征ノ日。弓弭ヲ以テ日本中央ノ四字ヲ題スルナリ。言フ。ココロハ世々陸奥ヲ以テ。東方窮極ノ地ト為スト雖トモ。蝦夷千余島。猶ホ其東ニ在レハ。即チ此地ハ正ニ中央ニ当ルナリ。又曰ク。新撰歌枕ニ曰ク。侍中信家曰ク。碑長四五丈許。其地壺ト曰フ。因テ諸書ヲ閲スルニ。壺碑ヲ論スル者ハ。則チ長赤水

東奥紀行。伴蒿蹊閑田耕筆。源信亥柳庵随筆等。共ニ其言ヲ引キ。南部ノ碑ヲ以テ壺ノ碑ト為ス。此碑ヲ以テ多賀城修造ノ碑ト為ス。或所謂古人賦スル所ノ国風ハ。皆ナ南部ノ碑ヲ詠スル者ト。余曰ク。是未タ深ク考サルノ誤ナリ。

僧慈円ノ国風

陸奥乃壺乃石文行天覧無夫仁毛不書徒迷恵登波

僧寂蓮ノ国風

陸奥乃壺乃石文有登聞孰如恋乃界奈留羅無

則之レヲ碑文。国界ヲ紀スルノ意ニ取ルナリ。然ルニ何ソ皆南部碑ノ詠トスルカ。因ミニ曰フ。顕昭ハ南部碑アルヲ知ラス。東涯及長秀ハ。此碑アルヲ知テ南部碑アルヲ知ラス。赤水ハ南部碑ノ壺ト称スルヲ知テ。此碑ノ壺ト称スルヲ知ラス。古人ノ国風此碑ヲ詠スルヲ知ラス。後ノ覧ル者之レヲ詳ニセヨ。

和漢三才図会曰。壺石碑。在二多賀一。昔此処有レ城名二多賀城一。大野東人築レ之。後恵美朝臣慕二其旧蹟一。建二石碑一。又曰。田将軍用レ鉾。書二日本中央四字一。云々。按田村丸征二伐東夷一時見レ碑乎。蓋蝦夷嶋以二日本属国一。則此処為二中央一。亦宜哉。

源信充柳庵随筆曰。多賀城碑。相伝。為二源右将国風所詠之壺碑一。然今南部有二壺村一。又有二碑明神祠一。則多賀城碑。自是多賀城碑。当下与二壺碑一異上也。因云。友人狩谷望之。故京遺文多賀城碑所レ記。朝獪位。置異二続日本記所一レ載。

白石先生蝦夷志序曰。蝦夷一曰二毛人一古北倭也。漢光和中。鮮卑檀石槐。聞三倭善二綱捕一。東撃二倭人国一得二千余家一。徒置二秦水上一。令三捕レ魚以助二糧食一。鮮卑東胡種。即今韃靼東北地。所レ謂倭人即此夷。俗善二沈没捕魚一。於レ今亦然矣。夷多二種落一。曰渡島蝦夷。其在二東北海中一者。曰北蝦夷・曰東蝦夷。其徒居二干内地一者。北謂二越国一。東曰二陸奥国一。曰二齶田一。曰二渟代一曰二柵養一。曰二津刈一。皆東北之別也。宋書曰。毛人五十五国。唐書曰。倭国東北限二大山一。其外即毛人。総言二其内外種落一也。夷種分二居内地一。其始不レ可二得詳一。景行天皇征二東蝦一詔曰。東夷犯二邊界一。以略二人民一。往古以来。未レ染二王化一。由レ是観レ之其犯二内地一蓋由来既久矣。而叛服亦屢矣。斉明天皇四。遣二阿部臣一率二船師一。伐二蝦夷一。齶田・渟代酋師迎降。渡嶋蝦夷交来会。乃定二渟代・津軽二郡領一而還。五年。復遣二阿部臣一。率二飽田・渟代・津軽胆振鉏等酋師一。以伐二蝦夷一。乃徇二其地一。遂置二治於後方羊蹄一而還。是歳秋。遣下使率二陸奥蝦夷一以聘中干唐上。唐書曰。永徽中我行人。与二蝦夷一偕来。即此也。時高宗問二我行人一曰。蝦夷幾種。対曰類有二三種一。遠者都加留。次者麤蝦夷。近者熟蝦夷。今此熟蝦夷所レ謂三種。挙下其在二荒服一者上而言也。厥後凡称二蝦夷一者。皆謂下其在二内地一者上也耳。天平宝字六年。東海東山節度使。藤原恵美朝臣。刻二石於鎮守府門一。以誌二四方道里相距遠近一。曰。去二蝦夷国界一一百廿里。其石於レ今。見在二府城旧跡一。則知宮城郡北方数百里。尽没二干夷地一也。至三其駆二之荒徼一。悉収二東山地一。因地為レ塞。則征東将軍阪上大宿禰。田村麻呂之功。蓋以為レ大也矣。史闕不レ伝二其事一。可二勝嘆一哉。厥後六百五十六年。若狭守源信広。越レ海入二干夷中一。遂取二其南界一。以定二北地一。是歳嘉吉三年也。自レ此以降。子孫世々拠二其地一。而迄二干今一。東顧之憂久絶矣。因輯二旧聞一以為二蝦夷志一焉。

（漢詩省略）

多賀神祠跡

観跡聞老志ニ曰ク。旧多賀城趾中ニ在リ。今其所ヲ詳ニセス。祠ハ今高崎村ニ移ス。後ニ見ユ。

日本詩古事選ニ曰ク。大野東人。按察使兼鎮守ニ任シ。神亀中蝦夷ヲ征伐シ。広ク部郡ヲ開キ。多賀城ヲ築キ。以テ東北ノ巨鎮ト為ス。天平宝字六年藤原恵美朝臣多賀城ヲ築ク。朝臣押勝ノ子ナリ。官参議東山東海節度使従四位上仁部省卿兼鎮守将軍ヲ歴。

国府館跡

壺碑東北六七十歩ニ在リ。府土万葉ニ。内城ト称スルモノハ是ナリ。左右皆田圃ニシテ。秩然トシテ犂利アリ。地方三四十歩。是レヲ古国府舘趾ト為ス。相警シテ犂スルコトヲ許サス。土人曰ク。多賀城墟之レヲ犂セハ。往々古瓦ヲ出ス。瓦ニ紋アリ。細布ニ似タリ。堅緻硯ニスヘシ。且緑瓦ヲ出ス所ノ処ヲ認ムルニ。門・屏・屋・舎ノ蹟。得テ詳識ス可キナリ。然レトモ人々瓦ヲ求ントシテ。多ク稼ヲ傷ム。故ニ秘シテ許サス。

古井

壺碑西南五六十歩林間ニアリ。今廃シテ僅カニ水アリ。水南ヲ土人倉下ト謂フ。古昔倉庫ヲ置ク地ナリト。

鴻ノ池

風土記残篇ニ曰ク。壺ノ碑ハ鴻ノ池ニ在リ。池今廃シテ考索ニ由ナシ。或曰ク。鴻ノ池ハ国府ノ誤。池ハ地ノ訛。鴻ハ国音ヲ以テ訛リ。池ハ字形ヲ以テ訛ル。是言フ壺碑ハ国府ノ地ニ在ルナリ。又同書。末松山ノ記ニ曰ク。末ノ松山ハ。鴻ノ池市川ノ道ヨリ之レヲ見レハ。則嶺上ノ三峡白波浩々。以テ奇観ト為ス。是レヲ以テ鴻重ネテ訛リ島ト為スナリ。或ハ曰ク。鴻ヲ以テ国府ノ訛ト為スハ則善シ。而シテ池ヲ以テ地ト為スハ。未タ穏当ナラサルニ似タルカ若キ乎。古城郭豈湟池ヲ鑿チ。以テ要害ト為ス無ラン耶。後世城墨廃毀碑石。或ハ池ニ陥没スルモ。亦未タ知ル可ラサルナリ。因リテ遍ク地志ヲ考フレハ。則チ諸邦古国府ノ趾。其称ヲ転訛スル者多シ。茲ニ其一ヲ挙ケテ証ト為セハ。摂津ノ国ニ鴻ノ池村アリ。又タ荒府ノ池アリ。共ニ古国府ノ跡ニ在ルナリ。而シテ鴻荒ト国音共ニ国府ニ近シ。先賢之レヲ論シ。以テ国府ノ謬ト為ス。曽テ曾根好忠。及ヒ藤原ノ家隆ノ荒府ノ池ヲ。賦スルノ歌ヲ観レハ。則チ其誤称スルヤ由来久シ。土人相伝テ曰フ。多賀城墟ノ側旧ト鴻ノ池アリ。池中石アリ。鴻ノ踏石ト名ツク。石面鴻ノ足跡アリ。因リテ名ト為ス。余曰。鴻ノ踏足ナル者。即チ国府ノ碑ノ謬。踏国訓文ト同フス焉。文石即文。且タ鴻ノ足跡ナル者アリ。鳥跡ハ文字ノ謂。是レ石面文字有ルヲ云フ。豈壺ノ碑ニ非サルヲ得ンカ。土俗誤リ伝ヒテ不通ヲ致スナリ。後ノ識者之レヲ正セヨ。日本記。崇神天皇。五十七年十月。令二諸国一興二田部屯倉一。北条五代記曰。北条氏康里見義弘。下総ノ高野台ノ戦ヲ載スル条ニ。高野台古キ文ニハ。国府台・小府台・台岱共書キタリ。今所ノ者ニ間ヘハ。高野台ト書クト云フ。見レハ字面ニアフタル高キ台ナリ。

五輪宅地

多賀城墟北路ノ旁。農人ノ宅ニ有ル是レナリ。奥州名所図絵ニ曰ク。多賀城北路ノ旁。農人ノ宅後。古五輪ノ塔アリ。破壊惟ニ石ヲ存ス。相伝テ。恵美朝獦ノ塔ト為ス。今塔前ニ小詞ヲ存ス。朝獦ヲ祀ルナリ。土人因リテ其宅地ヲ呼ヒテ五輪屋舗ト称フ。

市川附橋

多賀城跡西邊ニ在ルナリ。圯橋ヲ架ス。市川橋ト曰フ。仙台府往還ノ道路ナリ。水ハ利府駅東北ノ山中ヨリ出ツ。曽テ塘ヲ回シテ東南ニ流シ。八幡川ト為リ笠神村ニ至リテ海ニ入ル。伝ヘ云フ。水旧ト多賀城下市街ノ間ヲ経。故ニ名ト為ス。因リテ亦村名ト為ス。未タ其是否ヲ詳ニセス。

大堤

土人之レヲ市川大堤東ト謂フ。長十一町余。横二町余。（一町三十六丈十一町三百九十六丈。）

五万崎

市川圯橋東北ニ在ルナリ。土人伝ヘ言フ。古ヘ鎮守将軍大伴家持。五万余ノ軍ヲ屯スル処。困リテ名ト為ス。続日本記曰ク。桓武帝。延暦七年三月辛亥。勅ヲ下シテ曰ク。東海・東山・坂東諸国。歩騎五万二千八百余人。来三月ヲ限リ。陸奥国多賀ニ会セヨト。同八年三月辛亥。諸国ノ軍ヲ陸奥多賀城ニ会シ。道ヲ分チテ賊地ニ入ル。

八幡神祠

国府館址ノ東数歩ニ在ルナリ。伝ヘ曰フ。阪将軍東征此城ニ在ルノ日松島八幡祠ヲ以テ城南八幡村ニ移ス。又タ小祠ヲ城中ニ建テ朝夕祭祷スト云フ。

白山神社

八幡神祠ノ南ニ在ル地ナリ。金山ト云フ。何人ノ創ムルヲ伝ヘス。

丸山

多賀城墟ノ東ニ在リ。

勢至堂山

丸山東北ニ在ルナリ。相伝フ。昔シ山上ニ勢至堂アリ。今移シテ浮島村法性院ノ側ニ在リ。藪ニ其趾ヲ存ス。

大塘

伝欠ク

加瀬湖

多賀城墟ノ北ニ在ルナリ。東西三里許。南北数百歩。三面皆山。独リ西面ヲ開キ。長堤ヲ築キ閘ヲ設ク。時ヲ以テ湖下ノ田ニ漑ク。民其利ヲ蒙ル尤モ多シ。湖以北ノ地ヲ加瀬村ト為ス。

玉川寺

多賀城墟ノ東南ニ在リ。後花園帝。文安元年。僧無着創始ス。後陽成帝。慶長五年。僧伝室再建ス。曹洞禅ヲ宗トス。土人曰フ。市川古ヘ玉川ノ上流。故ニ玉川ヲ以テ寺号ト為ス。

多賀城

延喜式神名帳載スル所。宮城郡四座ノ一。祭ル所武甕槌命・経津主命二神・今鹽竈左右宮是ナリ。古ヘ武甕槌命浮島ニアリ。故ニ古来浮島明神ト称ス。経津主命ハ多賀崎ニ在リ。両社ヲ合シテ多賀神社ト曰フ。蓋シ浮島・多賀崎其間相距ル僅カニ百余歩。古来多賀城堡内ノ地タリ。後世府城廃後其地ヲ分テ。市川・浮島・多賀崎数村ト為ス。今高崎ニ作ル。又高橋村アリ亦同シ。其分邑ノ時経津主祠ハ高崎ニアリ。故ニ土人高崎神社ト称ス。鹽廟縁起ニ曰ク。今ノ鹽竈社ハ。多賀国府ニアリ。三社神此国ニ天降リ。之レヲ国府ニ祠ス。故ニ多賀神社ト号ス。封内名蹟志曰ク。多賀社ハ。即今ノ鹽竈一ノ宮。郷説ノ所謂浮島明神ナリ。旧祠官東塩氏伝曰ク。明応中塩廟。及ヒ多賀両社共ニ。壊圮諸祝屢興

新ヲ留主氏ニ請フ。而シテ留主氏特ニ鹽庵ヲ営ミ。多賀両社ヲ移シテ之レヲ合祀ス。是ニ於テカ多賀両社永廃ス矣。後邑民両社ノ趾ニ就キ。各小祠ヲ建ツ。而シテ多賀神社ハ則チ其旧草ヲ襲ヒ多賀崎神社ハ則チ更ニ神明祠ト称ス。観迹聞老志曰ク。誤載シテ多賀ト浮島ト別テ両社ト為ス。其多賀神社ヲ記シテ多賀神社ト曰フ。旧多賀城趾中ニアリ。神名秘書ノ所謂多賀宮。伊弉諾尊右眼目ヲ洗テ出ツ。神号ヲ豊受忌魂ト云フ。又伊吹田主神是也。浮島神社記ニ曰く。浮島村ニアリ。田上ニ高丘アリ。丘上神祠アリ。是乃チ浮島明神ナリ。何神ヲ祀ルヲ詳ニセス。名蹟志亦タ聞老志ノ誤ヲ承テ。浮島神社ヲ別載セリ。其言全ク同シ。是皆深考セサルノ謬ナリ。夫多賀二神ハ。太古日神ノ命ヲ奉シテ。天孫ノ為メニ葦原中津国ヲ征シテ功成リ。終ニ陸奥ニ至リ。此地ニ留リ。後武甕槌命ハ常陸鹿島ニ。経津主命ハ香鳥ニ遷リ。而シテ神子神孫ヲシテ国中ヲ分治セシム。国民其徳沢ヲ蒙リ。敢テ忘レス其所処ニ就テ。祠ヲ立テ之レヲ祀ル。故ニ陸奥国二神ノ御子神社ナル者甚タ多シ。三十社アリ。延喜式載スル所。黒川天足別神社。亘理鹿島伊都乃比気。鹿島緒名太神。牡鹿天足和気。信夫鹿島。磐城鹿島。牡鹿香取。及伊豆乃御子。鹿島御子。行方鹿島。栗原香取。御子神社。是ナリ。東塩氏伝記ニ曰ク。多賀神社古祭礼ニ曰ク。歳三月廿六日。宮城一郡ノ士多賀城ニ会シ。廿七日会スル所ノ士ヲ分テ二軍ト為シ。一ヲ神軍ト為シ。一ヲ賊軍ト為シ。各将帥アリ。神軍ハ則チ三神輿三神剣ヲ奉シテ之レニ随フ。（三神剣一ニ天盤砂剣。二ニ十束知剣。三ニ八束利剣ト曰フ。是神世ヨリ伝フル所。神庫ニ秘蔵ス。）両軍兵刃既に接シ。賊軍兵ヲ棄テ、走リ。且ツ舟ニ遁ル神軍北ルヲ追テ塩釜ニ至リ。神軍亦舟シテ宰相島ニ上リ。大鬨三呼シテ凱旋ス。此ヲ例祭ト為ス。三衡ノ時之ヲ行フ。秀衡ノ子和泉忠衡等之レヲ奉行シ。事古記ニ見ユ。是乃チ太古二神。夷賊征討ノ因ナリ。留主氏後之レヲ廃ス。常陸鹿島社ニ似タル祭典アリ。之ヲ御軍祭ト称ス。祭日同シカラス。七月十日夜之レヲ行フ。而シテ彼ハ神功皇后征韓ノ日ニ起ル。神徳ヲ以テ称号ト為シテ今ニ至ル。分辨シ可カラサル者。或ハ恐クハ之レ有ラン。鹿島志ニ。三代実録ヲ引テ云ク。貞観八年正月廿日。常陸国鹿島宮司言フ。大神ノ苗裔三十八社。陸奥国ニ在リ。古老云々。延暦以還大神封物ヲ割キ。後ノ諸神社ニ奉幣シ。弘仁而還絶テ奉セス。是ニ由リ諸神崇ヲ為ス。物怪寔ニ繁シ。嘉祥元年。請テ幣奉シテ彼ニ向フ。陸奥旧例無シテ称シテ聴カレス。入関ノ宮司等関外ノ河辺ニ於テ。幣物ヲ抜棄テ、帰ル。自後神崇止マス。境内旱役彼国ニ下知シ。関ニ出入シ諸神ニ奉幣スルヲ聴シ。以テ神怒ヲ解ク。其幣大神封物ヲ用フ云々。

古　瓦

多賀城墟及ヒ塔ケ原ニ出ツ。[註16]已ニ詳ニス。蓋瓦多ク野焼兵燹ヲ経。夫ノ硯材ニ作ルカ若キ者。宜ク焼ヲ経サルモノヲ撰フヘシ。又タ案内里西安養寺ノ跡。[註17]亦タ之ヲ出ス。其質多賀城出ス所ノ者ト全ク同シ。而シテ世之ヲ知ル者希ナリ。観蹟聞老志ニ曰ク。事ヲ好ムモノ多賀城。及ヒ木ノ下ノ古瓦ヲ取リ。以テ硯ト為ス。堅剛細密書房ノ具ト為スニ足ル。

註1　享保四年（一七一九）完成。著者は仙台藩の画家・儒学者佐久間洞巌。仙台藩四代藩主伊達綱村の命により編纂された、仙台藩最初の地誌。歴史、名所旧跡、和歌、物語、紀行文など広範にわたる事象が記載されている。

註2　陸奥国分寺跡をさす

註3　紀行文「都のつと」のこと。作者は僧宗久（生没年不詳）。南北朝時代の観応年間（一三五〇～一三五一）、筑紫を出て歌枕の地を訪ねながら諸国を巡り歩いた際の見聞・感想などが綴られている。

註4　佐久間洞巌は、多賀城と多賀国府が別地点であるとしている。

註5　延暦以降、弘仁の頃（七八二～八二三）に成立したとされる「日本総国風土記」のこと。しかし、江戸時代の国学者中山信名は、元禄・宝永の頃（一六八八～一七一〇）に作成された偽書であるとし、現在一般的にこの見解が容認されている。佐久間洞巌は、仙台藩の儒者田辺希賢によって同書の存在を知り、正徳元年（一七一一）借用のうえ書写し、「奥羽観蹟聞老志」にその内容を紹介している。後、洞巌は新井白石に、この書物について意見を求めたのに対し、白石は「日本総国風土記」が偽書であることを伝えたが、洞巌は容易に納得しなかったという。

註6　文治年間（一一八五～一一八九）の成立で、作者は、僧で歌人でもあった藤原顕昭。壺碑に初めて説明を加えた書で、壺碑が好んで歌に詠み込まれた時期に記された。江戸時代中期以降、市川村にある「壺碑」は「多賀城修造碑」で、歌に詠み込まれた「壺碑」は南部藩にあるとの考えが出されるが、南部壺碑説の根底を成したのが「袖中抄」の記載である。

註7　寛保元年（一七四一）上梓。著者は佐久間洞巌の弟子であった佐藤信要で、仙台藩五代藩主伊達吉村の時代、郡奉行萱場高寿の指示により編纂。

註8　安永元年（一七七二）成立。著者は仙台藩儒学者田辺希文。安永の風土記書上編纂事業で集成された資料をもとに、仙台藩七代藩主伊達重村の命により編纂した。

註9　安永二年（一七七三）から九年（一七八〇）にかけて成立。仙台藩が領内の各村に命じ、諸般の事項について書出し、提出させたもの。田辺希文の子希元が中心となって編纂した。

註10　鹽竈神社左宮二禰宜の家で、「留守分限帳」（戦国時代に宮城郡東部の国人であった留守氏の、直属家臣団全員の知行高を記したもの。「御館之人数」「宮うとの人数」「里之人数」の三種三冊より成る）の「宮うとの人数」に「清太夫」と見えるのが祖先で、八貫四百文の知行をもつ古い社家である。寛永二一年（一六四四）の知行目録には「清太夫助左衛門」、宝永元年（一七〇四）には鈴木河内守と見え、正徳五年（一七一五）には鈴木壱岐守と改め、従六位上の官位を与えられている。二禰宜の家でこの鈴木家だけが、寺の事務を司る長である番頭役を務めている。

註11　文化六年（一八〇九）刊。著者は瑞鳳寺（瑞鳳殿の菩提寺）一四世住職の南山古梁。

註12　壺碑の名声が高まるにつれて、拓本への需要も多くなったが、仙台藩では碑から濫りに拓本をとることを禁じていたことがこの一文からうかがえる。こうした藩の方針により拓本用の版木から摺られた拓本が広く流通していることも、続く文言からわかる。

註13　文化八年（一八一一）成立。著者「遠猪走道知」は、大崎八幡神社神官の大場雄渕のことと考えられている。

註14　多賀城碑の地中の深さを記した唯一の史料。この深さまで掘る機会があったのだろうか。

註15　文政五年（一八二二）成立。著者は仙台藩儒学者舟山萬年。鹽竈・松島の勝景を記す全書がないことを憂い、自ら現地へ赴いて文章・図を成した。

註16　多賀城廃寺跡をさす

註17　多賀城第Ⅱ期以降及び陸奥国分寺の瓦を焼成した瓦窯跡群がこの一帯で確認されている。

第二節　名所

一目玉鉾　井原西鶴　元禄２年（1689）刊

一目玉鉾（ひとめたまほこ）は北海道から壱岐・対馬迄に至る全４巻の絵入り地誌。街道から見た地名や名所などの位置関係が示されているが、その一方で地形などは意識されていない。実景とはかけ離れているものの、この書において壺碑が初めて図化された。時期的には覆屋が建立される前である。

仙台領分名所手鑑　伊達宗村・狩野典信　18 世紀半ば　仙台市博物館蔵

仙台領分名所手鑑（てかがみ）は仙台藩六代藩主伊達宗村（1718 ～ 1756）が詠んだ松島をはじめとする名所の和歌の直筆と、狩野派再興に尽くした狩野典信（みちのぶ）による日本画を一組とし、計 30 組から成る。成立時期からみれば既に覆屋があるが、碑のみ描かれ、さらに実景に即したものにもなっていない。

東国名勝志　宝暦 12 年（1762）

東国名勝志は歌枕絵抄ともいうべきもので、歌枕は東国、特に奥州に顕著であるという意識が古くからあり、本書はそれに拠って編まれた画入本と解釈される（『日本名所風俗図会』角川書店）。ここに描かれた壺碑と周辺の風景は、「一目玉鉾」に類似した構図となっている。

坪碑考証　藤塚知明　天明 3 年（1783）

壺碑の碑文の文言について注釈を加えた考証本。著者は鹽竈神社の神官。本書中の挿図「陸奥国宮城郡市川郡多賀城鎮迹之図」は、碑の覆屋が描かれた最も古い図である。さらに従来の絵図に比べ、碑周辺の状況が正確に描かれており、現地を見て作成されたものと考えられる。

芭蕉翁絵詞伝

狩野正榮至信　寛政４年（1792）　義仲寺蔵

芭蕉の百回忌を翌年に控えた寛政４年の芭蕉命日に、芭蕉の墓がある義仲寺芭蕉堂に奉納された。おくのほそ道における情景を描いており、苔むした碑を見る芭蕉と曽良が中央に見える。なかでも、身を乗り出して碑文に見入る芭蕉の姿が印象的である。

東山奇勝図　淵上旭江　寛政８年（1796）　岡山県立美術館蔵

東山奇勝図は陸奥・出羽の優れた景色を描いたもので、天・地２帖からなる。他に山陰・山陽・南海・西海・五畿・東海・北陸それぞれの奇勝図がある。各地をすべて実見したわけではなく、先行する何らかの図様を用いたものであろうとされている（『はるかみちのく』東北歴史博物館　2001）。この図に見える壺碑周辺の風景も、先行する「一目玉鉾」や「東国名勝志」と同じ構図である。

陸奥紀行　宣俊撰、坂口員正画　寛政８年（1796）写　東北大学付属図書館蔵

陸奥紀行（みちのくきこう）は明和６年（1769）の東北地方の旅日記に名所風景十数点が添えられたもの。覆屋の形が「坪碑考証」とは異なり、下半部のみ四面格子で囲う構造となっている。右下、道の分岐点に見えるのが、つぼのいしぶみ道標かと思われる。

奥州名所図会　菅原曲渓　文化 14 年（1817）刊

作者の菅原曲渓（すがわらきょくけい）は塩竈西町の出で、仙台藩御用絵師小池曲江（こいけきょくこう）の弟子という。塩竈の版元前田屋茂三郎により印刷刊行された。

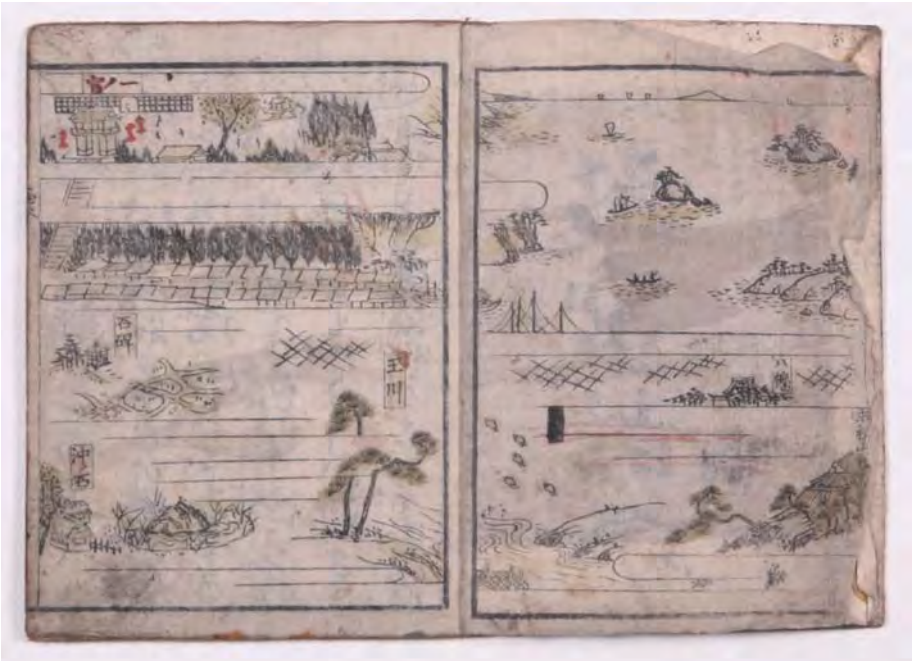

塩竈詣　文政８年（1825）塩竈市民図書館蔵、塩竈市教育委員会写真提供

塩竈詣（しおがまもうで）は、仙台城下から鹽竈神社までの道沿いに点在する名所旧跡を紹介しながら、神社へと誘う案内書で、冒頭にある絵図には、本文中にみえる多賀城、塩竈、松島の名所が一目で見渡せるように描かれている。左端、「石碑」とあるのが壺碑である。

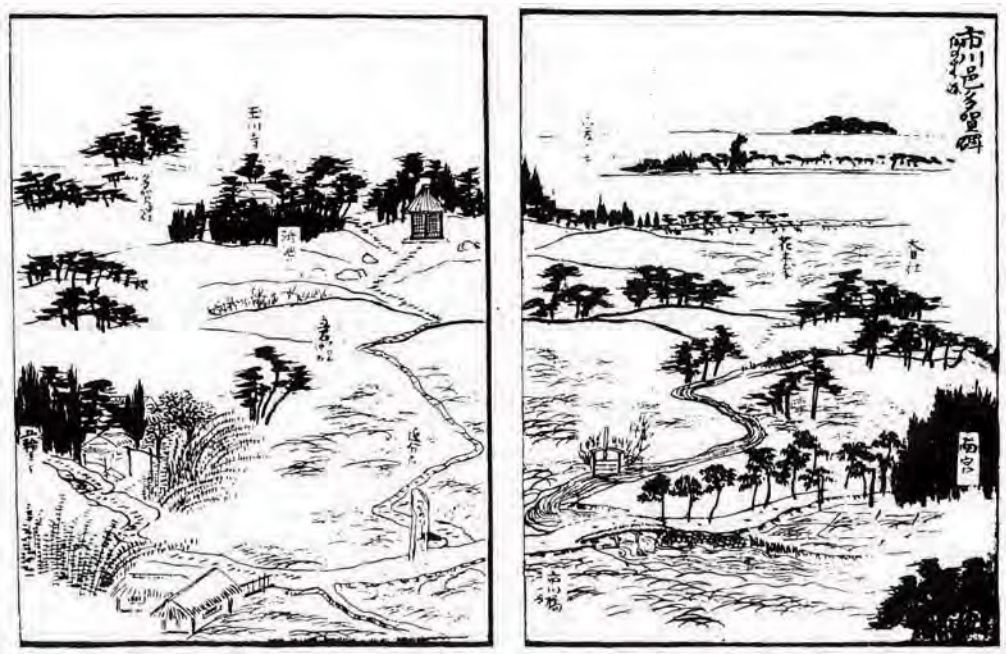

奥州名所図会　大場雄渕　19 世紀初　仙台市博物館蔵

大崎八幡神社の神官であった大場雄渕（おおばおぶち）の作。仙台藩内の自然・風俗・行事などを文章や絵で記述している。寛政９年（1797）成立の「東海道名所図会」にならって編まれたこと、表題からすれば白河関から始めるべきであるが、かつて多賀の国府があったため今仙台があって東の鎮めとなっており、名勝に至っては松島があるなどの理由から、宮城郡から始めることが凡例に記されている。文化７年（1810）頃には一部草稿ができていたようであるが、ついに出版されることはなかった。

「市川邑多賀碑」　中央下に「追分石」と記されたつぼのいしぶみ道標が見える。現在は多賀城碑のすぐ北に移設されているが、もとはこの場所、塩竈街道との分岐地点にあった。玉川寺左手に多賀神社とあるのは、現在の浮嶋神社である。

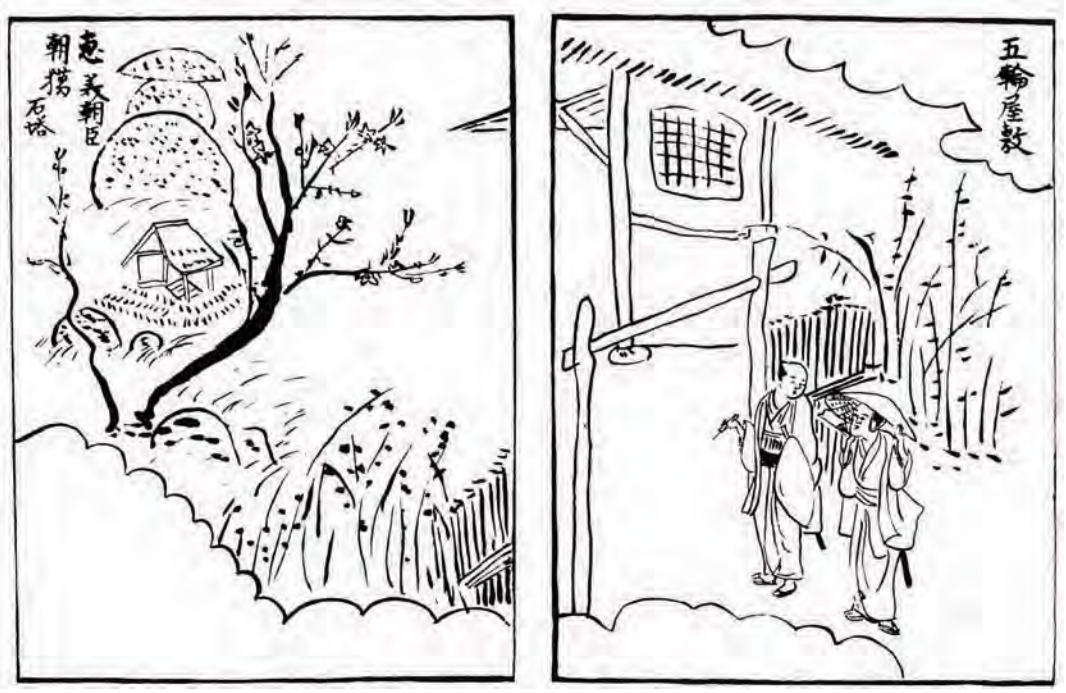

奥州名所図会　大場雄渕　19 世紀初　仙台市博物館蔵

「五輪屋敷　多賀城跡より西北にあたれり。街道の傍、農家の宅地をいふなり。鎮守府将軍藤原恵美朝臣朝獦の五輪と云う塔あり（これを以て宅地の名とす）塔石大いに古く、かけ崩れて、僅かに二石を残す。塔の前に小祠を建つ」との説明文がある。

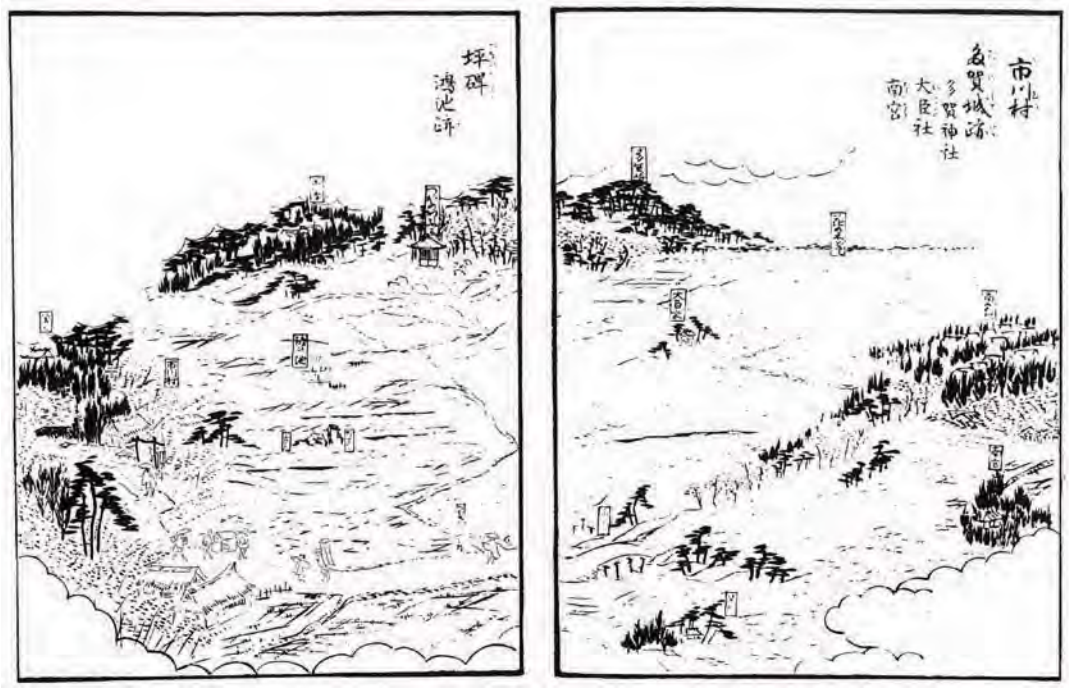

奥州名所図会　大場雄渕　19 世紀初　仙台市博物館蔵

「市川村」 塩竈街道を行き交う人々の姿が描かれている。

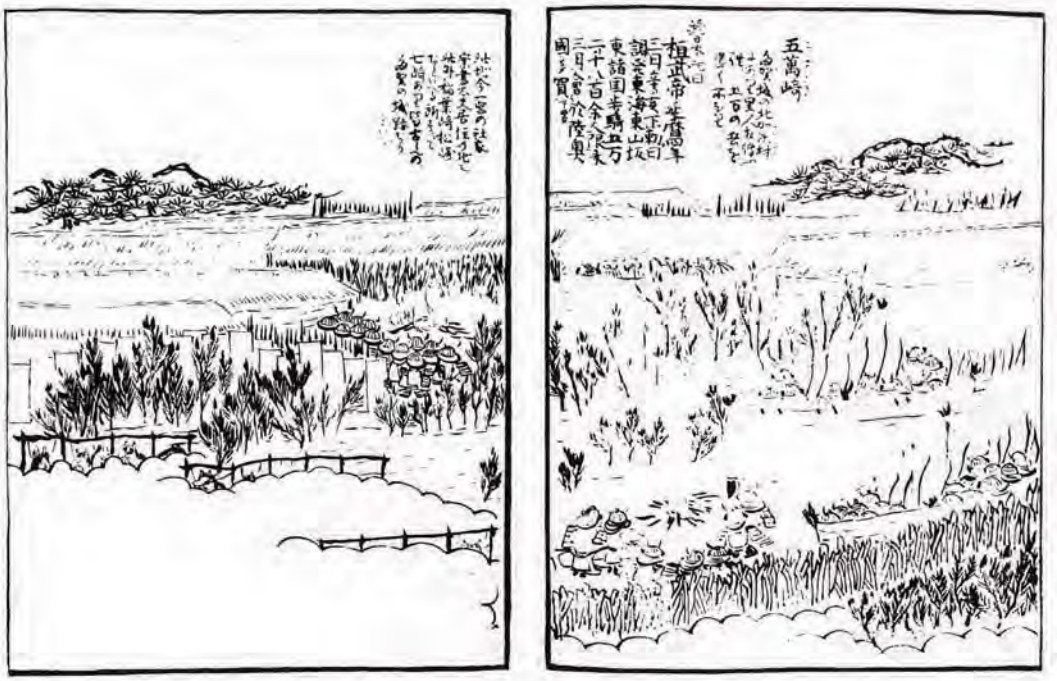

奥州名所図会　大場雄渕　19 世紀初　仙台市博物館蔵

「五万崎　多賀城の北、加瀬村にあり。里人相伝ふ、往昔五万の兵を置く所なり」「此地今一宮の社家案書太夫居住の地也。此外稲葉崎松崎などいへる所すべて七崎あり。皆古しへの多賀の城跡なり」との説明文がある。五万崎は市川地区内にある地名であるが、名所図会では現在の利府町加瀬にあると記す。

奥州名所図会

大場雄渕　19 世紀初　仙台市博物館蔵

「五輪屋敷　市川村の内なり　多賀の城跡の西北、貴布祢の社の前、海道の左傍農家の宅地名なり。天平宝字のむかし、鎮守府将軍藤原朝臣朝獦の五輪と云う塔石あり。欠け崩れて二石を残す。塔の前に小祠を立て、五輪やしきと云。このやしきの向ふに、碑へすぐ道の標石あり。道のひがしに、八幡の祠あり。多賀と同時の社なりと云ひ伝ふ」

説明文中にある「碑へすぐ道の標石」とは、『仙台金石志』にみえる「市川邑坂上路傍碑」を指すと考えられる。同じく『金石志』にある「市川邑橋北路傍碑」は、現在多賀城碑北側に立つ「つぼのいしぶみ道標」のことであるが、この坂上路傍碑は所在不明となっている。

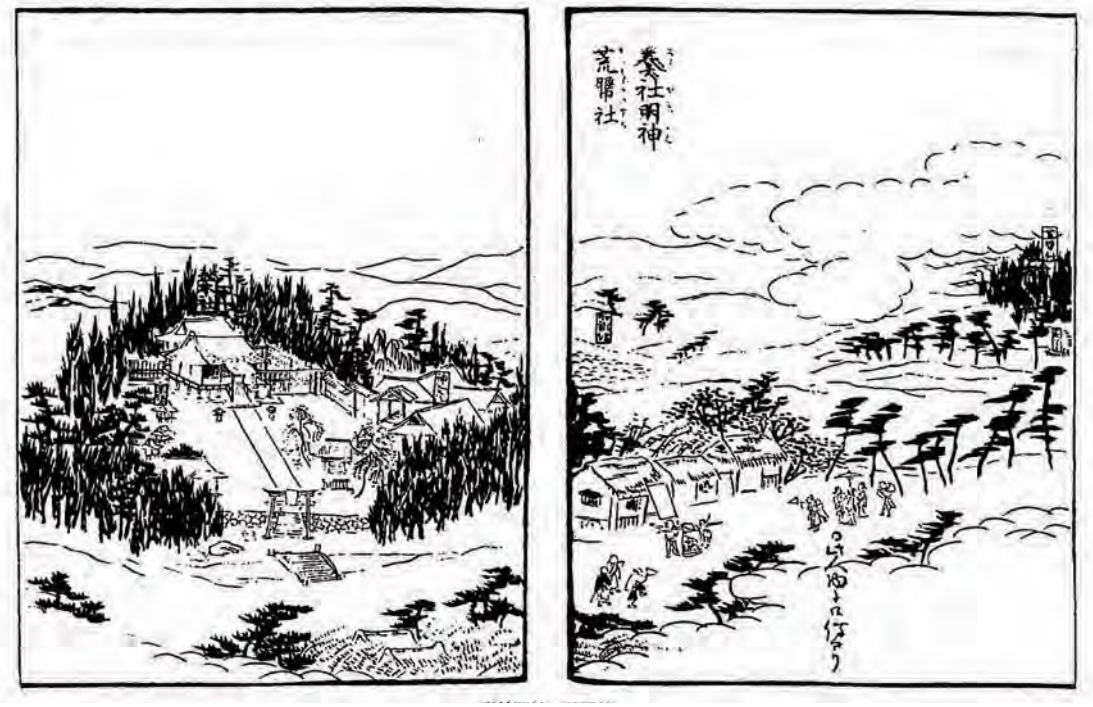

「末社」部分

奥州名所図会　19 世紀初　仙台市博物館蔵

「奏社明神　荒脛社」

奏社宮の神宮寺であった神奏院が、現在の社務所の位置にあったことがわかる。また、拝殿に向かって左手には「末社」の記載とともに建物が数棟描かれている。

奥州仙台名所尽集　19 世紀初　仙台市博物館蔵

奥州仙台名所尽集は、江戸時代、19 世紀初頭に編纂された名所旧跡の案内書。仙台城下芭蕉辻から松島に至る街道沿いの名所 15 景を 22 面に描き、各面に狂歌を載せる。狂歌作家は江戸または仙台の人と推測されるが、画工も版元も明らかではないという。

「奏者宮　はかま着て　いつる土筆も　たれ人を　むかふそう者の　神の廣前　柳もとこ」

奥州仙台名所尽集

19 世紀初　仙台市博物館蔵

「壺碑　道遠き　月の都に　ゆく雁の　もじもうつせる　つほの石文　六徳園靏丸」

第一三章　近現代の市川の風景

市川橋（明治 39 年）
市川橋竣工記念

五万崎（昭和 32 ～ 39 年）
市川橋の北東、塩竈街道の坂道が始まるあたり。

城前（昭和 32 ～ 39 年）
画面左に「つぼのいしぶみ道標」が見える。

丸山（昭和 32 ～ 39 年）

作貫（昭和 32 ～ 39 年）

田屋場（昭和 32 ～ 39 年）

五万崎（昭和 40 ～ 43 年）

田屋場（昭和 40 ～ 43 年）
多賀城南門がある丘の東側に商業看板が立てられている様子。

市川橋（昭和 44 年）

城前（昭和 44 年）
画面中央に多賀城神社の鳥居が見える。

大畑（昭和 45 ～ 46 年）

五万崎（昭和 45 ～ 46 年）
菊池家の古い墓地。

坂下（昭和 47 ～ 48 年）
多賀城南辺築地付近。

立石（昭和 49 ～ 50 年）
現在のあやめ園付近。

田屋場（昭和 51 ～ 52 年）
右手が政庁跡。左手は多賀城碑。

陸奥総社宮（昭和 53 ～ 54 年）
陸奥総社宮境内。右手の社務所のあたりに神奏院があった。

五万崎（昭和 53 ～ 54 年）
正楽寺墓地への入り口。

貴船神社（昭和 55 年）
覆屋の屋根には、萱が葺かれていた。

立石（昭和 62 年）
現在のあやめ園付近。

多賀城神社（平成 16 年）
多賀城神社祭礼の風景。

参考文献

浅野勝宣・畠山未津留『宮城の標石　第一集』二〇〇三
岩本裕『日本佛教語辞典』一九八八
宇井伯寿『コンサイス仏教辞典』一九八四
大塚徳郎・竹内利美ほか『宮城県の地名』一九八七
大槻文彦「多賀城多賀国府遺蹟」『考古学雑誌』第一巻第五号
一九一一
小澤操『多賀城旧十三ヶ村　村邑の石碑』二〇二一
加藤政久『石仏偈頌辞典』一九九〇
加藤政久『続石仏偈頌辞典』一九九三
加藤政久『石仏使用語辞典』二〇〇五
川勝政太郎『偈頌　川勝政太郎講述』一九八四
川口謙二『日本の神様読み解き事典』一九九九
菊地勝之助『修正増補　仙台地名考』一九七八
菊池武一・司東眞雄『宮城縣史17　金石志』一九五六
経済企画庁総合開発局『土地分類図』一九七二
庚申懇話会『日本石仏事典』一九七五
庚申懇話会『石仏調査ハンドブック』一九八一
小嶋博巳『平成13・14年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(1)）研究成果報告書　廻国供養塔データベースの構築と分析』二〇〇四
佐々木慶市『宮城縣史2　近世史』一九六六
塩竈市史編纂委員会『塩竈市史』資料編　一九八二
塩竈市史編纂委員会『塩竈市史』別篇一　一九八二
司東真雄『岩手の石塔婆―東北型の板碑文化―』一九八五
鈴木正夫『宮城県北部の庚申信仰』一九八八
水藤真『棟札の研究』二〇〇五
菅田正昭「異端の神々を祀る社」『歴史読本　特集　王権の神社　古代22社の神々』二〇〇三
仙台郷土研究会『新版仙台藩歴史用語辞典』二〇一五
仙台市史編さん委員会『仙台市史　特別編5　板碑』一九九八
田代　孝「近世の回国塔と回国納経」山梨県立考古博物館　山梨県埋蔵文化財センター『研究紀要13』一九九七
多賀城市『多賀城市の市木・市花・保存樹木』一九八六
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第5巻　歴史史料（一）』一九八五
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第5巻　歴史史料（二）』一九八五
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第6巻　文学史料』一九八五
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第3巻　民俗・文学』一九八六
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第4巻　考古資料』一九九一
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第2巻　近世・近現代』一九九三
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第7巻　歴史史料（三）』一九九三
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史　第1巻　原始・古代・中世』一九九七
多賀城町誌編纂委員会『多賀城町誌』一九六七
多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会、東北工業大学ライフデザイン

学部安全安心生活デザイン学科小山研究室、多賀城市教育委員会『多賀城市の近世社寺建築調査報告書』多賀城市文化財調査報告書第一三五集二〇一七
高橋富雄ほか『宮城県地名大辞典』一九七九
高橋正巳『鹽竈神社旧社家の歴史』一九八一
谷川建一『白鳥伝説』一九八六
地質調査所『地域地質研究報告　塩竈地域の地質』一九八三
地質調査所『地域地質研究報告　仙台地域の地質』一九八六
東北歴史資料館『宮城の絵馬』一九九一
中村元『佛教語大辞典』一九八一
福田亮成『新国訳大蔵経　密教部1』一九九八
古川左京『鹽竈神社史』一九三〇
星野輝男「風土記の系譜と伝統」『兵庫地理』32　一九八七
本郷　馨『光　塩竈多賀城七ヶ浜神社誌』一九七三
三塚源五郎『多賀城村聚落の機構　地名の研究』一九三三
三塚源五郎『多賀城六百年史』一九三七
宮城県教育委員会『絵馬調査報告書』一九九〇
宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九七三　多賀城跡』一九七四
宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八〇　多賀城跡』一九八一
宮城郡教育会『宮城郡誌　全』一九二八
宮城県神社庁『宮城縣神社名鑑』一九七六
宮城県桃生郡河北地区教育委員会「第二章　近世編（各種近世塔）」『北上川下流域のいしぶみ』一九九四
山梨県『山梨県棟札調査報告書　郡内Ⅰ』一九九五
山梨県『山梨県棟札調査報告書　国中Ⅰ』一九九六
湯浅吉美『日本暦日便覧　下』一九八八
吉田東伍『大日本地名辞書　奥羽』一九〇二

図版番号	場所	名称	年代		石材	法量（cm）			備考	登録番号
						高さ	巾	厚さ		
市川村										
板碑										
1	坂下Ａ	板碑	弘安10	1287	アルコース	223.7	59	56		1077
2	五万崎Ｄ	板碑	正和元	1615	アルコース	(80)	63	9.5		1047
3	城前Ｂ	板碑			アルコース	140	45	26		997
4	大畑Ａ	板碑			アルコース	(138)	62	60		1042
5	城前Ａ	板碑			アルコース	(90)	77	26		1041
6	大畑Ｂ	板碑			？	？	？	？		1074
7	佐藤家墓地	板碑			アルコース	(186)	60	33		1125
8	佐藤家墓地	板碑			アルコース	(109)	70	29		1126
供養塔										
9	城前Ｃ	水神塔	明治27	1894	縞状砂質泥岩（井内石）	(77)	39	17		1003
10	城前Ｂ	名号塔	貞享4	1687	アルコース	197	95	19		987
11	城前Ｂ	名号塔	元禄4	1691	デイサイト	125	52	28		988
12	城前Ｂ	名号塔	元禄16	1703	アルコース	168	63	30		989
13	城前Ｂ	名号塔	享保7	1722	アルコース	180	63.5	28		990
14	城前Ｂ	湯殿山大権現	享保19	1734	アルコース	121	60	27		991
15	城前Ｂ	名号塔	寛政5	1793	アルコース	109	41	33		992
16	城前Ｂ	湯殿山　金毘羅山　秋葉山	文化8	1811	アルコース	167	74	38		993
17	城前Ｂ	無縁供養塔	文化9	1812	アルコース	150	110	36		994
18	城前Ｂ	馬頭観世音	嘉永7	1854	アルコース	200	86	39		995
19	城前Ｂ	馬頭観世音	慶応3	1867	アルコース	93	89	43		996
20	城前Ｂ	名号塔			アルコース	209	68	42		1002
21	城前Ｂ	普門品寫石三界萬霊等			アルコース	208	49	33		998～1000
22	貴船神社	如意輪観音半跏像				63	35	27		1261

23	貴船神社	聖観音立像	明和4	1767	デイサイト	107	74	49		1053
24	貴船神社	庚申塔	安永9	1780	アルコース	134	107	57		1052
25	金堀	山神塔	寛政4	1792	アルコース	(120)	70	43		1043
26	大畑B	（蛇）	明治44	1911	縞状砂質泥岩（井内石）	68	26	5		1075
27	坂下B	水神塔			アルコース	33	24	20		1051
28	丸山B	馬歴神社	昭和16	1941	縞状砂質泥岩（井内石）	(149)	60	8		1054
29	丸山B	三犬神	昭和16	1941	縞状砂質泥岩（井内石）	(68)	31	2		1055
30	五万崎C	稲荷大明神	天保		アルコース	60	41	28		1048
31	五万崎C	弘法大師坐像	明治37	1904	デイサイト	43.5	32	16		1049
32	五万崎C	山神塔			アルコース	42	31	12		1050
33	六月坂	馬頭観世音	明治27	1894	縞状砂質泥岩（井内石）	(70)	42	12		1069
34	六月坂	馬頭観世音	明治41	1908	縞状砂質泥岩（井内石）	(55)	35	5		1070
35	六月坂	馬頭観世音	明治42	1909	アルコース	(72)	41	19		1071
36	六月坂	馬頭観世音	大正元	1912	アルコース	(59)	26	17		1072
37	加瀬沼	水神塔	昭和13	1938	玄武岩	119	92	51.5		1006
38	丸山A	山神塔			アルコース	(98)	35.5	20		1045
39	陸奥総社宮	南無子安観世音	寛政7	1795	アルコース	(88)	56	17		1058
40	陸奥総社宮	馬頭観世音	嘉永元	1848	玄武岩	(55)	31	22		1059
41	荒脛巾神社	地蔵菩薩立像	宝暦3	1753	？					1024
42	荒脛巾神社	地蔵像	明治31	1898	？					1025
43	荒脛巾神社	馬頭観世音	明治32	1899	縞状砂質泥岩（井内石）	(84)	42	4		1010
44	荒脛巾神社	聖徳太子	明治30	1897	縞状砂質泥岩（井内石）	(172)	54	8		1009
45	荒脛巾神社	水金神	明治32	1899	縞状砂質泥岩（井内石）	(96)	49	7		1011
46	荒脛巾神社	妙見神社	明治33	1900	縞状砂質泥岩（井内石）	(93)	44	12		1012
47	荒脛巾神社	土金雷神　火雷神 雨雷神　風雷神	明治33	1900	縞状砂質泥岩（井内石）	(95)	40	12		1013
48	荒脛巾神社	風神　水神　四天王神	明治34	1901	縞状砂質泥岩（井内石）	(120)	46	10		1015
49	荒脛巾神社	斗蔵神社	明治34	1901	縞状砂質泥岩（井内石）	(84)	45	5.5		1014

50	荒脛巾神社	與市大神	明治36	1903	縞状砂質泥岩（井内石）	(83)	45	6		1016
51	荒脛巾神社	空気雷神	明治38	1905	縞状砂質泥岩（井内石）	(92)	46	6		1019
52	荒脛巾神社	（鳥居）	明治43	1910	縞状砂質泥岩（井内石）	70	37	7		1021
53	荒脛巾神社	ニ荒神社	明治38	1905	縞状砂質泥岩（井内石）	(180)	65	8		1020
54	荒脛巾神社	敷石奉納			縞状砂質泥岩（井内石）	(161)	36	5		1022
55	荒脛巾神社	地蔵菩薩坐像	昭和17	1942	デイサイト？	本体：62 台座：25	51 64	32 55		1023
56	荒脛巾神社	菩薩立像			デイサイト	(58)	30	22		1029
57	荒脛巾神社	地蔵菩薩坐像	明治44	1911	？	？	？	？		1026
58	荒脛巾神社	地蔵菩薩坐像			？	？	？	？		1027
59	荒脛巾神社	地蔵菩薩坐像			？	？	？	？		1028
60	城前D	雷神	文政11	1828						1287
61	玉川寺	山神塔	明治24	1891	縞状砂質泥岩（井内石）	130	52	12		1056
62	玉川寺	普門品写石三界萬霊等			縞状砂質泥岩（井内石）	281	41	16		1057
高低几号標・道標										
63	大久保	高低几号標			玄武岩	(53)	(105)	(81)		1004
64	田屋場	つぼのいしぶみ道標	享保14	1729	縞状砂質泥岩（井内石）	(190)	34.5	17		983
65	古梅園	つぼのいしぶみ道標	享保14	1729		(151)	30	32.5		986
66	坂下C	道標	大正13	1924	本体：デイサイト 台石：？	163 (20)	103 137	48 133		1040
67	高平踏切前	道標	明治35	1902	縞状砂質泥岩（井内石）	(98)	18	18		1008
68	伊保石	道標	寛政		縞状砂質泥岩（井内石）	(66)	21	17		1037
69	伊保石	道標			縞状砂質泥岩（井内石）	(54)	35	5		1038
70	伊保石	道標			縞状砂質泥岩（井内石）	(176)	30	17		1039
石鳥居・幟立・石燈籠・手水鉢										
71	陸奥総社宮	手水鉢	天和3	1683	デイサイト	(54)	71	45		1252
72	陸奥総社宮	石燈籠	正徳元	1711	熔結凝灰岩	(125)	笠一辺：41			1065
73	陸奥総社宮	石燈籠	正徳元	1711	熔結凝灰岩	(99)	笠一辺：40			1066
74	陸奥総社宮	竿石	安永2	1773	デイサイト	(25)	15.5	15		1251

75	陸奥総社宮	石燈籠	元治2	1865	デイサイト	(117)	笠一辺：53			1060
76	陸奥総社宮	石燈籠	元治2	1865	デイサイト	(142.5)	笠一辺：52			1061
77	陸奥総社宮	石鳥居	大正12	1923	縞状砂質泥岩（井内石）					1064
78	陸奥総社宮	石燈籠	明治15	1882	デイサイト	(64)	29	30.5		1062
79	陸奥総社宮	石燈籠	明治15	1882	デイサイト	(144)	笠一辺：54			1063
80	陸奥総社宮	幟立	大正3	1914	縞状砂質泥岩（井内石）	(105)	19	15		1248
81	陸奥総社宮	幟立	大正3	1914	縞状砂質泥岩（井内石）	(111)	19	15		1249
82	陸奥総社宮	石燈籠	昭和15	1940						1250
83	陸奥総社宮	石燈籠	昭和15	1940						1288
84	大畑B	石鳥居	昭和4	1929	玄武岩	？	？	？		1076
85	荒脛巾神社	石燈籠	明治36	1903	熔結凝灰岩	本体：153 台座：14	笠一辺：65 台座一辺：42			1017
86	荒脛巾神社	石燈籠	明治36	1903	熔結凝灰岩	本体：153 台座：16	笠一辺：62 台座一辺：43			1018
87	荒脛巾神社	幟立	明治38	1905	縞状砂質泥岩（井内石）	(105)	19	15		1034
88	荒脛巾神社	幟立	明治38	1905	縞状砂質泥岩（井内石）	(111)	19	15		1035
89	荒脛巾神社	石燈籠			凝灰岩	133	笠一辺：35			1031
	荒脛巾神社	石燈籠			凝灰岩	116	笠一辺：36			1030
90	荒脛巾神社	石燈籠			縞状砂質泥岩（井内石）	146	笠一辺：61			1033
	荒脛巾神社	石燈籠			縞状砂質泥岩（井内石）	？		？		1032
	荒脛巾神社	手水鉢			？	(58)	100	70		1036
91	多賀神社	石燈籠			凝灰岩	114	笠一辺：53			1258
92	多賀神社	石燈籠			凝灰岩	171	笠一辺：81			1259
	多賀神社	手水鉢			デイサイト？	28	59	44.5		1260
93	志賀家墓地	石燈籠			縞状砂質泥岩（井内石）	(117)	18	17		1205
94	金堀	手水鉢	昭和13	1938	コンクリート	51.5	74.5	43		1044
記念碑・顕彰碑・沿革碑ほか										
95	城前B		文政12	1829	アルコース	64	92	66		1001
96	多賀城神社	明治天皇御聖蹟			縞状砂質泥岩（井内石）	(256)	43	29		1068

97	多賀城神社	後村上天皇御坐之処			縞状砂質泥岩（井内石）	(207)	141	34		1067
98	五万崎Ｂ	明治天皇御小休所	明治9	1876		(181)	53	29		1285
99	陸奥総社宮									1289
100	田屋場	御即位紀念風致林	大正4	1915	縞状砂質泥岩（井内石）	(205.5)	39	17		985
101	田屋場	芭蕉翁礼賛碑	昭和2	1927	縞状砂質泥岩（井内石）	(225.5)	81	19.5		984
102	加瀬沼	定約碑	昭和13	1938	縞状砂質泥岩（井内石）	(296)	140	19.5		1007
103	加瀬沼	加瀬溜井普通水利組合設立沿革記念碑	昭和5	1930	縞状砂質泥岩（井内石）	(230)	84.5	17		1005
墓標										
104	志賀家墓地	○神子性安妙本禅女	延宝3	1675	アルコース	96	42	(30)		1165
105	志賀家墓地	圓　性本禅定門	宝永4	1707	アルコース	(62)	58	16		1166
106	志賀家墓地	圓　花室浄蓮禅定門	正徳1	1711	デイサイト	88	(38)	32		1167
107	志賀家墓地	（地蔵菩薩立像）　廓□妙然信女	享保7	1722	デイサイト	66	35	?		1168
108	志賀家墓地	（地蔵菩薩立像）	享保9	1724	デイサイト	74	37	18		1169
109	志賀家墓地	○金正妙鐵信女	享保17	1732	アルコース	(58)	45	(21)		1170
110	志賀家墓地	（地蔵菩薩立像）　□□禅定門	享保18	1733	デイサイト	(50)	39	20		1171
111	志賀家墓地	（地蔵菩薩立像）　雲外一峰善士	享保18	1733	デイサイト	(55)	39	22		1172
112	志賀家墓地	（地蔵菩薩立像）　月清□定門	享保18	1733	デイサイト	(45)	43	25		1173
113	志賀家墓地	○□安利道信士	享保19	1734	デイサイト	85	38	38		1174
114	志賀家墓地	○實山浄意信士	元文5	1740	アルコース	91	33	(30)		1175
115	志賀家墓地	○千峰松月	延享3	1746	アルコース	(45)	(27)	24		1176
116	志賀家墓地	卍心眼妙法童女	延享3	1746	デイサイト？	80	37	(20)		1177
117	志賀家墓地	卍夏雲妙照信女	宝暦7	1757	アルコース	(50)	31	(24)		1178
118	志賀家墓地	○炎空妙禅信女	明和3	1766	デイサイト	(60)	52	41		1179
119	志賀家墓地	○妙全信女	明和9	1772	デイサイト	(40)	37	19		1180
120	志賀家墓地	○橋水不流禅男	安永7	1778	アルコース	(48)	(28)	11		1181
121	志賀家墓地	○西顔貞方大姉	天明1	1781	デイサイト	94	80	(28)		1182
122	志賀家墓地	○貧学夭運信士 夏屋妙体信女	天明2 天明2	1782 1782	アルコース	70	37	(17)		1183

123	志賀家墓地	○還譽妙安信□	天明6	1786	アルコース	(119)	59	34		1184
124	志賀家墓地	○本源自性居士 蓮室妙華大姉	明和6 天明7	1769 1787	デイサイト	(110)	67	64		1185
125	志賀家墓地	○正誉妙貞信・・・	寛政4	1792	デイサイト	(55)	61	48		1186
126	志賀家墓地	志賀伊勢守藤原廣隆	寛政5	1793	アルコース	92	59	42		1187
127	志賀家墓地	○法屋妙輪信女	寛政12	1800	デイサイト？	60	37	？		1188
128	志賀家墓地	○本覚道円近事士	享和1	1801	アルコース	(64)	64	(41)		1189
129	志賀家墓地	同雲詠月・・・	文化3	1806	デイサイト	108	68	52		1190
130	志賀家墓地	○鐵應良船信士	文政4	1821	アルコース	78	55	(10)		1192
131	志賀家墓地	志賀信濃守藤原廣正	文政3	1820	アルコース	(89)	53	35		1191
132	志賀家墓地	寿霊貞勝大姉	文政8	1825	アルコース	71	48	16		1193
133	志賀家墓地	安倍千保	弘化3	1846	アルコース	(72)	68	22		1195
134	志賀家墓地	津幾墓	文政12	1829	アルコース	(69)	46	16		1194
135	志賀家墓地	○宗道恵玄信士 夏月妙養信女	万延1 天保7	1860 1836	デイサイト	(50)	40	(17)		1196
136	志賀家墓地	志賀陽輔藤原廣基	文久2	1862	縞状砂質泥岩（井内石）	79	35	22		1197
137	志賀家墓地	春室妙芳大姉	元治2	1865	デイサイト	72	65	(17)		1198
138	志賀家墓地	志賀豊前守藤原廣定	慶應3	1867	縞状砂質泥岩（井内石）	79	36	22		1199
139	志賀家墓地	志賀廣見	明治12	1879	縞状砂質泥岩（井内石）	73	35	25		1201
140	志賀家墓地	宮城縣士族成瀬昌直	明治12	1879	縞状砂質泥岩（井内石）	(129)	55	13		1200
141	志賀家墓地	志賀福女	明治15	1882	デイサイト	63	32	23		1202
142	志賀家墓地	・・・照禅定尼	□保		アルコース	58	61	(18)		1203
143	志賀家墓地	（地蔵菩薩立像）			デイサイト	(66)	33	23		1204
	志賀家墓地	菩薩像			デイサイト	(40)	15	10		1206
	志賀家墓地	文字不明			デイサイト？	66	57	(12)		1207
	志賀家墓地	文字不明			縞状砂質泥岩（井内石）	100	40	21		1208
	志賀家墓地	文字なし			アルコース	(103)	57	30		1209
	志賀家墓地	文字なし			デイサイト	(60)	52	37		1210
144	佐藤家墓地Ａ	月庭道秋禅男子カ 葉心妙霜禅女人	寛文1	1661	アルコース	(186)	60	33		1079

145	佐藤家墓地Ａ	了月妙喜禅定尼	寛文2	1662	アルコース	(131)	52	22		1080
146	佐藤家墓地Ａ	松岩宗古善信士 栢陰妙庭善信女	寛文5	1665	アルコース	138 基部：8	51	19		1081
147	佐藤家墓地Ａ	誠庵宗意居士 宝安妙三大姉	正徳3 享保13	1713 1728	アルコース	129	39	27		1086
148	佐藤家墓地Ａ	○堅節妙貞信女	宝暦11	1761	デイサイト？	87	48	30		1094
149	佐藤家墓地Ａ	○帰元道□禅定門　位	万治3	1660	アルコース	101	(30)	(25)		1078
150	佐藤家墓地Ａ	○幻夢童子	貞享5	1688	デイサイト	(67)	43	20		1082
151	佐藤家墓地Ａ	○定林自戒信士	宝永4	1707	アルコース	(65)	56	18		1083
152	佐藤家墓地Ａ	（地蔵菩薩立像）	正徳1	1711	デイサイト	(50)	34	23		1085
153	佐藤家墓地Ａ	慧月独照居士 蓮室妙花禅尼	延享3 宝永6	1746 1709	アルコース	(119)	40	32		1084
154	佐藤家墓地Ａ	○真空妙性信女	享保7	1722	アルコース	(86)	47	26		1089
155	佐藤家墓地Ａ	還本一無道心信士	享保9	1724	アルコース	(109)	70	29	板碑を転用	1090
156	佐藤家墓地Ａ	○清月骨霜・・・	享保		デイサイト	48	31	23		1091
157	佐藤家墓地Ａ	誠久自明上坐 眞空妙性信女	安永3 享保7	1774 1722	アルコース	132	44	33		1088
158	佐藤家墓地Ａ	（地蔵菩薩立像）　唯夢カ童女	延享3	1746	デイサイト	49	29	18		1092
159	佐藤家墓地Ａ	○白峰頂月信士	宝暦5	1755	アルコース	(118)	32	23		1093
160	佐藤家墓地Ａ	○心宗妙通信女	明和2	1765	デイサイト	82	51	23		1095
161	佐藤家墓地Ａ	○本然道照信士	安永3	1774	アルコース	(72)	57	33		1087
162	佐藤家墓地Ａ		安永8	1779	デイサイト？	(51)	37	23		1096
163	佐藤家墓地Ａ	○本翁了性信士	天明3	1783	縞状砂質泥岩（井内石）	(52)	38	6		1097
164	佐藤家墓地Ａ	○月窓智白信士	寛政1	1789	デイサイト	(65)	57	32		1098
165	佐藤家墓地Ａ	・・・枕妙禅定女	寛政5	1793	デイサイト	(50)	30	22		1099
166	佐藤家墓地Ａ	○自安道休信□	寛政11	1799	アルコース	(51)	25	19		1100
167	佐藤家墓地Ａ	○仁慶了寛信士 雪庭妙柏信女	享和1 天保8	1801 1837	アルコース	92	73	49		1101
168	佐藤家墓地Ａ	○恒穏常潤・・・	享和3	1803	デイサイト？	(61)	38	33		1102
169	佐藤家墓地Ａ	○寒岩妙松信女	文化13	1816	デイサイト	(64)	57	39		1103
170	佐藤家墓地Ａ	○夏月妙容信女	文政3	1820	アルコース	(41)	34	19		1104
171	佐藤家墓地Ａ	○秋相壽林信士	文政11	1828	デイサイト	78	59	49		1105

172	佐藤家墓地Ａ	○先露善・・・	文政11	1828	アルコース	(32)	38	28		1106
173	佐藤家墓地Ａ	○春室妙光信女	天保2	1831	アルコース	82	37	31		1107
174	佐藤家墓地Ａ	○秋林良語信□	天保6	1835	安山岩	(41)	39	28		1108
175	佐藤家墓地Ａ	○法山了栄信士	弘化4	1847	アルコース	121	(32)	39		1109
176	佐藤家墓地Ａ	瑞運義圓居士 寶室妙鏡大□	明治27 嘉永2	1894 1849	デイサイト	80	38	25		1110
177	佐藤家墓地Ａ	○圓應妙覚信女	嘉永2	1849	アルコース	84	62	43		1111
178	佐藤家墓地Ａ	○清心佑香信女	嘉永5	1852	デイサイト	(50)	44	30		1112
179	佐藤家墓地Ａ	○安要即心信士 貞誠妙操信女	文久1 明治1	1861 1868	アルコース	(84)	55	14		1114
180	佐藤家墓地Ａ	玄養善童女	慶應4	1868	デイサイト	(19)	26	10		1115
181	佐藤家墓地Ａ	観法善童女	明治10	1877	？	40	30	20		1116
182	佐藤家墓地Ａ	○菊心宋逸信女	明治21	1888	デイサイト	56	43	20		1117
183	佐藤家墓地Ａ	清岺院枱林宗鶴居位 其節院親睦妙厚大姉	明治29 明治33	1896 1900	デイサイト	72	37	25		1118
184	佐藤家墓地Ａ	○法雲妙得信女	明治30	1897	デイサイト	54	39	18		1119
185	佐藤家墓地Ａ	宗旌善童子	明治32	1899	デイサイト	31	26	16		1120
186	佐藤家墓地Ａ	見性院泰安宗雄居士 直指院繁室妙性大姉	明治39 昭和4	1906 1929	デイサイト	74	36	28		1121
187	佐藤家墓地Ａ	智カ光善童女 □泉孩女	大正4 昭和5	1915 1930	デイサイト	34	27	13		1122
188	佐藤家墓地Ａ	○法雲院寂水如眞居士 天祥院屋妙性大姉	昭和12 昭和2	1937 1927	デイサイト	73	37	27		1123
189	佐藤家墓地Ａ	法謚徳運宗儀居士 松岳妙仙大姉 元厚日新居士	昭和8	1933	デイサイト	72	36	28		1124
190	佐藤家墓地Ａ	（地蔵菩薩立像）			デイサイト？	(47)	29	(9)		1129
191	佐藤家墓地Ａ		安政5 明治10	1858 1877	デイサイト	本体：89 基壇：17	40 55	24 44		1113
192	佐藤家墓地Ａ	貟寂登カ岳・・・			アルコース	92	44	17		1127
193	佐藤家墓地Ａ	○大・・・			アルコース	(30)	37	27		1128
	佐藤家墓地Ａ	文字不明			デイサイト？	(18)	28	21		1130
	佐藤家墓地Ａ	文字不明			デイサイト？	36	18	17		1131
	佐藤家墓地Ａ	文字不明			デイサイト	(82)	65	23		1132
	佐藤家墓地Ａ	文字不明			デイサイト？	34	23	？		1133

	佐藤家墓地Ａ	文字不明			デイサイト	32	20	20		1134
	佐藤家墓地Ａ	文字不明			アルコース	(25)	27	20		1135
194	佐藤家墓地Ｂ	○安秋禅定門 梅嶺禅定尼	元禄15 享保6	1702 1721	デイサイト	(51)	57	34		1140
195	佐藤家墓地Ｂ	○法玄自灯信士	正徳5	1715	デイサイト	(92)	64	40		1141
196	佐藤家墓地Ｂ	○孝林妙竒信女	享保10	1725	デイサイト？	78	54	27		1142
197	佐藤家墓地Ｂ	○緑岩妙楊信女	享保10	1725	デイサイト	(55)	48	33		1143
198	佐藤家墓地Ｂ	（地蔵菩薩立像）	元文5	1740	デイサイト	(26)	23	13		1144
	佐藤家墓地Ｂ	文字不明			アルコース	(57)	38	(10)		1145
	佐藤家墓地Ｂ	文字不明			デイサイト	(38)	35	17		1146
199	佐藤家墓地Ｃ	○花窓妙栄信女	享保17	1732	デイサイト	80	36	(15)		1147
200	佐藤家墓地Ｃ	○了傳妙覚信女	元文4	1739	アルコース	74	47	35		1148
201	佐藤家墓地Ｃ	（地蔵菩薩立像）	寛保2	1742	デイサイト	(52)	29	15		1149
202	佐藤家墓地Ｃ	○鶴岩了樹信□	延享3	1746	デイサイト？	(51)	43	34		1150
203	佐藤家墓地Ｃ	○成天道功信士	寛延2	1749	デイサイト	(95)	88	42		1151
204	佐藤家墓地Ｃ	○真兵道壽・・・	明和2	1765	デイサイト	(56)	58	48		1152
205	佐藤家墓地Ｃ	○心空妙印信女	明和5	1768	デイサイト	71	42	(30)		1153
206	佐藤家墓地Ｃ	○清窓自涼信士	明和7	1770	デイサイト	(47)	44	26		1154
207	佐藤家墓地Ｃ	（地蔵菩薩立像）	天明1	1781	デイサイト	34	26	16		1155
208	佐藤家墓地Ｃ	兜巌幽性信士	天明4	1784	アルコース	65	23	(7)		1156
209	佐藤家墓地Ｃ	○雄岳道心信士	天明4	1784	アルコース	46	36	(16)		1157
210	佐藤家墓地Ｃ	○尋峯全量含女	寛政5	1793	デイサイト？	66	43	？		1158
211	佐藤家墓地Ｃ	○春□宗光信士	文化9	1812	デイサイト	54	33	(15)		1160
212	佐藤家墓地Ｃ	○夏雲宗栄信士 観室惠念信女	天保2 安政5	1831 1858	デイサイト	77	51	22		1161
213	佐藤家墓地Ｃ	○實參明悟信士 耄屋妙□信女	明治8 明治12	1875 1879	デイサイト					
214	佐藤家墓地Ｃ	○雪光妙竒信女			デイサイト？	(68)	(30)	23		1159
215	佐藤家墓地Ｃ	○壽山・・・			デイサイト	(50)	56	34		1163
216	佐藤家墓地Ｃ	○本然自・・・ 秋月妙光信女			デイサイト	72	(33)	(26)		1164

宮殿棟札

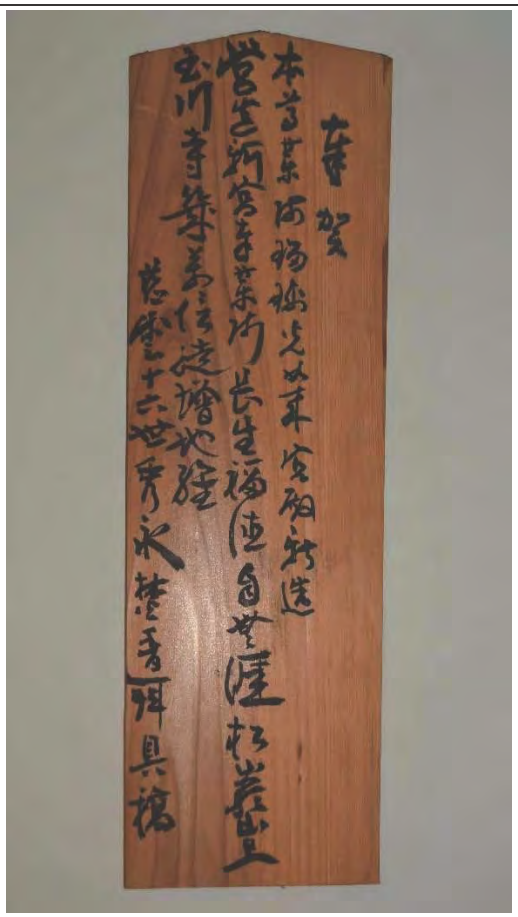

宮殿棟札　裏面

奉賀
本尊藥師瑠璃光如来宮殿新造
營造新宮奉藥師長生福徳自無涯松巖堂
玉川寺築萬信徒增地経
慈雲十六世秀永梵青舜具稿

天

地

左肘下の衣文と左背面の猪の目形たわめ

正面

背面

左側面

右側面

本堂	木造僧形坐像

安置場所：宮殿内

法　量(cm)

像高	23.7	頂–顎	7.9	耳張	5.2
面幅	4.2	面奥	6.2	胸厚（中央）	7.2
腹厚	8.6	肘張	15.4	膝張	18.4
坐奥	11.8	膝高（右）	4.3		

形　状

円頂。三道彫出。法衣をつける。袈裟をつける。袈裟は左肩から右腋を通り、さらに左上膊部にかける。左背面の下方に猪の目状にたわみを表す。両前膊部の形状は欠損して不明。両脚部は結跏趺坐か。

品質・構造

一木丸彫。左大腿部奥に木心を含む。一材からすべてを彫出。内刳なし。

両手首材別材製か。焼損をうけ、彩色の跡は見当たらない。

保存状態

本像は焼損によるひび割れや表面の炭化が生じるが、剥離・剥落はなく、状態は落ち着いている。

普段は厨子に納められ、さらに宮殿内に保管されており、秘仏となっている。

所　見

全面焼損による炭化のために形態は不明である。僧形のため、地蔵菩薩像か僧形神像か、高僧像かは不明。両手の形状からは、左前膊部の位置に削り跡が残り、右前膊部の位置にも削り跡が残る。したがって、左手に宝珠を載せた前膊部、右手に錫杖をとる前膊部の形をとる地蔵菩薩坐像であったかとも考えられる。

制作年代は、①体系は上半身は肩が張って四角くく、②顔は大きく下ぶくれの形、③面奥が深く、④耳の形は大きく「C」字形、⑤体躯は厚く、⑥坐奥が深い、⑦膝高が高いという特徴より、江戸時代以前、室町時代にさかのぼるものと考えられる。

また、⑧衣文線は左肘下方に見られるが、彫は浅いものの布の厚みを示すもので、⑨左背面下方の猪の目形たわめの表現も軟らかい布の厚みと質感が見いだせる。これらから、制作は室町時代の初期と考えられる。

宮殿の棟札によると、明治 30 年 7 月 10 日に造られ、本像は薬師如来坐像（本尊）として扱われていた。玉川寺は創建より幾度か火事に見舞われており、本像がいつ焼損したかは不明だが、焼失を逃れた仏像として大切に祀られ、本尊として信仰されたと考えられる。平成 15、16 年に本堂を再建し、この時に釈迦・普賢・文殊の三体の仏像を新造した（作者は京都の仏師）ため、本像は旧本尊として祀られていた。

玉川寺仏像調査報告書

１．寺院概要

調査地：玉川寺
住　所：宮城県多賀城市市川城前 27
宗　派：曹洞宗
来　歴：本寺はもとは天台宗であったが曹洞宗に改宗した。明治期になると玉川寺は多賀城村の役場として使用されたが、明治 26 年 2 月 21 日に火災に遭い、村の書類と共に焼失した。本寺は同年に再建された。

２．調査概要

調査日：令和3 年 2 月 27 日
調査者：東北芸術工科大学　教授　長坂一郎
　　白鷹町教育委員会　　石井紀子

多賀城市文化財調査報告書一五三集

多賀城市の歴史遺産

市川村

令和四年三月三〇日発行

編集　多賀城市埋蔵文化財調査センター
〒九八五－〇八七三
宮城県多賀城市中央二丁目二七番一号

発行　多賀城市教育委員会
〒九八五－八五三一
宮城県多賀城市中央二丁目一番一号

印刷　株式会社ホクトコーポレーション
〒九八九－三一二四
宮城県仙台市青葉区上愛子字堀切一番一三号